

第371回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
6月21日	金	本会議	開会 新任委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程13件（予算2、条例7、その他2、報告2） 提出者の説明 濱田知事 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	議案精査
25日	火	休 会	議案精査
26日	水	本会議	質疑並びに一般質問 上治議員 岡田(芳)議員 依光議員
27日	木	本会議	質疑並びに一般質問 岡田(竜)議員 西森(美)議員 久保議員
28日	金	本会議	質疑並びに一般質問 弘田議員 三石議員 委員会付託
29日	土	休 会	
30日	日	休 会	
7月1日	月	休 会	委員会審査
2日	火	休 会	
3日	水	休 会	委員会審査
4日	木	休 会	
			委員長報告 修正動議（議発第2号） 提出者の説明 細木議員 討論 坂本議員 採決 議案の追加上程（第12号—第13号） 提出者の説明

5日	金	本会議	<p>濱田知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第3号—議発第4号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第5号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第6号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第7号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第8号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第9号—議発第10号）</p> <p>討論</p> <p>はた議員</p> <p>西森(雅)議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第11号）</p> <p>討論</p> <p>土居議員</p> <p>岡田(竜)議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第12号）</p> <p>討論</p> <p>寺内議員</p> <p>岡本議員</p> <p>採決</p> <p>特別委員会の設置</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
----	---	-----	--

第371回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	4
新任委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	7
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	14

第2日（6月26日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	18
質疑並びに一般質問	
上治議員	19
1 人口減少対策（総合交付金の事業期間、終了後の対応、連携加算型に関する市町村の動向、結婚や出産の動向分析と対策、リタイア層の都市部からの短期移住戦略）について	19
2 少子化対策（青年の船・青年の翼事業の実施）について	20
3 子育て環境（小学校低学年までの子育て環境の充実、若年層へのヒアリング	

の内容と方法) について……………	21
4 中山間地域対策（農業・林業・水産業の働き盛りの年収と今後の取組）につ いて……………	21
5 集落活動センター（今後の設置と移住者の雇用促進）について……………	22
6 南海トラフ地震対策（能登半島地震の復旧・復興状況の分析、人工衛星を利用 した水道管の漏水調査、断水時の飲料水対策、工事等発注時の地域性の配 慮、高規格道路の早期整備への熱意）について……………	22
7 脱炭素社会の推進（森林吸収源対策の数値目標達成への進捗、再造林率目標 達成に向けた取組、保安林の再造林、立木市場の研究や検討、公共土木事業 での木材の積極的使用、砂防・治山堰堤への利活用、利活用できる木製品の 開発）について……………	23
8 観光振興（昨年の観光客入り込み状況、広域観光での連携と踏み込んだ議論、 高知市周辺以外の宿泊機能の維持に向けた支援、日本遺産のPR、台湾との 定期チャーター便継続の見通し、新ターミナルビル整備の進捗状況）につい て……………	25
9 指定管理施設の利用料見直しについて……………	26
濱田知事……………	27
中村人口減少・中山間担当理事……………	31
西森子ども・福祉政策部長……………	33
松村農業振興部長……………	33
西村林業振興・環境部長……………	34
濱田水産振興部長……………	36
三浦危機管理部長……………	36
荻野土木部長……………	37
小西観光振興スポーツ部長……………	39
上治議員……………	40
岡田(芳)議員……………	41
1 政治姿勢（地方自治法の改正、米軍とのシームレスな統合、戦争する国づく りへの自治体の動員、世界人口白書2023への認識、女性が活躍し続けること ができる環境づくり、会計年度任用職員の給与、3年での雇い止め、再度任 用時の給与決定、独り親家庭への支援策導入、東京一極集中の受け止め、最 低賃金を全国一律1,500円とする必要性）について……………	41
2 大阪・関西万博への修学旅行（安全性の確保、県教育委員会としての主体的 判断、補助金への認識）について……………	44
3 農政（農家の現状と希望が持てる農業、新規就農者数がコロナ禍前に戻らな い原因と対策、有機農業者への支援）について……………	45
4 地消地産（スマート・テロワールの展開、物部川流域での循環型農村経済圏	

づくり) について……………	46
5 UI ターンサポートセンターのパワハラ問題 (対応、第三者委員会の委員構成、調査報告結果の公表時期、再発防止の取組) について……………	47
6 公共交通 (デマンド交通やコミュニティーバス運行に対する支援、エリア一括協定運行事業を活用した支援) について……………	48
7 地域医療体制 (特定疾患療養管理料の見直しによる影響、診療報酬改定への考え) について……………	49
8 障害者の自動車税減免について……………	50
濱田知事……………	50
長岡教育長……………	55
松村農業振興部長……………	56
中村人口減少・中山間担当理事……………	57
松岡総合企画部長……………	58
中嶋健康政策部長……………	59
清水総務部長……………	59
岡田(芳)議員……………	60
長岡教育長……………	61
清水総務部長……………	61
依光議員……………	61
1 芸西天文学習館 (観光施設としての活用、バリアフリー化の検討経過と現状、改築の進め方、関勉氏の功績顕彰コーナーの設置) について……………	61
2 物部川の治水・利水・環境 (物部川濁水対策検討会の提言内容、国との連携状況、流水型ダム先進事例等、緊急浚渫推進事業債終了後の見通し、置土試験の状況と効果) について……………	64
3 県立高等学校の在り方 (取組情報を中学校側に届ける対策、探究学習の現状と今後の課題及び子供たちの到達点、教員の指導力向上に向けた人材育成) について……………	65
4 指定管理施設 (民間感覚を生かしたサービス向上、自助努力、利用料金見直しの協議、学校教育における歴史民俗資料館の活用、減免制度の見直し) について……………	66
5 米軍機の低空飛行訓練 (5月2日の目撃情報、今年地域別目撃回数、県の対応、国や米軍への申入れ) について……………	68
濱田知事……………	69
長岡教育長……………	70
荻野土木部長……………	73
清水総務部長……………	75
三浦危機管理部長……………	76

依光議員	76
濱田知事	77
長岡教育長	78

第3日（6月27日）

出席議員	79
欠席議員	79
説明のため出席した者	79
事務局職員出席者	80
議事日程	80
諸般の報告	80
質疑並びに一般質問	
岡田(竜)議員	81
1 政治姿勢（国の指示権濫用等があった場合の対応、自主性・自立性の抑制への危惧、政治資金規正法の基本理念や県民の認識との乖離及び今後の対応）について	81
2 土砂災害と森林施業の関連性（災害予防への所見、因果関係への見解及び皆伐の実態調査と研究、森林作業道の把握、溪流沿いの人工林による流木災害、新生産システム推進対策事業の検証、仁淀川水系河川整備計画変更原案への意見）について	82
3 生きづらさを抱えた人への支援（特別な教育的支援を必要とする子供への対応と課題意識及び学びの場の選択肢、放課後等デイサービスの確保と市町村との連携、障害者グループホームの現状と今後の展開、精神障害者の就労定着支援、警察官通報の現状、県と警察の協力関係・体制の構築、障害者の暴力からも一時的に避難できる施設の周知、精神障害者アウトリーチ推進事業の市町村の施策の状況と人材確保の現状、精神障害を医療費助成制度の対象に含めること、情報共有と信頼関係構築、成人障害者への扶養義務）について	85
4 紙産業の振興（事業承継の取組と周知の状況、外部団体の活用、近年の動向と今後の展望、外商専門員の必要性、安全性の向上に向けたDXへの支援）について	88
濱田知事	89
荻野土木部長	93
西村林業振興・環境部長	93
長岡教育長	94

西森子ども・福祉政策部長	95
高清水警察本部長	98
岡田商工労働部長	98
岡田(竜)議員	100
濱田知事	102
西森子ども・福祉政策部長	103
岡田(竜)議員	103
西森(美)議員	103
1 災害ケースマネジメント（地域防災計画への位置づけ、市町村からの問合せ や課題、取組スケジュールや人材育成、デジタル技術の活用）について	103
2 倒壊家屋の公費解体（体制強化に向けた取組）について	105
3 被災者支援システムの導入（認識と評価、県での導入）について	105
4 医療救護所体制の周知（平時と発災時の情報提供）について	107
5 県立高校における避難所運営と学校の再開（生徒の迅速な安否確認体制、市 町村との協議状況、学校再開に向けての課題の整理）について	107
6 災害時におけるヘリコプターの民間機の積極的な活用（所見、役割分担を明 確にし調整する体制づくり、訓練後の検討体制づくり）について	108
7 ドクターヘリなどによる救急搬送（実態及び課題と体制強化の検討、離着陸 場の確保、高所カメラの整備効果とスケジュール）について	109
8 豪雨対策（市町村におけるタイムラインの策定）について	110
9 四万十市新食肉センターの整備（県議会への説明と四万十市の答弁との相違、 検討会での意見、高知競馬配当金の活用）について	111
10 脳脊髄液漏出症（学校での発生状況と教職員への周知、専門医師への紹介状 況、シンポジウム等の開催）について	112
濱田知事	113
三浦危機管理部長	114
西村林業振興・環境部長	116
中嶋健康政策部長	117
長岡教育長	118
荻野土木部長	120
松村農業振興部長	120
清水総務部長	121
西森(美)議員	121
久保議員	123
1 四国新幹線の早期整備（ポテンシャルと意義、既存の在来線存続、まちづく りプラン、人口減少が見込まれる中での必要性、骨太の方針への記述の受け 止め、法定調査に向けた山陽新幹線と中国横断新幹線との連携、単線による	

整備の検討、財源、行政と民間が連携した仕組みづくり、早期実現に向けた戦略) について……………	123
2 浦戸湾のしゅんせつ (これまでの頻度と今後の計画、陸上処理と海洋処理の経費比較、海洋処理への見解、民間の専用バースとの連携によるメリット) について……………	126
3 障害者の歯科診療 (ニーズの認識と対応、養成研修受講者数の推移及び一般歯科の数と歯科保健センターとの連携状況、専門指導のできる常勤医師配置の必要性、地域の歯科医院におけるハード・ソフト面の取組の必要性、全身麻酔下での日帰り歯科治療、予算確保) について……………	127
4 武市瑞山先生の旧宅 (高知市と連携した保存及び活用) について……………	129
5 浦戸城址 (やぐらの建造) について……………	130
濱田知事……………	131
松岡総合企画部長……………	134
荻野土木部長……………	135
西森子ども・福祉政策部長……………	136
池上文化生活部長……………	137
小西観光振興スポーツ部長……………	138
久保議員……………	138

第4日 (6月28日)

出席議員……………	141
欠席議員……………	141
説明のため出席した者……………	141
事務局職員出席者……………	142
議事日程……………	142
質疑並びに一般質問	
弘田議員……………	142
1 災害対応 (南海トラフ地震に対する心構え、建設事業者との体制づくりや訓練状況、受援計画、命の道空白地帯の解消、シビルミニマムの考え方、緊急防災・減災事業債制度の延長の必要性、指揮系統の共有、応急救助機関の力量の把握) について……………	143
2 ジェンダー (男女を意識し互いに尊重する社会、差別と区別) について……………	145
3 地域振興 (高校の魅力の磨き上げと地域活性化、特定地域づくり事業協同組合制度の枠組み、集落活動センターの経済活動に対する支援、ファミリー・サポート・センターの状況と展開、県職員住宅と教職員住宅の活用、テング	

サやナガレコの減少原因と対策、市場の整備に向けた協議、地域人材の掘り 起こしと支援) について……………	146
濱田知事……………	149
萩野土木部長……………	152
三浦危機管理部長……………	153
西森子ども・福祉政策部長……………	154
長岡教育長……………	154
中村人口減少・中山間担当理事……………	155
清水総務部長……………	156
濱田水産振興部長……………	156
弘田議員……………	157
三石議員……………	158
1 政治姿勢（高知市との新たな関係性、高知県民のあるべき姿）について……………	158
2 県庁の職場環境（メンタルヘルス不調による長期病休者の推移と対策、通話 録音装置の設置）について……………	158
3 担い手の育成（産業振興計画における教育委員会との連携）について……………	159
4 人口減少対策と教育（市町村をリードして計画の実効性を高める方策、教育 移住などに関する人口減少対策総合交付金の活用状況、県立高等学校の定員 削減、魅力化と入試制度改革の状況及び今後の計画）について……………	159
5 親育ちと家庭教育の充実（親育ち支援事業の成果と課題及び今後の展開、こ ども計画への支援の記載と策定の進捗、保幼小中連携モデル地域実践研究事 業の現状）について……………	160
6 伝統技術等の伝承（土佐の匠の認定式、技術の保護・振興・普及、無形文化 財に関する県史の編さん）について……………	161
7 第3期教育大綱・第4期教育振興基本計画（基本理念、策定への知事の思い） について……………	162
8 教員の働き方改革の推進（授業時数の削減、地域や保護者への理解促進の取 組、若年教員のサポート体制、市町村教育委員会による部活動の整理）につ いて……………	162
9 国旗・国歌（市町村立学校での国旗・市町村旗・校旗の常時掲揚、各私立学 校への補助金額、私立学校における令和5年度卒業式と令和6年度入学式で の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況、土佐中・高等学校への要請と応答、県庁 全体での課題意識の共有、未実施の学校への取組）について……………	164
濱田知事……………	165
井上副知事……………	167
松岡総合企画部長……………	168
合田産業振興推進部長……………	168

中村人口減少・中山間担当理事	168
長岡教育長	170
西森子ども・福祉政策部長	174
岡田商工労働部長	174
池上文化生活部長	175
三石議員	178
池上文化生活部長	178
三石議員	179
議案の付託	179
請願の付託	179

第5日（7月5日）

出席議員	181
欠席議員	181
説明のため出席した者	181
事務局職員出席者	182
議事日程	182
諸般の報告	183
委員長報告	
西森危機管理文化厚生委員長	183
久保商工農林水産委員長	185
土森産業振興土木委員長	187
三石総務委員長	187
修正動議、提出者の説明（議発第2号）	189
細木議員	189
討論	190
坂本議員	190
採決	192
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第12号―第13号）	193
濱田知事	193
議案の上程、採決（議発第3号―議発第4号 意見書議案）	194
議案の上程、採決（議発第5号 意見書議案）	195
議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）	195
議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）	195
議案の上程、採決（議発第8号 意見書議案）	196

議案の上程、討論、採決（議発第9号—議発第10号 意見書議案）	196
はた議員	197
西森(雅)議員	198
議案の上程、討論、採決（議発第11号 意見書議案）	200
土居議員	201
岡田(竜)議員	203
議案の上程、討論、採決（議発第12号 意見書議案）	205
寺内議員	205
岡本議員	207
特別委員会の設置	208
継続審査の件	209
閉会の挨拶	
加藤議長	209
濱田知事	210

巻末掲載文書

委員会報告書	213
意見書に関する結果について	218
議案の提出について	219
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	220
人事委員会回答書	222
議案付託表	223
請願文書表	226
修正動議の提出について	
議発第2号 第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案	227
議案の追加提出について	229
意見書議案の提出について	
議発第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案	230
議発第4号 防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書議案	232
議発第5号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案	235
議発第6号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書議案	238
議発第7号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進	

	を求める意見書議案	240
議発第8号	下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書議案	243
議発第9号	企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書議案	246
議発第10号	政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案	249
議発第11号	改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書	251
議発第12号	学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案	254
特別委員指名案		257
継続審査調査の申出書		259
委員会審査結果一覧表		261
議決一覧表		262

招 集 告 示

高知県告示第414号

高知県議会定例会を、令和6年6月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和6年6月14日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	竹 内 健 造 君	2番	戸 田 宗 崇 君
3番	上 治 堂 司 君	4番	桑 鶴 太 朗 君
5番	土 森 正 一 君	6番	槇 尾 絢 子 君
7番	久 保 博 道 君	8番	上 田 貢 太 郎 君
9番	今 城 誠 司 君	10番	金 岡 佳 時 君
11番	下 村 勝 幸 君	12番	田 中 徹 君
13番	土 居 央 君	14番	横 山 文 人 君
15番	西 内 隆 純 君	16番	加 藤 漠 君
17番	弘 田 兼 一 君	18番	明 神 健 夫 君
19番	三 石 文 隆 君	20番	畠 中 拓 馬 君
21番	依 光 美 代 子 君	22番	大 石 宗 君
23番	武 石 利 彦 君	24番	西 森 美 和 君
25番	寺 内 憲 資 君	26番	西 森 雅 和 君
27番	樋 口 秀 洋 君	28番	岡 田 竜 平 君
29番	田 所 裕 介 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	坂 本 茂 雄 君	32番	は た 愛 君
33番	細 木 良 君	34番	岡 田 芳 秀 君
35番	岡 本 和 也 君	36番	中 根 佐 知 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第371回高知県議会定例会会議録

令和6年6月21日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漠君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君

35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

21番 依光美代子君

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
 総務部長 清水敦君
 危機管理部長 三浦謙一君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 合田和穂君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 西村光寿君
 水産振興部長 濱田美和子君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 笹岡浩君
 公安委員長 刈谷敏久君

警察本部長 高清水 善 弘 君
代表監査委員 五百藏 誠 一 君
監査委員 岡 林 秀 典 君
事務局 長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 勝 海 君
事務局 次 長 梅 森 実 君
議事課 長 飯 田 志 保 君
政策調査課長 溝 渕 松 男 君
議事課長補佐 松 岡 宏 尚 君
主 査 宮 崎 由 妃 君

議事日程(第1号)

令和6年6月21日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3
第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
第2号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第4号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第5号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
第6号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等

が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第9号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

第10号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第11号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

報第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第4

議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

午前10時開会 開議

○議長(加藤漠君) ただいまから令和6年6月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、去る4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震で被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

諸般の報告

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

依光美代子議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、4月4日に組織された各委員会から、

総務委員長に三石文隆議員、同副委員長に上田貢太郎議員、危機管理文化厚生委員長に西森雅和議員、同副委員長に桑鶴太郎議員、商工農林水産委員長に久保博道議員、同副委員長に榎尾絢子議員、産業振興土木委員長に土森正一議員、同副委員長に依光美代子議員、議会運営委員長に今城誠司議員、同副委員長に田所裕介議員をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から高知県債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和5年度高知県教育委員会施策に関する点検・

評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末213、218ページに掲載



新任委員長並びに職員の紹介

○議長（加藤漠君） この際、新たに就任された委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

刈谷公安委員長、松岡総合企画部長、中村人口減少・中山間担当理事、清水総務部長、三浦危機管理部長、中嶋健康政策部長、西森子ども・福祉政策部長、池上文化生活部長、合田産業振興推進部長、岡田商工労働部長、小西観光振興スポーツ部長、松村農業振興部長、西村林業振興・環境部長、濱田水産振興部長、田村会計管理者、澤田公営企業局長、笹岡人事委員会事務局、岡林監査委員事務局長。

（新任委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（加藤漠君） それでは、順次自己紹介願います。

○公安委員長（刈谷敏久君） 公安委員長の刈谷敏久でございます。よろしく申し上げます。

○総合企画部長（松岡孝和君） 総合企画部長の松岡孝和でございます。よろしくお願ひいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君） 人口減少・中山間担当理事の中村剛でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（清水敦君） 総務部長の清水敦でございます。よろしくお願ひいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君） 危機管理部長の三浦謙一でございます。よろしくお願ひいたします。

- 健康政策部長（中嶋真琴君） 健康政策部長の中嶋真琴でございます。よろしくお願いいたします。
- 子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） 子ども・福祉政策部長の西森裕哉でございます。よろしくお願いいたします。
- 文化生活部長（池上香君） 文化生活部長の池上香です。よろしくお願いいたします。
- 産業振興推進部長（合田和穂君） 産業振興推進部長の合田和穂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 商工労働部長（岡田忠明君） 商工労働部長の岡田忠明です。よろしくお願いいたします。
- 観光振興スポーツ部長（小西繁雄君） 観光振興スポーツ部長の小西繁雄です。よろしくお願いいたします。
- 農業振興部長（松村晃充君） 農業振興部長の松村晃充です。よろしくお願いいたします。
- 林業振興・環境部長（西村光寿君） 林業振興・環境部長の西村光寿でございます。よろしくお願いいたします。
- 水産振興部長（濱田美和子君） 水産振興部長の濱田美和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者（田村敬子君） 会計管理者の田村敬子でございます。よろしくお願いいたします。
- 公営企業局長（澤田昌宏君） 公営企業局長の澤田昌宏です。よろしくお願いいたします。
- 人事委員会事務局長（笹岡浩君） 人事委員会事務局長の笹岡浩です。よろしくお願いいたします。
- 監査委員事務局長（岡林秀典君） 監査委員事務局長の岡林秀典でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）



会議録署名議員の指名

- 議長（加藤渚君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3名にお願いいたします。

- 1番 竹内健造 議員
9番 今城誠司 議員
28番 岡田竜平 議員



会期の決定

○議長（加藤渚君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月5日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月5日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（加藤渚君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末219ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第11号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上13件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 本日、議員各位の御出席をいただき、令和6年6月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位並びに県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

初めに、4月17日に発生しました豊後水道を震源とする地震で被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この地震では、宿毛市で震度6弱を観測しました。幸い人命に関わるような大きな被害は報告されませんでした。家屋の損壊や水道管の破損などが多数発生したほか、道路の寸断による集落の孤立も生じました。近い将来起こるとされる南海トラフ地震では、県内全域にわたって甚大な被害が想定されます。1月に発生した能登半島地震の教訓も生かして、一連の対策をさらに強化します。

足元の県経済は、個人消費や観光を中心に持ち直しの動きが続いています。特に観光は、さきのゴールデンウィークには多くの観光客が県内各地を訪れるなど、好調を維持しています。こうした県経済の回復軌道をより確かなものとするため、4月から開始したどっぷり高知旅キャンペーンによる観光振興や、来月開店する大阪市梅田のアンテナショップを核とした関西戦略などの取組を加速させます。

一方で、人手不足は深刻化し、物価高騰も長期化しています。こうした中で持続的な経済成長を成し遂げるためには、生産性の向上や省エネルギー化などを通じて各産業分野の稼ぐ力を高めながら、賃金引上げと円滑な価格転嫁の好循環を実現しなければなりません。

このため、デジタル化、グリーン化、グロー

バル化といった新たな時代の潮流を先取りし、社会経済の構造転換を図ると同時に、事業コスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境の整備を進めます。さらには、先々の県政を見据え、加速する人口減少への対応や、切迫度が高まる南海トラフ地震対策といった困難な課題にも正面から立ち向かい、解決への道筋をつけることで、明るい未来を切り開いていきます。

こうした一連の取組を力強く進め、県民の皆さんの目に見える成果を着実に生み出します。その上で、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実現し、次世代に引き継げるよう、私自身が先頭に立って取り組みます。

県政運営に当たっては、引き続き共感と前進を基本姿勢として、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、課題解決に向けて前進していきます。

これまで「濱田が参りました」による市町村訪問などにおいて、多くの県民の皆さんから直接御意見を伺ってきました。本年度からは先進的な取組を行う企業や団体への訪問も始めており、先日、デジタル化や働き方改革を進める事業者から様々な御意見をいただきました。加えて、「濱田にお聞かせください」と題して、若者や女性の活躍推進などに意欲的な方々を知事公邸にお招きして意見交換を行う取組もスタートさせました。こうした機会を通じて、県民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、その声を県政に反映してまいります。

現在、県政における最重要課題は、本県の将来を左右する人口減少への対応です。本年4月1日時点の本県の推計人口は66万人を割り込み、また先日公表された昨年の出生数は、過去最少であった一昨年からさらに300人以上下回る3,380人となるなど、大変厳しい結果が示されました。加えて、社会減については、これまでの産業振興などの取組により近年は2,000人程度に

半減しているものの、依然として若年層、特に若い女性を中心とした県外への転出超過が続いています。

こうした状況から脱却すべく、若年人口に焦点を当ててその増加に向けて取り組み、持続可能な人口構造へと転換することが何より重要です。このため、元気な未来創造戦略に沿って、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、10年後には現在の水準まで回復させるという目標の達成に向け、あらゆる政策手段を動員して取り組みます。

人口減少対策を進めるに当たっては、産学官民の英知を結集し、様々な意見を取り入れながら実効性のある施策を展開することが必要です。先月には、各界の代表者で構成する元気な未来創造戦略推進委員会を開催し、女性活躍や多様なライフスタイルの確立に向けた仕組みづくりが必要といった御意見をいただきました。また、専門家から成る検討会を設置し、人口減少の要因と効果的な対策について深掘りした議論を行っています。

今後は、県内外の若い女性に対して、県外に転出した、あるいは県内にとどまった要因についてインタビューを行うほか、県内の学生などを対象に、就職や進学時の意向に関するアンケート調査を実施します。こうした議論や調査分析を踏まえ、県外へのプロモーションをはじめ、若年人口の増加に向けた新たな施策を順次展開していきます。

人口減少問題の克服に向けては、本年3月に策定した元気な未来創造戦略に基づき、3つの柱で取組を進めています。

1つ目の、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげるでは、先月、デジタルマーケティング業務を請け負う誘致企業が高知市内で開所し、女性を中心とした若者の雇用の受皿が拡大しています。また、県内で就職した若者の奨学

金返還を企業と連携して支援する制度については、4月の募集開始から既に60を超える企業が登録を行うなど、県内就職の促進に向けた取組が進んでいます。

2つ目の、結婚の希望をかなえるでは、こうち出会いサポートセンターに結婚支援コンシェルジュを新たに配置し、市町村へのきめ細かな支援を行っています。

3つ目の、こどもを生み、育てたい希望をかなえるでは、子供を持ちたいと望む方々の不妊治療に対する支援の在り方について、有識者による検討会を立ち上げ、議論を開始しました。

加えて、育児や家事の分担により出生数の増加を後押しすると同時に、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消を進めるためには、男性の育児休業取得を強力に推進することが有効であると考えます。

このため、まずは県庁が率先して取組を進めており、昨年度に1週間以上の育児休業を取得した男性職員の割合は81%に達しました。その上で、こうした取組を市町村や事業者に広げ、共働き・共育てを県民運動とするべく、官民による共同宣言の実施に向けた準備を進めます。さらに、入札参加資格審査において育休取得を評価項目に追加するよう検討を行うなど、県の持てる様々な政策手段を用いて、男性の育児休業取得を後押しします。

特に、若年人口の減少が先行して進む中山間地域においては、より重点的な取組が必要です。本年3月に策定した中山間地域再興ビジョンに基づき、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進します。

このうち、移住促進については、昨年度の本県への移住者数が過去最多となる1,930人を記録しました。また、県の窓口を通じて移住された方のうち30歳代以下が約7割を占めており、若年人口の増加に向けた明るい兆しが現れてい

ます。令和9年度に移住者数を3,000人以上とする目標の達成に向けて、本年度はデジタルマーケティングによる情報発信を一層強化するほか、電力データを活用した空き家の掘り起こしなどを進めます。

こうした人口減少対策の推進に当たっては、市町村との連携・協調が不可欠です。地域の実情に応じた取組を支援するため、本年度、人口減少対策総合交付金を創設しました。この交付金では、市町村が自由度の高い形で活用できる基本配分型と、県の施策との相乗効果が期待できる事業や市町村独自の先駆的な事業に活用可能な連携加算型を設けています。

このうち、基本配分型は、既に全ての市町村に交付を決定し、移住者の移転費用への補助や子供医療費助成の対象拡大などの新規・拡充事業に充てられています。連携加算型では、これまでに3市町村から事業計画が提出され、例えば、サーフィンを軸にした移住促進や、特定地域づくり事業協同組合の事業拡大などの施策が新たに実施されることとなりました。今後も、各市町村の取組の実効性がより高まるよう伴走支援を行います。

このように、県と市町村が連携して人口減少の克服に向けた取組を重ねていますが、こうした地方自治体の努力だけで問題を解決することは困難です。人口減少問題は国家的課題でもあり、国も自らが責任を果たすべき分野において真摯に取り組むことが必要と考えます。

このため、東京一極集中の是正に向けて、国において省庁横断的な検討体制を構築することに加え、子育てや教育に係る基幹的な経済支援については、国が責任を持って全国一律で制度化するよう提言しました。

また、先月開催された日本創生のための将来世代応援知事同盟サミットでは、人口減少対策を国策として取り組む必要性について、思いを

同じくする知事らと共に緊急アピールを取りまとめ、国に対して強く訴えました。加えて、四国知事会議においても、私から国による対策の強化について提案を行い、賛同を得た上で、4県合同で関係省庁への緊急提言を行いました。

その結果、先日国が公表した地方創生10年の取組と今後の推進方向では、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正するため、国全体で戦略的に挑戦することが明記されました。加えて、今般の骨太方針の案でも、こうした考え方を踏まえ、地方創生の新展開を図る方針が示されています。引き続き国の動向に目を配り、必要に応じてさらに提言を行うなど、国の施策が本県の後押しとなるよう取り組みます。

さきの能登半島地震がもたらした被害の大きさを見ても、県民の皆さんが生き生きと仕事ができ、生き生きと生活ができる高知県の実現のための大前提として、安全・安心の確保が不可欠です。目指すべき3つの高知県像のうち、まずは安全・安心な高知に向けた取組について御説明申し上げます。

能登半島地震の発生から約半年が経過しました。私自身の目で被災状況や復旧・復興の実情を確かめるべく、先日珠洲市と輪島市を訪問しました。

現地を訪れて最も印象的であったのは、いまだに倒壊家屋のほとんどがそのままの状態に残されており、東日本大震災や熊本地震と比べても処理に時間を要していることです。その要因としては、過疎化が進む半島部という地理的な事情が考えられ、本県の中山間地域においても、南海トラフ地震の発生時には同様の事態が起り得るものと想定しなければなりません。

こうした厳しい現状を目の当たりにし、今回の訪問の教訓として大規模災害への事前の備えの必要性を再認識しました。

第1に、復旧・復興作業に向けた事前の備えです。事前復興計画の策定を通じて、住民の皆さんの被災後も住み続けるという意思や地域の再建後の姿をあらかじめ確認しておくことが大変意義深いと考えます。また、倒壊家屋の処理を含めた復旧・復興のプロセスを迅速かつ円滑に進めるため、建物の権利関係の整理や域外からの解体業者の受入れ体制づくりといった事前の準備が重要です。加えて、災害廃棄物の仮置場や応急仮設住宅の候補地をあらかじめ選定しておくことも必要です。

第2に、発災直後の応急活動に向けた事前の備えです。今回の地震では、道路網の寸断や水道施設の損壊などによりライフラインの復旧が遅れた地域で、発災直後の避難所の開設や学校の早期再開が困難となりました。その結果、1.5次避難や2次避難といった予期せぬ広域避難を迫られ、この対応に時間を要したことが、倒壊家屋の処理など復旧・復興に向けた取組の遅れにもつながりました。このため、受援計画の実効性を高めるなど、広域的な対応への備えを強化しておくことが求められます。加えて、断水が続く中でも、災害救護活動などの医療面や、避難所のトイレ対策といった衛生面を含め、衣食住の生活環境を早期に整えることができるよう備えを強化する必要があります。

第3に、災害に強いインフラの整備です。道路の寸断や集落の孤立を回避するためには、強靱な道路ネットワークの構築が何より重要です。また、大規模災害時において、住民生活に不可欠となる上水道を安定的に確保するためにも、水道施設の耐震化を一層加速させなければなりません。

こうした課題を含め、今回の地震の教訓については、これまでに専門家からの意見聴取を終え、現在被災自治体における対応状況などの調査分析を行っています。今後、国における検証

作業の結果も参照した上で、この秋を目途にその成果を取りまとめます。来年度からの次期行動計画の策定に向けては、これらの教訓を最大限生かし、対策全般の強化を図ります。さらに、現在国が進めている南海トラフ地震の被害想定の見直しについては、次期行動計画をバージョンアップする中でしっかりと反映させます。

県民の皆さんの命と暮らしを守るインフラ整備のうち、大規模災害時の広域的な救援活動や物資輸送の大動脈となる四国8の字ネットワークについては、早期の完成を目指し、関係自治体と共に国に強く働きかけてきました。

その結果、本年4月には宿毛内海道路の宿毛和田ー宿毛新港間と、奈半利安芸道路の奈半利ー安田間の新規事業化が決定され、いよいよ県内全線で整備されることとなりました。また、来年春頃には南国安芸道路の高知龍馬空港ー香南のいち間と、北川道路の一部区間が開通する予定となるなど、着実に整備が進んでいます。

また、地震による津波から県都を守る浦戸湾の三重防護事業については、現在種崎地区の防波堤の整備などに取り組んでいます。令和13年度の事業完了を目指し、引き続き国や高知市と連携して整備を進めます。

南海トラフ地震対策の推進に向けては、道路や河川などの地震・津波対策の加速化のほか、災害時の医療救護体制や応急給水対策の強化といった施策を取りまとめ、先日関係省庁に提言を行いました。特に、県や市町村が管理する緊急輸送道路を含む災害に強い道路ネットワークの整備や、水道施設の耐震化などのインフラ整備については、国の5か年加速化対策の終了を待たず、大幅にスピードアップする必要があります。このため、これまでの加速化対策に代わる国土強靱化実施中期計画を年内に前倒しで策定した上で、必要な予算を別枠で確保するよう強く要望しました。

その結果、骨太方針の案では、本年度早期に新たな中期計画の策定に取りかかる方針が示されました。引き続き、国の力強い後押しを得ながら、災害に強い県土づくりを進めます。

次に、いきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

これまでの4期にわたる産業振興計画では、県産品を磨き上げ、活力のある県外市場に打って出る地産外商を戦略の柱に、県経済の底上げを図ってきました。その結果、例えば昨年度の防災関連産業の売上額は124億4,000万円と、3年連続で100億円の大台を超え、本県産業の柱の一つとして成長してきています。さらなる高みを目指し、関西圏との経済連携や海外への輸出拡大といった取組を加速しなければなりません。

また、デジタル技術の導入によって生産性の向上を図り、事業者の稼ぐ力を高めるほか、脱炭素に資する製品開発や新事業展開を一層進めるなど、各産業分野の構造転換を通じて足腰をより強くすることが重要です。

このため、本年度からの第5期計画では、県経済の持続的な発展につなげるべく、地産外商とイノベーションという2つの柱の下で一連の施策を展開します。

関西圏との経済連携については、関西戦略の拠点となるアンテナショップ「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」がいよいよ来月31日にオープンします。先日、店舗のロゴマークを発表したほか、ホームページを開設しました。開店に向けては、明日までの2日間、大阪駅でPRイベントを開催するなど情報発信を精力的に行い、多くの来客につなげます。今後は、この店舗を最大限活用し、どっぴり高知旅キャンペーンなどの観光情報をダイレクトかつタイムリーに発信するほか、テストマーケティングを通じた県産品の磨き上げを進め、観光誘客や外商拡大を図ります。

また、開幕まで1年を切った大阪・関西万博

において、本県の魅力を多くの来場者にアピールすべく、よさこいの演舞と街路市を柱としたイベントの開催に向けて市町村などと協議を重ねています。加えて、万博を契機とした外国人観光客の誘致を図るため、大阪観光局とも連携し、欧米で開催される旅行イベントへの出展などの取組を進めます。

今後、人口減少に伴う国内市場の縮小が見込まれる中、県経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、活力ある海外市場をターゲットにした輸出拡大を図ることが重要です。

食品分野では、有機ユズや養殖ブリなどを新たに戦略品目として位置づけ、生産体制の拡充に取り組んでいます。このうち有機ユズについては、嶺北地域において有機農法への転換に向けた協議を進めています。また、先月にはタイで開催された東南アジア最大級の食品見本市に出展するなど、今後成長が見込まれる国や地域への販路拡大に取り組んでいます。

ものづくり分野では、本年度からインドと台湾に現地の市場動向に精通したアドバイザーを新たに配置し、商談会の開催や取引先への同行といったサポートを行っています。このほか、海外展開に挑戦する事業者の掘り起こしを行うなど、輸出のさらなる拡大に向けた取組を進めます。

観光分野では、昨年の県外観光客入り込み数が過去最高の472万人を記録しました。本年も、4月末までの主要観光施設の利用者数が昨年の同時期を上回るなど、好調な状況が続いており、これまでの官民一体による取組が着実に成果として現れてきたものと捉えています。

本年度からのどっぴり高知旅キャンペーンでは、これまで磨き上げてきた歴史、自然、食に加え、地域の文化や暮らしを新たな切り口として、高知の魅力をじっくり、深く、たっぴりと味わっていただくこととしています。

4月には東京で観光イベントを開催し、私自身が旅行会社に対してトップセールスを行いました。加えて、先日県内5か所で旅行商品づくりに関する説明会を実施するなど、地域の方々と共にさらなる商品の造成と受入れ体制の充実に向けて取り組んでいます。

また、来春の連続テレビ小説あんばんの放送を観光振興につなげるため、物部川流域における地域博覧会の開催に向けて実行委員会が立ち上がり、現在イベントや周遊企画などの検討が進められています。あんばんの効果が県内全域に波及するよう、広域観光組織とも連携して情報発信や受入れ環境の整備に取り組めます。

インバウンド観光については、台湾からの定期チャーター便の就航などにより、昨年の外国人延べ宿泊者数は速報値で過去最多となる12万9,000人泊を記録しました。加えて、外国客船の寄港回数も最多を更新するなど、本県を訪れる外国人観光客は飛躍的に増加しています。この流れをより確かなものとするため、チャーター便の定期便化や東アジアからの新たなチャーター便の誘致といった取組を進め、さらなる誘客につなげます。

商工業分野では、一昨年度に創設したデジタル技術の導入に対する県独自の補助制度について、これまでに約300事業者を活用いただきました。また、本年度からは、全社的なデジタル化に取り組む事業者を個別に支援するため、産業振興センターに支援チームを編成するなど体制を強化しています。

農業分野では、I o Pクラウド、S A W A C H I の利用農家数が1,200戸を超え、データを活用した園芸農業の取組が進んでいます。これにより、例えば幡多地域のキュウリの生産グループにおいて、面積当たりの収量が地域平均の約1.3倍になるといった成果が現れています。

林業分野では、森林クラウド、Clowoodを利用

する林業事業体数が昨年から倍増するなど、着実に普及してきました。クラウドの活用により、現地調査や施業計画の作成といった面で大幅な省力化につながっています。

水産業分野では、高知マリンイノベーションの取組において、情報発信システム、N A B R A S の利用が広がり、漁業者からは評価する声を数多くいただいています。本年度は、さらなる操業の効率化に向けて情報発信システムを改修するほか、産地市場のスマート化を図るため、土佐清水市内の全市場に自動計量システムを導入します。

こうした各産業分野におけるデジタル技術の活用を一層進めることで、生産性向上や高付加価値化を図り、事業者の所得向上につなげます。

産学官民が連携し、本県の柱となり得る新しい産業の創出にも引き続き取り組めます。

このうち、アニメプロジェクトでは、アニメ関連企業などに本県の取組をP R し、また関係者の交流を図るため、金融機関などから成る実行委員会が4月に高知アニクリ祭を開催し、多くの方に御来場いただきました。こうした取組を通じてアニメ業界との関係を強化し、関連企業の誘致といった成果につなげます。

このほか、グリーン化関連産業では、これまで県と事業者が共同で開発を進めてきた、竹繊維を配合したプラスチック代替素材について、このたび県内での工場立地が決定し、来年7月から本格生産が始まることとなりました。今後も、製品開発に対する補助制度や関係機関による技術支援を通じて、付加価値の高い製品や技術の創出を図ります。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県づくりについては、第5期構想に基づき、4つの柱の下で取組を進めます。

まず、1つ目の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進では、全国と比べて高い壮年期男性の死亡率の改善を図るため、働き盛り世代をターゲットとした生活習慣病対策を強化します。先月には、経済団体や市町村、保険者などで構成する高知家健康会議に生活習慣病対策を推進するための部会を設置しました。この部会の御意見も伺いながら、従業員の生活習慣の改善に取り組む事業者を一層増加させます。

また、糖尿病性腎症対策では、これまで透析予防強化プログラムの普及を進めてきた結果、現在11市町14医療機関で実施されています。本年度からは、医療機関と保険者を円滑につなぐための連絡窓口を設置するなど支援体制を強化しました。こうした取組を通じて、来年度中にプログラムの全県展開を図ります。

2つ目の、地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、中山間地域を中心に住み慣れた地域でサービスを受けられる体制の整備をより一層進めます。このうち、オンライン診療の普及に向けては、医療機器と通信機器を搭載した車両、いわゆるヘルスケアモビリティを活用した診療について、先月から新たに室戸市で運用が開始されました。加えて、あったかふれあいセンターでも診療が可能となるよう、機器の設置などの環境整備に向けた支援を行っています。

3つ目の、こどもまんなか社会の実現では、安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現を目指して取り組みます。出生数や産婦人科医の減少を背景として県内の分娩取扱施設が減少する中、妊婦が安心して出産できる環境を確保する必要があります。このため、医療関係者による検討組織を設置し、本県の実情に即した周産期医療提供体制の構築に向けて、早期に結論が得られるよう議論を進めています。

また、市町村の母子保健部門と児童福祉部門を一体化するこども家庭センターについては、これまでに7市町で設置されました。他の市町村でも設置を進めるべく、アドバイザーの活用などを通じて個別支援を行います。

4つ目の、高知型地域共生社会の推進では、行政主体のたて糸として、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村が24にまで拡大しています。早期に全市町村で整備されるよう、先月には市町村長向けのトップセミナーを開催したほか、専門家の派遣などを行っています。また、地域主体のよこ糸として、企業や大学生との協働による避難訓練の実施に向けて協議を進めるなど、人と人とのつながりを実感できる地域づくりに取り組みます。

近年複雑化、多様化する教育課題の解決に向けて、高校生や大学生、教職員など多くの方々の御意見を踏まえ、本年3月に第3期教育大綱を策定し、一連の施策を強化しました。

まず、学力の向上については、教育現場におけるデジタル化、いわゆる教育DXを進め、子供たち一人一人の理解度に合わせた個別指導を実践します。小中学校の授業で1人1台端末を週3回以上使用する学校が昨年度には9割を超えるなど、端末の利用が着実に広がってきました。本年度は家庭学習など授業外での活用をさらに進め、授業と授業外の学習を切れ目なくつなぐことに重点を置いた学習指導に取り組みます。

また、デジタル人材の育成を目指して国が新たに進めるDXハイスクールについて、県内13校が指定を受けました。これらの学校においてデータサイエンスによる課題解決に取り組むなど、デジタル技術を活用した文理横断的、探究的な学びを推進します。

次に、不登校への対応については、専門人材による相談支援体制を昨年度以上に充実させた

ほか、校内サポートルームを新たに6校で設置するなど、未然防止や早期対応の取組を進めています。加えて、心の教育センターを拠点としたオンラインによる学習支援をスタートさせました。あわせて、学びの多様化学校の設置に向けては、有識者会議において検討を進めており、年度内に学校の設置主体を含めた基本方針を取りまとめる予定です。

また、中山間地域における若者の定着に向けて、都市部と遜色ない教育機会を確保するため、高等学校の遠隔授業の配信数を拡充しました。加えて、高等学校における県外からの入学者数を増加させるべく、こうち留学フェアの開催や移住相談会への出展などを通じて、学校の魅力発信に積極的に取り組んでいます。

こうした教育施策を進めるに当たっては、学校が児童生徒や教員にとって安全・安心な場であり、また充実した教育活動を行える場であることが大前提です。このため、本年度から小学校の新規採用者に対するサポート教員を配置したほか、若年教員向けの相談窓口を設置するなどメンタルヘルス対策を強化しました。また、不祥事防止対策として、年度内に各学校に地域住民などを含めた組織を設置し、校内研修の実施や初期対応に係る体制の構築に取り組みます。

令和8年度に本県で開催される国民文化祭に向けては、本年4月に官民協働の実行委員会を立ち上げ、大会の基本構想を定めたほか、統一名称をよさこい高知文化祭2026と決定しました。本県の文化芸術のさらなる振興と中山間地域に伝わる伝統芸能の再興、継承につながる大会となるよう、引き続き市町村や関係団体と連携して、しっかりと準備を進めます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和6年度高知県一般会計補正予算など2件です。このうち、一般会計補

正予算については、動物愛護センターの基本設計や、ふるさと納税制度を活用した学校支援などの経費として、総額8,600万円余りの歳入歳出予算の補正を含む補正予算案を提出しています。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など7件です。

その他の議案は、高知県公立大学法人定款の変更に関する議案など2件です。

報告議案は、令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など2件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（加藤 漠君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末220ページに掲載〕

○議長（加藤 漠君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤 漠君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長(加藤漠君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から25日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月26日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月26日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分散会

令和6年6月26日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漢君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 田村敬子君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 和田高明君
- 職務代理者 笹岡浩君
- 人事委員会会長 刈谷敏久君
- 公安委員長 高清水善弘君
- 警察本部長 五百藏誠一君
- 代表監査委員 岡林秀典君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第2号)

令和6年6月26日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第9号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

第10号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第11号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

報第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(加藤漠君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、和田人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

次に、第9号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、国の規則改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末222ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第11号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上13件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番上治堂司議員。

（3番上治堂司君登壇）

○3番（上治堂司君） おはようございます。自由民主党会派の上治堂司です。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表しまして質問をさせていただきます。

さて、能登半島地震は令和6年1月1日に発生し、半年が経過しようとしておりますが、倒壊した家屋や津波での被害が甚大で、復旧が十分進まず、今も4,600人余りの住民の方々が避難生活をされている状況であります。改めまして、お亡くなりになられました方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げ、復旧活動が進み、一日も早く元の生活に戻れることをお祈り申し上げます。

さて、知事は昨年11月に多くの県民の支持を得て2期目の当選をされました。そして、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢として、「濱田が参りました」などを通して市町村や様々な団体の皆様と意見交換を行い、県民の皆様の声をより一層県政に反映するよう努めていくこととして、去る6月18日には3巡回がスタート

したところであります。

また、2期目の実質的なスタートとなります本年度は、県政の司令塔として新たに総合企画部を設置し、政策立案機能と総合調整機能を一層充実強化させ、県政の多くの課題解決に取り組み成果を上げることで、県政のさらなる進化を目指しています。

そこで、まず県政の最重要課題であります人口減少対策についてお伺いをいたします。

知事は前回の2月議会定例会において、若年人口の減少を何としても食い止め、持続可能な人口構造へと転換していかなければならないという決意の下、人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略を策定し、様々な分野において全庁的に取り組んでいくこととしております。

そして、本県の将来を左右する人口減少問題への対応については、県が発行しておりますさんSUN高知令和6年5月号で特集として広く県民にお知らせするとともに、県民一丸となって取り組んでいくよう広報を行っているところでもあります。また、国に対しては地方創生の視点から東京一極集中の是正や子育て支援の役割などについて政策提言を行うなど、先頭に立って取り組んでおり、高く評価するところでもあります。

本県は、令和4年の出生数が全国47都道府県で最少となったことや、34歳以下の人口が2020年までの直近10年間で約2割減少するなど厳しい人口減少が続く中で、県は市町村と連携して取り組んでいく高知県人口減少対策総合交付金を創設して、令和6年度から令和9年度までの4年間実施することとしました。

知事は、高知県元気な未来創造戦略に基づき、4年から5年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させることを目指すと言われております。

人口減少問題、少子化対策は今までも取り組んできておりますが、特効薬があるわけでもなく、息の長い取組が必要であると思います。

今回、高知県が創設しました人口減少対策総合交付金の事業期間を4年間とした狙いはどこにあるのか、知事にお伺いをいたします。

また、先ほど申し上げましたが、息の長い取組が必要であると思いますので、今回のこの交付金事業期間終了後の令和10年度以降についても、こうした交付金を考えていくことは大事であると思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、今回の総合交付金のうち連携加算型については、3市町村が認定されたとお聞きをしております。この交付金を創設するに当たって、県は昨年度から県内市町村と意見交換を重ねてきておりますが、他の市町村の動向はどのようになっているのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

次に、高知県は女性の働く場所の多くが医療・福祉・介護等であり、このコロナ禍がこうした方々の結婚や出産の動向に影響を与えたのではないかと思います。また、高知県より人口が約2万人少ない島根県より出生数が少なくなっている状況や、本県より人口が約14万人少ない鳥取県とほぼ出生数が変わらない状況について、様々な角度から分析をされておることと思います。

どのような分析を行い、人口減少対策に生かそうとしておられるのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

次に、今回の人口減少対策総合交付金は、若者の定着、増加、そしてそのことにより婚姻・出生数の増加へとつなげていこうとするものでありますが、人口増を考えますと、都市部で仕事をリタイアした方々を高知へ呼び込むことも一つの方法ではないかと思います。

今回、高知県は、全国に広く「極上の田舎、高知。」をコンセプトとしてPRしていますが、自然豊かで人情味あふれる地域として暮らしやすいと思います。また、その反面、公共交通が少なく、医療面でも不便ことがあります。

住宅と少しの畑があれば年金で十分暮らしていけるというふうに聞いたこともありますが、都市から短期移住として高知に住んでいただく戦略も必要と思いますが、人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。

高知県の人口構造は令和2年の調査でゼロ歳から4歳までが2万1,909人、それに対しまして80歳以上が3万5,104人と、1万3,195人多くなっており、毎年自然減というものもやむを得ないではないかというふうに考えるところであります。県では、民間結婚相談所との連携などによるマッチングの強化で、出会いや結婚を後押しすることとし、婚姻数を令和4年の2,189組を起点として令和9年に2,500組を目標としております。

今から約50年前になりますけれども、高知県は県内の青年を規律ある団体生活を通じて心身を鍛練し、国際的な感覚を高め、高知県を担う中堅青年の育成を図ることを目的に、昭和46年から青年の船、昭和54年から青年の翼を実施して、県内の市町村の地域づくりを担う人材を育ててきました。その当時に参加されました方にお話をお伺いいたしましたら、研修から帰ってきて地域のリーダーとなって活躍された方も多くいるし、また参加者の中でカップルもできたというふうにお聞きをいたしました。

今、県内各市町村での青年活動は小さくなっており、若者同士の出会いの機会は少なくなっている状況だと思います。また、青年の船、青年の翼のように海外での研修となれば、当然パ

スポーツが必要となりまして、県が進めています県民のパスポート取得向上にもつながっていくと思います。

令和5年12月議会定例会で依光議員が、一般質問の婚活関係の中で、青年の船などについて子ども・福祉政策部長にお伺いをしておりますけれども、いま一度、地域のリーダー、担い手対策、結婚対策、パスポートの取得向上の観点からも、青年の船、青年の翼を再び検討してみたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、子育て環境についてお伺いします。

共働き夫婦の多い現在では子育て環境が大事であり、その環境が充実することで第1子、第2子、第3子へとつながっていくと思います。

知事は就任してから、男性が育児休業を取得することが当たり前という社会を県庁が率先して始めることにより、社会全体の意識改革を県民運動として推進し、高知県は全国でも高い取得率となっており、高く評価するところでもあります。

しかし、育児休業が明け職場に復帰した後で、特に今幼児や小学校低学年生は体調を崩しやすく、発熱したりけがをしたりすることが多く、そのために学校や保育所等に行くことができず、夫婦のどちらかが仕事を休まなくてはならない状況が出てきます。1日程度の場合はいいわけですが、コロナ禍以降、発熱の場合は熱が完全に下がるまで登校することができず、四、五日程度は家庭で見なければならぬ状況と聞いております。子供が1人、2人、3人と増えていけばそのリスクはかなり大きくなり、また独り親家庭は一層厳しい状況だと思います。そのため、仕事との両立を考えると、第2子以降について考えてしまうという方もいるようであります。

幼児から小学校低学年までの子育て環境の充

実をどのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、去る6月6日の報道で、合計特殊出生率が高知県は1.30と発表されました。濱田知事は今回の結果を受けて、若年層へのヒアリングやアンケートで要因をさらに分析し取組を強化すると言われております。具体的にいつ頃どのような方法、内容でヒアリング等を行うのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

次に、中山間地域対策についてお伺いをいたします。

地域人口の50%以上が65歳以上となり冠婚葬祭などの社会的共同生活を維持することが限界に近づきつつある集落を、かつて限界集落と言われました。そのまた限界集落の多くは、中山間地域や離島で目立っておるところでもあります。

そして、最近では民間組織の人口戦略会議がまとめた報告書によりますと、2020年から2050年の30年間で消滅の可能性のある自治体は、高知県内34市町村のうち25市町村が該当するというふうな報道もありました。また、国立社会保障・人口問題研究所の公表資料によりますと、2020年と比べて2050年の推計人口の減少率が50%以上となる自治体は15市町村に及び、この推計人口が大変厳しい数字となって出ております。

こうした人口減少の状況を踏まえて県では、中山間地域再興ビジョンを令和6年3月に策定し、目指す姿の中心に若者の人口増加を掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間地域対策を推進しております。

高知県内の中山間地域での働く場所というものを見てみますと、役場、農協、森林組合、土木関係、観光産業等が主であるようにも思います。高知県の産業別就業割合の推移を昭和35年から令和2年までを調査してみますと、農業関

係では33.17%、林業関係では4.31%、漁業関係では3.16%の減少であります。逆に、建設業は2.19、サービス業は30.17、公務員等は2.53%の増となっております。サービス業が大きく伸びているのは、高知市周辺のホテル等が多くできたことが考えられると思います。

中山間地域で雇用を増やし、若者の定住策を推進していくには、やはり地域資源を生かす1次産業を中心とする産業が活性化し、収入を増やしていかなければならないというふうに思います。一つの例でございますが、中山間地域における役場の39歳の平均年収は約490万円程度となっております。

県では、令和6年4月からスタートしております第5期産業振興計画の中で、それぞれ農業、林業、水産業の振興に一層力を入れて取り組むこととしております。農業関係、林業関係、水産業関係の働き盛りの年収はどの程度あると押さえており、そしてそれを今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長にそれぞれお伺いをいたします。

次に、集落活動センターについてお伺いをいたします。

県では、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現を目指し、平成24年度から集落活動センターの取組を全庁挙げて進めております。現在、32市町村、66か所で開所され、それぞれのセンターにおいて地域の特性や資源を生かした独自の取組が実践され、中山間地域の活性化の一助となっております。また、県では県外から高知県への移住促進を図っており、令和5年度には1,437組と目標の1,300組を大きく上回る結果となっております。

今、私たち自民党県連では県内各地に出向き、それぞれ地域の声を聞きながら、国政、県政に反映する取組を行っております。その中で移住

者から、地域に根差した生活を送っていく過程の中で、集落活動センターに勤めることによって多くの地域の人と触れ合うことができ、また地域の状況を肌で感じられて、大変よい制度であるという評価もいただきました。中山間地域の人口減少対策には、移住促進は欠くことのできない施策であり、集落活動センターとの関連は重要であると思います。

県として、今後集落活動センターをどのくらい設置しようとしておられるのか、また中山間地域の人口減少対策を考えた場合、センターに移住者の雇用を促進することについて人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

南海トラフ地震が発生する確率は、30年以内に70から80%というふうに言われております。そうした中、今年1月1日に能登半島、4月17日に豊後水道でそれぞれ大変大きい地震が発生をいたしまして、特に能登半島では多くの市町村で甚大な被害が発生している状況です。

震災後の復旧・復興の状況は、定期的に新聞等で報道されていますけれども、発生後3か月の報道では、倒れた家あの日そのまま、進まぬ復旧涙出る、断水3か月で人間の生活が送れないなど、熊本地震と比べて復旧・復興が進んでいないという見出しが出ており、その記事で心を痛めた県民も多くいたことと思います。そして、生活していく上で最も大事な水道関係は、発生後5か月経過してようやく断水がほぼ解消されたものの、北部の珠洲市では断水が続いているようです。

能登半島の地形は高知県の一部の地域とよく似ているというふうに言われていますが、発生後6か月が経過しようとしている中で、現在の復旧・復興の状況をどのように分析しているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、先ほど申し上げましたが、断水対策が復旧の中でも最も急がれるところではありますが、地中に埋まっている送水管の老朽化等を調査し、耐震化していくのは大きな予算と膨大な時間が必要となってきます。

去る5月に、高市早苗経済安全保障担当大臣の講演の中で、人工衛星を使い水道管の漏水調査を行うことが可能であるというような話を聞いたところではありますが、調べてみますと、全国でも宮城県や福島県等多くの自治体で実施をされているようであります。高知県としてもこれは早急に取り組んでいくべきというふうに思いますが、土木部長のお考えをお伺いいたします。

また、震災による断水の際の飲料水対策についてどのように考えているのか、土木部長にお伺いします。

次に、復旧・復興を進めていく上には、道路啓開が大きなポイントの一つになってきます。いざ震災が起こった場合の道路啓開には、地元の土木業者の協力なくして進むことはできないと思います。

今、地域のそれぞれの土木業者は公共事業等を請け負って仕事をしておりますけれども、大雨等による土砂災害が発生しますと、いち早く現場へ向かい、道路の通行ができるよう全力で復旧作業に取り組み、地域住民の安全・安心に力を発揮しており、心から感謝しているところでもございます。しかし、地域の土木業者からは、事業の発注に関して地域性というものがもっと重視されるべきではないかという声もいただいております。

県として工事等の発注に際して地域性をどのように考えておるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、能登半島地震で道路の寸断や堤防の崩壊といった深刻な被害が発生し、人命救助や物

資輸送といった発災後の対応に多大な支障を来しました。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震の発生時には命の道としての役割が大変大きく、早期整備が県民の願いであります。今回、奈半利-安田、宿毛和田-宿毛新港間が事業化されましたことで県内の未事業化は解消され、いよいよ全区間で本格的に工事が進んでいくこととなります。

国の事業ではありますが、知事の思い、熱意は事業の進捗を速める意味では大変大きいと思いますので、県民の熱望する高規格道路の早期整備について知事の熱意をお伺いいたします。

次に、脱炭素社会についてお伺いをいたします。

県では、令和4年3月に策定をしました高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づき、2050年カーボンニュートラルの実現と、経済と環境の好循環の創出に向けて取り組んでいます。特に、2030年度、令和12年度には温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比47%以上の削減というふうにして、これに向けて今ハード・ソフト両面から様々な取組を進めております。そして、第Ⅱ期脱炭素社会推進アクションプランを策定し、令和6年度から4年間でCO₂削減に向けた取組、グリーン化関連産業の育成、オール高知での取組を一層推進することとしております。

また、知事は2月議会で脱炭素社会実現に向けて、森林率84%と全国1位である本県の森林と豊かな自然資源を生かして、森林吸収源対策や再生可能エネルギーの利用拡大といった取組を通して、CO₂の削減と経済の活性化を進めると言われました。特に、森林面積の多い中山間地域では、このカーボンニュートラルの風で森林、林業の活性化により地域が元気になっていくというふうに期待をしております。

県では、林業振興を通じた森林吸収源対策として様々な事業を行っておりますが、この2030年度の数値目標の達成に向けて順調に進んでおられるのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

また、温室効果ガス吸収には再造林が大事ですが、現在の再造林率40%から70%にするという大きい数値目標達成に向けた取組について林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、その再造林の中でも保安林に指定されている山林においても、再造林ができていない状況もあるとお聞きしております。保安林は森林法に基づいて指定された森林で、水源の保持や土砂災害の防止など森林が持つ公益的機能を重視されるため、一般の森林とは違い一定の行為制限が課せられます。しかし、一方で固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税の免税など税金等の優遇措置が取られるという、森林所有者にとってもメリットがあります。そして、先ほど申し述べましたように、公益的機能を有していくために、立木を伐採した場合、伐採跡地への植栽を2年以内に行わなければならないと義務づけもされております。

現在、植栽義務のある保安林において再造林ができていない森林はどのくらいあるのか、その状況について林業振興・環境部長にお伺いたします。

次に、再造林を進めていく上で、今、日本林業協会を中心に立木市場というのが、この開設が議論をされております。これは立木の時点で木材価格を適正に売買することで、森林所有者に一定の収入があり、その費用で再造林を可能とし、将来にわたって持続可能な森づくりを進めていこうとするものであります。

しかし、議論の中で森林の調査経費や、あるいは価格の判断を誰がどのようにしていくのかなど課題も多く、実証を行っていくためには、まず民有林の中でも公有林が適切ではないかと

いう意見もありました。

県におきましても、再造林を進めていくという観点から、立木市場の取組を研究、検討してはと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

次に、二酸化炭素、CO₂の国内排出量の1割強を占めます建設業界でも、この脱炭素化をアピールする動きが広まっております。それは、木材を炭化させセメントに混ぜ込むことで、コンクリート内部に炭素を封じ込める仕組みで、従来より3倍程度の価格になるようであります。しかし、環境意識が高まっている今日、カーボンニュートラルを進めていく上には大事なことであり、積極的に活用していくという報道もありました。

私は、今まで一般質問の中で、木材を活用したガードレールなどの利用を公共土木の中で積極的に使用することで森林・林業の活性化、いわゆる経済の活性化につながり、そして県が掲げる高知県脱炭素社会推進アクションプランの推進になっていくと思いを提言をしましてまいりましたが、既存の商品に比べて価格が数倍ほど高いということで、なかなか進んでいない状況であります。

今、全国的に建設業界でも脱炭素の取組が進んできました今日、木材を公共土木事業などの中へ積極的に使用することについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、去る5月に行われました産業振興土木委員会の出先機関調査で、国土交通省四国山地砂防事務所から、里山砂防事業の事例の一つに、脱炭素と地域経済の活性化も期待できるということで、積極的に木材を活用しているというお話を聞きました。活用の内容は、砂防堰堤の工事において、作業現場までの路網の整備や残存型枠、また堰堤の前を全面的に木質化して環境へ配慮しているというところでもあります。

県の発注します砂防堰堤や治山堰堤への木材の利活用について土木部長、林業振興・環境部長にそれぞれお伺いいたします。

また、公共土木工事等に利活用できる木製品の開発などにどのように取り組んでいるのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、観光振興についてお伺いをいたします。

県内の観光は、連続テレビ小説らんまんの効果をはじめ、観光博覧会の開催、そして台湾からの定期チャーター便の搭乗率が9割を超えるなど、順調に入り込み客が増えて、県外からの観光客の入り込み客数は、令和5年にはコロナ禍前を超えて過去最高となる472万人を記録しました。

そして、本年度はさらに高知ならではの魅力をじっくり深くたっぷり味わっていただく「極上の田舎、高知。」をコンセプトにしたどっぷり高知旅キャンペーンを展開し、滞在型の観光商品づくりの取組を強化しようとしております。また、らんまんに続き、来年の春には連続テレビ小説あんばんの放送が控えており、やなせたかしさんのゆかりの地がある物部川流域では地域博覧会の開催に向け準備が始まっているところであります。

このように、引き続き高知県観光は追い風が吹いておりますが、昨年の県内各地の入り込みはどのようになっていたのかを観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域の暮らしや伝統文化、地域の資源を生かした食のおもてなしなどにより、県下全域で観光消費額の増加を目指していく過程において、市町村、広域観光組織、県が、一体となり連携した取組が大事であるというふうに思います。

県内観光の推進に当たっては、観光商品の開発や磨き上げ、イベントの実施を行う市町村や市町村の観光協会、そして広域エリア内の観光

振興計画や滞在型の観光プランづくり、また観光情報発信や観光人材の育成などを行います広域観光組織が、それぞれの役割を担って地域観光の発展、振興に取り組んでいるところであります。しかし、県が掲げる広域観光において、現状では何かが私は足りないようにも感じております。

県内の観光推進に当たって、県、広域観光組織、市町村のそれぞれの役割がある中で、広域観光について連携した踏み込んだ議論が十分になされているのか、観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、魅力向上推進総合支援事業として、令和6年度に中山間地域において複数の宿泊施設を中心に、長期滞在できる地域づくりを支援することというふうにしておりますが、高知市周辺以外では、宿泊施設の運営が厳しく、営業を止めている地域もあるというふうに聞いております。

観光には宿泊施設というのは欠くことができないと思いますが、そうした地域に対してどのように今後支援し、対応をしていくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、県内では、「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」というストーリーが平成29年4月に日本遺産に認定され、7年が経過をいたしました。中芸地域5町村の行政や住民団体で構成します、中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会では、観光ツアーや体験型イベントを集中的にゆずFeSということでの実施や、拠点施設、ゆずロードミュージアムの設備などに取り組んだ結果によりまして、全国で認定されております日本遺産104件の中で9件のみとなる重点支援地域に格上げをされておるところでありました。

しかし、この協議会が中芸5町村でアンケート調査を実施した結果、日本遺産を知っているとの回答は59%、関心があるは44%であり、乏

しい印象でありました。地域外というふうになると、まだまだ認知されていない状況だと思います。その要因の一つには、日本遺産という言葉がまだまだ全国的に浸透していないところにあると考えます。

今年の出先機関調査で幡多地域に出向いたとき、宿泊所に県外から来たバスが3台止まっていました。そのバスの後方に地域名を入れた日本遺産のPRステッカーが貼られておりました。県内の観光バスを利用するなどして、県としても日本遺産をPRすることで、この観光素材であります「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」が生きてくるというふうにも思いますが、観光振興スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、インバウンド観光に向けて高知龍馬空港の新ターミナルビル整備についてお伺いをいたします。観光庁がまとめました令和5年の宿泊旅行統計調査の速報値によりますと、本県における外国人延べ宿泊者数は過去最多のおよそ12万9,000人泊となっております。また、コロナ前の令和元年との比較では35.8%増加しており、この伸び率は東京都に次ぐ全国2位ともなっています。

私も、県内各地で外国人観光客の方々をお見かけするようになり、うれしく思っておるところでもあります。これは、コロナの5類移行や円安の追い風を受けた全国的なインバウンド需要の回復はもとより、昨年5月から高知龍馬空港に就航している台湾の定期チャーター便も大きく寄与したものと考えられます。台湾の定期チャーター便は、就航以来継続して週2便、今年の3月末までに合計94便が運航しております。また、チャーター便で本県を訪れた利用者は約1万6,000人を数えますとともに、搭乗率についても高い数字を維持しているというふうにお聞きをしております。

実際に、県内の観光事業者などからも、外国

人観光客の宿泊数や飲食等の売上げの増など、チャーター便による経済効果を実感しているという声も伺っており、本県のインバウンド観光を一層推進するためには今後も継続運航が不可欠と考えます。

この台湾の定期チャーター便については、現時点では本年10月下旬までの運航が決定をされております。現在、その後の継続に向けて県では台湾の航空会社や旅行会社へ精力的にセールスされているというふうにお聞きをしておりますが、今後の定期チャーター便の継続運航の見通しについて知事にお聞きをいたします。

また、この定期チャーター便の継続運航とともに、台湾以外のチャーター便の誘致、さらには将来の定期便化を見据えると、新ターミナルビルの整備は利用者にとって満足度が高く、かつ航空会社や運営スタッフにとってお客様のニーズに合った十分な対応が可能となる施設にすることが望まれます。

このため、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議で、できるだけ内際共用を図り、コンパクトな施設にするという方向性は示されておりますが、今後できましたら数十年利用するわけでございますので、そのことも踏まえて、多くの関係者に改めて意見を聞きながら、できるだけ充実した機能的な施設にすることが不可欠と考えます。現時点での整備の進捗状況について知事にお聞きをいたします。

最後になりますが、指定管理施設の利用料の見直しについてお伺いします。

今議会の知事の提案説明の中で、持続的な経済成長を達成するためには、生産性の向上や省エネルギー化などを通して各産業分野の稼ぐ力を高めながら、賃金引上げと円滑な価格転嫁の好循環を実現しなければなりませんというふうなお話がありました。私も賃上げと価格転嫁の好循環が今後の日本社会のキーになるというふ

うには考えております。足元では県内の雇用者所得の速報値が今日も新聞に出ておりましたけれども、10か月連続のプラスとなるなど、賃上げの動きは進んでおり、この賃上げと価格転嫁の好循環も徐々に生まれつつあるというふうにも感じております。

こうした中で、高知県自身もしっかり取り組んでいく必要があると考えており、その代表例といたしまして、指定管理施設について質問をさせていただきます。県では、指定管理施設の人件費を年々増やしているとお聞きしておりますが、さらに施設のほうからは処遇改善の要望の声も聞こえておりました、今後さらなる賃上げをしていく必要があるのではないかと考えております。他方で、利用料金については消費増税時や施設改修時に伴うものを除き、平成12年度の一斉改定以来、20年以上も据え置かれております。

高知県の指定管理施設以外の施設を見てみますと、昨今の状況を踏まえ、北川村のモネの庭では令和3年3月に値上げをしているほか、民間施設では令和4年11月に桂浜水族館が値上げをしております。また、鳥取県のとっとり花回廊は今年の4月から、岡山県の後樂園は来月、7月から値上げする予定など、他県の施設でも料金見直しの動きが見られる状況となっております。

そこで、指定管理施設においても職員の賃上げを行いつつ、安定的に運営するために利用料金を見直すことについて知事の見解をお聞きいたします、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人口減少対策総合交付金に関しまして、事業期間を4年間とした狙い、そして令和10年度以降の対応についてお尋ねがございました。

関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

県政の最重要課題と位置づけております人口減少問題の克服に向けましては、本年3月に策定をいたしました元気な未来創造戦略に基づきまして、県のあらゆる施策を総動員して取り組んでおります。そして、この戦略では、御紹介をいただきましたように、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、10年後には現在の水準まで回復させるということを目標に掲げております。

この交付金は、私の現在の任期であり、また戦略の計画期間でもあります令和9年度までの4年間で市町村を集中的に支援し、若年人口の減少に歯止めをかけるということを視野に創設をいたしました。この交付金の基本配分型につきましては、全ての市町村が活用をされております。また、連携加算型につきましても、多くの市町村が計画策定に向けて意欲的に取り組んでいる状況であります。こうしたことからいたしましても、本交付金に対します市町村の期待は大変大きいものがあると考えておりました、また既にその継続を求める声も幾つかお聞きをしているところであります。

本県の人口減少問題への対応は、当然御指摘もありましたように、この4年間で終わるというものではございません。議員のお話のように息の長い取組が必要であり、また不断の見直しが求められる、そうしたものだと考えております。

お尋ねのありました交付金の令和10年度以降の対応についてでございますが、これにつきましては、令和9年度までの事業効果、そしてその時点の国の施策の動向、さらには県の財政状況、こういったものを総合的に勘案して検討しなければならないと考えております。そして、この10年度以降の新たな戦略の枠組みと併せま

して、県の財政支援制度をどういう形で構築するのか、改めて検討すべきものというふうに考えております。

その際には、県と市町村がしっかりとベクトルを合わせまして、必要な施策については安定的に取り組んでいけると、そういった考え方に基づき、市町村の御意見、御要望などを伺いながら検討すべきものというふうに考えております。

次に、青年の船、青年の翼事業の実施についてお尋ねがございました。

青年の船、青年の翼事業は、青年を海外に派遣いたしまして、豊かな国際感覚を養い、広い視野で各地域・分野で活躍をする中堅指導者を育成することを目的に行われておりました。団員として参加された方が地域の中核人材として活躍をされますほか、若者同士のつながりや出会いのきっかけとなるなど、有意義な取組であったというふうに認識をいたしております。平成5年度をもちまして本事業は終了となりましたけれども、その後は社会環境も変化をいたしまして、海外への渡航が身近になる、さらにはSNSなどを通じた幅広い交流が簡単にできるというような状況になってまいっております。

また、本県におきましても、若者の交流の面では、以前と比べまして、例えば中学生、高校生の海外交流が地域のレベルで活発に行われるようになっておりますし、出会いの場の創出の事業としましては、地域のレベルで様々なイベントが開催されているという状況にあります。さらに、リーダー養成という面で全国的に見ますと、国が実施をいたします世界青年の船事業、これが内容を見直して継続をされているということでございますし、経済界と自治体が開塾いたしました日本の次世代リーダー養成塾などの取組もありまして、本県在住の若者もこうした取組に参加は可能だという状態でございます。

こうした事情を考えますと、県としてかつての青年の船、青年の翼事業をそのままの形で復活させるということの必要性あるいは効果は限定的なのではないかというふうに考えています。

一方で、人口減少問題をにらみました長期的な対応といたしまして、若者の将来的な県内定着の素地をつくると、そうした観点からは、例えば中高生などに早くから本県の企業や経済、文化などを知ってもらう機会を設ける、そうした趣旨からの交流事業も必要ではないかというふうに考えております。あわせまして、地域のリーダーとして期待される若手の社会人の異業種間の交流機会を設けるといった形で、新たな青少年交流事業に取り組む必要があるのではないかという思いを私としては持っているところでございます。

このため、青年の船、青年の翼事業を経験された関係者の皆さんのお話を伺いながら、ただいま申し上げましたような視点に立ちました新たな青少年交流事業の開始について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、県民が熱望する高規格道路の早期整備への熱意についてお尋ねがございました。

四国8の字ネットワークは、産業や観光の振興を下支えいたします基幹的な社会資本であります。また、南海トラフ地震発生時には、円滑な救助活動、物資輸送を可能といたします命の道として大変重要な役割を担う、この点は御指摘あったとおりだと考えています。このため、四国8の字ネットワークの整備促進を県政の最重要課題の一つといたしまして、沿線自治体、経済団体などと連携して、国に対して政策提言を重ねて行ってまいりました。

その結果、これも御紹介いただきましたように、本年度、宿毛和田ー宿毛新港間、さらに奈半利ー安田間が新たに事業化をされましたことで、県内は全線事業着手というふうな段階に至

りました。また、来年春頃には高知龍馬空港―香南のいち間、そして北川道路の一部区間の開通も控えております。このように、これまでの取組による成果が着実に現れつつあると考えておりますが、実際に開通にまで至った延長は、いまだ6割強にとどまっている状況であります。

1月の能登半島地震におきましては、土砂崩れなどによります道路の寸断が救助活動、物資輸送に非常に大きな影響を及ぼしております。私自身、今月の能登半島の現地視察におきまして被害の状況を目の当たりにして、災害に強い強靱な道路の整備を急ぐ必要があると、そうした思いをさらに強くいたしました。

今後も引き続き沿線の自治体などと連携をいたしまして、四国8の字ネットワークの一日も早い全線開通に向けて、国に対し気を緩めることなく、強く働きかけを続けてまいります。

また、県が施行いたします北川道路、そしてインターチェンジにアクセスする道路の整備を着実に県自身が進めますとともに、国から受託をいたしております用地の買収についても、しっかりと取り組んでまいります。

次に、台湾との定期チャーター便の今後の継続運航の見通しはどうかというお尋ねがございました。

台湾の定期チャーター便につきましては、今年4月以降も好調に運航を続けております。これまでに約2万人が利用し、平均搭乗率は現在も9割を超えているところであります。

ツアーの商品におきましては、例えば足摺温泉郷、隈研吾建築群、仁淀川地域などをはじめといたします中山間地域も多く含まれております。地域の観光事業者や市町村の皆さんから、地域経済の活性化につながっているといった声もお聞きをいたしておきまして、私自身も手応えを感じております。このチャーター便を継続し、定期便化を目指していくということは、イ

ンバウンド誘致による経済の活性化には不可欠であると考えております。

今月19日には、総合企画部、そして観光振興スポーツ部の両部長が台湾の航空会社などを訪問いたしまして、今年度末までの継続運航につきまして要請を行いました。その際、先方からこの継続運航に関しましては好感触を得たところであります。来月には、さらに副知事が現地の航空会社を訪問するといった形で、継続運航を確実なものといたしますように、引き続きセールス活動に力を入れてまいります。あわせて、現在四国内の台湾便が各地で増便をされ、競争が激しくなっております。そうしたことから、今後も高い搭乗率を維持していくために、台湾でのプロモーションの強化をしてまいります。

今後もセールス活動や搭乗率維持への取組を強化いたしまして、このチャーター便を当面継続していくということで、先々の定期便化を目指してまいります。

次に、高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備の進捗状況はどうかというお尋ねがございました。

この新ターミナルの整備につきましては、昨年の12月議会におきましてお認めいただきました予算により、本年2月にコンサルタントとの契約を締結いたしまして、現在基本設計を進めている段階であります。

この新ターミナルビルにつきましては、昨年10月に関係者から成ります検討会議におきまして、既存施設の改修を含むコンパクトな整備案が承認をされました。基本設計を進めるに際しましては、この昨年10月の整備案を基にいたしまして、改めて航空会社あるいはC I Q、出入国関係の機関などの関係者に御意見を伺ったところでもあります。

その結果、先方からは、例えば出入国の手続

に必要なスペースをもっと拡充が必要ではないか、あるいは将来にわたって検査機器の大型化などに対応できるスペースを追加すべきではないか、さらに保安上の要請によります利用者の動線の見直しに伴いましてレイアウトの変更が必要ではないかという御意見、さらにはVIP、要人の対応のために必要な動線を新設すべきだと、こういった形の御指導あるいは御意見を多数いただいたところであります。

新ターミナルビルは、御指摘もありましたように、将来数十年にわたって利用する、インバウンド観光の要ともなる施設でもあります。長期的に見て利用者、そして現場で働くスタッフのニーズに十分に対応できるものにしたいというふうに考えます。このため、昨年10月の案に比べますと、整備面積は大きくなるわけでございますけれども、今回いただいた関係者の御意見を反映したものにしたいと考えておりまして、このため基本設計に当初の想定以上の時間を要している状況にあります。

また、整備の費用につきましても、こうした形で整備面積を増やすということに加えまして、昨今の資材価格の高騰、労務費の上昇などの影響を受けることになろうというふうに見込んでおります。さらに、工期につきましても、設計に現時点でも想定以上の時間を要していることに加えまして、能登半島地震などの復興需要に伴います資材の納期の遅延、あるいは建設業におきます時間外労働の上限規制、いわゆる建設業の2024年問題などの影響を考えますと、供用開始を目指す時期として、さきにお示しをいたしました令和7年10月という目標から、一定程度の遅れを見込まざるを得ない状況だというふうに考えております。

このため、昨年12月議会で御説明をしました整備案から比べますと、面積、費用、工期ともに見直しが必要な状況にあると考えております

が、できるだけ早期に整備をしたいと、そうした考えに変わりはありません。現在取り組んでおります基本設計が固まった時点で、整備の費用、工期について新たな見通しも明らかになりますので、9月の議会には改めて御説明をし、対応についてお諮りをしたいと考えております。

最後に、県の指定管理施設の利用料金を見直すことにつきましてお尋ねがございました。

提案説明でも申し上げましたように、持続的な経済成長を成し遂げるためには、稼ぐ力を高めながら、賃金の引上げ、そして円滑な価格転嫁の好循環を実現する必要があると考えています。県としましても、いろいろな面でそのための環境整備を進めているところであります。県の指定管理施設におきましても、事業コストの上昇分を利用料金に適切に転嫁すると、こうした形で社会全体がこの転嫁を進めていく環境づくりに寄与していくということが重要ではないかと考えています。

指定管理施設におきます維持管理経費などの支出は、近年の物価高騰あるいは賃上げによりまして、ここ5年間の間で約2割増加をしている状況であります。一方で、県民の皆さんなどから御負担をいただきます利用料金は、これも御指摘をいただきましたように、この20年間、基本的に値上げをしていないという状況にあります。指定管理者が賃上げに取り組みながら安定的に施設を運営していくためには、利用料金の水準の見直しが必要だというふうに考えているところでございます。

具体的には、各施設ごとの状況も踏まえながら、支出のうち利用料金などの収入で賄える部分の割合が物価高騰前と同等の水準となりますように、施設ごとに料金を見直す、こういった方向で検討を進めているところであります。

今後、指定管理者側の御意見も丁寧にお聞きをしながら検討を深め、来年4月からの適用と

いうことを念頭にいたしまして、9月の定例会には関連条例の改正をお諮りしたいということで準備を進めております。

私からは以上であります。

(人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(中村剛君) まず、人口減少対策総合交付金の連携加算型に関する市町村の動向についてお尋ねがございました。

人口減少対策総合交付金については、昨年度の制度検討段階、また制度が確定した今年度に入ってから全ての市町村を訪問し、意見交換や交付金の早期活用の呼びかけを行ってまいりました。市町村長からは、交付金を積極的に活用し、移住者向けの住居の確保や、出会いの機会の創出などに組みたいという期待の声を多くいただきました。あわせて、市町村の申請に必要な実際の事業計画の策定を事務的に後押しするため、4月には担当者向けの説明会を開催し、人口減少対策関連の県の施策の情報提供や、交付金の活用アイデアなどもお示したところでございます。

その結果、年度早々5月には、土佐市、東洋町、馬路村の3市町村から、移住施策や結婚支援の拡充などに向けた事業計画の提出があり、審査会を経て承認させていただきました。現在、その他の市町村におきましても、プロジェクトチームの立ち上げによる活用策の検討、先進地視察などが行われ、事業計画づくりに向けた動きが活発化しております。

県としましても、産業振興推進地域本部と担当課が連携し、定期的な市町村との意見交換や事業検討会への参加など、事業のアイデア出しから事業計画のブラッシュアップまで、各段階においてサポートを行っており、今月以降も順次計画が提出される見通しとなっております。

次に、結婚や出産の動向をどのように分析し、人口減少対策に生かすのかについてお尋ねがご

ございました。

まず、お話のありましたコロナ禍の影響につきましては、若年女性に占める医療・福祉職従事者の割合が高い都道府県ほど、令和3年と比較して令和4年の若年層の婚姻率が低下するという傾向が見られます。これは、業務の性質上、医療・福祉職の方々がコロナ禍での外出を控えられ、出会いや結婚の機会が減少したことが、全体の婚姻率低下にも一定影響したのではないかと考えられます。

そして、御指摘のように、本県は全国に比べ若年女性の医療・福祉職への従事割合が高いことから、婚姻率の低下、ひいては出生数の減少に同様の影響を与えたのではないかと推察されるところでございます。

次に、島根県と鳥取県との出生数の違いにつきましては、令和5年の出生数で見ると、本県の3,380人に対し島根県は3,759人と300人以上多く、鳥取県は本県とほぼ同数の3,263人となっております。これは、総人口には表れない若年女性の数及び割合が、島根、鳥取両県は本県よりも大きいこと、加えて若年層の婚姻率も両県は本県より高いことが要因ではないかと考えております。

具体的に、例えば20歳から34歳までの女性の人口は本県の約3万9,500人に対し、島根県は約4万人と本県を上回っております。また、鳥取県は約3万4,500人と本県より5,000人程度少ない数ではございますが、全体の人口差14万人と比べますとその差は大変小さく、総人口に占めるこの年代の女性の割合も、本県の5.8%に対し鳥取県は6.3%となっております。加えまして、令和4年の若年女性人口1,000人当たりの婚姻数、こちらは本県の27.7件に対しまして、島根県は30.0件、鳥取県は30.3件と、両県とも本県より若年層の婚姻率が高くなっております。

現在、こうした様々なデータを収集し、それ

らのデータの間の相関を調べながら、その関係に有意性が見られるものについて深掘りして分析することとしておりまして、あわせて他県の優良事例を研究することで、さらに効果的な若者の転出減や転入増、あるいは若年層の婚姻増などの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、リタイア層の方々の都市部からの短期移住についてお尋ねがございました。

都市部でリタイアされた方々を呼び込むという考え方は、移住施策において重要な視点の一つだと考えられます。実際に都市部には、進学や就職を機に本県から転出し、様々なキャリアを積み重ねて豊富な知見や人脈を培い、リタイア後はふるさとの活性化に貢献したい、将来的には高知に戻りたいという思いを持つ方もおられます。こうした方々を地域につなぐことで、その背中を押す取組も必要と考えております。

このため、豊富な知見や人脈を地域のために生かしていただける方を、今年度からふるさとを応援するアドバイザーとして地域につなぐ仕組みを構築し、現在県人会などを通じて制度周知に努めているところでございます。

一方、国におきまして、先般都市部の若者の地方暮らしへの関心の高まりなどを背景にした、都市部から地方に短期または定期的に滞在する、いわゆる二地域居住を促進する法律が成立いたしました。先日、この法律に関しまして国との意見交換を行った際には、若者だけではなく、リタイア層の方も対象として環境整備を行うことが可能との説明もあったところでございます。

引き続き、この法律に基づく具体的な制度設計、支援策なども注視しながら、市町村に情報提供を行い、取組の意向を持つ市町村があれば、しっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、若年層へのヒアリング調査及びアンケー

ト調査の具体的な実施方法などについてお尋ねがございました。

まず、ヒアリング調査につきましては、今月15日から順次県内在住の方及び県外在住の県出身者の方のうち、大学生や未婚、既婚の社会人など、18歳から34歳までの若年女性100人程度を対象に少人数のグループインタビュー形式で実施しております。

具体的なインタビューの内容としましては、進学や就職といった人生の転機において、県外転出あるいは県内定住、これを選択した理由、その選択に影響した要因などをお聞きするとともに、結婚の意向や望む家族像、県内で出産や子育てを行う場合の懸念点などもお聞きすることとしております。また、県外在住の方にはUターンの意向や支障となっている要因などについても聞き取りを行うこととしております。

このインタビューでは、質問への回答に応じましてさらなる深掘りの質問を投げかけることで、アンケート調査ではなかなか提出することができない、より本質的な要因などを引き出していきたいと考えております。調査につきましては、7月末に中間報告、9月末には最終報告が提出される予定となっております。

アンケート調査につきましては、県内の高校生や専門学校生、大学生のほか、県外の大学に通う県出身者を対象に、進学や就職の希望地とその理由、就職の際に希望する職種などを調査することとしておりまして、今月初旬から順次実施し、今月末に終了、8月上旬に報告書が提出されるという予定となっております。

それぞれの調査結果につきまして、必要に応じて追加調査も行い、詳細な分析を行った上で、本県が抱える問題点などを明らかにし、今後の人口減少対策のさらなる強化につなげてまいります。

最後に、集落活動センターの設置とセンター

での移住者の雇用についてお尋ねがございました。

集落活動センターについては、本年3月に策定した中山間地域再興ビジョンにおいて、現在66か所設置しているセンターを4年後に83か所、10年後に95か所設置することを目標に掲げております。現在、新たな取組が数か所進んでおりますが、市町村と共にしっかりと支援してまいりたいと考えております。

また、お話しのように、集落活動センターの取組や地域の活性化のみならず、その活動自体が交流人口の増加やUターン、Iターンなどの移住の呼び水につながるものであります。また、移住希望者にとりましても、センターの仕事は地域に溶け込みながらやりがいや喜びを感じることができる魅力的な仕事であると思われまます。

実際に県内の集落活動センターでは、移住者が地域おこし協力隊や集落支援員として、特産品開発や見守り活動などの主要な業務を担っているケースが多く見られます。また、地域おこし協力隊の卒業後、センターの中心的メンバーとして雇用され、定住につながっているケースもございます。

このため、市町村と連携しながら、各地域で新たなセンターの開設に取り組む際には、その運営の担い手確保について移住施策と連携することで、中山間地域の活性化、あわせて若者の増加につながるよう取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) 小学校低学年までの子育て環境の充実についてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたように、第2子、第3子を希望する方が安心して子供を産み育てられるよう、子育てと仕事の両立を支援することは大変重要なことだと考えております。特に、体調を崩しやすい小学校低学年までのお子さん

を育てている家庭が安心して働きながら子育てができるよう、子供が病気のときに利用しやすい預け先があることや、休暇を取得しやすい会社の環境が整っていることが必要です。

現在、病児・病後児を預かる制度としましては、病児保育事業は9市町村、22か所で実施をされており、病児・病後児に対応するファミリー・サポート・センターが3市町に設置され、お子さんをお預かりできる体制を整えております。

これらの支援事業については、ニーズの少ない市町村においても子育て家庭に支援が行き届くよう、地域の実情に沿った事業実施に向けて、県としましてもしっかりと支援を行ってまいります。

また、支援を必要とする子育て家庭に対して制度の情報がしっかり届けられるよう、市町村と連携し、引き続き周知をしてまいります。あわせて、子育て家庭の孤立の予防や育児不安の解消を図ることなど、地域全体での子育てを支え合う社会づくりを推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) 農業関係の働き盛りの年収の状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

40歳代の農家所得について、年代別に所得が確認できる県の補助事業を活用した経営体の令和2年から令和4年のデータで見ますと、平均ではナスは386万円、キュウリは524万円、ピーマンは589万円となっております。これらは、およそ2名分の所得となっており、令和5年賃金構造基本統計調査による全国の全産業における40歳代の1人当たりの平均年収およそ560万円と比べますと、若者に農業を目指してもらうには十分ではないと考えております。

農業所得の向上に向けては、収量の増加と経費の削減を図る生産面での取組に加え、単価を

高めるための販売面での取組を併せて進めていくことが重要です。

生産面では、ハウス内の環境測定データに基づき、作物に最適な栽培環境となるよう管理を行うデータ駆動型農業の取組を進めることで、さらなる収量の増加を図ってまいります。あわせて、収穫量に応じた適切な肥料の使用や、無駄のない温度管理による省エネルギー対策などを徹底することで、肥料や燃料などのコストの削減を進めてまいります。販売面では、卸売市場と連携した量販店での継続した売場の確保による販売拡大や、マーケットが拡大している中食や外食などの業務筋への販路の開拓などにより、さらなる需要拡大を図ることで、単価の向上につなげていきたいと考えております。

こうした取組を着実に進めていくことで、農業所得の向上を図り、中山間地域への若者の定住につなげてまいります。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長(西村光寿君) まず、林業関係の働き盛りの年収の状況と今後の取組についてお尋ねがございました。

県内の林業事業者の年収について、一部の林業事業者に聞き取りましたところ、40歳代の年収は380万円程度となっており、全国の全産業における40歳代の平均年収560万円と比べると180万円ほど低い状況にございます。こうした状況の中、本県の中山間地域において林業事業者の収入増加につなげるため、林業事業者が着実に利益を生み出す経営体質への転換を支援することとしております。

具体的には、遠隔操作が可能な集材機など先端機械の導入に向けた実証や、森林クラウドでのデジタル情報の活用に係る研修などによりスマート林業の取組を普及し、生産性の向上を進めます。あわせて、経営改善に向けた経営セミナーの開催や、事業戦略の実践支援などにより

林業事業者の収益を確保し、林業就業者の給与の増加を促してまいります。

こうした取組に加えて、育児休暇などの休暇制度の充実に向けた就業規則の見直しなど、労働環境の改善を支援することで、林業における魅力ある職場づくりを進めてまいります。

次に、林業振興を通じた森林吸収源対策の数値目標の達成について、また再造林率の数値目標の達成に向けた取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

森林による吸収量を差し引いた本県の温室効果ガス排出量は、最新値の2021年度で642万9,000トンであり、基準年である2013年度比で32.9%減少しています。そのため、アクションプランに掲げる中期目標である2030年度の排出量47%以上削減に向け、全体としてはおおむね順調に進んでいると考えております。また、アクションプランには164の評価指標を設定しており、各施策の進捗管理とPDCAを回していくことで、目標達成に向けた取組の強化を図っているところでございます。

そのうち、森林吸収源対策では、再造林面積や木材利用に向けた原木生産量など4つの指標を設け推進をしているところでございます。例えば、再造林面積では2022年度には342ヘクタールと、前年度から43ヘクタール増加するなどの伸びが見られますが、2030年度の目標690ヘクタールの半分程度にとどまっており、目標の達成に向けてはさらなる取組の加速化が必要と考えております。

そのため、再造林推進プランを昨年策定し、再造林をはじめ原木増産にもつながる課題を整理し、その推進に必要な施策を強化したところでございます。具体的には、森林を集約化し、間伐などの効率的な森林施業を進めてきた森の工場において整備された作業道などを活用し、伐採から再造林までを効果的に推進する新たな

森の工場を展開してまいります。加えて、低密度植栽などの低コスト造林の推進やスマート林業の普及により、生産性の向上に取り組むこととしています。

こうした取組により、林業収支のプラス転換を実現し、再造林率70%とともに、森林吸収源対策として取り組む4つの指標の達成につなげてまいります。

次に、植栽義務のある保安林の再造林についてお尋ねがございました。

保安林は、水源の涵養や土砂災害の防止といった森林の持つ公益的機能を発揮することを目的に指定された重要な森林です。このため、森林法に基づき、杉やヒノキなどの植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地には、伐採の翌年度の初日から2年以内に植栽することが定められています。

現在、2年以内に植栽できていない保安林は県内に2か所あり、その原因が伐採事業者や森林所有者における期限までの植栽の必要性の誤認などによるものです。このため、県から森林所有者等に対しまして指導を行い、令和6年度中には植栽をされる予定となっています。

県としましては、引き続き伐採許可を行う際に、申請者に対して植栽の段取りや時期について丁寧にヒアリングを行ってまいります。また、伐採終了届が提出された際は、決められた植栽が確実に行われるよう、森林所有者などに対する指導を徹底してまいります。

次に、再造林を進めていくという観点から、立木市場の取組の研究や検討についてのお尋ねがございました。

山に生えている木、いわゆる立木については、森林所有者と買取業者との間で相対により取引されることが一般的です。立木市場は、こうした立木の取引をマッチングサイト上で行う場として、一般社団法人日本林業協会が中心となっ

て議論されていると承知をしています。この取組は、立木の販売価格に再造林コストを含めることで、確実な再造林の実行につなげ、林業の持続性を担保することとしており、本県が進める再造林推進プランの取組にも寄与するものと考えています。

一方で、この取組は森林所有者が納得できる立木価格の設定方法の検討でございますとか、買取業者による再造林のコスト負担への理解促進を図る必要があることなど、現状では実施する上で解決すべき課題があるとお聞きしています。このため、本年度は課題の解決に向けて全国数か所で実証試験を行い、持続性が確保された木材の取引の場の構築を進めることとされております。

県としましては、こうした結果を見ながら、立木市場についての研究、検討を進めてまいります。

次に、治山堰堤への木材の利活用についてお尋ねがございました。

治山堰堤については、景観に配慮が必要な工事などで、木製ダム工やコンクリート打設後も型枠を撤去しない木製の残存型枠などを施工してございます。令和4年度の実績では、施工した28基の堰堤全てで木材を活用しており、その使用量は407立方メートルとなっています。

県産材利用推進に向けました県の行動計画では、公共土木工事全体で工事費1億円当たり12立方メートルの木材利用を目標に掲げてございまして、令和4年度の全体での実績は9.2立方メートルとなっております。こうした中、治山堰堤では積極的な木材利用を進め、その目標の約2倍に当たる24立方メートルの実績となっているところでございます。

最後に、公共土木工事などに利活用できる木製品の開発などについてお尋ねがございました。

県では、これまで木製ガードレールや木製の

コンクリート型枠、木製防護柵などの研究開発を行い、公共土木工事で使用してまいりました。また、林野庁においても、木材の有効かつ積極的な利用に向けまして、森林土木木製構造物設計等指針を策定し、開発された木製品などの利活用を全国的に推進しておるところでございます。

こうした中、県内でのさらなる利活用の拡大に向けましては、全国の事例を参考に、例えば車回しや待避所などの車道の外側に、路肩の保護と路面水の遮断を目的とした縁石としての木材利用などを検討してまいります。加えて、新たな木製品の開発や利用に意欲を示す関係者の聞き取りなどによりまして、ニーズの把握を進めてまいります。

こうした公共土木工事における木製品の研究開発や利用拡大への取組により、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

(水産振興部長濱田美和子君登壇)

○水産振興部長(濱田美和子君) 水産業界関係の働き盛りの年収と今後の取組についてお尋ねがございました。

県内の幾つかの漁業経営体における40歳代の従業員の年収は360万円程度とお聞きしています。全国の全産業における40歳代の平均年収560万円と比較しますと200万円ほど低い状況にあり、漁業に従事する若者を増やすためには所得の向上が必要と考えています。

漁業は、自然環境による好不漁や、燃油などコストの上昇といった社会情勢の影響を受けやすく、経営の見通しを立てにくい面があります。こうした中で、漁業経営を安定させ所得の向上につなげるためには、効率的な漁業により生産量及び生産額の増大を図ることが重要です。あわせて、コスト削減により利益をしっかりと確保していく必要があります。

そのため、海水温や潮流などの漁業者に有用

な情報を発信するシステム、NABRASの機能強化や自動給餌ロボットをはじめとするデジタル機器の導入促進などにより、操業の効率化や省力化を図ってまいります。また、操業ごとに経費と水揚げ金額による収支を見える化するツールを活用し、利益を重視した操業を促進することで経営体質の強化に取り組みます。さらに、消費地市場の卸売市場関係者や、高知家の魚応援の店とのネットワークなどを生かし、国内外への外商活動を一層強化することで、本県水産物の価格の向上につなげてまいります。

こうした取組を通して、環境や社会の変化に強い持続的な漁業生産体制への転換を図り、漁業者の所得を向上させることで、若者が地域で稼げる魅力的な水産業を実現してまいります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) 能登半島地震発災後6か月が経過しようとする中での現在の復旧・復興状況の分析についてお尋ねがございました。

この地震では、特に石川県で道路の損壊や水道管の破損、建物の倒壊など甚大な被害が発生いたしました。これらの復旧においては、まずは幹線道路の緊急復旧に取り組み、奥能登地域の各役場までの通行が1月2日には普通車で、4日には大型車で通行が可能となるなど、速やかに道路啓開は行われています。その後も、1月9日には石川県内の主要な幹線道路の約8割の緊急復旧が進み、現在は9割まで進んでいます。これは、国と県が24時間体制を構築し、地元を中心とした建設業協会や、日本建設業連合会の応援を受け、緊急復旧を実施したことによるものです。

水道については、5月末までに一部の地域を除き、水道の本管は復旧いたしましたものの、本管から宅地内を結ぶ配管についてはいまだ復旧していない地域があります。これは、漏水調

査に時間がかかっていることや、復旧に携わる事業者不足によって復旧に時間を要しているためです。

倒壊家屋については、石川県が公表している資料では、6月12日時点で公費解体の申請に対する完了棟数は1割にも満たない状況で、多くの家屋が解体されずに残っている状況です。これは、建物の権利関係の整理や、域外からの解体業者の受入れ体制づくりに時間を要しているからだというふうにお聞きをしております。

一方、復興においては、1か月後に石川県が復旧・復興本部を設置し、災害に強い地域づくりや、能登の特色あるなりわいの再建などを目的とした復興計画の策定に着手をされていますが、取組としてはこれからです。

本県では、復旧から復興まで幅広い対策を南海トラフ地震対策行動計画に既に位置づけていますが、こうした石川県の復旧・復興状況を見ますと、改めて復興を見据えた復旧といった視点での事前の備えが必要であると再認識をしたところでございます。

このため、第6期行動計画については、能登半島地震における本県独自の調査分析や専門家の意見に加え、国における検証の結果も参照して、事前の備えをさらに強化してまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、人工衛星を使った水道管の漏水調査についてお尋ねがございました。

水道管の老朽化による漏水を発見するためには、膨大な延長の管路に対して、人の耳で漏水の音を聞く音聴調査が必要であることから、多大な費用と調査期間を要します。

漏水調査を効率化する取組の一つとして、御指摘のありました人工衛星を利用した調査がございました。この調査には、衛星から照射した電波の反射の違いにより漏水を検知する方式のほ

か、衛星で観測した地表面のデータや管路情報などをAIで解析し、漏水リスクの高い箇所を絞り込む方式などがございます。いずれの方式も100メートル四方程度の範囲で漏水の可能性が高い箇所を抽出するものであり、漏水箇所の特定には人の耳による音聴調査が必要となります。

この音聴調査について調査範囲が10%程度に絞られ、調査費用と期間が低減した事例がありますことから、県内での導入に向け、先日市町村を対象に勉強会を開催したところです。調査方式により様々なメリット・デメリットがあることから、本県の実情に合った方式を選定する必要がございます。

また、広範囲を観測できる人工衛星の特性上、複数の市町村において共同で調査することによりコストの低減が見込まれるため、県といたしましても積極的な活用に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、震災による断水の際の飲料水対策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震では、能登半島地震よりも広範囲で水道施設が被災し、断水が長期化することが懸念されます。膨大な延長の管路の耐震化には時間を要しますことから、本県では、応急給水の水源としても活用できる配水池の耐震化を優先的に進めてまいりました。令和4年度末時点の配水池の耐震化率は、全国平均63.5%に対しまして本県は79.5%と全国平均を上回っている状況でございます。

県内の耐震化された配水池には、合わせて約16万4,000トンの容量があり、これは70万人の方が1人1日当たり6リットルの水を使用すると仮定しますと、39日分に相当する水量となります。確保した水を医療機関や避難所などに適切に配送するためには、給水先となる施設や給水量、給水方法などを事前に定めておくことが必要となります。このため、市町村において応急

給水計画の策定作業を進めており、本年度中には全ての市町村で完了する予定です。

あわせて、市町村では、計画を策定する過程で明らかとなりました給水車や資機材不足などの課題の解消に取り組んでいます。それらの取組に対しまして本県では、昨年度から財政支援を実施するとともに、国における給水車の配備増や可搬式浄水装置の配備などを要望しております。

これらに加えて、耐震化に関する国の補助金、交付金の交付率の引上げなど、耐震化を加速化するための提言を行い、断水期間が少しでも短くなるよう市町村を支援してまいります。

次に、県として工事等の発注に際して地域性をどのように考えているのかとお尋ねがございました。

建設事業者は、社会資本の整備にとどまらず、自然災害への対応を含め、地域の安全・安心を守るためにも、なくてはならない存在と考えております。特に、発災直後において道路啓開や応急復旧を早急に進めていくためには、地域住民の状況や危険箇所などを熟知されている地域の建設事業者の存在が欠かせません。

4月の豊後水道を震源とする地震の際には、地元の建設事業者が地震後にパトロールを行い、集落につながる道路の崩壊土砂を撤去していただいたことで、翌日には孤立状態が解消されております。こうした迅速な対応を行うためには、各地域に建設事業者が存続することが重要であると再認識したところでございます。

このため、県といたしましては、地域の守り手である建設事業者が継続的に土木施設の整備や維持、災害への対応を行えるよう、工事等の発注に際して地域性に配慮することが必要だと考えてございます。例えば、総合評価方式による一般競争入札においては、これまででも技術力に加え、地域における営業所の有無や災害対応、

地域防災への備えを考慮した重機の保有など、地域的・社会的貢献度も評価しております。

今後も建設業協会をはじめ各団体の意見もお聞きしながら、地域の守り手である建設事業者が安定的に存続していけるよう取り組んでまいります。

次に、木材を公共土木事業などの中へ積極的に使用することについてお尋ねがございました。

本県では、県産材利用推進方針及び県産材利用推進に向けた行動計画に基づきまして、公共土木工事での木材利用を推進しております。具体的には、全ての工事を対象に県産材の木製型枠の使用を義務づけております。また、工事看板やバリケードなどの仮設資材についても、原則1種類以上の県内産木材製品の使用を義務づけております。

その他にも、道路改良工事において周辺環境との調和を図るのり面保護工として、木柵を使用する工法を推進しております。また、四万十川や安田川など、特に景観への配慮が必要な箇所には、木製のガードレールなどを設置してまいりました。加えて、昨年度は観光客が多く訪れる高知市の五台山地域の県道に木製ガードレールを設置し、県内外の観光客に対して本県における木材活用の取組のPRを行っております。

今後も周辺環境への配慮の必要な箇所を中心に、公共土木工事での木材活用に積極的に取り組んでまいります。

最後に、県の発注する砂防堰堤への木材の利活用についてお尋ねがございました。

本県の砂防堰堤は、山間部の人目につかない箇所での施工が多いことから、一般的な木製型枠を使用してまいりました。そのため、本県が施工する砂防堰堤では、国土交通省で施工実績のあるような木材を利用した残存型枠については、直近10年間では使用実績はございません。

一方で、これまで以上に県産材の木材利用を進めていくことは、地域経済への波及効果といった観点からも重要であると考えます。今後は、先行事例のある国土交通省から情報を収集しながら、特に景観に配慮が必要な砂防堰堤において、残存型枠も含めた木材の利用の検討を進めてまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) まず、県内の観光客の入り込み状況についてお尋ねがございました。

本県では、これまで旅行会社へのセールス活動や観光施設の整備など、官民一体となった取組を継続してまいりました。このことが、連続テレビ小説らんまんの放送といった追い風を最大限に生かすことにつながったと考えています。

県内各地の入り込み状況を主要な観光施設における利用者数で見ますと、昨年は65の施設全体で延べ332万人、対前年126%の入り込みとなりました。地域別に見ますと、香美市より東で105%、中部で144%、四万十町より西で87%であり、県内各地での草花スポットの整備やスタンプラリーなど周遊促進に努めましたが、地域により入り込みに差が生じる結果となっております。

こうしたことから、どっぷり高知旅キャンペーンでは、県民の皆様と一体となり、地域ならではの歴史、食、自然、文化をテーマにした観光商品づくりや情報発信に取り組むことで、県内隅々までの誘客を図ってまいります。

次に、広域観光について連携し、踏み込んだ議論がなされているのか、お尋ねがございました。

広域観光を推進していく上では、県、広域観光組織、市町村などが一定の役割分担の下、県の取組に連動する形で、しっかりとタッグを組んで進めていくことが重要です。その中で、そ

れぞれの広域観光組織が地域の旗振り役として、観光商品づくりや受入れ体制の充実を図ることが求められています。各広域観光組織では、市町村や観光協会、県などと定期的に議論を重ね、事業の方向性を共有しているほか、近年では複数のエリアが連携して修学旅行を誘致するなど、相乗効果を高める取組も行っています。

一方、受入れ体制を面的に広げていくためには、広域観光組織と地域住民や観光事業者との結びつきをこれまで以上に深めていくことが必要だと感じています。こうしたことから、広域観光組織には、地域の皆様と連携をより強く意識して、観光商品づくりや受入れ体制の充実に取り組んでいただきたいと考えています。その際には、県もしっかりとサポートをし、地域が一体となった観光地域づくりにつなげてまいります。

次に、宿泊機能の維持に向けた支援についてお尋ねがございました。

地域での長期滞在を促進し、経済波及効果を高めていくためにも、宿泊は欠かせない機能であると考えています。宿泊機能の維持に向けましては、県では、これまで民間活力を生かす取組として、市町村の遊休施設とその活用を望む事業者とのマッチングを行ってまいりました。この取組により、本山町のモンベルアウトドアヴィレッジ本山の整備、土佐清水市や大豊町などでは宿泊施設の運営を行う指定管理者のあっせんにつなげてきました。今年度からは、民間の遊休施設についても市町村からの依頼に基づいてマッチングを行うこととし、希望のあった宿泊施設について、順次事業者への紹介を行っているところです。

また、古民家などを改修した一棟貸しやゲストハウスなどが複数連携して運営する、いわゆる分散型ホテルを整備していくための事業計画を策定するモデル事業もスタートしております。

この事業で得られるノウハウを県内の各地域にも広げていき、中山間地域での宿泊機能の維持・強化を進めてまいります。

最後に、日本遺産のPRについてお尋ねがございました。

日本遺産に認定されている中芸地域が、昨年文化庁から重点支援地域として選定されたことは、これまでの地域の皆様の取組が実を結んだたまものであり、大変すばらしいことだと思っています。

一方、日本遺産であることを生かして、地域の取組を維持していくためには、これまで以上に日本遺産や「森林鉄道から日本一のゆずロードへ」の認知度を高め、誘客につなげていくことが必要と考えています。こうしたことから、高知県東部観光協議会では、観光庁の事業を活用し森林鉄道の遺構をはじめ、地域の暮らしに触れる体験や田舎ずしなどを組み入れ、ユズを前面に打ち出した観光商品づくりに取り組むこととしております。

森林鉄道にまつわるストーリーは、中芸地域の方々の暮らしや文化そのものであり、どっぷり高知旅キャンペーンとの親和性が非常に高いものと考えております。県としましても、これまで以上にPRを強化したいと考えており、その際には日本遺産であることを一体的に発信していくことで認知度向上を図り、誘客につなげてまいります。

○3番（上治堂司君） それぞれに丁寧に御答弁ありがとうございました。

第2問はいたしませんけれども、先ほど特に中山間地域で働いていく、資源のあるいわゆる1次産業、やっぱりこれがどうしてもなかなか、今日私、価格転嫁の話をして、例えば価格転嫁がやりやすいもの——あるいは1次産業であったら野菜であるとかいう生鮮食品、あるいはまたお魚であるとか、あるいは木材というものは、

なかなか、対消費者がおってすつとは転嫁ができない、転嫁ができないから、いろんな経費がかかっても、やっぱりそちらに取られて人件費まで行かないというのが高知県の現状、あるいは高知県だけではなくても、中山間地域で働く若い人たちの、大変、呼び込んでくるところで弱いところなのかなとは思っています。

ただ、若い人たちが、そういうものが、うまくいけば、高知県のようなところは自然豊かで子育て環境もしやすい、いわゆるそういうプラスもあるので、ぜひそういうところに一層の——大変難しい問題ではありますが、その価格転嫁で好循環が生める高知県というものをひとつ目指していただければというふうに思います。

さて、最近よくニュースで、今日本題にありました人口減少、少子化、これは本当に全国各地での取組もやっております。高知県だけでなく日本全体の課題ではありますが、ぜひ県政の最重要課題として、県、市町村一体となって、県民挙げて取り組んでいってほしいというふうにも思います。

なお、私たち県議会におきましても、この今議会で人口減少対策調査特別委員会というものを設置を目指して、今それぞれ党派で検討も進めておる状況であります。私たちも議員としてもしっかりと同じ思いで取り組んでまいります。知事を先頭に県勢の発展に取り組んでいただくよう申し上げます、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（加藤漢君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○副議長（金岡佳時君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番岡田芳秀議員。

（34番岡田芳秀君登壇）

○34番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀でございます。私は会派を代表して、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢について、地方自治法改正に関連してお聞きをいたします。憲法の地方自治の原則は、戦前、府県・市町村が国の末端機関として国民への支配と抑圧を強め、侵略戦争への道に国民を動員したという悔恨と痛苦の歴史の反省の上に築かれたものです。ところが、この原則を覆し、想定外の非常時の対応を口実に、地方自治体を国の下請機関にする大改悪、地方自治法の改悪が強行されたことに強く抗議をするとともに、この暴挙への認識を問いたいと思います。

現在の国の指示権は、必要に応じて個別の法律ごとに定められていますが、改正により個別法に規定がなくても国民の生命保護のために特に必要な場合、さらにはおそれがある場合と国が判断すれば、行使できるようになりました。改正法では、拡大解釈による国の暴走への歯止めは明文化をされておられません。何が指示権の拡大を必要とする場合なのか、具体的な根拠や事例が説明をされていません。国会審議では、個別法で対応できない事例について、総務省は各省庁と協議もしていないことが明らかになりました。

全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事が、拡大解釈をすれば、あらゆることを国が指示できるということになりかねない、これは地方自治の本旨に反する真逆の法案であるということになるとの懸念を表明しているのも当然です。地

方との協議と合意の義務化という前提もありません。

国の指示権を拡大させる地方自治法改正は、政府の暴走の歯止めがなく、憲法の地方自治の理念に反すると思うが、知事にお聞きをいたします。

今なぜ地方自治体の自治権に介入するのか、その背景を理解することが重要です。4月にアメリカが岸田文雄首相を国賓待遇で招待しました。その理由について、エマニュエル駐日米大使は、軍事費の2倍化、敵基地攻撃能力の保有、武器輸出の拡大などを挙げ、70年来の日本の安全保障政策の隅々に手を入れ、根底から覆したと称賛をしています。バイデン大統領は共同記者会見で、米軍、自衛隊の指揮統制のかつてない連携強化を挙げ、日米同盟が始まって以来最大のアップグレードだと述べています。

これらの賛辞は、米軍と共に戦うことに踏み込んだあかしです。共同声明は作戦及び能力のシームレスな統合のため、日米それぞれの指揮統制の枠組みを向上させると明記しました。指揮統制は、情報でも装備でも圧倒的に優越的な立場にある米軍主導で行われ、自衛隊は事実上、米軍の指揮統制の下に置かれます。

陸上自衛隊元幹部で、防衛大臣政務官などを歴任した自民党の佐藤正久参議院議員は、反撃能力を日本が持とうとすると、目標情報一つ取っても、アメリカから相当情報をもたらないと目標情報は取れないと述べ、元航空自衛隊第7航空団司令の林吉永氏も、自衛隊には、国内は別にして海外のどの敵基地に反撃していいか、反撃した結果どういう戦果が出たのかを把握する能力はない、そこは米軍に頼ることになると現場に精通する方が証言をしています。

さらに、政府は安保3文書に基づき敵基地攻撃能力保有と一体である統合防空ミサイル防衛、IAMDを進めています。この統合防空ミサイ

ル防衛について、米インド太平洋軍はIAMDビジョン2028で、同盟国とシームレスに統合する能力を備えると明記しており、米太平洋軍IAMDセンター所長は、同ビジョンの公式の解説論文で、IAMD能力を米国が単独で高めるのは実行不可能と解説しています。つまり、同盟国との一体的な運用が不可欠ということです。

さらに、解説論文は、陸・海・空、宇宙、サイバー、電磁波など全ての領域情報を一元的に統合し攻撃すべき目標等を迅速に決定するシステム、統合全領域指揮統制、JADC2にインド太平洋地域の全ての同盟国を組み込むと述べており、同盟国には主権の一部を切り離させる、政府を挙げてのアプローチが必要とまで迫っています。これが日米共同声明の言うシームレスな統合です。まさに米軍との一体化です。

この米軍とのシームレスな統合は、日本の戦後の平和国家の歩みを否定する暴挙と思うが、これらの事実について知事の認識を伺います。

こうした武力行使の実現に向かうための体制整備の一環が地方自治法改正であり、特定利用港湾です。重要影響事態、存立危機事態では、有事である武力攻撃事態とは違い、自治体への指示権はありません。また、武力攻撃事態での指示も、港・空港の利用権、住民の避難・救援に限定されています。その制限を取り払い、有事以前の事態からシームレスに迅速に自治体を挙げて国の意向に動員させるためのものです。米軍との一体化という全体の流れで捉えないと、本質は見えてきません。

今回の自治法改正が地方自治体を戦争する国づくりに動員するものであるという認識、少なくとも懸念を持たないのか、持たないとしたらその根拠は何か、知事にお聞きをします。

私たち日本共産党は、日米軍事同盟の文字どおりの歴史的変質に断固抗議するとともに、その中止を強く求めていく決意を述べ、次の質

問に移ります。

次に、人口減少対策についてお聞きをいたします。国連人口基金が昨年4月に発表した世界人口白書2023は、各国の取組と実態の分析に立ち、極めて重要な指摘をしています。各国のこれまでの出生率引上げ政策は、長期的には効果がほとんどないとし、出生率上昇に照準を当てた政策から、生殖に関する権利を支援する政策へ転換すべきだと主張しています。また、少子化が進む国の特徴として職場でのジェンダー不平等、家庭でのジェンダー不平等、勤労者世帯への構造的支援の欠如という三重の足かせがあることを指摘しています。

同白書は、そもそも人口が多過ぎる、少な過ぎるという問題設定自体が間違っており有害であると様々な事例を示して批判をした上で、問うべきは一人一人が性と生殖に関する自己決定権を含め、基本的人権を行使するすべを持っているかどうかだと強調しています。また、少子化が進む韓国、日本に焦点を当てた特集を組み、若い日本人女性の多くが、結婚して子供を産むかどうか分からないと答えているのは、キャリアを続けることを望み、無給の家事や育児に縛られたくはないと考えているからだとし、ジェンダー不平等が出生率低下の背景にあるとの認識を示しています。

まず、一人一人の生殖に関する権利、ジェンダー平等に焦点を当てた世界人口白書2023の内容について知事の認識をお聞きいたします。

子供を産む、産まない、いつ何人産むかを女性が自分で決める基本的人権があることが大前提です。一方で、結婚や子供を持つことを望んでいても、それを妨げる高い障壁があります。

結婚をした女性1人当たりの子供の数はこの20年変わっておらず、女性にコストとリスクを押しつける構造が女性の非婚化の要因となっているという指摘があります。例えば、ニッセイ

基礎研究所のレポートは、女性が大学卒業後、同一企業で働き続け、2人の子を出産、育休を2回利用し、フルタイムで復職した場合、賃金と退職金で2億3,008万円となるとし、一方で第1子出産後に退職し、第2子小学校入学時にフルタイムの非正規雇用者として再就職した場合は9,670万円、パートでの再就職では6,147万円と出産退職で1.3億円から1.7億円ものマイナスとなると試算しています。これに年金額の差が追加されます。

また、離婚は婚姻数の約3分の1であり特別の例ではありませんが、夫から養育費を受けている母親は28.1%にすぎず、86%のシングルマザーが働いているのに、相対的貧困率はOECD加盟36か国中で下位の48.3%であり、女性が貧困に陥るリスクも存在します。共働きの場合でも家事労働の極端な不平等があります。

子育て支援策はもちろん重要で充実させることは論をまちませんが、女性が結婚や子供の有無にかかわらず、一人の人間として働き続けられ、安定した賃金を得られる環境の整備、ジェンダー平等の確立が少子化問題から酌み取るべき教訓です。

私たちは、これまでも女性が多く働く医療・介護・福祉・保育分野の重要性を指摘してきましたが、高知県の人口という基盤を支えている点から見て、女性が男性よりも賃金が低いことも踏まえ、女性が活躍し続けることのできる環境づくりについて知事の認識をお聞きします。

また、公務の現場では、正職員と変わらないような重要な仕事を会計年度任用職員が支えており、その多くが女性です。日本自治体労働組合総連合が4月に発表した調査では、年収200万円未満が55.4%で、低賃金と公募制度が働き続けたい思いを阻んでいることが示されています。この改善も重要です。

1つは、正職員と同等の勤勉手当、期末手当

の支給についてです。総務省は、新たに勤勉手当を支給する一方で、給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは適切でない、また人事院勧告による4月に遡及しての給与改定についても地方財政措置を実施していることを通知しています。

県下の自治体で、勤勉手当支給に合わせ給与を減少させたり、4月に遡っての給与改定に依拠していない自治体は、女性の自立という点からも問題があると思うが、県下の状況と認識を知事にお聞きいたします。

また、継続雇用についても総務省は3年目の公募が必ずしも必要ではないとしており、総務省Q&Aに出てくる、2回までは更新が可能というのは、国の非正規職員である期間業務職員の制度を例示されているだけで、国においても短時間非常勤職員には3年公募制はありません。

県下の自治体で、3年目で雇い止めという機械的運用がされていないか、働く人の立場に立った運用にする必要があるのではないかと、知事にお聞きします。

また、再度任用時の給与決定についても、同Q&Aは、勤続による職業能力の向上に応じて行おうとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同様に、勤続により職業能力が向上した有期雇用労働者またはパートタイム労働者に、勤続による職業能力の向上に応じた部分につき、同一の昇給を行わなければならないとし、事実上、昇給を促す内容となっています。

県下の自治体において、再度任用時の給与決定が適切に実施されているか、知事に現状と認識をお聞きします。

また、取決めをしたのに受け取れていない養育費を公的機関が立替払いし、支払い義務者に請求する仕組みがドイツ、フランス、北欧、韓国などでは整備されており、国内では明石市が独自に実施しています。

こうしたシングルマザー、独り親家庭への支援策の導入も県として検討すべきではないか、知事にお聞きをします。

有識者のグループ、人口戦略会議が、全国1,729自治体のうちおよそ43%に当たる744の自治体で、2050年までの30年間に20代、30代の女性が半減すると分析し、将来的に自治体の消滅の可能性があるとのもまとめを行いました。これに対し、島根県の丸山達也知事は4月24日の記者会見で、日本全体の問題を自治体の問題であるかのようにすり替えている、アプローチの仕方が根本的に間違っている、人口減少は市町村や県単位の問題でなく、都市部に人口が集中する日本社会の構造を放置してきたことが引き起こしている現象だと真っ当な批判をしています。

政府も6月10日のデジタル田園都市国家構想実現会議で、10年間取り組んできた地方創生は、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要があるとする報告書をまとめています。

政府の地方創生策の失敗、地方の人口減少や東京一極集中が加速している事態をどう受け止めているのか、知事の考えをお聞きします。

なお、女性の減少だけにターゲットを当てる方法は、問題の正確な把握の妨げとなります。男性も同様に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の2020年から2050年の推計によると、高知県の場合、男性の減少率は56.6%と女性の56.3%とほぼ等しいことを指摘しておきます。

地方から都市部への若者の人口流出の原因に、経済的な格差が指摘されています。例えば、最低賃金の都市部と地方の格差は、2002年度は104円が、2022年度は219円に広がっています。そもそも諸外国に比べて低過ぎる最低賃金が、結婚について年収300万円の壁と称される事態を

招いています。

日本共産党は、アベノミクスによる大企業減税や恣意的な高株価対策で、この10年で180兆円も増加した内部留保の増加分に、毎年2%、5年間の時限的課税で10兆円の財源をつくり、中小企業の賃上げを支援し、最低賃金1,500円を実現すること、大企業の内部留保課税に当たっては、賃上げ分を控除し、賃上げすれば課税されない仕組みとして、大企業自身の賃上げを促進し、経済の好循環をつくり出すことを提案しています。これは東京一極集中を是正することにもつながります。

国として、最低賃金を全国一律の1,500円とする必要があると思うが、我が党の提案も含めて知事の認識をお聞きします。

次に、大阪・関西万博への修学旅行についてです。

大阪・関西万博への修学旅行をめぐり、知事が、修学旅行の機会に万博を訪れるプランはあり得る、案内、紹介する情報提供を、万博協会としても全国の学校が修学旅行などで来てもらうことがありがたいという気持ちを持っていることを踏まえて、教育委員会に伝え、検討してくれと教育委員会に言っていると、事実上万博への修学旅行を推奨した発言に、県民から驚きと疑問の声が上がっています。

この間、万博会場の安全性が確保されていないことが明らかとなっています。3月28日、夢洲1区の野外イベント広場の溶接工事で、火花がメタンガスと見られる可燃性ガスに引火し爆発、コンクリートの床や天井材などが約100平方メートルに及び損傷しました。万博会場である夢洲では、かねてよりメタンガスの発生が確認されており、爆発が懸念されていました。

この3月の爆発をめぐり、建設業者と万博協会、国のずさんな対応も明らかとなっています。爆発当時、現場から消防への通報は事故発生4

時間半後と不可解に遅れ、協会は当初床と床点検口の損傷と発表、天井部の確認できない写真のみ公表しました。事故の矮小化を図ったと疑わざるを得ない事態です。

さらに、事故後も万博協会は、夢洲2区、3区はこれまでガスは検出されておらず、ガス発生の可能性は極めて低いと繰り返し主張していましたが、5月に入って、1から3月の測定で同地区からメタンガスが検出されたことを認めました。会場の安全性を確保すべき協会の管理能力の欠如が浮き彫りになっています。

会場の危険性の懸念は、メタンガスにとどまりません。観光バス等をとめる駐車場の下にはPCB汚泥が埋設されています。2区、3区のしゅんせつ土砂の一部からは、最終処分場排水基準の480倍に当たる総水銀も検出されています。これら有害物質の工事による飛散も懸念の一つです。さらに、災害が起こった場合、3日間かけて最大15万人を船舶などで避難させる計画で、本当に来場者の生命が守られるのか疑問を持たざるを得ません。

国、文科省は、爆発事故後の4月8日付で、修学旅行などにおける2025年日本国際博覧会の活用についての万博への修学旅行を推奨する事務連絡を發出し、安全性を軽視する姿勢に終始しました。県教委もこの通知を各市町村教育長に周知し、国の安全軽視の姿勢に追随しています。

現状、大阪・関西万博会場の安全性が確保されていると考えているのか、教育長に伺います。

修学旅行は、あくまで学校教育の一環です。児童生徒の安全は大前提であり、加えて不安を感じる状況で不参加を選択せざるを得ない児童生徒が出るとすれば大きな問題です。

高知県では、紫雲丸事故や上海列車事故のように修学旅行中の事故で多くの子供たち、先生が犠牲になった痛苦の経験を持っています。教

育活動の下、命が失われる事態を決して起こしてはなりません。

様々な危険性が指摘される中、万博を修学旅行の対象としないよう県教育委員会が主体的に判断すべきと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

大阪府などで児童生徒を万博に無料招待する動きがありますが、保護者や児童生徒から、万博の安全性の確保がされない状況で、不安、反対の声が上がっています。

安全性に懸念が広がる万博への修学旅行に、県として補助金を出すことはあってはならないと考えますが、教育長の認識をお聞きします。

次に、農政についてお聞きします。

先日、土佐市の農家の方から手紙を頂きました。人がいない、人々の生活を支えている全てのものが冷え切って遠くへ消えていく、地域で一番の田畑が耕作放棄地になり、草原、林となっている、ミカン等の果樹園の放棄も多くなった、人のいない消滅集落も出始めた、集落は老人ばかり、若者は他産業に就労、都会へ行ってしまった、農業の後継者はいない、機械が故障したら米作りはやめると皆が言うと、切々と訴えています。

この方の集落は比較的恵まれた地域だと思いますが、それでも戦後しばらくは農家数も50戸余りあったそうですが現在は8戸で、後継者がいる専業農家は3戸になっているそうです。この方は、このような農村疲弊、若者離れは、農業での物作りが農業生産者の豊かな生活を支える利益を生まないことである、これは農家の販売価格が、買手が決める市場競争価格で、生産者の側の事情、つまりコストが無視された価格となっているからだと訴えています。

こうした農家の声をどう受け止めるのか、農家の厳しい現状についての認識と、農業に希望が持てるようにするために何が大事だと考えて

いるのか、農業振興部長にお聞きをします。

5月に成立した新たな食料・農業・農村基本法に基づいて新しい基本計画が策定されますが、食料自給率の目標を掲げ、達成に責任を持ち、食と農の未来に希望が持てるような計画として、地域の農業振興が図られるようなものにしなければなりません。何より農業で食べていけるようにすることが大事です。

政府の農業施策は、兼業農家など多様な家族経営への支援が弱いと言わざるを得ません。政府の担い手政策は専業農家である効率的かつ安定的な経営体、農業で生計を立てる担い手を支援するものです。兼業農家や半農半Xなど多様な生産者は、専業農家の補助者と位置づけられています。また、有機農業に対する支援も不十分です。新規就農者が減っており、人口減少が続く中で、施策の対象を効率的かつ安定的な経営体、法人に限る必要はありません。農業生産に携わる多様な生産者への支援が必要です。

本県の新規就農者は、ここ数年、年間210人台となっています。コロナ禍前の260人から270人に戻っていません。新規就農者がコロナ禍前に戻らない原因と対策について農業振興部長にお聞きします。

また、多様な農業生産の一つである有機農業につきましても、本県でも推進をしていくとされていますが、有機農業者からは、生産面や販売面で課題があると聞いております。

そこで、有機農業者やこれから有機農業を始めようとする方の支援にどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、地消地産、つまり地域の消費者ニーズがあるものを地域で生産し消費する、このことと関連して循環型農村経済圏、スマート・テロワールの構築についてお聞きをします。

スマート・テロワールとは何か。カルビー株式会社の元社長、元会長の故松尾雅彦氏が著書

「スマート・テロワール」で提唱している構想であり、山形大学が2016年から、その構想の実現に向けて実証実験に取り組んでいます。テロワールとは、それぞれの地域や気候、地形、土壌を含めた風土、自然環境そのものであり、スマート・テロワールとは、テロワールに、洗練されたの意味であるスマートをつけた造語です。山形大学では、地域の自然環境を表すテロワールに、農業技術や加工技術を含めた生産技術に消費行動を加え、自然環境、生産技術、消費活動を共有するユニットをスマート・テロワールと呼んでいます。

具体的な取組としては、地域の風土を生かし、耕種農家と畜産農家が連携して土壌を改善しながら地域に適した農畜産物を生産する耕畜連携、次に農業者と地域の加工業者が連携して、その生産した農畜産物の中から厳選素材だけを用いて加工食品を製造する農工連携、さらに加工業者と地域スーパーマーケットなど小売店が連携して、その加工食品を地域内で販売する工商連携、そして地域の消費者が望む商品として地域の消費者に提供する地消地産。なお、地産地消というのが一般的ですが、スマート・テロワールでは地消地産としており、あくまで地域の消費者が望むものを地域で生産することを目標としています。こういう手法で地域の活性化を図るのが狙いです。言わば全員参加型です。

以前から推奨されている6次産業化との違いは、一般的な6次産業化は農家が加工や販売も手がける個人戦であるのに対して、スマート・テロワールの取組は、それぞれの専門分野、専門業種が保有する設備や技術を生かし、その役割を担って地域全体で取り組むことであり、ステークホルダー、利害関係者の協働活動による団体総力戦であるという考えが大本にあります。つまり、地域全体で盛り上がりという取組です。人口で言うと10万人から数十万人の規模が

想定されています。本県で言えば一級河川の流域という規模感でしょうか。

本県の産業振興計画にも、分野を超えた連携とか分野を貫く共通テーマが掲げられていますが、戦略の柱は地産外商とイノベーション、変革です。人口減少が進む本県においては、何よりも地域の皆さんが地域に誇りが持てるようにすることが大切です。そして、多様な担い手が、消費者のニーズをつかんで生産から加工・流通・販売まで地域で循環する仕組みをつくり、誇りの持てる、暮らしやすい地域社会を築いていくことが必要ではないでしょうか。そのことが、地域を守り、豊かな暮らしをつくり、人口減少を食い止める力にもなります。

本県では、資材やエネルギーなど県内で生産すれば県内で回るお金が、多く県外に出ています。地域内で食品を加工し、この加工に力を入れることが大事だと考えます。そして、販売すれば新たな産業、新たな雇用が生まれることは自明の理です。そうすれば、地域に人が残り、人が集まることになります。

一定の広域で様々な課題を相談できる、そして最良の解決策を研究できるプラットフォームをつくり、地域循環型の農業、水田、畑、林野、水、太陽光あるいは観光資源など地域の資源をフル活用し、魅力ある地域、循環型の産業構造を築き、雇用の場もつくり出す。二、三年かかってもしっかり地消地産の仕組みをつくり、地域循環型経済をつくっていくことが、持続可能な地域をつくっていくことになるのではないのでしょうか。それはSDGsにも貢献します。

こうした取組を、まさに総力戦として地域で展開することが、地域の活性化、人口減少や少子化対策につながると考えます。知事の所見を伺います。

具体的に提案をします。私は、循環型農村経済圏として物部川流域をスマート・テロワール

のモデル地域にできないかと考えています。この地域には様々な条件がそろっています。川上から川中、川下にかけて豊かな自然が広がり、歴史や文化が受け継がれています。そして、広い平野では農業が盛んであり、交通の便にも恵まれています。様々な事業所や高知大学、高知工科大など大学、研究機関もそろっています。農業、林業、商工、観光などそれぞれの分野の取組も活発です。

しばらくは人口減少が続く中で、これらの取組の総合化を図り、持続可能な地域を築くことが大事だと考えます。この地域で農業を軸に、再生エネルギーも含めて、地域循環の農村経済圏ができれば、さらに地域の活性化が図られると考えます。地域外への経済の流出を抑え、地域外からの収入を増やす。新しい商品開発にも取り組み、雇用の場をつくり、雇用の質を高めることが大事です。

嶺北地域との連携を視野に入れた物部川流域での分野横断の循環型農村経済圏をつくる考えについて、そしてそのために総合的な協議会や話し合いの場を設けることについて知事の所見を伺います。

次に、県の外郭団体、一般社団法人高知県UIターンサポートセンターのパワハラ問題について、以下、人口減少・中山間担当理事にお聞きをいたします。

移住促進と人材確保の相談窓口を一元化した同センターは、活動費は県補助金で賄い、理事長と事務局長は県職員が務めています。県の最重要課題である人口減少対策を担う重要な役割を担っていますが、2020年から5年足らずの間に定数の8割に当たる約20人が相次いで退職し、人材が定着していない異常な状況が続いています。この問題は全国報道もされ、高知県に対するマイナスイメージを発信してしまいました。

UIターンサポートセンターは6月4日に開

かれた理事会で、月内に第三者委員会を立ち上げ調査する方針を決めました。同センターの片岡千保理事長は、被害者の意向も確認し、公正中立な立場の弁護士らで構成する調査委員会の設置に向け準備を進めていることが報道されました。その後、同センターは6月19日に社員総会を開き、月内に弁護士らによる第三者委員会を立ち上げ調査する方針を決めました。被害者の意向も確認し、公正中立な立場で構成する第三者委員会の設置を求めるものです。

そこで、まず県はUIターンサポートセンターに対してどのような対応を取ってきたのか、人口減少・中山間担当理事に伺います。

また、公正な調査を期待するものですが、予定している委員構成について伺います。

調査結果は県民に公表されるべきものです。県民に対し調査報告結果の公表時期についてお聞きします。

第三者委員会による調査と同時に再発防止の取組を行わなくてはなりません。トップによるメッセージ発信、就業規則に関係規定を設けるなどルールを決めること、アンケートなどで実態把握、教育研修、組織の方針等を周知・啓発することは必須です。

ハラスメント再発防止のためにどのような取組を行っていくのか、伺います。

次に、公共交通についてお聞きします。

利用者減少による赤字路線の拡大、運転手不足、補助金財源確保など公共交通が抱える問題は深刻化しており、県内のJR、とさでん交通、タクシー業界ははじめ交通事業者の存続が危ぶまれています。

全国どこに住んでも同じように移動ができることは、まさに基本的人権そのものであり、県民の移動権を保障することは、県のあらゆる施策の土台となるものです。公共交通の減便や廃止は、高齢者や学生など免許を持たない交通弱

者に対し不便な生活を強いることになり、県施策の大きな柱である中山間地域再興ビジョンを実現する上でも、公共交通をどう確保していくのか、重要な課題となっています。

この間、高知新聞が「明日の足 高知の公共交通を考える」を連載しています。特に話題になっているのが、5月下旬に行われた高知市地域公共交通会議で、とさでん交通が示した10月からの路線バス再編案に一宮トーメン団地発着便の廃止等が盛り込まれたことです。地域住民からは、住民の声を聞かず一方的に廃止が提案され、代替案もないことへの不安の声が多く届き、再協議する事態となっています。

今回の路線廃止や減便案の提案の要因は運転士不足です。とさでん交通では現段階で24人不足しており、やむを得ない判断だとしています。路線バスの運転士不足はコロナ禍以前から起こっていましたが、ここ数年全国的に深刻な事態となっています。運転士不足の構造は、路線バス事業が低収益であるために、業務の厳しさに比べ給与など労働条件が悪く、職場としての魅力が低いことで志望者が少ないことにあります。

運転士不足の原因を根本的に解決するためには事業者の収益性を向上させることが必要ですが、現在の運賃水準では安定的に持続させるのは困難であり、事業者の経営努力を求めても限界に近いのが現状ではないでしょうか。

県は今年度交通事業者への支援として、臨時交付金等を財源に、新たに県外からの移住者向けにバス運転士等確保支援事業費補助金や、バス運行対策費補助金4.4億円余りを計上しています。しかし、県として十分な支援と言えるのか。市町村はバス代替のためのデマンド交通やコミュニティーバスを運行することで負担も強まっています。

デマンド交通やコミュニティーバス運行に対

する支援の状況について総合企画部長にお聞きします。

昨年度の改正地域交通法では、エリア一括協定運行事業が導入され、黒字、赤字にかかわらず一定のエリアのバス路線運行に対して、交通サービスの提供の対価として自治体が事業者を支援することができるようになり、国の補助もあります。赤字補填ではなく、自治体が必要と判断したバス路線網全体を支援することが可能となりました。路線バスの存続のため、現在の労働条件を抜本的に改善するために必要な人件費分を適切に反映し、運転士の処遇改善を支援の条件にすれば労働条件が公的に保証され、運転士不足問題の解決につながるのではないのでしょうか。

運転士不足解消のため、エリア一括協定運行事業を活用し、とさでん交通への支援をすべきではないか、総合企画部長に伺います。

次に、地域医療体制について伺います。

本県における健康寿命の延伸に向けた取組として、日本一の長寿県づくりの柱に血管病の重症化予防対策が位置づけられています。中でも糖尿病対策が重要視され、糖尿病性腎症透析予防強化プログラムを医療機関と保険者等との連携強化で進めてきています。しかし、令和6年度診療報酬改定で、その取組の成否にも関わる地域の医療機関、とりわけ診療所などの存続を危ぶむ不安の声が広がっています。

問題視されているのは、昨年12月22日の閣議決定において、診療所を中心に管理料や処方箋料等の再編等による効率化、適正化を行うとされたことの実現として、特定疾患療養管理料の対象疾病から糖尿病、高血圧、脂質異常症を除外することになった点です。この3疾病は特定疾患療養管理料の90%を占めることから、実質、特定疾患療養管理料の廃止に等しいものです。医科診療所の再診回数に占める特定療養管

理料の割合は内科で67.4%、外科で44.6%、小児科で36.2%、泌尿器科で24.1%であり、日常診療の大きなシェアを占めており、その実質廃止は収入の大幅な減少につながります。

大阪府保険医協会の試算では、特定疾患療養管理料及び特定疾患処方管理加算が算定できなくなる場合、内科系診療所を中心に月額100万円単位で収入減となるとされ、地域の第一線でかかりつけ医機能を担う医師、医療機関に重大な影響が出るとの見直しの声が上がっています。

厚生労働省は、特定疾患療養管理料を実質廃止し、代わりに生活習慣病管理料Ⅱを新設し移行を促しています。この新設の管理料は患者の同意に基づく療養計画を策定した上、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことを求めています。しかし、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病は、年齢、進行具合や合併症の有無など患者像と治療戦略が様々で、これまでも医師の医学管理、医療技術の判断で患者対応がされてきました。

療養計画と署名といったハードルを上げることで、かえって治療の中断も懸念されます。しかも、大阪府保険医協会の試算では、移行しても平均月15万円程度の減収が見込まれています。既に県内診療所では高齢の医師がデジタル化の負担増による廃業を選択し、そこを踏ん張ってきた医師も、今回の診療報酬の改定で継続の意欲を失ったとの声も寄せられています。

そこで、今回の特定疾患療養管理料の実質廃止に伴う診療所などの閉院の引き金になる懸念など、本県医療機関の経営に与える影響について、県として調査する考えはないか、健康政策部長に伺います。

今回の診療報酬の改定は、医療効果の観点ではなく医療費削減に着目したものであり、糖尿病性腎症重症化予防に逆行するとの指摘について健康政策部長の考えを伺います。

最後に、自動車税の障害者減免について伺います。

物価高騰が続く一方、社会保険の負担増などで県民の暮らしは悲鳴を上げています。そんな中、5月に自動車税の納付書が送られてきた、夫が脳梗塞の後遺症で障害の1級となった高齢の御夫婦から、障害者減免制度についての相談が寄せられました。自動車は障害1級の夫の名義であり、本人は運転が困難なため、同一世帯である妻が通院やリハビリを兼ねた卓球クラブへの送迎などを行っており、減免の対象になると思い県税事務所に聞くと、対象外だと言われたと、納得ができないという内容です。

対象外となった理由は、県が減免の要件として定めている自動車の使用内容の規定が、障害者の通院、通学等のために、月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれることの証明が必要というもので、通院以外の社会活動への参加などは対象としないとしているためでした。

自動車税の減免制度は都道府県ごとに定められており、他県の状況を確認してみたところ、高知県の規定は極めて限定的で厳しい内容であると言えます。例えば、鳥取県では令和元年度から減免の要件の緩和が行われ、使用目的に通院、通学などのほか、その他日常生活における移動を含むこととし、使用目的の証明書類の提出も不要となっています。また、佐賀県においても、昨年、令和5年度から障害のある方の幅広い社会参加を促進するため、使用目的や使用回数の要件を廃止し、証明書の提出も不要となっています。香川県でも平成26年度にこれまでの通院、通学の週1回以上、かつ3か月以上継続に、新たに障害者の日常生活、買物や交流活動等のために週1回程度使用することを加えて、対象範囲を拡大しています。

他県におけるこうした見直しは、障害者の社会参加を広げる取組として学ぶべきものがある

と思いますが、いかがでしょうか。また、自動車税は本県にとって貴重な自主財源でもありますが、障害者への減免に対しては交付税措置も取られていますから、本県においても使用目的に社会参加の視点を加えるよう求めるものですが、総務部長にお伺いし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田芳秀議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の地方自治法の改正におきまして、特例として国の指示権を行使できるようにするという改正が行われた点についてお尋ねがございました。

この特例はコロナ禍におきます課題を踏まえて今後も起こり得る想定外の事態に万全を期すと、そういった観点から法整備が行われたものでありまして、その趣旨は理解できるものだと考えます。

一方で、この運用が拡大解釈によって地方自治の本旨あるいは地方分権改革により実現した国と地方の対等、協力の関係、これを損なうことがあってはならないと考えています。このため、これまでも全国知事会とも連携をして、この趣旨を国に訴えてまいりました。

その結果、この指示権行使に当たりましては、事前に関係地方公共団体と調整を行うこと、あるいは目的を達成するために必要最小限度の範囲とするといった内容の附帯決議が国会において行われているところでございます。また、指示権行使の際には閣議決定を経ること、そして行使後には迅速に個別法の規定が整備されるよう国会への事後報告や検証を行う、こういった手続も、国会における案文の修正という部分も含めまして講じられたところでございます。

国におきましては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際には、国と地方との

連携が一層強化されますように、今回の国会におけます附帯決議を踏まえまして、適切に運用していただきたいというふうに考えております。

次に、日米首脳共同声明に盛り込まれましたシームレスな統合への認識についてお尋ねがございました。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての歩みを進めてまいりましたけれども、近年は最も厳しく、また複雑な安全保障環境に直面しております。そうした中、本年4月に発表されました、御指摘の日米首脳共同声明におきましては、日米間で作戦及び能力のシームレスな統合を可能にするといったことが掲げられております。

このことにつきまして岸田総理は、日米が共同対処を行う場合に様々な領域での作戦や能力が切れ目なく緊密に連携することが重要と、その趣旨を述べられています。私も、日米間でそれぞれの能力を発揮するために緊密な連携を行う、このことは必要であるというふうに考えます。

一方で、岸田総理は、シームレスな統合とは、指揮統制の一体化や相手の指揮下に入ることではないとも述べられています。そして、自衛隊の全ての活動は主権国家たる我が国の主体的判断の下で、日本国憲法や関係法令に従って行われるとも述べられています。日米が連携を深めながらも、憲法をはじめとする平和国家としての枠組みから外れることなく、専守防衛に徹するという我が国の基本方針は変わっていないというふうに認識をいたしております。

次に、今回の地方自治法改正や特定利用港湾の制度に対する認識についてお尋ねがございました。

国際情勢が緊迫をしまして、例えば武力攻撃事態等、そして存立危機事態といった事態に至った場合におきます対応は、いわゆる国の事態対処法におきまして、また重要影響事態に至った

場合の対応は、これはいわゆる重要影響事態法という国の法律によりまして、それぞれ国、地方間の調整の方法も含めて、必要な法令が整備をされているというふうに考えています。

こうしたこともございますので、国のほうは、ただいま申し上げましたような事態におきまして、今回の改正地方自治法に基づく関与を行使することは想定していないと国会でも答弁をされております。

また、特定利用港湾につきましては、平素における柔軟かつ迅速な利用について、あくまで港湾法などの既存の法令に基づき関係者間で連携・調整するための枠組みであるというふうに認識をしております。そして、国はこうした枠組みであるということを前提に、自衛隊や海上保安庁によります港湾の優先利用のために改正地方自治法に基づく指示権を行使することは想定していないと、この点も国会で答弁をされているところであります。

また、この改正地方自治法に基づきます指示権の行使に当たりましては、先ほど申し上げましたように国会で附帯決議が行われまして、目的を達成するために必要最小限の範囲とするといったことが議決をされているわけでありまして、

このことから、議員のほうからは武力行使におきまして自治体を動員する枠組みになるのではないかという御懸念の御披露がございましたけれども、私としてはそのような懸念は抱いておらないところであります。

次に、世界人口白書2023の内容への認識につきまして、人口減少問題への対応と関連してお尋ねがございました。

お話がございました世界人口白書2023におきまして、少子化が進む国の女性は望む数の子供を現実に持つことができない、そうしたことがしばしば起こっているというふうに指摘をされています。その主な要因といたしまして、特に

就労を望む女性は、家事あるいは育児の負担が女性に偏っている場合に、出産は望まない傾向があるというような分析が示されているところでございます。こうした白書の内容や指摘は、少子化あるいは人口減少が進みます我が国あるいは本県にも当てはまる部分があるというふうに考えております。

このため、県では、こうした固定的な性別の役割分担意識の解消に向けて、男性の育児休業の取得促進を原動力といたしまして、県民の方々の意識改革に本格的に取り組みたいというふうに考えております。

具体的には、現在共働き・共育てを県民運動として推進するべく、官民による共同宣言の準備を進めております。さらに、若者、特に若い女性に魅力のある仕事の創出を高知県内で図っていくということ、そして若年人口の増加に向けましたプロモーションを県内外に展開していくと、こういった様々な施策を通じまして、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性が活躍し続けることができる環境づくりについてお尋ねがございました。

お話がございましたような男女間の賃金格差の解消に向けましては、1つには、女性の働く場を拡大していく、それに2つには、女性の就労の継続を図っていく、さらに第3に、女性の管理職割合を上げていく、こういった取組が重要であろうと考えております。

このため、元気な未来創造戦略の中では女性の活躍推進を掲げまして、これまで男性中心の職場というふうに考えられてまいりました1次産業あるいは建設業などにおきましても、デジタル化を推進するといった努力によりまして、女性の働く場の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、例えば短時間勤務制度などの多様な働き方を進めていくということ、あるいはた

ま申し上げました男性の育児休業の取得促進、こういった取組を通じまして、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

さらに、非正規雇用あるいは無職の女性を対象にいたしまして、いわゆるデジタルスキルの習得から就職までを一体的に支援いたします事業、さらにはいわゆるリスキリング、学び直しの職業訓練ということによりまして、こういったリスキリングの実施によりまして、女性の所得向上につなげていきたいというふうに考えております。

さらに申しますと、県内にも女性の役員あるいは管理職への登用を積極的に進められて、業績を向上された企業が数多くございます。こうした取組ですとか、ロールモデルとなる女性管理職の実例など、こうした県内の好事例を広く紹介し、また情報発信をし、県内に横展開を図っていきたくと考えております。

こうした施策を通じまして、女性がキャリアを諦めることなく生き生きと活躍できる、そうした環境づくりに取り組んでまいります。

次に、県及び市町村におきます会計年度任用職員制度の運用に関しまして、3点にわたってお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

まず、勤勉手当の支給に合わせました給与の減額、そして3年目のいわゆる雇い止めについてのお尋ねがございましたが、こうした取扱いは県、市町村ともに行っておりません。また、再度任用時の給与決定に際しましても、県、市町村ともに職務経験などの要素を考慮した運用が行われているということでございます。

ただ、一方で、昨年的人事院勧告を踏まえた給与改定への対応ということに関して申しますと、県と半数以上の市町村におきましては、令和5年4月に遡って、遡及をして実施をすると

いう扱いにしておりますが、残る14の市町村ではこの遡及改定は行われていないという状況でございます。

この会計年度任用職員の給与の在り方に関しましては、国から給与改定の実施時期を含めまして、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすべしという旨の技術的助言が行われているところでございます。県におきましてもこうした国の助言を踏まえまして、様々な機会を通じて市町村に助言をしまいったところでございますが、最終的には各市町村の判断として、議会の議決も経て、こうした取扱いを決定されたものというふうに認識をしております。

県といたしましては、市町村におきまして会計年度任用職員制度の運用が適切に行われるという観点から、必要な場合には今後も状況に応じて助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、独り親家庭の養育費の立替払いなど、支援策の導入についてのお尋ねがございました。

養育費は、独り親家庭におきます子供の生活を保障し、健やかな成長を支えるために必要な費用であります。御指摘がありました立替払いの制度の取組は、養育費の不払いを解消するための一つの手法であるというふうに考えます。

ただ一方で、この制度によりますと、本来親が負担すべき養育費を税金で負担するということになり得ますので、こうしたことに国民の皆さん、あるいは県民の皆さんの理解が得られるのかという課題、さらにはこの制度を導入した場合には児童扶養手当などの既存の公的な給付制度も抜本的な見直しが必要なのではないかという問題が生じる、こういった課題があるというふうに考えています。

したがって、まずは国において——制度の在り方の議論でございまして、この点はしっかりと国において議論、検討をしていただくべ

き問題ではないかというふうに考えております。

本県におきましては、現在ひとり親家庭支援センターにおきまして、弁護士などによります無料法律相談を行っております。この中で、養育費の支払い義務あるいは請求方法などに関して助言を行っておりますし、当面の資金でお困りの方には独り親家庭向けの、生活安定に資する費用を貸し付ける制度を御案内して、資金的な支援はさせていただいております。さらに、今年度からはこの養育費の取決めなどに必要な手続の費用への補助も開始をしているというところでございます。

県といたしましては、こうした取組を通じまして、独り親家庭の方が養育費をしっかりと確保できますように、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

次に、国の地方創生の取組と地方の人口減少や東京一極集中の受け止めについてのお尋ねがございました。

国におきましては、地方創生を進めるに当たりまして、地方が主体的に行う取組を新たな交付金などにより後押しすると、こういったことを基本として様々な施策を展開されてきました。あわせて、東京一極集中の是正に向けまして、大学や企業、政府関係機関などの地方分散の取組も進めてこられたところであります。この結果、例えば地域資源を生かした特色ある取組が各地で生まれるといった成果につながる事例も現れているというふうには評価しております。

しかしながら、データの的なものを見ますと、東京圏を除く地方の人口は令和5年までの10年間で420万人以上の減少、本県でも7万人以上の減少という大変厳しいデータが出ておきまして、地方の人口減少に歯止めがかかっていないというのが実態だと考えます。さらに、国が均衡を目標に掲げました東京圏の人口の転入転出の状況でございますけれども、この転入超過数は令

和5年で11万5,000人というところまで拡大をしております。国のほうでは、ただいま申し上げましたように、令和6年度には地方と東京圏の転出入の均衡という目標を掲げておるわけですが、この目標は、正直、大変難しい状況ではないかというふうに見込まれると思います。

そもそも地方の人口減少と東京一極集中は、政治、経済、文化の中心であります東京圏に、若者にとって魅力のある企業、大学が集積しているという構造的な問題に起因するものと考えています。この問題は、地方の取組だけでは解決できるものではありません。国土政策あるいは社会経済政策として、改めて国が責任を持って戦略的に取り組んでいただくべきものというふうに考えます。

こうしたことから、我々といたしましては東京一極集中の是正に向けまして、国において省庁横断的な組織を新たに設けて、大学、企業などの地方移転促進策を抜本的に強化することを検討してもらいたいという提言を国に対して行ってきたところでございます。その成果もありまして、先日閣議決定をされました骨太方針には、東京一極集中といった課題の解決に向けて、地方創生の新展開を図るといった方針が盛り込まれています。

引き続き、全国知事会などとも連携をしながら、国に対して東京一極集中の是正に向けた取組が実効性あるものとなりますように、積極的に政策提言を実施してまいりたいと考えております。

次に、最低賃金を全国一律で1,500円とすべきではないかといった点についてお尋ねがございました。

この最低賃金の水準の全国統一に向けまして、大都市部と地方部との格差の縮小を図っていくということは、私としても目指すべき方向であるというふうに考えています。ただ、そのためには、地方部におきまして労働生産性の向上を

図る取組が同時に成果を上げていくということが不可欠だと考えます。仮に、労働生産性の向上が伴わないまま最低賃金を引き上げるというような場合には、企業の経営にとって大きな負担となります。結果として雇用の維持、ひいては事業そのものの存立が危うくなるということになるかと思えます。

また、内部留保への課税を原資として、賃金に対する直接補填をしてはどうかという話もございました。この方法によりますと、事業者の収益力向上にはつながらないということであり、言わば貯金の取崩しというようなこととございますので、その効果は一時的なものにとどまってしまうという限界があるのではないかとこのように考えます。

したがって、大都市部と地方部との格差の縮小のためには、先ほども申し上げました労働生産性の向上、そのために、具体的にはデジタル技術の導入、省力化、自動化、こういった努力を通じまして、企業の稼ぐ力を高めるということが何よりも重要だと考えます。県におきましては、産業振興計画におきまして、10年後には1人当たりの県民所得を全国20位以内に持っていくという目標を掲げて、官民協働、市町村連携の下、鋭意取組を進めているところでございます。

最後に、いわゆるスマート・テロワールの取組への所見、そしてこれを物部川流域でモデル的に行ってはどうかというお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

御指摘がありましたスマート・テロワールは、食と農に関する経済を地域内で循環、完結するということを目指す、そういうものだというふうに承知いたしておりますが、現代は物やサービスがグローバルに行き交う時代となっております。したがって、様々な原材料にいたしましても、価格、品質などを考慮して、域内外を問

わず、より合理的に調達することが経済活動の基本となっていると、そういう時代だと考えております。

このため、本県におきましては、これまで県内で完結をする閉ざされた経済を志向するというのではなく、県外とのオープンな経済取引によりまして、地産外商、地域の産業を強化して県産品を海外に売り込んでいく、そしてそれによっていわゆる外貨を獲得していくと、こういう考え方を柱に据えまして、本県経済の活性化を図ってまいったところであります。その結果、県内総生産あるいは1人当たり県民所得などの経済指標は着実に伸びてまいりました。

こうした努力に加えて、御指摘もありましたように、県内の消費に当たりまして、県外から調達をしてきた財やサービスを県内産に置き換えていく、いわゆる地消地産を進めること、このことによりまして、県内生産をボリュームとして押し上げることができると、県の経済成長にとってはさらにプラスとなるということだと思います。

そういう意味では、この取組は私どもとしても進めたいと考えておりまして、これまでも例えば県内で消費するエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギーに置き換える取組、これは積極的に行ってまいっておりますし、農業に関連する分野で申しますと、土佐酒の原料を県外産の酒米から県産の酒米に替えていくための取組、さらには県内産の稲を原料とした飼料、稲WCSと称しておりますが、これの生産を拡大していくといった形で、原料の県内生産を進めていくという努力は進めているところでございます。

今後もこうした取組も含めまして、県内経済の成長につながってまいります地消地産の取組は進めてまいりたいと思っております。その際には、特定の地域に絞った取組でございますと、この

製品の置き換えの選択肢がかなり限定をされてしまうこととなりますので、県内産への置き換えが可能なものを県全域で広くピックアップしていくというスタンスで検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、大阪・関西万博会場の安全性についてお尋ねがございました。

メタンガスの発生や避難経路の確保など、大阪・関西万博会場の安全性を懸念する声があることは承知しております。このたび、県教育委員会として国及び日本国際博覧会協会に問合せを行ったところ、メタンガスにつきましては換気設備を設置し強制換気するとともに、ガス濃度測定値を毎日公表することを検討するなど追加の安全対策を講じること、災害時における避難等の対応については具体策を盛り込んだ実施計画を現在策定中であり、夏頃には取りまとめられる予定であることを現時点で確認しております。

もとより、万博につきましては国家行事として行われることから、安全性については国ないし万博協会の責任において確保されるべきものであると考えております。

次に、万博を修学旅行の対象とすることがないよう、県教育委員会が主体的に判断すべきではないかとお尋ねがございました。

教育課程編成の主体は学校にあり、修学旅行を含む学校行事などの特別活動につきましても、学校の長たる校長が責任を持って学習指導要領に従って適切に計画し、実施されるべきものと考えております。その前提として、安全性が確保されるべきであることは言うまでもございません。

大阪・関西万博につきましては、先ほどもお答えしましたように、今月24日に公表されたメ

タンガス等に関する追加の安全対策に加え、夏には災害時における避難等についても具体策を盛り込んだ実施計画が取りまとめられる予定となっているなど、今後さらに安全対策が強化されるものと考えます。今後も、国や万博協会からの安全対策情報にも注視し、情報提供がありましたら、各市町村教育長や各県立学校長にも速やかにお知らせをしてまいります。

最後に、大阪・関西万博への修学旅行に補助金を出すことについてお尋ねがございました。

万博は、国家的なプロジェクトであり、地球規模の様々な課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場であります。国内では数十年ぶりに開かれる同博覧会を児童生徒が訪れ、各国の展示を見学し体験することは、人類や地球の将来に思いを巡らし、個人のこれからの生き方を考える上で大変意義あるものと考えます。

その一方で、本県ではこれまでも修学旅行に限定した補助金を出すといったことは行っておりません。このことから、今回の大阪・関西万博につきましても、修学旅行に対する補助金は現時点では考えておりません。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) まず、農家の厳しい現状についての認識と、農業に希望が持てるようにするための考えについてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、燃料や肥料などの農業資材の価格高騰が続く一方で、生産コストの上昇分が販売価格に十分に反映されておらず、農家の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。こうした中で農業の未来に希望が持てるようにするためには、生産量の増加と生産コストの削減の両立を図り、しっかりと農家の所得を確保し、それを押し上げていくことが重要であると考えております。

このため、県では、I o Pクラウド、S A W A

C H I を活用したデータ駆動型農業を推進し、最適な栽培管理により収量の増加や、燃料や肥料の使用量の減少によるコストの削減を図るとともに、省力化を目指したスマート技術の導入といった農業のデジタル化を加速させているところです。

一方、農産物の合理的な価格形成に関しましては、現在国においてコスト指標の作成に向けて、生産・流通に係るコスト構造などの実態を把握するための全国的な調査が行われております。県としましては、地域ごとに栽培方法や輸送距離が異なるといった実態がコスト指標に適切に反映されるよう、国の動きを注視するとともに、必要に応じて提言を行ってまいります。

こうした取組により、既存の農家の経営発展を図ることで、新たな就農者の増加につなげ、さらに地域が元気になるといった好循環につなげてまいります。

次に、新規就農者数がコロナ禍前に戻らない原因と対策についてお尋ねがございました。

本県の新規就農者数は、平成28年度の276人をピークに、その後は横ばい傾向でしたが、新型コロナウイルスの影響が出始めた令和2年度には217人と大きく減少し、以降は210人台で推移しております。就農形態や年代別で見ますと、30歳代以下の自営就農者の数が大きく減少し、とりわけ親元就農はピーク時の半数近くとなっております。これは、ウクライナ情勢や円安などの影響による生産資材の高騰により、特に施設園芸を主体とする本県では就農の際の初期費用が増大し、生産基盤がある親元就農であっても経営リスクが高まり、就農へのハードルが上がっていることなどが主な原因と考えられます。

このため、初期費用の軽減を図るため、本年度新規就農者のニーズが高い中古ハウスを活用する場合の県補助金の補助率を引き上げました。また、34歳以下の自営就農者を対象とした国の

給付金への上乗せや、国の給付金の対象とならない親元就農者を支援する県独自の制度を創設するなど、就農の際の経済的負担を軽減するための取組を強化したところです。

さらに、新規就農者の確保に向けては、就農を希望する若者のさらなる掘り起こしが重要であると考えております。このため、SNSを活用したキャンペーンや農業体験ツアーを開催するなど、多くの若者などに農業に興味を持ってもらう、農業の魅力を知ってもらう取組を強化しております。こうした取組をしっかりと進めていくことで、産業振興計画の目標である年間320人の新規就農者数の確保を目指してまいります。

最後に、有機農業者や、これから有機農業を始めようとする方への支援についてお尋ねがございました。

本県の有機農業の取組面積や戸数は近年横ばいとなっておりますことから、有機農業を拡大していく上での課題を明らかにしていくため、昨年度、有機農業者を主体とした有機農業推進検討会を立ち上げました。その中で、病虫害や雑草の発生により収量が安定しないといった生産面の課題や、ロットが十分でなく販路の拡大が難しいといった販売面での課題が挙げられました。

そのため、生産面では、農業振興センターでの病虫害対策についてのアドバイスや勉強会の開催、スマート機器による除草技術の実証などに取り組んでおります。また、販売面では、個々の取組ではロットの確保に限界がありますことから、生産者のグループ化を促しながら、商談会への出展などによる量販店や加工事業者とのマッチングを支援しております。

新たに有機農業を始めようとする方への支援といたしましては、農業振興センターに相談窓口を設置し、有機農業の取組事例や地域の有機農家を紹介しますとともに、早期の技術習得に

向けて、農業担い手育成センターでの基礎研修や有機農家での実践研修が受けられるよう体制を構築しております。

加えて、推進体制の強化を図るため、生産者に加え、流通事業者や消費者、学識経験者で構成する高知県有機農業推進協議会を今年度設立いたしました。協議会においてそれぞれの立場からの御意見をいただき、今後の取組の推進に生かしていきたいと考えております。

(人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(中村剛君) まず、UIターンサポートセンターのハラスメント問題に対する対応についてお尋ねがございました。

1月下旬にセンターの職員から県に対し、センターのハラスメントについての訴えがなされたことを受けまして、県ではまずセンターに対し事案発生時の対応や判断について改めて事実確認を行うよう指示するとともに、当時の関係職員への聞き取りなどについてはセンターを所管する移住促進課も協力して行ってまいりました。

3月下旬のセンターの理事会では、センターが行った調査の経過報告がなされましたが、この段階では明確にハラスメントに当たる客観的事実が確認できておらず、引き続き調査を進めるとの説明がございました。これを受け、県としては内部調査では事案の解明に限界があると考え、センターに対し外部の専門家を交えて解決を図ることが望ましいと助言を行ったところでございます。

その後、センターとしても県の助言や理事会における意見、被害を訴える方の意向も踏まえ、第三者委員会を設置する方向としたところですが、その際、被害を訴える方々との協議には移住促進課も同行し、センターとの意思疎通をサポートしてまいりました。また、第三者委員会の専門家の構成や体制などにつきましても、そ

の都度センターの相談に応じ、必要な助言を行ってまいったところでございます。

次に、第三者委員会の委員構成と、調査結果の公表時期についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

第三者委員会の委員については、県やセンターとの利害関係がない公正中立な立場で客観的な調査を行っていただくために、センターが高知弁護士会に適任者の推薦を依頼し、推薦された3名の弁護士が委員に選任されております。また、ハラスメントの認定にとどまらず、センターの組織としての再発防止策を検討いただく際には、委員に加えて学識経験者や社会保険労務士にアドバイスをいただける仕組みにしていると聞いております。

この第三者委員会の調査につきましては、報告書の取りまとめの期限を本年12月まで、期日までに調査が完了しない場合は協議の上、期間を延長することもできることとしておりますが、いずれにしましても、報告書が作成された段階でその公表について速やかに対応していくと聞いております。

最後に、ハラスメントの再発防止のための取組についてお尋ねがございました。

センターでは事案の訴えを受け、まずハラスメント相談窓口センター外部の職員である県の移住促進課を加えるとともに、リーダー以上の職員に対してハラスメントの防止や円滑なコミュニケーション手法に関する動画研修を行うなど、改めてハラスメントに対する意識啓発を図りました。

今年度に入りましても、4月から新たに就任した理事長が全職員と1対1の個別面談を実施し、仕事の悩みや職場環境への不安など個々の職員の状況把握に努めており、今後も定期的な面談を予定していると聞いております。

また、同じく4月には全職員に対しハラスメ

ントに関する研修を実施し、リーダー以上の職員に対する新たな研修も企画するなど、研修の充実強化にも取り組んでおります。加えて、来月には全職員のストレスチェックに併せ、ハラスメントに対する認識やハラスメントに該当する事案がないかなどを確認するアンケート調査を行い、問題の早期発見につなげていくと聞いております。

センターからは、第三者委員会の再発防止策の提言を待つことなく、さらなる組織運営の改善に取り組んでいくとお聞きしており、県といたしましても様々な改善策を着実に実行していきますよう、引き続き必要な助言や協力を行い、センターの取組をサポートしてまいりたいと考えております。

(総合企画部長松岡孝和君登壇)

○総合企画部長(松岡孝和君) まず、市町村の実施するデマンド交通やコミュニティーバス運行に対する支援状況についてお尋ねがございました。

県では、路線バスの運行支援に加え、路線が廃止となった場合の代替手段となるデマンドバスやコミュニティーバスの導入についても支援を行っているところであります。具体的には、導入に当たって必要となる住民のニーズ調査や実証運行にかかる費用、そして実際に車両を購入する際にもその費用について支援を行っております。直近3か年の支援状況をまとめて申し上げますと、実証運行費用は延べ12市町に対して2,478万2,000円、車両購入費用は計15台、延べ10市町村に対して3,845万2,000円の支援を行っております。

今後も引き続き、しっかりと市町村のニーズに対応してまいります。

次に、エリア一括協定運行事業を活用した支援についてお尋ねがございました。

本事業は昨年度創設された制度であり、現在

全国で唯一導入している長野県松本市にお話を伺いますと、事業の契約を3年から5年の複数年、定額で行うことから、事業者側は安定的な経営を図ることができる、自治体側は安定的に交通サービスを確保できるといったメリットがあるとお聞きしております。また、法定協議会などで事業者と利用者などが路線再編や運行条件などについて協議を十分に重ね、相互理解の下で交通ネットワークが再構築できたともお聞きしております。

一方で、関係者からは、現行の国の補助が路線の維持費に比べ少額であることから、そもそも国の補助額自体を見直す必要があるといったお声もお聞きしているところであります。

いずれにしましても、本県における公共交通が大変厳しい環境にある中、本事業は公共交通の維持に向けて一つの選択肢となり得るものと考えております。今後、松本市の先進事例も参考に、沿線市町、事業者と共に本事業の活用についても検討してまいります。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、診療報酬上の特定疾患療養管理料の見直しが本県の医療機関の経営に与える影響についてお尋ねがございました。

令和6年度の診療報酬の改定では、生活習慣病の効果的な疾病管理を行う観点から、特定疾患療養管理料を見直し、新たに生活習慣病管理料のⅡが創設されました。この改定に伴い、今月から生活習慣病は医師が作成した療養計画書により、医師は治療方針を説明し、患者は体重や血圧の目標を設定するなど、医師と患者が共通の理解の下で疾病管理が行われます。生活習慣病の治療にはこのような、よりきめ細かな疾病管理が効果的と考えます。

今回の診療報酬の改定が医療機関の経営に与える影響ですが、日本医師会は、これまで糖尿

病などで特定疾患療養管理料を算定していた医療機関の大部分は、新しい生活習慣病管理料に移行可能であると見解を表明しております。本県においても同様であり、今のところ経営上の大きな課題となる可能性は高くないものと考えております。

実際の影響につきましては、今後国が調査、検証することとしており、県としましてもその結果を注視してまいります。

次に、診療報酬の改定が糖尿病性腎症重症化予防対策に与える影響についてお尋ねがございました。

今回の診療報酬の改定により、糖尿病など生活習慣病については、療養計画書の作成など一定医療機関の負担は生じるものの、その治療効果については大いに期待しているところでございます。

本県で進めている透析予防強化プログラムでは、医療機関と患者の間に保険者が関与して、さらに疾病管理を徹底させており、効果が上がっているところでございます。現在、県内の11市町、14医療機関において実施されているところですが、導入を予定している医療機関も複数あり、今後医療機関や関係者の皆様の御意向も踏まえ、県内全域に広げてまいりたいと考えております。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) 自動車税の障害者減免について、他県における見直しに学ぶこと、また使用目的に社会参加の視点を加えることについてお尋ねがございました。

本県では、身体障害者御本人が所有、運転する自動車に対する減免がございしますが、これに加えて、御家族が運転する自動車専ら重度身体障害者等のために運転するものについて減免することができると条例で定められております。

この減免の決定に際しては、実際に当該自動

車が専ら重度身体障害者等のために運転されているかどうか、これを客観的に判断する必要があるため、病院や学校による証明書を提出していただくことを要件としておりまして、他県におきましても、約半数の団体で証明書の提出を要件としていると承知しております。

買物など日常生活における移動を幅広く対象とし、証明書の提出を要件としない団体もあると承知をしておりますが、こうした仕組みは、障害のある方の活動を幅広く捉えて減免することとなる一方、使用の実態を客観的に確認することが難しいため、専ら重度身体障害者等のために運転されているとは言えない自動車も含め減免対象としてしまう可能性があると考えております。

そのため、制度の見直しについては税の公平性の観点から慎重な対応が必要であり、現時点で要件を緩和することは難しいと考えております。

○34番（岡田芳秀君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、地方自治法改正についての指示権の問題です。拡大解釈はよくないということで答弁もございましたし、歯止めとして附帯決議があるという御答弁だったと思いますけれども、やっぱり日本の地方自治、憲法で保障されていますし、国と地方は別の法人格であります。その地方自治に対する統制が強められるという懸念を私は持っております。そして、何よりもその背景として、やはりシームレスな日米の防衛問題での統合、こうした背景があるということが非常に重要だと思います。この背景をしっかりと認識していなければ、本当に地方自治を守れないんじゃないかと、そして平和、県民の安全・安心を守れないというふうにも考えているところでございます。

相手の指揮権に入ることはないというような

答弁もありましたけれども、実際そういう指揮権に入らなければ情報が得られないということも、いろんな関係者が述べております。そうした中で、指揮権に入ることも懸念をすることでございます。地方自治をしっかりと守っていく、これを貫くことが大事だということを申し上げておきます。

次に、大阪・関西万博の修学旅行について、これもう一度教育長にお聞きをしたいと思うんですけれども、なかなか安全性の面も含めて非常に懸念の声が広がっております。それで、例えば大阪府交野市の山本景市長が5月24日に会見を開いて、学校単位で行かせなくてもいいと呼びかけたほうがいいと判断したというふうに語っています。

その理由として、学校の変わり目や暑い時期を除くと、5、6月に学校の来場者が集中するのではないかと。あと交通の便のアクセスの悪さ。こうした中で、集団で学校単位で行くというのは非常に懸念されると、安全性としてですね。そして、何よりメタンガスの爆発事故が発生し、安全に懸念があると。これらの理由によって、学校単位で行かせなくてもいいのではないかという会見も開いております。

安全性、引き続きその後の状況を見ても、いろんなところでメタンガスが発生しているということもありますし、また暴風雨にも弱いとか、あるいは学校の現場で言えば、下見もできないと、これで本当に大丈夫かという声もあります。

教育長の今の答弁を聞きますと、判断するのは学校だとか、あるいは国が国家事業としてやっているから、安全を国がやっておられるはずだとかという、何か人ごとというか、やっぱり県教育委員会として自主的にどう判断していくのかというところが、いま一つ今の答弁では見えてこなかったと感じまして、その辺、県教委としてどう判断するのか、再度御答弁をいただけ

ればというふうに思います。

それから、スマート・テロワールの問題で知事から御答弁をいただきました。物づくりやサービスがグローバルに行き交うようになった状況の中で、より合理的に調達することが必要だということだと思いますけれども、地産外商を別に否定するわけではないんですよ。やっぱり地域の今の疲弊といいますか、衰退というか、そういう状況の中で、地域であるものは地域で作ると、高知でできるものは高知で作ると、そして経済を回しながら産業の育成、雇用の場をつくっていくという考え方なんですよ。

地域の資源を最大限活用しながらやっていくということなので、これは引き続き、ぜひ検討していただきたいということで要請をしておきます。

それから、総務部長に、障害者の自動車税の減免のことですけれども、証明書を要件としない県があるけれども使用を客観的に評価できないということもありましたけれども、やっぱり社会的な参加、これを保障することも大事だと思いますので、その点検討していただきたいのですけれど、再度質問いたします。

以上です。

○**教育長（長岡幹泰君）** 先ほども申し上げましたけれども、教育課程編成の主体はやっぱり学校であって、学校の長たる校長が責任を持って学習指導要領に沿って適切に計画、実施されるべきものであると思います。ただ、その上でやはり一番は安全性が確保されているということが大前提であろうというふうに思っております。

ただ、今回の大阪万博につきましても、確かに事故はございましたけれども、これからさらに安全対策を強化していくというふうなお話もございます。そのような意味で、我々としてこの安全面については情報収集をして、その都度都度、各学校あるいは市町村教育委員会にお知

らせをしたいと思っております。そのような意味で、今現在、県教育委員会が統一的に判断するということは考えておりません。

○**総務部長（清水敦君）** まずは、お答えする前提として、今の本県の仕組みは、病院通院はマルで、それ以外の買物はバツということでその用途を評価しているわけではなくて、客観的にその使用の実態を確認できるかどうかということで判断しているものでございます。

今、議員から地域社会を促進するためということで御質問いただきました。そこについては、基本的にはそういう目的であれば、法に基づく障害者について地域生活支援事業として、移動支援といった事業は市町村のほうでもなされていますので、そういった施策が中心になるとは思っております。

その上で、他県の税の減免の状況は日々変わっていますので、そこはよく情報収集をして、勉強していくということだと思っております。

○**副議長（金岡佳時君）** 暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩



午後3時再開

○**議長（加藤漠君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

21番依光美代子議員。

（21番依光美代子君登壇）

○**21番（依光美代子君）** 一燈立志の会、依光美代子でございます。会派を代表して、5項目について一般質問を行います。

最初に、芸西天文学習館についてお伺いをいたします。

コメントハンターとして世界的に有名な関勉

さんと、関勉さんの活躍の舞台となった芸西天文学習館は高知県の誇りです。芸西天文学習館に備えていた60センチの望遠鏡は、五藤光学研究所の五藤齊三氏が関さんを見込んで贈ったものです。五藤さんも高知県の出身です。高知県が育んだ技術と人材がたくさんすい星や惑星を発見しました。五藤さんから贈られた60センチの望遠鏡は、現在はレバノンで活躍しているそうです。宇宙や世界を知るため、芸西天文学習館はかけがえのない学びやだと思えます。芸西天文学習館と関勉さんは高知県の誇りだと私は思えます。この後からは、関勉さんを関先生と表現させていただきます。

芸西天文学習館が今日あるのも、関先生の長年の御功績と御尽力のおかげです。現在もイベント開催時には参加して下さっております。関先生のファンは全国におられ、ゴールデンウィークの開催日には、東京や埼玉県から先生に会うためだけに来られた方もおりました。先生も大変喜んでおられました。

そして、もう一点は、芸西天文学習館での星空観望が素晴らしいということです。この天文学習館で共に活動し、各地の天文台造りに関わった香美市土佐山田町出身の宮地竹史さんです。現在は石垣島に住んでおり、島には宮地さんが手がけた天文台があります。石垣島ではこの天文台を中心にして星が観光資源になっております。8月の南の島の星まつりのときには、小さな島ですが、何万人もの方が訪れると聞いております。星は教育資源にもなるし、観光資源にもなってくれるのです。

星を見ることにかけては高知県もさほど劣っていないと思えます。例えば、芸西天文学習館ですが、南側に海が開けており、星空観望会の場所としては最高の場所であります。南十字星も見ることができそうです。芸西天文学習館は、形の上では青少年センターの分館になって

いるとお聞きしました。その予算は本館に比べ極めて少ない状況です。

私は、芸西天文学習館を教育的観点だけでなく、もっと大きな枠組みで、そして県全体で考えていくべきだと思います。例えば、高知県の星空を含めた観光資源、そして観光施設としても捉えることはできないでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。

その芸西天文学習館がやっと全面改築されることになりました。令和6年度当初予算に芸西天文学習館の改築のための実施設計委託料等が計上されました。念願だった学習館の改築がやっと前へ進むと思うとうれしい限りです。

学習館と名前がついているとおり、これまで芸西天文学習館は子供たちの教育に多大な貢献をしてきました。ここで講師を務めた先生によると、天文台で星を見た子供たちは一様に目を輝かせるそうです。実際の星空を見ることで星への関心が深まり、また高度な観測技術を知ることによって自然科学に興味を持つ子供たちが育っているようです。

今回の改築に当たり、関先生をはじめ芸西天文学習館で子供たちを教える先生方から懸念の声が上がっております。このままでは体の不自由な人たちが使える施設にならないという懸念でございます。主な懸念は、駐車場や取付け道、野外観測場など、主に外の部分です。

私も令和4年9月の議会質問で、駐車場から学習館への取付け道と野外観測所への道路や階段の安全性の充実を訴えたことがあります。学習館を改築するときには、来館者の方々が安心・安全に参加できるバリアフリーの取付け道と、新たに屋上で来館者の皆さんが安心して安全に星空観望ができる新天文学習館にするべきだということで質問しました。

そのときの答弁はこうでした。芸西天文学習館は、子供たちの学習はもとより幅広い年代の

方に親しまれています、まずは利用される県民の皆さんの安全を最優先に、必要な対応をしてくている、バリアフリー化に向けどのような対応が可能であるか、今後様々な視点で研究したい、また施設のリニューアルについては、青少年教育施設として天文学習館の将来的な在り方などを考える中で検討していかねばならないと考えていると発言がございました。まさにそのとおりだと思います。

今回の改築は、老朽化対策だけでなく、来館者の皆さんが安全で安心して天体観望が楽しめる、そのための改築でないといけません。その鍵がバリアフリー化であり、障害のあるなしを問わず、老若男女が安全に安心して天体観望会ができるようにするべきだと思います。

しかし、今回の改築について、関先生をはじめ講師を務める先生方は懸念を抱いておられます。その中身は、最も肝腎なバリアフリーに関してです。6年前に高知市に科学館ができました。高知の子供たちはプラネタリウムと天文台で見る本物の星の2つを体験できるようになりました。本物の星を見るのが芸西天文学習館です。本物の星を見ることで子供たちの知的好奇心は大きく広がります。星ですから、当然夜間に利用することになります。周囲をできるだけ暗くする必要がありますから、大切なのは安全性です。施設に入るまでの足元の安全性が欠かせません。足元灯については、私の議会質問後に早速2か所に設置をされました。そして、野外観望所への階段や手すりも改善され、以前に比べ安心して参加ができるようになりました。

ある講師の方は、今回の改築に対し、施設内にバリアフリートイレを造っても、足の不自由な方は施設内まで行くことができないと嘆いておられました。この講師の方は、自分だって松葉づえになったらもう講師ができないと話していました。また、野外部分がバリアフリーでな

いため、車椅子の子は参加できない、車椅子の子がいる学校は見学を断念せざるを得ないという悲しい事実もあるそうです。施設内をバリアフリーにしたとしても、体に不具合のある方はその施設まで行くことができません。そんなことがあってはなりません。

石垣島で天文台造りに関わった宮地竹史さんによると、沖縄の石垣島天文台は、お年寄りも、足の不自由な方が来ても星を観測できるように座ったまま星が見える、また車椅子のままでも星が見えるように工夫がされているそうです。宮地さんは、最も大切なのはバリアフリーであり、7年間にわたって県の生涯学習課にバリアフリーにしてくださいと言い続けてきましたと聞いております。天文台は特殊な施設です。関先生や宮地さんのような専門家の声を聞くことが重要であると思います。

そこでお聞きいたします。今後のバリアフリー化に向け、様々な視点で研究するという答弁内容について、具体的にどのような検討をしてきましたか。また、野外の観測所、駐車場、施設に行く道筋のバリアフリー化について現状をどのように考えているのか、教育長にお聞きいたします。

今回の改築について、私は天文学習館のみを考えるのではなく、取付け道や駐車場も含めて考えないと、よい設計はできないと思います。

そこで、教育長にお聞きしますが、今後改築をどのように進めていくおつもりでしょうか、具体的にお示しください。

また、現在の学習館内には、関先生のこれまでの観測の成果などが所狭しと展示をされております。新しい芸西天文学習館には関勉先生の御功績を顕彰するコーナーが必要と考えますが、教育長はどのように思われておりますか、お聞きいたしたいと思います。

私は、新芸西天文学習館については、お年寄

りも体の不自由な人も安全・安心に行くことができ、みんなが星を見ることができていることを期待しております。高知県には、高知県ひとにやさしいまちづくり条例があります。その条例には、不特定多数の人が利用する建築物などの公共施設の建設においては、障害者や高齢者などが安全で快適に利用できるように配慮して、県の定める整備基準に適合するような整備、改善に努めなければならないとうたっております。確かに努力義務ですが、知事の2期目就任時に、知事は県が何事においても率先して取り組み、手本となり、隗より始めよと発言がございました。ぜひこの条例に適合するような施設にしていきたいと思っております。

次の質問です。物部川の治水、利水、環境についてお伺いをいたします。

物部川では平成16年度から度々長期の濁水が発生しております。翌年には物部川濁水対策検討会が発足し、国、県及び専門家、そして流域の3市長や関係各団体の参画により、今日まで発生源対策や貯水池対策について検討をしてきました。令和2年度からは、5か年の予定で堆積土砂の撤去をしております。

しかし、濁水は大雨ごとに繰り返し発生し、深刻さを増しております。今年もアユ解禁直後に濁水が発生しております。5月28日の大雨による濁水です。近年にないほどの濁水が2週間以上続きました。せっかくアユが釣れていたのに残念でした。アユ釣りなど川に親しむ人たちにとっては大きなダメージとなりました。

当然ですが、濁水の原因は山にあります。山から土砂が落ちることによって川が濁ります。河床も上がります。山に目を向けて利水者にも目を向け、総合的に川の問題を解決する必要があると思っております。

物部川濁水対策検討会では、物部川における濁水の長期化の解消や、山地から海岸までの総

合的な土砂管理に向けた提言が出されたと聞いております。その中で触れられたのが流水型ダムであります。バイパストンネルだと聞きました。流水型ダムは、目からうろこのような方法だと思います。ダムでありながらダム機能をなくする。水も土砂も流すのです。何が違うかといえば、貯水池がなくなるのです。貯水池がなくなれば、そこに川が戻ります。検討会では、杉田ダムを流水型ダムとするなど、物部川の土砂を下流に流す計画が検討されていると伺っています。

最も影響が大きいのは杉田ダムだと思います。杉田ダムは、物部川を何キロにもわたって池にしておられるのです。その割に杉田ダムを活用した発電量は少なく、令和5年度の年間の発電量は、県営の水力発電所の2割にとどまっており、約3,600万キロワットアワーでした。また、杉田ダムは洪水調整を目的としたダムではありません。

逆に、この区間が池から川に変わるとどうなるでしょう。恐らく川には自浄作用が生まれます。川自体の自浄作用が濁水を軽減してくれる可能性があります。それ以上のメリットは、川が人を呼ぶことです。流れが戻ればアユもすみます。子供たちが川辺で遊ぶ風景が見られるかもしれません。物部川は、やなせたかしさんが親しんだ川です。その川に清流が戻るとしたら、やなせさんも喜ぶに違いありません。そこで、次の5項目について土木部長にお聞きいたします。

1点目です。物部川濁水対策検討会では、平成17年より濁水の長期化解消についてどうすべきか、また上流から下流までの土砂管理についても総合的に検討が必要であるということで、これまでに22回の検討会を行いました。

その議論を踏まえ、第20回物部川濁水対策検討会では提言を取りまとめております。その提

言とはどのような内容かを土木部長にお聞きいたします。

2点目です。この問題の解決には、物部川の3つのダムの管理者である県と下流域を管理する国がしっかりとタッグを組み、物部川の各関係機関や団体に働きかけ、協力を得なければなりません。

提言内容の実現には、国と県の連携が欠かせません。国とどのように連携をしているか、状況を土木部長にお聞きいたします。

3点目です。杉田ダムを流水型ダムにするのは画期的な案だと思います。しかし、未知数な部分も少なくはないはずです。流水型ダムの先進事例とメリット・デメリット、今後の導入の見通しなどについて土木部長にお聞きいたします。

4点目です。特に堆積土砂は永瀬ダムに多いと思いますが、堆積土砂は撤去するしかないと思います。その撤去については国の緊急浚渫推進事業債を活用しております。この制度は令和6年度までと聞いております。

制度終了後の見通しについて土木部長にお聞きいたします。

5点目です。近年の物部川では、気候変動による大雨で山腹崩壊による濁水の長期化や護岸の洗掘など被害が増えております。そして、濁水によりアユの生息も厳しい状況であります。また、3つのダムにより上流から下流への供給土砂の減少による河床低下など、河川環境は大変厳しい状況にあります。

令和4年度から河川環境の回復や改善のための置土試験を実施しています。その状況や効果について土木部長にお聞きいたします。

次に、県立高等学校の在り方についてお伺いをいたします。

少子化に伴い、高等学校への入学者が定員に届かない学校が増加しております。高知市中心

部にある追手前高校ですら、今年の春の入学者は定員に79人届いていません。追手前高校といえば旧制の第一中学校です。寺田寅彦や浜口雄幸首相、やなせたかしさんらを輩出した本県随一の伝統校であります。その高校でさえ定員割れということは、郡部の高校が大変苦しい状況に陥っていることは想像に難くありません。

背景にあるのは少子化であり、高知県の人口減であります。中学校卒業生は、ここ10年間で1,000人以上も減少しております。各高等学校は学校なりに努力をしておりますが、それにも限界があります。県として何らかの具体的施策を打つことが必要な時期に来ているように思います。次の3項目について教育長の見解をお聞きいたします。

1点目です。県内の各高等学校では、それぞれ特色のある魅力化に取り組まれております。しかし、その取組が中学校側に届いているかどうかは別問題です。地域や中学校、その保護者に高校の取組情報が届いていないのではないかと私は懸念しております。例えば、地元の山田高等学校では近年入学志願者が少なく、危機感を持っております。年初めには、先生方は近隣の市町村の中学校11校へ、山田高等学校の取組のよさを知ってもらうために資料などによる説明に訪問活動を行いました。グローバル探究科では、かなりの成果も出しておりますが、今年の入学者は、前年に比べ僅か4名しか増えませんでした。グローバル探究科は24名、普通科57名、ビジネス探究科13名でした。

私は、少し気になるのですが、説明時に資料説明だけでなく、学校としてどのようなところを目指しているのか、またどんな力をつけることができるのかを明確にアピールすることが大事だと考えます。そして、日頃から地域や中学校と連携することも一つではないでしょうか。例えば、文化祭や運動会などに来てもらう、ま

た地域の夏祭りなどの行事に参加して、日常に高等学校の活動を知ってもらうことで、地元高校への進学や高等学校の特色を中学生や保護者、地域などへ理解してもらうことが入学志願につながるのではないのでしょうか。

しかし、現状の学校だけの取組だけでは限界があります。県として何らかの対策が必要ではないかと考えます。既に取組をしておれば、その現状と今後の取組について教育長にお聞きいたします。

2点目です。近年のキーワードは探究です。探究学習の現状についてお聞かせください。また、取組を推進するに当たり、今後の課題、そして子供たちの到達点をどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

3点目に、探究学習をめぐる人材育成についてです。どの学校も探究学習に力を入れ、成果を上げております。ところが、ここに来て浮き彫りになっているのが、指導力のある先生が不足していることです。年度初めに探究学習に携わる指導力のある先生が異動すると、現場では指導力が低下して状況が変わってくるそうです。学校は、探究学習を支える指導力をつけた先生方の不足に非常に苦慮しております。指導力をつけた先生を増やすには、早急に人材育成をする必要があると思います。人材育成には時間がかかるように見えますが、ここをしっかりとやらないと持続可能な取組になりません。

早急に、そして大胆に人材育成をする必要があると思います。県として、そこをどのように考えているのでしょうか。人材育成は待ったなしの状況となっております。教育長の前向きな御答弁を期待しております。

次に、指定管理施設についてお伺いをします。

指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法改正によって従来の管理委託制度に代わるものとして導入されました。本県でも坂本龍馬記

念館や県立美術館、牧野植物園、春野総合運動公園、歴史民俗資料館など多くの施設が指定管理となっております。

ここで、私はいま一度、指定管理の原点を見る必要があると思います。指定管理者制度の本質は、公の施設に民間事業者の手法を導入することです。そのことにより利用する住民の方に対するサービスの向上や効率的な運営が図られることだと思います。つまり、民間事業者に民間の感覚で柔軟に運営してもらうことが指定管理者制度の本質だと私は考えます。

そうした中、民間の低い人件費を前提とした経費節減の手法として捉えられているのではないかとこのことを危惧しておりましたが、県では指定管理者を選定する際には、単純に価格が低い事業者を選定するのではなく、利用者サービスの向上なども踏まえた審査を行っているとお聞きしております。指定管理者制度は民間の発想を導入するためのものであります。県の仕事を県民に安い賃金でやらせるという構図があってははいけません。私は、県のやり方が指定管理者制度の本質からずれないように、引き続き御留意いただきたいと思います。

一方で、非公募による指定管理者の選定もされてはいますが、これは特殊な技術が必要とするなど専門性が高く、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる場合などについては、公募によることなく、適当な団体を選定することができる仕組みとお聞きしております。

しかしながら、私は非公募によって運営が硬直化するデメリットがあると思います。その理由は、県の外郭団体が非公募で公の施設の管理運営を担い、その外郭団体の役員に県OBが就任している点にあると考えます。県が公表しているデータによると、指定管理を行っている全41施設のうち、県の公社等外郭団体が指定管理者となっている施設は16施設であります。その

うち令和5年4月1日時点で県OBが役員に就任しているのは8施設で50%となっております。

役員による専門性を取り入れて、とてもうまく改善された施設と、そうでない施設があると思います。例えば、龍馬伝ブームの頃、県立坂本龍馬記念館は学芸員などのプロパー職員の尽力で入館者数を増やしていたと思います。しかし、県OBが役員の場合は県の指揮どおりに動くので、プロパー職員の知恵や発想は生かされない。そのため入館者は増えず、その結果、収益が悪化した場合に、県OBは指定管理代行料の予算を増やしてくれと県にお願いします。仮にこのようなサイクルが生まれたとすると、これは悪循環ではないかと心配します。役所の感覚には合理的でいいところもあると思います。一方、民間の感覚にも私はいいいところはたくさんあると思います。指定管理に民間の感覚をぜひ活用していただきたいと思います。

そこで、民間感覚を生かしてサービスの向上を図った事例について総務部長にお聞きいたします。

次に、先ほど午前中に上治議員からの質問に対して、指定管理施設の利用料の値上げに関するお答えがございました。この値上げに関して、もちろん反対はしませんが、大切なのは説明です。指定管理開始時の事業計画において、それぞれの施設がKPIを設定して取り組んでいるとお聞きしております。そうした中においても施設がこんなに努力をして、それでも入館者数が増えない、万策尽き果てた、だから利用料を上げるしかないというような、県民に分かりやすく十二分に納得ができる具体的な説明が必要だと思います。そのためには、私は利用料を上げる前に事業者の自助努力も大事であり、そこに必要なのが民間の柔軟な発想だと思います。

自助努力を促すことについて、県としてはどのようにお考えでしょうか、総務部長にお聞き

いたします。

そして、各指定管理者施設は、それぞれ事情が違っております。利用料の見直しに当たっては、施設ごとに施設管理者との十分な協議が必要と考えます。総務部長はどのようにお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

また、施設の設置目的や事情によっては、県が入館者数を増やすために底上げに尽力してあげるべきではないでしょうか。例えば、子供たちに博物館などを利用してもらうことです。そのことにより再度の訪問や将来の世代に博物館のよさを伝えていくことにつながります。現在の入館料収入に直接関わるものではありませんが、将来の入館者数の増につながることを期待されます。特に、歴史民俗資料館を訪問することは、本県の子供たちが郷土のよさを知るために大切なことと考えます。

本県の子供たちが歴史民俗資料館を訪問して、收藏されている展示物や学芸員の解説を学校での教育に活用することについて、その意義を教育長にお聞きいたします。

最後に、利用料の件で一言、これは知事にお聞きいたします。私は、高齢者として、若干の心苦しさを感じております。65歳以上無料の施設が多いからです。もちろん高齢者にとってはありがたいのですが、今の時代は子育て世代も経済的に相当苦しいと思います。

高齢者無料をシルバー割引にするなどして見直しを行い、そのことによりファミリー割引や若者割引を設けてはどうでしょうか。年金暮らしの高齢者の方々に負担をかけて心苦しいのですが、これから少子高齢化はますます進みます。大切なのは魅力ある施設にして、少々のお金を負担しても満足していただくことだと思います。あわせて、子育て世帯が足を運びやすくなれば、施設も活性化すると思います。私は高齢者ですので、あえてこの質問をさせていただきました。

知事、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

最後の項目です。米軍機の低空飛行についてお伺いをいたします。

今年の5月2日木曜日の午後5時頃、香美市香北町の南東方面の山より根須、そして物部川北岸の谷相から西峯方面に向けて5機の戦闘機が超低空で飛びました。

根須の住民は、すごい爆音だったと震えておりました。外にいたときに南のほうから頭の上を5機が北岸へ飛んでいった、そのうちの1機は超低空だったので恐ろしかったと。また、谷相の住民は、外で農作業をしているときでしたが、すごい爆音だったと震えておりました。急に高度を下げてき、目の前でキューンと旋回して飛び去った、自分は殺されたと思ったと。また、別の住民も、農作業をしていたときでしたが、突然のすごい爆音と超低空飛行だったので、身の危険を感じ、とっさに地面にうつ伏せになった、戦争が始まったのかと思ったと話してくれました。戦争が始まったかと思うほどの、殺されるかと思うほどの恐怖を住民は味わったのです。

人だけではありません。ある住民は、突然の爆音に、庭に出ていた猫がギャンギャンと大声で泣き叫びながら家の中に飛び込んできた、外を見ると西のほうへ物すごい爆音で戦闘機が5機飛んでいったと話してくれました。住民の方々は一様に不安と恐怖感を訴えておりました。

高知県では、20年以上も前から米軍の戦闘機が低空飛行訓練を行っております。高知県の山中を貫くこの低空飛行訓練ルートを、米軍はオレンジルートと名づけているそうです。日米地位協定によって米軍は低空飛行が認められておりますが、だからといって住民が殺されると思ったというほどの恐怖を感じるのは看過できません。住民の命と生活を守るのは県のトップの責

任だと思えます。米軍だから、どこの飛行機か分からないからと済ませてしまっただけでは、県民は頼るところがなくなります。ぜひ住民の立場に立って、前向きに何らかの対応を考えてほしいと思います。

住民が殺されると思ったと感じたのは、決して誇張しているものではありません。実際、平成6年には大川村の早明浦ダム湖に神奈川県厚木基地を離陸した米軍機が墜落しています。平成11年には山口県岩国基地の米軍機が土佐沖に墜落しています。そして、平成28年にも岩国基地の米軍機が土佐沖に墜落しました。人里に墜落したら、その被害はすさまじいものになります。

墜落だけではありません。防災ヘリが中山間の山あいを飛んでいるときに、米軍機の低空飛行訓練と遭遇したらどうなるでしょうか。恐ろしいことです。防災ヘリの関係者は、絶対に回避できない、遭遇しないように祈るしかないと言っていました。人命を助けるため寝食をなげうって活動している方々に、そのような不安を与えてはなりません。そこで、危機管理部長に3点お聞きいたします。

1点目です。私は、この件について6月に初めて耳にしました。すぐに現地に行き、住民の皆さんに聞き取りをしました。地域の方は、今年に入り初めての飛行でしたが、すごい爆音で5機も飛行したのに報道されなかった、どこかで情報を止めているのではないかと不安がっておりました。

県として、5月2日の情報は入っておりますか。5月2日の低空飛行は米軍機と考えられますが、香美市での目撃情報について分かる限りの情報を危機管理部長に教えていただきたいと思えます。

2点目です。私は早く情報を知りたくて、県のホームページを見ましたが、今年の情報

くございません。昨年の情報しかありませんでした。今年に入り半年が過ぎようとしています。

今年の県下の低空飛行の目撃情報を地域別の回数についてお聞きいたします。

3点目です。この低空飛行の情報は、香美市から県の危機管理部へ伝わっていると思います。低空飛行の情報を入手した際、県はどのような対応をしているのでしょうか、お聞きいたします。

最後に、5月2日に低空飛行と遭遇した住民は、殺されると思ったほどの恐怖を感じたそうです。また、米軍の低空飛行訓練ルートを防災ヘリが横切るとは必ず出てきます。住民の不安を考えると、何らかの手だてが必要と考えます。

安全のため、例えば国や米軍に対して低空飛行の事前通告や、または時間制限を申し入れる考えはありませんか、知事のお考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、芸西天文学習館についてのお尋ねがございました。

芸西天文学習館でございますが、この施設は、昭和52年、安芸市出身で当時の株式会社五藤光学研究所の社長、五藤齊三氏から望遠鏡の寄贈の申出があったことが設置のきっかけとなっております。この点は御指摘あったとおりでございます。

五藤氏には、関勉先生の観測活動を応援したいとの思いに加えまして、本県の青少年の科学教育進展に役立ててもらいたいという御意向がありました。こうした経緯から、昭和56年に県立青少年センターの分館として開設をいたしましたものであります。

開設以来、関先生をはじめとする講師の皆さんには、天体観測会や学習指導などの御協力をいただいております。このような芸西天文学習館の活動は、本県におけます理科教育、あるいは青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたものというふうに認識をいたしております。

一方で、この学習館は芸西村の山中に位置しておりますので、そこに至るまでの道幅は狭く、施設自体の規模も大変小さいものであります。そうしたことから、一度に大勢の利用を受け入れやすいのは困難な状況にあります。年間の来館者数の実績は1,000人程度、1回の天体観測会などへの参加者は平均20人程度というような規模でございます。その多くは児童生徒と保護者、あるいは天文分野への関心が高い方々ということで、観光客の方々の利用は、現状ごく限定的という実態であります。

このような設置の経緯、施設の立地条件、規模などを踏まえると、これを本格的な観光施設として活用するには課題が多いというふうに受け止めております。このため、基本的には宇宙に興味、関心を持つ子供あるいは大人をターゲットといたしまして、これまでと同様、天文教育施設として位置づけることが適当な施設ではないかというふうに考えます。

ただ、その上で施設の活性化に向けては、まだまだ工夫の余地があるとも考えております。天文に関心のある観光客の方々を含めまして、より幅広い層にこの学習館を訪れていただけますように、教育委員会などと検討を行いまして、観光プロモーションとの連携も図りながら、情報発信あるいはPRを充実させてまいりたいと考えております。

次に、県の指定管理施設におきます減免制度の見直しについてお尋ねがございました。

こうした施設の利用料金の設定におきまして、

子育て世帯あるいは若者にも配慮するということは、若者、出生数の増加を目指します本県にとって重要な視点だというふうに考えます。本県の指定管理施設におきましては、例えば高校生以下の児童生徒などへの減免を行っておりまして、引き続きこうした配慮を行ってまいりたいと思います。

また、高齢者の生きがいの醸成あるいは健康増進といった観点から、美術館や博物館など、観光文化系の施設を中心に多くの施設で高齢者の利用料金も減免をしております。仮にこの減免を縮小するという事にいたしますと、高齢者の方々に利用料金として一律に御負担をいただかなければならないということになります。こうした対応に関しましては、高齢者への減免が高齢者の社会参加の機会を確保するという観点から行われているという点に鑑みますと、いささかの異論も想定をされるということだと思いますので、この点は慎重な検討が必要な問題ではないかというふうに考えます。

一方で、議員からただいま高齢者として一定の御負担をいただいたとしても、例えば子育て世帯、若者を応援すると、そういった考え方で対応ができないかというお話をいただきました。こうしたお申出は大変ありがたいことでありますし、高齢者の方に限らず、そうした形で子育て世帯、若者を応援するという事で、ある程度の負担はして、応援をしたいというお気持ちを何とか生かす方向での対応はできないかという気持ちは持っております。

このため、指定管理者の御意見もお伺いしながら、今回来年度に向けて予定しております利用料金の見直しと併せまして、ただいまのようなお志を生かして、若者あるいは子育て世帯を応援する具体的な方法、どういった仕組みが考えられるかということをしつかりと検討し、年度内には結論を得て、実行に移してまいりたい

というふうに思っております。

それから、米軍機の低空飛行の訓練に关しまず国や米軍への申入れについてのお尋ねがございました。

住民の皆さんを強い不安に陥れるような超低空飛行などの異常な訓練、まさしく今お話しありましたように、生命の危険を感じるような訓練が時として行われているということでございます。こうした訓練は何としても中止していただかなければならないというふうに思っております。

また、議員の御指摘のとおり、米軍機によるものと思われる低空飛行が目撃されております空域におきましては、消防防災ヘリだけではなく、ドクターヘリも日常的に活動しているということでございます。万が一の衝突事故の不安もございしますので、県では米軍に対しまして、異常な訓練の中止、あるいは訓練ルートと時期に関して事前の情報提供などにつきまして、国を通じて要請を行ってまいっております。また、全国知事会とも連携いたしまして、この事前の情報提供などについて、国への要望を毎年継続的に行っているところでございます。

今後も住民の皆さんが生命の危険を感じるような超低空飛行訓練が繰り返される、また訓練回数が大幅に増加するような場合には、改めまして、こうした異常な訓練の中止を求めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、芸西天文学習館のバリアフリー化の検討経過と現状についてお尋ねがございました。

芸西天文学習館につきましては、障害者、高齢者等を含む全ての県民の皆様が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備に取り組む必要があるものと認識しております。このため、

まずは早急にできる対応として、令和4年度以降、天文教室や観測会の講師の方々から御意見をいただきながら、観測ドームへの階段の手すりや通路への照明の設置、野外観測場に向かう階段の補修などを行ってまいりました。

一方、駐車場から学習館までは約70メートル離れており、途中に急な坂や階段がある上に、道幅が1メートルに満たない箇所も多く、車椅子での通行は困難な状況であります。また、学習館から隣接する観測ドームに移動するには、高さ約2メートルの階段を上がる必要がございます。そこからさらに高さ約1.5メートルの階段を上った場所にある野外観測場は、未舗装で傾斜をしており、観測する上での安定性、安全性に課題がある状況であります。

こうしたことから、令和4年度以来、取付け道の整備などについて、県土木事務所や建設技術公社等に対応策を相談してまいりました。土木技術者に現地を確認してもらったところ、仮にスロープを設置し段差を解消したとしても、傾斜が急過ぎるため現行ルートを手椅子が通行できるようにすることは困難との見解でございました。また、勾配を緩やかにするためには、土地の大規模な造成が必要となること、あるいは別ルートを探る選択肢もあるのではないかといった助言をいただいております。

このことを踏まえまして、今年度アクセスルート概略検討委託料の予算を計上し、改めて現地調査を行うこととしております。今後、その結果を基に、バリアフリー化の対応策について、具体的に検討を進めてまいります。

次に、芸西天文学習館の改築の進め方についてお尋ねがございました。

芸西天文学習館につきましては、令和4年度に行った耐震診断の結果、耐震基準が十分に満たされていないことが明らかになりました。さらには、床の一部が腐食するなど老朽化が顕著

となっております。このため県教育委員会としましては、利用する子供たちや講師の方々の安全性を考慮し、学習館を改築するための実施設計委託料等の費用を本年度当初予算に計上したところであります。

天文教室、観測会などでお世話になっております講師の方々とは、これまでも度々施設の改修等について協議を行ってまいりました。そして、今年度に入ってから、改築の実実施設計委託料等の予算を確保したことを報告するとともに、改めて施設の改築計画について意見交換を行ったところです。

その際、講師の方からは、駐車場から学習館に至るまでの取付け道や施設間の段差が解消されるかどうか不透明であり、バリアフリー化がなされないのではないかと、また改築後の施設の屋上に観測場所が設置されないのであれば、現在の傾斜がある野外観測場を引き続き使用することとなり、安全・安心な観測環境が確保されないのではないかと、などといった強い懸念が示されました。

教育委員会としましても、取付け道を含めた学習館全体を可能な限りバリアフリー化することは必要と考えております。そしてまた、講師の方々の懸念を顧みることなく、一方的に新たな建物を整備することは適当ではないと考えております。

このため、本年度実施いたします取付け道についての概略調査の結果を踏まえ、現地をバリアフリー化できる見通しを立てた上で、新たな施設の実設計に着手したいと考えております。その過程においては、改めて講師の方々や関係者の御意見をお聞きしますとともに、大規模な施設整備を行う場合には建設コストの課題があることなどについても説明し、御理解をいただけるよう、丁寧に意見交換を行ってまいります。

次に、関先生の御功績を顕彰するコーナーの

設置についてお尋ねがございました。

関先生は、これまでに6つの新しい星、223もの小惑星を発見されるなど、天文界の第一線で活躍されている世界有数の天文研究家でいらっしゃいます。発見された小惑星には、「Yosakoi」や「はりまやばし」など高知県にちなんだ地名や人名を数多く命名され、高知県の知名度向上にも大いに貢献してくださっております。

また、芸西天文学習館では開館以来長年にわたり講師を務められ、数多くの子供たちに天体観測等を通して夢と希望、そして感動を与え続けていただいております。令和4年度には名誉県民として顕彰を受けられております。

今後、芸西天文学習館の新たな施設を整備する際には、関先生の功績を顕彰するコーナーを設置するなど、関先生の天文研究とその成果に係る資料等の展示を充実させていきたいと考えております。

次に、高等学校の取組情報を地域や中学生、その保護者に届ける対策についてお尋ねがございました。

それぞれの県立高等学校におきましては、中学生が進学したい、あるいは保護者が通わせたいと思う学校となるために、学校の魅力化、特色化に取り組んでおります。その取組の一つに、地域課題をテーマにした探究活動を地域や大学等と連携して推進することや、特色ある部活動を設定することなどがございます。

これまで、各高等学校では、こうした独自の特色ある教育活動を中学校での学校説明会などにおいて紹介してきました。また、県教育委員会では、従来の学校紹介に加え、子供たちにとって関心の高いYouTubeを活用した「とさまざまなチャンネル」を開設し、各学校の特色ある取組を情報発信してきております。

さらに、近年、学校と地域や行政が一緒になって、学校の魅力の情報発信に取り組むところも

出てきております。例えば梶原高等学校では、梶原町の一貫教育支援センターと連携し、県内外の中学校を訪問して学校のPRを行っております。このように、町と学校が一体となって広報活動を行うことで、学校の活動が子供たちや保護者に伝わり、共感を得られ、入学者数の増加につながっている事例もございます。

他方で、特色のある取組が十分伝わっているとは言い切れない場合があることも承知しております。こうしたことから、県教育委員会では、梶原高等学校の取組も参考として、本年度から学校と地域をつなぐ役割を担う高校魅力化コーディネーターを県内5校に配置し、中学校やそれぞれの地域への情報発信の強化を図ることとしております。

今後も、中学生やその保護者等に学校の取組を伝えるため、県教育委員会と学校、また市町村とも連携して、コーディネーターの配置校数の拡充やSNSなど様々な情報媒体を活用した情報発信の充実にも努めてまいります。

次に、探究学習の現状と今後の課題、子供たちの到達点についてお尋ねがございました。

これからの社会は、情報化やグローバル化が急速に進み、変化の激しい予測困難な社会になると言われております。そのような社会において、子供たちには、多様な人々と協働しながら、人生を豊かに切り開き、持続可能な社会の作り手となることが求められます。

こうした中、学校におきましては、予測困難な社会の中でも、正解の定まらない問いに対し、他者と協働しながら立ち向かっていく力や態度を子供たちに育んでいかなければなりません。このため、授業においては生徒が自ら課題を見つけ、その課題の解決に必要な情報を収集、整理、分析し、自分の考えや意見をまとめ、表現するというサイクルを繰り返す探究学習を充実させることが重視されております。

現在、本県の多くの高等学校では、総合的な探究の時間において地域を題材に課題を発見し、その解決策を探る学習を進めております。例えば、お話にもありました山田高等学校では、生徒が地域活性化の方策を探究する過程に、地域の産業界の方々や大学生等の参加、協力をいただき、学習内容をより深めるなど、質の高い探究学習が実施されています。

しかし、その一方で県内全体に目を向けると、総合的な探究の時間の内容について、学校や教員間の取組に温度差が見られるといった課題もあります。その要因には、今求められる学力観や授業づくりについて教員の認識に差があり、また校長のリーダーシップの下、学校全体が組織的に研究し取り組んでいくことが十分に徹底されていないことなどが考えられます。教員が生徒の探究学習をしっかりと支援していくためにも、こうした課題に的確に対応し、人材育成や校内での推進体制の構築を進めていかなければならないと考えております。

次に、探究学習を支える教員の指導力向上に向けた人材育成についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで探究学習の充実に向けて、有識者による探究的な学びの質の向上に関する講演や、各校の実践の共有などを行う各種研修会、協議会を実施し、教員の指導力向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、まだ探究の過程を踏まえた授業の目的や展開の方法が全ての教員に十分に理解されておらず、学校や教員によって探究の授業の質にばらつきがあるといった課題がございます。この解決のためにも、各校において探究学習を牽引していく教員の人材育成が重要であるとと考えております。

このため、従来からの取組に加え、県教育委員会がリードして教員が先進事例や授業をじかに見、体験するなど、県外の先進校視察や大学

との連携にも一段と力を入れていかなければならないと考えております。さらに、校長を含めた管理職の理解を深め、リーダーシップを強化する意味で、探究学習の重要性を考え、質を高めるための管理職研修を実施してまいります。こうした管理職への働きかけにより、各校の授業改善や人材育成のための体制強化を図ってまいります。

最後に、学校教育において歴史民俗資料館を活用することの意義についてお尋ねがございました。

高知県立歴史民俗資料館は、戦国期に長宗我部氏が拠点とした岡豊山にあり、原始から現代にわたる本県の歴史、美術工芸などの資料や文化遺産を多く収蔵し、広く紹介している施設であります。そして現在、県内の児童生徒が遠足などで同館を訪問し、館内の展示資料の見学や、まが玉作り、火おこしなどの体験学習を行っております。また、学芸員による出前講座などを利用する学校も少なくありません。

このような博物館の本物の資料や直接的な体験、専門的なお話を基に歴史を学ぶことは、本県の伝統文化についての興味、関心を高め、郷土のよさを知ることにつながるものであり、大変意義あるものと考えております。また、議員御指摘のように、このような本物との出会いは、再度の訪問の契機となり、さらに次世代に博物館等のよさをつなげていくものにもなると考えております。

子供たちには、歴史民俗資料館をはじめとする県内の博物館を存分に活用して、そのよさを知り、また本県の歴史文化を学ぶことを通じて、郷土への愛着と誇りを育み、常に高知に思いを持ちながらも、世界でも活躍できる人材に成長することを期待しております。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、物部川濁水対

策検討会の提言内容についてお尋ねがございました。

検討会では、物部川における森林の荒廃や濁水の長期化、ダム貯水池の堆砂、下流域での河床の低下などの河川環境の諸問題を抜本的に解決するため、令和4年3月に提言を取りまとめております。

その内容としましては7項目ございまして、1つ目は、山からの急激な土砂流出を抑制する発生源対策を行うこと、2つ目は、物部川3ダムの連携強化を含めた濁水の早期排出対策を行うこと、3つ目は、貯水池内の土砂の撤去など堆砂対策を行うこと、4つ目は、土砂を上流から海まで流すといった総合的な土砂管理を行うこと、5つ目は、気候変動への対応を考慮した治水・利水計画を検討していくこと、6つ目は、物部川流域の関係者が一体となり流域の管理を行うこと、7つ目は、物部川清流保全推進協議会など他の協議会とも緊密な連携を図ることとなっております。

次に、物部川濁水対策検討会の提言内容の実現に向けた国との連携状況についてお尋ねがございました。

検討会につきましては、国と県が共同で事務局を担っており、提言の取りまとめに当たって、緊密に連携し、取り組んでまいりました。提言で示されております濁水対策やダムの堆砂対策、土砂を上流から海まで流すといった総合的な土砂管理の実施、気候変動を考慮した治水・利水計画の検討に当たりましては、上流の県管理区間と下流の国管理区間一体で進める必要がございます。

また、ダムの改造など技術的に高度な検討が必要であることから、全国的な知見と経験を有する国との連携は不可欠であり、これまでも緊密に情報共有や協議を行っております。今後実施いたします技術的な課題の解決や利水関係者

等との調整につきましても、引き続き国と緊密に連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、流水型ダムの先進事例等につきましてお尋ねがございました。

流水型ダムの先進事例といたしましては、島根県の益田川ダムや長野県の浅川ダムなど、これまでに全国で8つのダムで運用されております。通常のダムと比べたメリットといたしましては、河床近くに水の出口を設置することにより、平常時は水をためないため、土砂の流下や魚類の移動など、自然に近い環境が維持されることなどが挙げられます。一方、デメリットといたしましては、ダムで水の貯留ができなくなるため、水力発電などの利水面での活用ができないことが挙げられます。

現在、国と県において、流水型ダムへの改造も選択肢の一つとして、様々な対策案によるシミュレーションなどを行っているところでありまして、その結果を踏まえて関係者と調整の上、導入の可否を判断してまいります。

次に、緊急浚渫推進事業債の制度終了後の見直しについてお尋ねがございました。

永瀬ダムにおける堆積土砂につきましては、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、2年度から5年度までに約20万立方メートルを撤去しており、6年度におきましても約6万立方メートルの撤去を予定しております。

永瀬ダム貯水池内には毎年多量の土砂が流入しており、洪水をためる容量を確保するために継続的な土砂撤去が必要です。本年度に緊急浚渫推進事業債の制度が終了しますと、これまでの掘削量を維持することは困難でありますことから、制度の延長が不可欠であると考えております。

このため、県といたしましては、国に対しまして制度の延長に関する政策提言を行っており、

今後も知事会などと連携しながら、あらゆる機会を捉え、訴えてまいりたいと考えております。

最後に、河川環境の回復や改善のための置土試験についてお尋ねがございました。

物部川における置土試験は、国が令和4年度から実施しております。その目的は、河床の砂や礫が流出して大きな石だけとなっている状況を改善し、魚類や底生生物のすみかとなる河床環境を復元することにあります。

具体的には、下流域に永瀬ダムのしゅんせつ土砂を置土し、河川の流水により土砂を供給するもので、令和4年度に約600立方メートル、5年度に約1万4,000立方メートルを置土しております。国からは、現在置土の流下状況など土砂の動きをモニタリングしており、効果の検証につきましては今後行っていくと聞いております。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) まず、指定管理施設において民間感覚を生かしてサービスの向上を図った事例についてお尋ねがございました。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するために民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るものです。

議員からお話のありました坂本龍馬記念館においては、館内の案内を行うカルチャーサポーターの設置、来館者が龍馬に宛てて手紙を書く「拝啓、龍馬殿」、学芸員等が学校に伺う出前教室などの新たな取組を行い、NHK大河ドラマ龍馬伝による追い風もある中、平成20年度から平成22年度にかけて来館者が約3倍に増加いたしました。

民間事業者による企画立案は、施設の磨き上げにおいて大変有用なものであり、県といたしましては、事業者選定の際に提案を求めるとともに、指定管理期間中においても利用状況に応じて民間の創意工夫を生かした様々な提案をい

ただき、利用者サービスの向上に努めております。

次に、事業者に自助努力を促すことについてお尋ねがございました。

指定管理者には、管理代行料の範囲内で、利用者によりよいサービスを提供する役割を担っていただいております。運営面においても、日頃から県内外への営業活動や新電力への切替えなど、経営努力に取り組んでいただいております。

一方、近年、物価高騰や賃金水準の上昇の影響などにより、指定管理施設における支出が増加しておりますが、これらの要因は指定管理者の経営努力にかかわらず生じているものでありますので、利用料金の見直しによる収入確保に取り組む必要があると考えております。

県といたしましては、物価や賃金の水準も踏まえた適切な利用料金を設定するとともに、引き続き指定管理者に対して、安定的な運営を実現するための自助努力を促してまいります。

最後に、利用料金見直しに当たって、指定管理者との十分な協議が必要ではないかとお尋ねがございました。

今回の利用料金見直しに当たりましては、各指定管理者の経営努力による収入確保の状況なども反映できるよう、支出のうち利用料金などの収入で賄う割合を物価高騰前と同等とするという基本的な考え方により、施設ごとに検討しております。

その際、例えば、常設展や企画展など料金区分がある中で、どのように利用料金を見直すかなどについては、各施設の状況を踏まえた上で検討する必要があります。このため、現在、指定管理者の御意見をお聞きしながら具体的な検討を進めているところでございます。

この関連条例の改正につきましては、9月議会にお諮りしたいと考えておりますので、引き続き指定管理者の御意見を丁寧にお聞きしなが

ら検討を深めてまいりたいと考えております。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) まず、香美市における5月2日の低空飛行に関する情報についてお尋ねがございました。

5月2日に香美市内で目撃された低空飛行の情報につきましては、香美市から3件の報告を受けています。具体的には、1件目は、14時49分に香美市香北町谷相で飛行機5機が目撃です。2件目は、16時30分に香美市物部町笹で3機が目撃です。3件目は、17時02分頃に香美市内の3か所で5機が目撃です。騒音については、物部支所で測定された最大値がそれぞれ71.3デシベル、73.6デシベル、92.8デシベルとなっています。また、いずれも航空機の種類や飛行ルート具体的な内容は不明との報告を受けています。

なお、この目撃情報につきましては、県から防衛省中国四国防衛局に既に通報しており、同局において米軍機の可能性があるかの確認が行われているところです。

次に、今年に目撃された低空飛行の地域別の回数についてお尋ねがございました。

今年に入って市町村から県に報告された低空飛行の回数は、6月20日時点で、県中部の香美市や嶺北地域を含む6市町村では12回、中土佐町より西の県西部では四万十町のみで8回、芸西村より東の県東部では0回となっており、全体で20回という状況にあります。

最後に、低空飛行の情報を入手した際の県の対応についてお尋ねがございました。

市町村から報告された低空飛行の情報については、その都度中国四国防衛局に通報をしています。通報を受けた同局では、回答までに一定の時間を要するものの、自衛隊機に該当がないか確認した上で、自衛隊機ではない場合には、米軍機の可能性があるとの旨を県に回答いた

しています。また、中国四国防衛局においては、県から通報された低空飛行の実態や苦情などの内容を基に、住民に与える影響を最小限にとどめるよう米軍側に要請されているということもお聞きをしています。

県による情報公開については、同局からの回答の後に、低空飛行の目撃場所や時間、機体の種類や数、大まかな飛行ルートなどを一覧表にしてホームページで公開をしています。

県としましては、住民を強い不安に陥れるような超低空飛行などの異常な訓練が行われることがなくなるよう、今後も引き続き、中国四国防衛局と連携しながら、高知県の実情を米軍側に伝えるとともに、情報公開などに取り組んでまいります。

○21番(依光美代子君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

芸西天文学習館について、引き続き検討協議して下さるということで、ぜひ検討しながら、そしてまたそのことを関先生をはじめ、そこで講師を務める先生など専門家に意見を聞きながらということ、私も少し安心をしたところで

す。それで、知事のお話の中にもありましたが、せっかくの天文学習館の利用度がちょっと最近低くなっている、施設の活用の工夫が必要でないかということを知事のほうがおっしゃられましたけれど、ぜひそこへの工夫というか、県として応援ができないか、その辺のことについてまた見解をお聞かせください。

担当課としてどのようにお考えか、教育長、お聞かせください。

それと、物部川のことで、流水型ダムのごとく、私がちょうど傍聴に行ったときにお話を聞いて、すごいこれは画期的なことだ。けれど、まだまだこれに向けては大変な協議が必要だろうなということを感じたことでした。

それで、まだまだこれからになるだろうと思いますが、そういう流水型ダムにするということは発電量、ダムが使えなくなるから発電量をどうするか。今やっている杉田ダムの発電量がなくなるから、それをまたどこかで新たに造ることはないと思うから、かさ上げなどいろんな工夫がされるだろうと思います。

また、一定の方向性が決まったら、まだまだしばらくかかるかも分かりませんが、方向性が決まったときには住民に対して丁寧な説明、それをしていただきたいと思います。それは要請しておきます。

そして、高等学校のほうですが、本当に個々での努力は学校がもうしているけれど、まだまだ十分行き届いていない、学校によって格差があるということもおっしゃられていました。この探究学習は、小学校も中学校もすごく力を入れてやることによって、子供たちも実際に体験することで、すごく喜びがあり、充実感があり、成果を上げるということができていますので、中学校に十分それが伝わっていない、保護者にも地域にも伝わっていないのがあるけれど、これからは、まだまだ今の段階でないかも分からんけれど、中学校を含む、小学校も含めてやっぱりこういうよさを知らせていく、地域の学校での取組を知らせていくということをぜひしていただきたいと思います。そんなことがすごく大事なので。

それと、過疎の学校というか、小さな学校、どんどんどんどん子供たちが少なくなっていますが、学校がなくなったら地域が寂れてくるので、なくすことを考えるのではなくて、少人数だからできること、それを見つけ、そして少人数だから徹底して勉強しやすい環境ができる、そんなことを売りにしていくのも一つだと思いますので、ぜひそういうことを踏まえて、検討を続けていただきたいと思います。それも要請

をしておきます。

それと、指定管理者制度のところですが、歴史民俗資料館のことでちょっとお聞きして、学校にということで意義をお聞きしましたが、いろんな形で使われておるといってお聞きしました。いろんなところで私たち会派として調査にもお伺いしたことでしたけれど、残念ながら歴史民俗資料館には最近あまり来ていない、年間に1校あるかないかというような状況、物づくりのときには学校としてじゃなくて来たりということがあるので、そこの辺の情報発信がうまくいっていないかと思いますので、また引き続きよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○知事（濱田省司君） 天文学習館の件につきまして再質問にお答えいたします。

1点、バリアフリーへの対応につきましては、教育長から答弁を申し上げましたとおり、今、アクセスルートも含めまして、ああした急峻な地形の中でどういった選択肢が技術的にあり得るかということを調査いたしておりますので、この結果を踏まえて、かつ講師の先生ないしはこの天文館の運営に関しましてお世話になっております方々の御意見もよく聞いて、御丁寧に説明をした上で、具体的な対応を進めてまいりたいと思います。

もう一つ、さらなる活用に関して申しますと、先ほど申しましたように、基本的にこの施設は週1回、夜間に主として親子の天体観測という形で活用しているということでありますので、1回当たりの利用者が20名程度、年間でも1,000名程度というところがございます。これはそういった施設の性格上やむを得ない部分もあるかと思いますが、せっかくの施設でございますので、ただいまも答弁をいたしましたとおり、観光客の方々でも天文に御関心があって、見てみたいという方がおられるかと思いますが

ら、そういう方々に観光の部門とも連携をして、PRもしっかりした上で、より多くの方に活用いただくような方向で取組を進めてまいりたいと考えております。

○**教育長（長岡幹泰君）** 同じくこの芸西天文学習館の活用につきましては、やはりこの活動内容をさらに市町村教育委員会等にお知らせもしていきたいと思っておりますし、県教委の広報番組であるユーチューブ等、「とさまなチャンネル」といったものもございますので、そういうような媒体も使って広くお知らせをしていきたいというふうに思います。

そしてもう一点、高校の取組を小学校にというお話もございました。実際、南国市なんかは、南国市の小学校では高校の校長先生とか教職員に来ていただいて、その学校の取組等を小学生が聞くといったような活動も行っております。非常にそれは有効であったと、小学生が非常に将来こんな高校へ行ってみたい、高校生になってみたいといったようなお話もするようになってきているというお話もありますので、ぜひ小学校のほうにも高校として行っていただきたいといったようなこと、あるいは小学校のほうもこれを受け入れたらどうかと、やってみたらどうかといったことを市町村教育委員会にも話していきたいと思っております。

○**議長（加藤漠君）** 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時32分散会

令和6年6月27日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漠君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 田村敬子君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 成瀬洋君
- 人事委員会会長 笹岡浩君
- 人事事務局局長 小田切泰禎君
- 公安委員長 高清水善弘君
- 職務代理者 五百藏誠一君
- 警察本部長
- 代表監査委員

監査委員長 岡林秀典君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主幹 大川美千子君
主査 宮崎由妃君



議事日程(第3号)

令和6年6月27日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議

案

- 第9号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第11号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 報第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(加藤渚君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(加藤渚君) 御報告いたします。

門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、刈谷公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、小田切公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(加藤渚君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第11号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上13件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

28番岡田竜平議員。

(28番岡田竜平君登壇)

○28番(岡田竜平君) おはようございます。県民の会、岡田竜平でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表いたしまして質問をいたします。

それでは、まず知事の政治姿勢といたしまして、改正されました地方自治法と政治資金規正法への御所見をそれぞれお聞きしたいと思います。

最初に、地方自治法についてでございます。平成12年4月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化がされたわけですが、このときに明示されたのが、国と地方自治体との対等・協力関係でございます。地方自治体は、地方自治において地方の状況を丁寧にしんしゃく、そしてそれを具現化することを図ることが求められているのは言うまでもございません。しかしながら、今般改正されました地方自治法におきましては、自治体に対しまず国の指示権の拡大は、地方分権一括法の施行で期待をされました地方の自主性、自立性から遠ざかるものになったと考えております。

改正自治法においては、国が補充的な指示をした場合でも、その範囲を超えて、地域の住民の安全を守るという自治体の責任が国に移るものではございません。これからも分かることは、国は財政的支援をしっかりと行い、地方は用途を決定しその責任を負う、この役割分担の明確化

こそ必要なのであります。

そして、自治事務に対する国の不当な介入を誘発するおそれも指摘をされております。こういったことは、自治体が積極的に住民に寄り添う施策を行う以前に国の指示待ちとなり、地域の活力をそぐおそれもあり、そこから地方自治への無関心につながり、さらには民主的制度をむしばむことにもつながりかねません。

このように、あってはならないことではございますが、国による指示権の濫用があった場合、もしくは県の意にそぐわない指示があった場合、従う、従わないなどの対応について整理しておく必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

先週6月18日、参議院総務委員会審議では、我が徳島・高知選挙区の広田一議員から、地方での理解もまだら、地方議会を巻き込んだ議論が必要であり、将来に禍根を残しかねないとの指摘もございました。さらに、その場で、地方公共団体と調整及び運用に万全を期すべきであると、そういった旨の附帯決議が付されたことは、改正案が不完全であることの表れと言えます。

そのような改正自治法は、かつての国の包括的指揮監督権と同様に、国から地方自治体への牽制のようにも感じられ、このままでは高知県の自主性、自立性の発揮への抑制が危惧されますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、政治資金規正法についてでございます。そもそもこの法律の目的は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が、国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の公開などにより、政治活動の公明と公正を確保することです。このたびの改正には、これまでどおりの抜け道が認められると多くの指摘がございます。

このたび提出されておりました政治資金規正法改正案では、政策活動費の禁止を求める声のある中での使途公開基準、罰則強化としての連座制の導入、賄賂的性格が指摘をされている団体献金の禁止、透明性を高めるための第三者機関の設置と、様々な議論がされたわけですが、改正された政治資金規正法では、本来の趣旨と反し、国民の監視の目が届く抜本的改革には至りませんでした。

御承知のとおり、昭和からこれまでのヤミ献金問題で、少しずつ規制が進んではおりますが、本質的課題解決には至らず、一刻も早い政治不信解消を望む県民の会といたしましては、今回の改正には大きな落胆をしているところでございます。

政治資金規正法は国会議員のみならず、地方議員や地方の首長にも適用される法律でございしますが、ここで改めて金のかからない政治、金のかからない選挙が求められていると感じるに至ったわけでございます。

しかしながら、濱田知事が代表を務める政治団体が主催いたしました政治資金パーティーにおいて、行政の仕事を請け負っている企業、団体からのパーティー券の購入を知事は容認しております。このことは、県民からは賄賂的性格があるのではとの指摘もあり、その必要性和、そこから生じる行政の公平性への疑念に対する認識について、ここでは問うわけでございます。

濱田知事は、現職知事として、企業、団体からのパーティー収入がなければ県民の納得する政策立案及び政治活動ができないのか。このたびの法改正に至った騒動を知る県民感情といたしましては、改正法とは別に、自制する姿に期待をしたいということでございます。

これまでの長きにわたる真剣な政治改革の議論を重く受け止め、真つ当な民主主義の道を選択しようとするとき、企業、団体から個人献金

に切り替えていくことが理想であることは、今回の騒動で多くの県民の共通認識であることが改めて確認できたところでございます。しかしながら、その部分で、これまで知事との認識に乖離があり、今後の行政運営に対して中立の立場から公明・公正に政策立案及び予算の執行がされるのか、不安を抱かざるを得ません。

政治資金規正法第2条の2では、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないようにと、その基本理念が記されております。

そこで、この法の基本理念と、そして県民の認識との乖離についての知事の御所見をお聞きいたします。さらに、今後も政治資金パーティーでの企業、団体からの購入を容認し続けるのか、併せてお聞きをいたします。

続きまして、土砂災害と森林施業の関連性についてでございますが、主に森林流域管理学を専門にしていらっしゃる東京大学大学院、蔵治教授に了解をいただきましたので、蔵治教授の見解を引用しまして質問をいたします。さらに、私自身、これまでチェーンソーを持ち現場に入りまして、伐倒から作業道の開設まで行ってまいりましたので、そこで得た知見、そしていただいた御意見も参考にしながら質問をさせていただきます。

まず、自然災害への備えとして、過去の教訓を生かす、被災地の教訓を生かすことを前提とした質問でございます。では、豪雨と河川の氾濫について、ここで本県が教訓にいたしたいのは、熊本県令和2年7月豪雨でございます。67名もの貴い命が奪われ、球磨川流域に甚大な被害をもたらしたわけでございます。熊本県の集計によりますと、この豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、家屋の被害は9,924棟とお聞きをしております。特に土砂災害でございますが、森林の保水力を超える多量の雨が降り、根

より深い部分から森林が崩壊し、山腹崩壊などの山地被害は761か所で発生したと発表されております。

そして、多くの団体や研究者が現地入りされたことで、様々なことが分かってまいりました。まず、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが土砂災害防止法では定められており、そこには都道府県知事によりまして、住宅宅地分譲などの開発行為に対する許可や、安全な場所への建築物の移転等の勧告がなされるようになっております。しかしながら、そこに土砂が流れてくる可能性のある上流域の森林の伐採規制、例えば保安林などとレッドゾーンには相関関係がございません。

基本的には、急勾配の場所や地形が谷状になり水が集まってくるような斜面では崩壊が起きやすく、さらに、保水力の弱い時期にある若齢林、もしくは10から12齢級であっても放置林では崩壊が起きやすく、そこを起点として土石流が発生する可能性があることは過去のデータからも分かっており、土砂災害特別警戒区域と森林施業の関連づけは、最低限配慮されるべき事柄と言えます。

しかしながら、土砂災害防止法と森林法には関連性がなく、災害予防についてどのように考えるのか、御所見を土木部長にお聞きいたします。

さらに、改めて因果関係が示されているのが皆伐施業でございます。間伐と対照的に木を全て伐採する皆伐は、各種条件を選べば有効な施業方法ではございますが、しかしながら未皆伐の箇所10倍程度の確率で崩壊が発生するということも、これまでの災害調査で示されていることでございます。近年は、自然の猛威に直面し、激甚災害が多発しており、県内でも間伐に対し、より生産性の高い皆伐が推進されている現状を鑑みますと、豪雨による土砂災害は、球

磨川流域からの被害者の皆さんの犠牲の上に成り立つ忠告と捉えられるわけでございます。

そこで、本県において皆伐をする場合でありまして、土砂災害を未然に防ぐよう、土砂流出に配慮した施業が求められ、本県特有の急峻な地形、そして地質等を踏まえた皆伐への調査研究の必要性を強く感じております。

森林の雨水遮断効果、森林の水源涵養機能など、森林施業と土砂災害の因果関係が一定証明されていることへの見解と、県として皆伐の実態の調査研究に向けた御所見を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、集材路についてでございますが、先ほども申しましたように、熊本県の令和2年7月豪雨の調査の中では、大型の高性能林業機械を使って皆伐を行うために敷設された作業道が土砂崩れを起こしたことが確認されており、そしてそのことが豪雨の際の土石流の発生につながっていたことが判明しており、当時の農林水産大臣も、粗雑な集材路の周辺で林地崩壊が多く確認されていると、そのときの状況を公表しております。

ここでまず、はっきり申し上げたいのは、大きな伐開幅は大きな切り高も必要とされ、山に負荷をかけることになる大型の高性能林業機械は、本県の急峻な地形にそもそも適してはおりません。高知県は、元来架線集材が有効な地域でございます。それでも大型の高性能林業機械を利用する場合には、適切な施業が必要となります。その場合の集材路の開設には、十分な注意が払われなければなりません。

そこで、県には森林作業道作設指針がございまして、林地保全の配慮に当たり、地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出または地割れの有無等を十分に確認するとそこでは示されておりますが、努力義務となっているところが問題でござ

います。

先ほど申しましたように、私は作業道開設もやっておりましたので、他人の抜いた作業道及び大型の高性能林業機械に必要な集材路も見えてまいりました。開設における危険性は一定理解をしているところでございます。

そこで、県内にある作業道は無秩序な開設となっていないのか、県の指針は十分に現場に反映されているのか、県はどこまで現場を把握されているのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

次に、豪雨時の増水では、流木が橋桁や欄干等に引っかかることがきっかけとなり、越流することで被害が拡大するのが流木災害でございます。皆伐の場合は木を運び出しているのです、この現象は起こらないわけですが、これまでの球磨川流域の調査によりますと、氾濫した水が溪流沿いの人工林を洗い流して、流木災害が発生していることが分かってきたようでございます。

そこで、溪流沿いの人工林が県内にも見受けられるわけですが、それによる流木災害発生危険性への認識についての御所見を林業振興・環境部長にお聞きいたします。

熊本県の豪雨災害を教訓とすべき理由がほかにもございまして、高知県の嶺北仁淀流域をはじめとした地域が国に採用された新生産システム推進対策事業、これを同様に採用されたのが熊本県の球磨川流域をはじめとした地域でございます。

新生産システム推進対策事業とは申しますと、全国11のモデル地域において、川上から川下までの合意形成に基づき、林業経営の集約化、木材の生産・加工・流通のコストの削減などに取り組みながら、木材を安定して供給していくシステムを構築するもので、目玉事業といたしまして加工基盤の整備として大型製材所を稼働さ

せることで、素材の生産量を確保していくことが大きな課題となっております。

熊本県で稼働した大型製材所が銘建工業という共通点もございますが、高知県より先行して稼働しており、そこでも増産が必要ということで、作業効率の高い大型の高性能林業機械の積極的な導入や、作業道の整備並びに皆伐などを推進し、木材生産コスト縮減に努められたとお聞きをいたしました。施策展開、そして作業現場の現況といたしましては、多くが高知県とほぼ同様でございます。そして、さらに熊本県の球磨川流域との共通点として重要となるのが地質でございまして、両エリアともに、九州、そして四国を横断いたします地質帯、秩父帯に位置しております。

県民といたしましても、流域治水の取組からも分かるように、土砂災害と森林施業の関連性にも厳しい視線が注がれており、今後は新生産システムを採用した球磨川流域と同様の災害が起きぬよう取り組むのは当然のことと考えております。

誘致いたしました大型製材工場の稼働から10年が経過いたしました。為替や燃油価格の海外の動向をはじめ、国内及び県内の林業・木材産業を取り巻く状況も刻々と変わっており、こうした状況への対応に加え、頻発化する豪雨災害を念頭に、P D C Aサイクルを実施するのは当然でございます。

そこで、こうした状況を踏まえて、ここで聞きしたいのは、産業振興計画のP D C Aではなく、産業振興計画の前提となる林業振興モデルが、次世代に引き継げる持続可能な林業・木材産業となっているのか、その仕組みづくりとされた新生産システム推進対策事業の検証をすべきと考えますが、御所見を知事にお聞きいたします。

次に、仁淀川水系河川整備計画についてで

ございますが、仁淀川水系では昨年8月、全国で最初となります流域治水プロジェクト2.0が策定され、これを法定の計画に反映させるための変更とお聞きをしております。その仁淀川水系河川整備計画変更原案についてお聞きをいたします。

今計画には河道堆積土砂の撤去、それが支川、本川を問わずに進められるようになっており、この堆積土砂は全て山からの流入でございます。そうでありますと、山の管理に思いを巡らせる必要がございます、先ほど土砂災害警戒区域と森林施業の関連づけの質問もさせていただきましたが、この流域治水への転換が推進された計画で求められているのは、河川整備と森林整備の連動性でございます。

そこで、御提案として、豪雨の際の土砂災害で被害を受ける地域住民と、実際山で施業される方、さらには山林所有者の意見の調整をまず図ることが当然必要と考えます。そして、計画には河川管理上の課題の解決に向けた調査研究を進める必要性がうたわれておりまして、河川法第16条の2第5項には、河川管理者は河川整備計画を定めようとするとき、あらかじめ政令で定めるところにより、関係都道府県知事または関係市町村長の意見を聞かなければならないとあるわけでございます。

今定例会、知事の提案説明では、能登半島地震の教訓を最大限生かすと力強い表明がございました。この項ここまで、球磨川流域をはじめ被災された令和2年7月豪雨の教訓を踏まえた質問をさせていただいたわけでございます。

河川整備と森林施業の関連性への言及について、現状では不十分と言える仁淀川河川整備計画変更原案へ県として意見すべきと考えますが、知事にお聞きをいたします。

続きまして、生きづらさを抱えた人への支援についてでございます。

ここでは、前半部分においては就学時の保護者の方々、障害者の質問においては知的障害者、精神障害者の御家族で構成されております家族会の方々に伺った内容を基に構成をしております。

まず、成長段階、特性に応じた子供への対応についてでございますが、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握として、文部科学省の調査がこれまで3度実施をされております。

そこで、直近の2022年度の調査で示された学習面または行動面で著しい困難を示す子供の割合は8.8%でございました。早期発見、早期療育の考えに照らしましても、この1割近い数字は極端に多く、調査結果をきっかけとして教育現場、そして家庭への発達障害という言葉のインパクトは相当なものということは御承知いただけたと思います。

しかしながら、この1割近い数字の調査は、専門家による診断ではなく、回答しましたのは学級担任と教務主任等であったということを前提にお聞きをしたいのは、そこには個性、特性の強い子供、早生まれなど誕生月による成長の差異で生じた状況が含まれていたのではないかと考えてございます。特に、低年齢期では同一学年でありましても、成長速度の違いと併せ、学習面、行動面で大きな開きが見られます。年度後半生まれのお子さんは、注意欠陥多動性障害の診断に導かれやすいようでございます。

発達障害におきましては、早期発見、早期療育は当然でございますが、余裕を欠き、発達障害というその言葉に振り回されてしまっている親御さんや学校現場があるように感じられます。教員の多忙化が叫ばれる教育現場におきましても、子供たちの個性、特性、成長段階に応じた冷静な判断、対応をお願いしたいと思うわけで

ございますが、家庭との連携も含め、十分な対応が必要と思われま

す。そして、ほかにも専門家による明確な診断基準に照らし合わせ、そこに該当しなかった子供も一定数存在し、結果、支援の枠から外れ、さらに深刻な困難を抱える場合もございます。例えば、知的障害の存在が分からないまま普通学級で無理を強いられたグレーゾーンにある子供たちのような場合でございます。自然の成り行きに任せていると、弱い部分はさらに弱くなり、ある時期から急に深刻な問題として表面化するということにもなりやすいようでございます。

そこで、通常の学級に在籍していても特別な教育的支援を必要とする子供たち一人一人への対応及び課題意識への御所見、そして学校という場から逃げ出せる場所があるという選択肢の提供にも力を注いでいただきたいと思いますが、併せて教育長にお聞きをいたします。

また、提案される支援の一つであります放課後等デイサービスについてでございます。利用実績も年々着実に増えており、県の計画におきましても、ニーズと施設に不足の開きがある状況となっております。

通所する子供たちにとって最善の利益の保障と健全な育成を図るものでございますが、放課後等デイサービスの確保についての御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。広い県内で施設数こそそろっても、長距離送迎による子供の負担も考えますと、県全体への満遍ない設置が求められるわけでございますことも含め、市町村との連携についても併せて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

続きまして、2018年の障害者総合支援法の改正では、障害者の生活の場を施設から地域社会へ移行できるよう、生活や就労のさらなる支援充実や多様なニーズへの対応の支援拡充が図られました。そして、障害者総合支援法の下、地

域生活への移行が進められており、住まいとして障害者グループホームがその大きな役割を果たすわけでございます。

そして、そこでは量・質ともに上昇させるためには、国の補助制度だけではなく、県や市町村独自の施策も充実させ、重層的に取り組む必要性を感じているのですが、現状と今後の展開について子ども・福祉政策部長に御所見をお聞きいたします。

続いて、県内における精神障害者の雇用における実態について御質問いたします。障害者雇用における公的支援として、国の職場適応援助者支援事業として、ジョブコーチによる定着支援をいただいております。しかしながら、最長8か月で支援が終わってしまうため、定着の困難さを訴える障害者・企業側双方からの御意見がございます。

ジョブコーチの取組では、徐々に慣れる、慣らすというものでございますが、障害者の実情として、個人差もございますが、就労当初と変わらぬ支援が継続することが求められており、そこで、精神障害者の就労の場での定着に向けた支援への御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

続いて、緊急時の対応についてお聞きをいたします。家庭において知的障害、精神障害を考える上で、当事者による家族や第三者への暴力の問題がございます。幻聴や妄想も同様に突発的で抑えが利かず、警察のお世話になることもございます。その場合、精神保健福祉法においては、本人の同意を得ずして入院につながる制度もあり、第23条に警察官の通報として、保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないとございます。

そこで、警察官通報の現状等について警察本部長にお聞きをいたします。

さらに、厚生労働省が各都道府県へ通知した、

措置入院の運用に関するガイドラインでは、警察官通報以外の警察と自治体との協力が記されており、精神保健福祉法の趣旨を理解した上で適切に対応されることが望まれます。

そこで、障害者及びその家族の生命、身体の安全に関わることとして、突発的に発生する緊急事案に対し、地域で暮らし続けるために欠かせない支援としてどのような協力関係・体制が構築されているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

そういった場合、知的障害者、精神障害者であれば、その御家族の避難場所が必要なケースがございます。高知県では、男性からの暴力などから一時的に避難できる場所が構えられています。ここまで申しております知的障害者、精神障害者の御家族が一時的に避難する場所が必要な場合もございまして、既存のその場所には、その機能も有するとお聞きをいたしました。しかしながら、一切周知が図られておりません。

そこで、現在ある男性からの暴力などからの一時的に避難できる場所で、障害者からの突発的な暴力からの一時的避難所としての機能を有していることの周知の必要性を感じますが、御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

そして、精神障害者が地域で暮らし続けるための支援として、令和3年度から福祉保健所圏域ごとにアウトリーチが始まったわけですが、市町村の施策の状況と人材の確保の現状を踏まえ、御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、高知県におきまして重度心身障害児・者医療費助成制度でございしますが、その助成制度には、3障害のうち精神障害のみ含まれておりません。障害者総合支援法でも3障害についての区別は当然ございませんし、精神障害を持つ当事者とその家族にとりましても、精神科に

加え、精神科以外への一般医療費の負担が重なることでの生活苦をもたらす現状などが鑑みられ、精神障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度が一切実施されていない都道府県は、現在47都道府県中、高知県を含む6県にとどまっております。子供医療費助成制度と同様に、経済的な理由から医療機関の受診をちゅうちょする状況、そして精神障害を理由とした医療費負担による生活苦は回避されなければなりません。

そこでまず、適切な医療を受けながら地域で暮らすために、身体障害や知的障害と同様に、精神障害についても県の補助制度の対象に含めることにより、市町村による助成が進むと考えますが、御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、精神保健福祉法が改正され、今年4月から全面施行されたわけですが、今回の法改正では多岐にわたる事項が盛り込まれており、精神障害者の権利や尊厳を守り、意思を尊重し、当事者が力を発揮できるための体制を育成強化することが法改正の根底にある考え方でございます。そこで、本人中心の支援のために、医療、福祉、行政の相互理解とさらなる協働に向け、当事者、家族を含めた頼り合える関係づくりの場が必要と言え、精神保健福祉法第47条には、相談及び援助について都道府県の役割が示されているように、県の担う役割は大きいわけでございます。

そこで、障害者福祉の質の向上に向けた情報共有、そして信頼関係構築についての御所見を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

この項最後でございしますが、障害者の御家族に対します扶養義務についてでございます。障害者、健常者問わず、当事者に対して御家族には扶養義務があり、前提とされるのが民法第877条でございまして、直系血族と兄弟姉妹は当然

に扶養義務を負うと定められており、子供が成人したとしても親の扶養義務は維持し続けます。もちろん、親が子の養育義務を負うのは当然とも言えますが、障害者のいる家庭におきましては、家族の扶養義務があることで公的な支援サービスが充実しないのではないかと指摘もごさいます。

社会福祉及び地域共生社会と申しますと、施策と支援が障害のある人とその家族も支える仕組みになることが求められるわけですが、成人した障害者に対する家族の扶養義務についての御所見を知事にお聞きいたします。

続きまして、紙産業の振興についてお聞きをいたします。

これまでも県民の会諸先輩方が質問してきた本県紙産業の繁栄、発展についてでございます。紙1トンを作るのに水500トン必要と言われますように、水の存在は重要で、良質であり安定した水が確保できることが理由として挙げられるほど、清流自慢の高知県ならではの産業と言えます。

県内では、昨年事業者の自己破産による工場の閉鎖で、関係者も多く住む、いの町内には衝撃が走ったわけでございます。100人余りの社員にとっても突然の知らせだったということで、一部の者は、閉鎖されているにもかかわらず工場に出勤を続けていたと関係者からもお聞きをいたしました。今回の件では、従業員とその御家族への影響もそうでございますが、基礎自治体としても地域の活力と併せ、見込んでいた相応の税収も逸したということになるわけでございます。その後、民事再生法の適用を申請されたということでございまして、その再建に改めて期待をしているところでございます。

そこで、お聞きしたいのが、紙産業の事業承継について御質問いたします。まずは、事業継続や、時には廃業に向け企業、個人をサポート

する県の支援体制でございます。紙産業は新規参入が見込みにくい産業でございまして、事業承継もしくは事業拡大に向けた企業の成長の後押しとして、場合によっては合併支援も考えられます。経営者が廃業を決断した場合には、債務超過に至らぬようなサポート体制を構えた中小企業庁からの支援もございまして。

そこで、県の事業承継の取組と周知の状況について商工労働部長にお聞きをいたします。

少し時を遡りまして、平成4年2月定例会の橋本大二郎知事の所信表明を御紹介したいと思います。四国横断自動車道川之江一大豊間の開通に触れ、次のようにおっしゃってございました。

中四国、近畿圏との時間距離を短縮するこの新しい大動脈の完成は、本県に大きなインパクトをもたらすものであるが、一方で産業・経済面など多くの分野で厳しい競争をもたらす、言わば期待と不安が交錯する本県がかつて経験することのなかった時代の到来を告げるものである。この高速道路の完成を県勢の飛躍に結びつけるためには、この機を本県の新時代の到来と位置づけ、積極的に対応することが何よりも重要であると認識している。

その高知県の商圈と物流の転換点から30年余りがたったわけでございます。現在の本県産業の特徴といたしまして、皆さん御存じのように、3次産業が8割近くを占めております。そういった中、中山間地におきましては、基幹産業でございます林業をはじめとした1次産業にも力が入れているところで、2次産業の重要性は言うまでもございませぬ。そして、本県の労働生産性においては第2次産業が最も高く、さらに県の製造品全体の出荷額等が最新のものと令和3年の6,015億円に対して、紙産業の製造品出荷額等が796億円、割合にいたしまして13.2%を占めているわけでございます。関係する従業員の数といたしましては3,026人。当然、人口減少

下でも持続的に維持・成長していくためには、県を挙げて応援していく必要がある分野でもございます。

そして、紙産業を含めた本県の製造業でございますが、製品品質に関しましては、全国に引けを取らないものがございます。そこには、公設試験研究機関であります工業技術センター、紙産業技術センターの存在も寄与していると考えております。

そこで、第5期産業振興計画では、紙産業における製造品出荷額等を令和9年の目標額820億円が示されているわけでございますが、どのようにそこまで高めていくのか、そして何より、外商は本県よりも大きな経済圏に販路を求めることで、県内の経済を活性化させる非常に重要な取組でございます。今年度、産業振興センター当初予算には、新規事業として新規発注案件の掘り起こし強化が明記されておりました。

紙産業以外の機械・金属系製造業では、外部団体との連携や外商コーディネーターとの密接な関係構築による取組が示されておりましたが、紙産業に関しましてはいかがでしょうか、商工労働部長にお聞きをいたします。

また、見本市への出展などの近年の動向及び今後の展望と併せ、知事の推し進める関西圏との経済連携策における紙産業の位置づけも含めて商工労働部長にお聞きをいたします。

そこで、紙産業においてもそういった支援を積極的に実践しようとするれば、専門員の必要性を感じますが、商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

次に、労災回避についてでございますが、製造業におきましては動力機械、物上げ装置、運搬機械による挟まれ、巻き込まれがございまして、高知労働局が公表しております休業4日以上労働災害発生状況を拝見しましても、パルプ・紙・紙製品製造を含みます製造業におきま

しては、毎年160件以上の事故が起きております。

ここまで取り上げております紙産業業界におきましては製造業の中でも歴史が古く、そうなりますと、やはり稼働している機械は年季の入ったものが多くございまして、古い設備を修理もしくは更新しながら稼働させることにも危険がはらんでいる実情もあるとお聞きをいたしております。さらに、24時間3交代の勤務体制を取っている場合も多く、夜間では注意力が低下しやすく、最も労働災害が発生しやすい時間帯となっております。

そこで、事業者としては、作業員の体調から工程管理、機械の稼働管理をすることが重要となり、期待をしたいのがDXでございます。ICT及びIoTの活用があれば、人の代わりにセンサーでデータ化し、ネットワークでデータ収集して、オンラインで可視化、管理できるようになり、これまで人の勘と経験に依存していた部分までも任せることができ、作業員や機械の管理負担の軽減が可能となります。これまでも生産性向上のための取組もございしますが、安全管理に向けたDXもございします。

製造業でのDX推進は、これまでも産業振興センターによる伴走支援もされてきたとお聞きしておりますが、ここでは設備老朽化の多く見られる紙産業を含めた製造業において、安全性の向上に向けたDXへの支援をどのように考えるか、県内外の先進事例を踏まえ、商工労働部長にお聞きをいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田竜平議員の御質問にお答えいたします。

まず、今般の地方自治法の改正に関しまして、国の指示権の濫用などがあった場合の対応、さらには県の自主性、自立性への危惧についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

まず、国の指示権でございますが、昨日岡田芳秀議員にお答えしたとおりでございますけれども、特例的な規定という位置づけでございます。また、地方公共団体と事前調整をすること、あるいは必要最小限度とすることなどにつきまして、国会での附帯決議も行われておるところであります。また、指示権行使の際には閣議決定を経ることが義務づけられましたほか、国会における修正によりまして、指示権の行使の後には迅速に個別法の規定が整備をされるということを進めるように、国会への事後報告あるいは検証を行うといった手続も新たに講じられることとされています。

こうした手だても講じられておりますので、国が指示権をお話がありましたように濫用するといった蓋然性は相当程度低いのではないかとこのように考えます。

また、国は、指示できる事態につきまして、現時点で具体的に想定し得るものはないという立場を国会答弁でも明らかにされております。そうした中でありますので、県といたしまして、そうした場合の個別具体的な対応方針をあらかじめ整理しておくということは、なかなか難しいというふうに考えております。

その上で、仮に本県に指示内容についての国からの事前調整があった場合の対応についてであります。本県の実情を踏まえまして、可能な限り、これはかなり迅速な対応が必要だということが考えられますので、可能な限りということでございますが、県議会の皆さんの御意見もお聞きをした上で、県としての考え方をまとめまして、国に対しては私自身がしっかりとこの意見を伝えたいというふうに考えております。

次に、国が指示権を行使するに当たりましては、その運用が拡大解釈によって、地方自治の本旨あるいは地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係を損なうことがあってはなら

ないと考えます。このため、これまでも全国知事会と連携をいたしまして国に訴えてまいりました。その結果、先ほど申し上げましたとおり、国会の附帯決議あるいは手続上の措置が行われましたほか、政府からは、国と地方は対等・協力とするという地方分権の原則は維持する旨が明言をされております。

このため、今回の法改正をもちまして、地方の自主性、自立性が危ぶまれるといった性格のものではないというふうに考えております。

国におきましては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にありましても、国と地方との間の連携、そして協力が一層強化をされるように、適切に制度を運用していただきたいというふうに考えているところであります。

次に、私自身の政治資金パーティーに関しまして、政治資金規正法の基本理念と県民の認識との乖離、あるいは今後の対応はどうかといったお尋ねがございました。

政治資金規正法の基本理念につきましては、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の状況を明らかにし、それに対する是非の判断は国民に委ねるといったことにあります。これは政治資金規正法の条文にも明記をされているところでございます。この理念の実現のために、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、政治資金の収支のありのままを法に従って開示することが求められているというふうに認識しております。

その上で、私自身の考えを申し上げますと、今回国会でも様々な議論が行われておりますけれども、こうした政治資金規正法の理念を踏まえまして、政治活動の自由との兼ね合いもありますから、いたずらに禁止とか制限、こういった形の規制を強化するというよりは、これは最小限にした上で、その代わり収支の状況は包み隠さ

ず全てしっかりと報告をする、その上で国民の皆さん、県民の皆さんに御覧いただいて、その評価あるいは批判は国民の皆さんの御判断に委ねるとというのが、今の政治資金規正法の理念に沿う方向なのではないかというふうに思っているところであります。

そして、私自身が代表者となっております政治団体がこれまでに開催した政治資金パーティーについてでございます。2月の議会でも御答弁いたしましたけれども、企業、団体にパーティー券を購入いただいたケースもございます。しかし、そうした中には、1件当たり20万円を超えるような大口の購入は一件もございません。また、個人の購入も含めまして、大半は1人当たりで1万円から2万円、1枚1万円ということで購入をお願いしておりますが、1枚、2枚という購入をしていただいている方が8割方から9割方ということでございますので、形としては大変広く薄くという形で御協力をいただいているのが実態でございます。

そうしたことがございますので、このパーティー券の購入によりまして、議員から御指摘がありました公明・公正な政策立案あるいは予算執行に疑念を抱かれるというようなことは一切ないというふうに考えております。

そして、そもそも制度といたしまして、政治資金パーティーにつきましては、その収入はパーティーへの参加の対価という位置づけであります。寄附ではなく事業収入として受け入れるということになっておりますし、会社などの団体におきますパーティー券の購入、これは参加の対価の支払いということでありまして、法律で認められているというものであります。

そして、私が政治資金パーティーを開催いたしますのは、お金を必要以上に集めるということが目的ではございません。県内の有権者の皆さんは、全部合わせますと約58万人に上ります。

こうした方々を対象として政治活動を行っていきますためには、事務所に要する経費、人件費、印刷代など相応の費用が必要となります。選挙のある年ない年で異なりますけれども、私も5年間ほど活動してまいりまして、常勤のスタッフ1名を雇っているいろいろな活動費、事務経費を含めると、平年でも恐らく1,000万円前後の支出はどうしても必要だというふうに考えています。その支払いのために、これを賄えるような規模や頻度で、政治資金の調達手段の一つとして政治資金パーティーを開催させていただいております。

この政治資金の収受に当たりましては、政治資金パーティーの開催を通じまして、ただいま申し上げましたように多くの方々から薄く広く資金をいただくというほうが、特定の大口寄附者から多額の寄附をいただく形で依存をするというよりも、行政運営をゆがめる懸念を払拭する上では、より望ましい方法ではないかというふうに考えます。

議員からは、県民の認識と乖離があるのではないかというふうな御指摘がございましたけれども、疑念を抱かれる県民の皆様方に対しましては、こうした私の考え方について機会あるごとにしっかりと丁寧に御説明をしたいというふうに考えております。

さらに、今後の対応についてでございます。地方公共団体の知事あるいは市町村長の場合には、国会議員の方々と違いまして、政党交付金の配分も見込めませんし、月100万円非課税のいわゆる旧文書通信交通滞在費ですか、こういったものの支給もないわけでございます。

したがいまして、昨今の国会での議論、法改正を踏まえまして、しっかりと節度を持って、またより透明性を確保した上で、引き続き政治資金パーティーの開催により資金の調達をしていきたいというふうに考えております。そ

際には、個人に限らず会社などの団体も含めてということになりますが、これまでどおり幅広く趣旨に賛同いただける方々に御参加を呼びかけまして、この資金の調達への支援をお願いいたしたいというふうに考えております。

次に、林業関係に関係いたしまして、本県の新生産システム推進対策事業を検証するべきだというお尋ねがございました。

この林業におきます新生産システムは、いわゆる川上から川下の事業者が連携をいたしまして、安定的な原木供給や最適な加工・流通体制の構築を目指した取組であります。国の支援によりまして、本県でも平成18年度から5年間実施をされました。本県では2つのモデル地域で実施をされまして、この取組がもとになり、平成25年度には県内最大級の製材工場の誘致にもつながっております。

また、こうした川上から川下に至りますいわゆるサプライチェーンと、それを構成いたします事業者を強化する取組につきましては、本県の林業・木材産業の施策として、現在に至るまで継承をいたしております。こうした取組は、国の森林・林業基本計画にも合致をしたものでございますし、県の目指すべき林業・木材産業振興の方向性に沿うものであるというふうに考えております。

成果といたしましては、令和4年の原木生産量が約74万立方メートルとなりまして、これは平成22年から8割増という水準でございますし、製材品の出荷額も増加をいたしております。これまでの林業分野の取組の中で、森林資源を取り扱う場合には、一貫して生産活動と森林の公益的機能——お話のございましたような防災面での機能というものを含みます。こうした公益的機能とのバランスにも配慮してまいりました。

今後とも、こうした経済と環境の好循環を念頭に、効果的な施策を展開いたしまして、持続

可能な林業・木材産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、これに関連をいたしまして、仁淀川水系河川整備計画変更原案に意見を申し出るべきではないかという御意見がございました。

現在、仁淀川水系におきましては、河川管理者であります国、県の取組を定めますための河川整備計画、これは現行のものは直近では平成28年12月に改定をされておりますが、この変更の手續を実施いたしております。この変更原案は本年5月に公表されましたけれども、河川管理者と流域に関わるあらゆる関係者が協働して、いわゆる流域治水対策の推進に取り組むということを新たに明記いたしております。

この流域治水対策の具体的な内容につきましては、この計画の実施細目を示します仁淀川水系流域治水プロジェクトという、協議会策定の文書の中で定めておりまして、その対策の一つとして、森林の整備や保全、これを明記いたしているところでございます。

森林の適正な整備や保全は、雨水の流出抑制、土砂の流出防止といった森林の持つ多面的な機能の維持につながりますことから、流域治水を実践する上で非常に重要な取組の一つだと考えております。そのため、この対策は地域の代表者あるいは林業関係者などの意見も踏まえ、その内容を決定し、推進をすることといたしております。

こうしたことから、河川整備計画の変更原案におきまして、河川整備と森林施業との関連性についての内容は充足ができていうふうに認識をいたしております。したがって、私といたしましては、この変更原案そのものに対して、県として特段の意見を申し述べる必要はないものというふうに考えております。

最後に、成人した障害のある方に対する家族の扶養義務についてお尋ねがございました。

民法の第877条におけます扶養とは、様々な理由から経済的に自立できない者がいる場合に、経済的に援助できる者が金銭等の給付を行うことを指すというふうに解釈されております。したがって、この規定をもちまして、成人した障害のある方の御家族が、経済的援助のみならず日常生活上のいわゆる物理的なお世話までを義務づけられると、そういった性格のものではないというふうに理解をいたしております。

また、障害のある方に対しましては、現在、所得の面では年金制度や特別障害者手当などの支援がございます。また、生活面では居宅介護あるいは施設などの障害福祉サービスが提供されています。こうした公的な支援につきましても、これは扶養義務のある家族があるからといって、支援の中断や中止を求められるといったものではないということでございます。

さらに、議員御指摘のように、障害のある方の御家族のみに負担を強いることがないように、県といたしましても、身近な地域における包括的な支援サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。加えまして、地域で暮らす全ての方々が自分らしく生活できますように、社会全体で支え合います高知型の地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいる考えであります。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長（荻野宏之君） 土砂災害防止法と森林法に関連性のない中で、災害予防についてどのように考えるのかとのお尋ねがございました。

土砂災害防止法は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民の生命、身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を明確にし、行政の知らせる努力と住民の知る努力によって、土砂災害による被害を軽減しようとするものです。本県では、令和3年度末に土砂災害警戒区域等

の指定が完了し、このうち土砂災害特別警戒区域は現在1万8,579か所指定し、住民に周知を行っているところであります。

議員御指摘のとおり、土砂災害防止法は警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するものであり、森林整備等による災害予防とは関連づけられてはおりません。このため、森林法を所管する部局をはじめとする関係機関が適切な対応を取ることができるよう、土砂災害特別警戒区域に関する情報共有を図ってまいります。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長（西村光寿君） まず、森林施業と土砂災害の因果関係について、そして皆伐の実態の調査研究についてお尋ねがありました。

森林が発揮する土砂災害防止効果としましては、樹木の枝や落ち葉が土壌の浸食を防止する効果や、樹木の根が表層崩壊を防止する効果が国の研究により報告されています。森林を皆伐した場合は、その後に水源涵養機能などの低下が始まりますし、根による土壌緊縛力が10年程度で低減するとの報告もあり、森林施業と土砂災害の因果関係は一定あるものと考えております。

このため、事業者の皆様に対し、平成24年に作成した、皆伐と更新に関する指針を周知するとともに、周辺の環境に配慮した森林施業を勧めているところです。また、皆伐後の再造林は、公益的機能の早期回復につながることから、県では再造林の促進に向けた対策を強化してまいりました。

皆伐施業における影響の調査研究につきましては、国等において豪雨災害が発生した際に、皆伐跡地などに関連する調査が行われているところでございます。こうしたことから、県としましては、国の成果を活用することとし、その成果を基に必要に応じて皆伐と更新に関する指

針などを見直し、事業者に対して普及を図ってまいります。

次に、皆伐のための森林作業道の状況について、県の指針の現場への反映、そしてその把握についてお尋ねがございました。

県では、皆伐や間伐による木材の生産や、皆伐後の再造林などの森林整備を効率的に行うために必要な森林作業道の開設を支援しています。この支援に当たりましては、県の森林作業道作設指針に定められた切土や盛土勾配などの基準を遵守することや、維持修繕を行う管理主体を定めることなどを条件としており、適切に開設、管理されているものと考えています。また、保安林の場合は、事前に開設の許可が必要となり、県において安全性などを審査した上で許可をするとともに、必要な指導を行っているところで

一方、こうした制度などに該当しない場合は、県に報告する必要はないことから、把握することは難しい状況です。このため、作業道を開設する事業者との会合や研修などの機会を通じまして、集中豪雨による被災事例の共有や、県の指針に基づく災害に強い作業道の開設の普及に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続きこうした取組を進めるとともに、市町村とも連携しながら、県の指針に沿った適切な計画による森林作業道が開設されますよう、しっかりと支援をしてまいります。

最後に、溪流沿いの人工林による流木災害発生の危険性についてのお尋ねがございました。

県内の溪流沿いの人工林による流木災害の発生率や被害の大きさとの因果関係は把握できておりませんが、山の斜面崩壊に伴う樹木の滑落のほか、洪水による河岸等の浸食も流木の発生原因とする研究者の報告もあると承知しています。このため、激しい豪雨により溪流が増水し

た場合には、溪流沿いの樹木が流木となる可能性もあると思われま

一方、令和2年7月豪雨で被災した熊本県では、人工林と天然林で土砂流出発生割合には大きな差異がないという国の調査結果も示されているところであり、災害時の被害を増大させないためには、人工林に限らず流木の発生を抑制することが重要と考えています。

こうしたことから、県が補助する間伐事業などでは、残置する伐倒木が河川に流入しないよう、伐倒方法の基準を定めて運用しています。また、山の斜面崩壊に伴い滑落した樹木などが流出しないよう補捉する治山ダムの設置などによりまして、山地災害の予防対策に取り組んできたところでございます。

県としましては、県民の皆様の安全と安心な暮らしにつながりますよう、引き続き流木対策を含めた治山事業や森林整備事業を進めてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) 特別な教育的支援を必要とする子供たちへの対応と課題意識、また学びの場の選択肢についてお尋ねがございました。

近年、特別な教育的支援を必要とする子供たちは増加傾向にあり、学校では医療等の専門家の助言もいただきながら、そうした子供たち一人一人について個別の教育支援計画などを作成しています。そして、これを基に、関係教職員による校内支援会等で情報共有を図り、一貫した支援を実施しているところであります。また、家庭はもとより、医療・福祉等の関係機関と連携を図り、教育支援にとどまらず、総合的な支援に努めています。

さらに、県及び市町村教育委員会は、個別対応が必要な子供に対し学習のサポートを行う支援員の配置や、専門的な見地から教職員や保護者への助言を行うスクールカウンセラーやス

クールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置するなどの人的支援を行っております。あわせて、教員の特別支援教育に関する専門性を高める研修も進めているところであります。

このような重層的な支援を行うことによって、その子に合った教材の提供が可能となり、授業に集中できたり、子供が自信を持って生活し、学習に向かうことができているといった報告も上がってきています。

一方で、勉強が分からない、人との関わりが苦手といった様々な理由により学校に登校しづらい子供が、全国と同様に年々増加する状況にはございます。そのため、集団の中にならなくなった子供たちの居場所の一つとして、個別に学習支援や相談支援を受けられる校内サポートルームを設置する学校が増えています。また、学校外では、市町村が設置する教育支援センターや民間のフリースクールなどがあり、そうした場所ではICT等も活用した子供の状況に応じた学習や活動が行われています。

県教育委員会としましても、学校内外の施設にも通えない子供たちを対象に、心の教育センターにおいてオンライン学習支援を始めるなど、学びの場の選択肢を広げています。さらに、学びの多様化学校につきましても、有識者の意見をいただく検討委員会を立ち上げ、研究を進めているところであります。今後もこうした支援を充実させ、全ての子供の学びを保障するよう努めてまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) まず、放課後等デイサービスの確保と市町村との連携についてお尋ねがございました。

放課後等デイサービスは、就学中の障害のある子供を対象に発達支援の訓練を行うとともに、放課後等の居場所としての役割を担うもので、現在県内に114か所の事業所があり、1,500人程

度の方が利用しています。本年3月に策定した令和6年度から令和8年度を計画期間とする第3期高知県障害児福祉計画では、今後放課後等デイサービスの利用者が290人程度増加すると見込んでおり、新たに整備が必要な事業所数を29か所と設定しています。

このため、県としては、必要なサービスの確保のため、事業拡大が見込める事業者へ情報提供を行い、新規参入促進を働きかけていきます。また、利用者の見込みが定員に満たないため参入が進みにくい中山間地域では、介護保険施設等が障害児通所サービスを一体的に提供できる共生型サービスの実施を働きかけてまいります。さらに、指定基準上、必ず置かなければならない有資格者であります児童発達支援管理責任者については、その養成に向けた研修を充実させて、新規開設に向けた支援を行ってまいります。

市町村との連携につきましては、障害保健福祉圏域を単位としての地域のニーズを把握している関係市町村と協議の場を設け、情報共有をしながら、既に放課後等デイサービスを運営している法人に働きかけを行うなど、身近な地域でサービスが受けられる体制整備を推進してまいります。

次に、障害のある方のグループホームの現状と今後の展開についてお尋ねがございました。

グループホームは、地域にあるアパート等の住宅において、障害のある方が日常生活上の支援を受けながら共同で生活するもので、県内で本年5月現在、71事業所が指定されています。令和6年度から令和8年度を計画期間とする第7期高知県障害福祉計画では、今後整備が必要な事業所数は安芸圏域に2か所と見込んでいます。

グループホームは、入所施設や病院からの地域生活への移行に重要な役割を担っていることから、市町村等と連携しながら整備を進めてま

います。また、適切なサービスの提供体制の確保及び支援内容の充実のため、事業所のサービス管理責任者等への研修も実施し、職員の専門性の向上を図ってまいります。

加えて、各事業所においては、運営の透明性を高めるために地域の関係者などで構成する地域連携推進会議の設置が努力義務とされたことから、県としてこの設置を促していくことで事業所の支援の質の向上を図ってまいります。

このような取組を確実にを行い、障害のある方が希望する地域で生活することができるよう、グループホームの必要なサービス量の確保と支援の質の向上を担保してまいります。

次に、精神障害のある方の就労の場での定着に向けた支援についてお尋ねがございました。

障害のある方が就労した際、できるだけ早く職場に適応し、安心して働き続けられるための支援は重要だと考えております。お話にありましたジョブコーチ支援は、独立行政法人が運営する障害者職業センターが実施する事業で、障害のある方と事業主の双方に、職場定着に向けた支援を行っています。

障害のある方の状況に応じて段階的に支援の主体を事業主へと移していく趣旨の事業であることから、支援期間は最大8か月に設定をされております。支援に従事する人材確保といった面からも、この期間を例えば雇用期間全体にわたって継続するということは困難な面があると感じております。

一方で、現実として様々な要因から職場定着に至らず、早期に退職を余儀なくされる精神障害のある方もあると認識しており、そこは課題があると受け止めております。このため、今後はハローワークや障害福祉サービス事業所などの関係者の御意見も伺いながら、精神障害のある方の就職後の定着支援の充実について検討してまいります。

あわせて、雇用する企業側の障害のある方に対する理解の促進も重要と考えており、県では、事業主を対象とした障害の特性や必要な配慮について理解をいただくためのセミナーや、障害保健支援課内に配置をしております障害者職業訓練コーディネーターが企業を訪問する際に周知活動などを行っているところです。引き続き、こうした啓発にも取り組み、企業における精神障害のある方の職場定着を進めてまいります。

次に、突発的に発生する緊急事案に対し、県と警察がどのような協力関係、体制を構築しているのかについてお尋ねがございました。

精神障害のある方が、その障害のために御自身や他人を傷つけてしまうおそれがあると認められる場合、御本人などの安全を守り、適切な医療を提供する観点から、精神保健福祉法において都道府県が精神科病院の入院につながる措置入院制度が設けられています。この制度に基づき、警察官から保健所へ通報があった場合、職員による調査の上、精神保健指定医2名が診察を行い、その結果、必要と認められれば入院という流れになっております。

措置入院の実施に当たっては、精神障害のある方の人権擁護に十分配慮しながら、安全かつ速やかに行う必要があります。保健所と警察との協力体制の確保は大変重要になってまいります。国が示します措置入院の運用に関するガイドラインにおいても、県と警察など関係者が通報から入院までの対応について協議する場の推奨や、通報以外で警察から精神障害のある方に関する相談があった際の対応などが盛り込まれています。

こうしたことから、福祉保健所においては、所管の警察署や地域の精神科病院と共に、個別の通報事例を振り返って協議する場を設けたり、様々な会議に警察に参加いただき情報交換をするなど、関係の構築に努めているところです。

引き続き、こうした様々な機会を通じて警察との協力体制の構築・維持に努めてまいります。

次に、男性の暴力から一時的に避難できる施設が、知的障害や精神障害のある人からの突発的な暴力からも避難できる機能があることを周知する必要性についてお尋ねがございました。

県では女性相談支援センターにおいて、暴力などから保護する必要がある女性を一時保護し、自立に向けた支援を行っております。一時保護の実施については、性暴力や性的虐待などから支援対象者を緊急に保護する必要がある場合、DV防止法に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合といった暴力からの保護に関する要件があります。

このほか、議員のお話もありました、一時保護を行わなければ支援対象者の生命または心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合といった暴力以外の理由による要件についても、関係機関と調整の上、緊急に保護が必要な方の一時保護を実施しております。

また、女性相談支援センターでは、一時保護に至らない場合でも、配偶者や親密な関係にある人からの暴力や、家庭問題など、女性の抱える様々な問題について年間1,000件を超える相談に応じており、夜間や休日でも対応しております。

一時保護を行います場合は、まず本人からの相談や市町村等からの依頼が発端となる場合もあり、保護が必要な方を適切に一時保護につなげるためには、まずその入り口である相談窓口を周知することが必要です。

県としましては、議員からお話のありましたような場合の相談を含めて、こうした相談をしっかり受け止められるように、関係機関との連携を密にしながら、家庭や地域などで様々な悩みを抱えている女性からの相談窓口について、ホームページやSNS、広報紙などにより県民の皆様にしっかりと周知をしてまいります。

次に、精神障害者アウトリーチ推進事業の市町村の施策の状況と、人材確保の現状についてお尋ねがございました。

精神障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、精神疾患の症状が悪化する前にできるだけ早期に支援につながるよう、市町村をはじめ関係機関が連携した支援の仕組みづくりが重要です。

一方、市町村によっては、保健師などの支援を行う人員体制や精神科病院との連携が十分でないといった課題があるということもお聞きをしております。このため県では、県内の精神科病院に委託をしまして、看護師や精神保健福祉士などの専門職がチームを組んで、精神疾患が疑われる未受診の方や、受診が中断している方などに訪問支援を行う、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施しております。

本事業では、まず当事者の御家族や市町村から寄せられた相談に基づき、当事者や御家族の同意を得た上で、精神科病院や保健所など関係機関が支援計画を策定して訪問し、必要に応じて医療や福祉サービスにつなげております。本年度、4つの精神保健福祉圏域で実施をしており、来年度中の全圏域での実施を目指しているところです。今後も、本事業を通じて、地域における精神科医療・保健・福祉が連携した支援体制の構築を市町村と共に進めてまいります。

次に、身体障害や知的障害と同様に、精神障害についても県の重度心身障害児・者医療費助成制度の対象に含めることについてお尋ねがございました。

この制度は、障害の程度が重く、日常生活の支障が大きい方の経済的負担を軽減するため、全ての疾病を対象に医療費の自己負担分を助成しているものです。実施主体は市町村で、県は補助金による財源措置を行っておりますが、現在身体障害及び知的障害のある方を対象として

おり、精神障害のある方は対象としておりません。

一方、精神障害のある方につきましては、国の自立支援医療制度により、精神疾患の治療のために必要な通院医療費の自己負担分を所得に応じて一部助成しています。

しかしながら、就労が不安定で収入が十分でなく、精神科の通院以外の医療費が大きな負担であるとお話が当事者団体から市町村に寄せられているところです。このため、まずは県内の精神障害のある方の実態や市町村の意向、また既に補助金の対象に含めている他県の状況などの情報収集、把握を始めてまいります。

最後に、障害者福祉の質の向上に向けた情報共有と信頼関係の構築についてお尋ねがございました。

精神障害のある方や御家族への支援に当たり、直接その声をお聞きしてニーズを把握し、取組に反映していくことは大変重要だと認識しております。県では毎年、精神障害者家族会連合会の皆様との面談の場を設け、日々の生活の課題などをお聞きするとともに、県の取組の情報提供などを行っています。また、連合会が主催する集いの場に県が養成したピアサポーターを派遣したり、県の精神保健福祉センターとの共催による講演会を開催するなど、その活動の支援も行っているところです。このほか、連合会は長年電話や面談による相談活動に尽力されておりました、場合によっては精神保健福祉センターにつないでいただいた事例もあるといったことなど、支援の窓口の一端も担っていただいております。

精神障害のある方が安心して暮らすことができる地域づくりに向けては、当事者や関係団体の皆様との信頼関係の下、取組を進めることが欠かせないと考えています。このため、今後は、地域の家族会など連合会以外の当事者団体も含

め、幅広く意見交換や情報共有を行い、精神障害のある方や御家族との信頼関係に基づいた支援の実施に一層努めてまいります。

(警察本部長高清水善弘君登壇)

○警察本部長(高清水善弘君) 警察官通報の現状等についてお尋ねがございました。

警察官通報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定に基づく通報でございまして、警察官が職務を執行するに当たり、精神障害のために自らを傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある方を発見した場合に、最寄りの保健所長を経て県知事への通報を行うものでございます。近年における県内の警察官通報の件数につきましては、令和3年が50件、令和4年が73件、令和5年が89件と年々増加傾向にございます。

警察官通報に至るケースといたしましては、家族や県民の皆さんからの通報によって精神錯乱状態の方を発見、保護した場合や、犯罪の被疑者を逮捕した場合精神障害のために自らを傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれが認められる場合に通報をしております。

一方で、警察官通報をしたものの措置入院に至らないケースや、警察官通報に及ばないような相談を受けることも多くあり、そのような場合には、自分自身や他人を傷つけることなどがないよう家族への見守りをお願いしたり、医療機関へ相談すること等の助言を行っております。

警察官通報は、通報対象者の方に適時適切な医療と保護を提供する目的で行われるものでありまして、先ほど子ども・福祉政策部長の答弁にもありました、国が策定したガイドラインに従って関係機関と連携し、引き続き適切な対応に努めてまいります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) まず、事業承継の取組と周知の状況についてお尋ねがございま

した。

地域住民の生活や地域の経済、雇用を支えてきた様々な事業が、後継者不足の理由で廃業することなく、次の世代に引き継がれていくことは重要であると認識しています。このため県では、事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関、商工会などの関係機関と一体となって取組を進めています。また、昨年からは引継ぎ支援センターが中心となって、関係機関との連携会議を県内10か所で開催し、情報の共有や個別の事例に対する支援の在り方などの協議も行っています。

事業承継の取組を進めるためには、経営者の意識を高めることが重要であることから、これまでも60歳以上の経営者に対するアンケートや事業承継診断シートの作成などを通じて、機運の醸成に努めてきました。その上で、後継者を求める事業者、いわゆる売手に対しては、事業承継計画の作成などに対する支援を行っています。特に、厳しい経営環境にある中山間地域では事業を引き継ぐ、いわゆる買手を増やすために、移住施策と連携し、県外からも買手を呼び込むための事業承継奨励給付金を創設するなど、取組を強化したところです。

このような支援メニューは、関係機関から地域の事業者に対して、きめ細やかに情報提供を行うことに加え、市町村の広報紙やマスコミを通じた周知も行っています。一方、やむなく廃業を選択される事業者に対しては、国の支援制度をはじめ、よろず支援拠点や弁護士といった事業者が必要とする相談先の紹介も行っています。

今後とも、地域にとって必要とされる事業がしっかり引き継がれるよう、関係機関と連携を密にしながら、売手や買手のニーズに対応できる支援メニューを充実するなど、さらなる事業承継の促進に取り組んでまいります。

次に、産業振興センターが外部団体を活用し、受注拡大などに取り組むが、紙産業にも広げてはどうかのお尋ねがございました。

これまで産業振興センターでは、紙産業を含む県内企業の商談機会を創出するため、東京、大阪、名古屋に外商コーディネーターを計11名配置するとともに、見本市への出展や商談会の開催など、県内企業の販路拡大を支援してきました。今年度は、これらの取組に加え、大企業のOBが多数所属し、様々な業界に幅広いネットワークを持つ関西のNPO団体に委託をし、県内の機械・金属系企業の新たな受注拡大につなげることをとしています。

お尋ねのありました、今年度委託するNPO団体を活用した紙産業の販路拡大につきましては、その団体の意向や今後の実績も確認しながら検討していきたいと考えています。

次に、関西圏との経済連携策における紙産業の位置づけも含め、見本市への出展などの近年の動向及び今後の展望、また外商の専門員の必要性についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

本県の紙産業は、県全体の製造品出荷額の1割強を占める重要な産業であることから、産業振興計画において紙産業の振興を掲げ、製品開発から販路拡大まで一貫した支援を行っています。このうち、販路拡大では、先ほどお答えしましたように、県外に配置している外商コーディネーターと連携し、近年需要が高まっている防災やインテリア分野で見本市への出展支援や、商談会の開催などを行っています。

今後は、市場の拡大が見込まれるSDGsやカーボンニュートラルに資する製品など、県内企業が新たに市場に向けて開発に取り組んでいる製品の販路拡大も支援してまいります。

また、関西圏は首都圏に次ぐ企業や人口が集積する有望な地域であることから、産業振興セ

センターの大阪営業本部に本部長と4名の外商コーディネーターを配置し、これまでも販路拡大の支援に努めてきました。今年6月には、関西の自治体にネットワークを有するコーディネーターを新たに配置し、販路開拓の重点分野として紙産業も含めまして、関西戦略にも位置づけて取り組むこととしています。

お話のあった外商の専門員につきましては、紙産業の製品も多種多様でありますことから、全てのニーズに対応できる人材の配置は非常にハードルが高いのではないかと思います。このため、個々のニーズに対して専門家のアドバイスも受けながら、様々な経歴を有する複数の外商コーディネーターがそれぞれの強みを補完し合い、紙産業の販路拡大を支援していきたいと考えております。

最後に、安全性の向上に向けたDXへの支援についてお尋ねがございました。

紙産業など製造業の作業現場では危険を伴う作業が多いことから、労働安全の確保が重要となります。そのため、作業現場の安全確保の手段の一つとして、デジタル技術を活用することは有効であると認識しています。

現在、産業振興センターの伴走支援によりデジタル化に取り組んでいる企業の中には、仮想現実、いわゆるVRの技術を用いて安全な環境の中で従業員の技術訓練に取り組む事例も出てきています。また、溶接作業のロボット化や、工場内に設置したカメラによる作業動画の分析など、デジタル技術を活用し、労働災害の防止につなげようとする事例も生まれています。

さらに、全国的な先進事例の中には、実際の作業現場の情報を学習したAIが、作業員の危険な動作を自動的にカメラで検知し、アラームを発することで事故の防止につなげるという、いわゆるDXによる、労働災害を防止する事例もあると聞いております。

このように、デジタル技術を活用し作業現場の安全性を高めるといった県内外の事例を、産業振興センターによる伴走支援や、また県内企業のデジタル化を促進するためのセミナーで紹介するなど、デジタル化やDXの導入に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えています。

○28番（岡田竜平君） 御答弁それぞれありがとうございます。

まず、2問目といたしまして、地方自治法についてでございますけれども、知事から御回答いただきまして、県議会というところ、相談ということでお話もいただいたんですけれども、それこそ県議会でもということもそうですが、県内にもやっぱり専門性を有した方も多くいらっしゃると思いますので、迅速にそういう方とも連携も図られるんではないかと考えていますので、そういった面もどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、政治資金規正法についてですが、1つ確認をさせていただきたいんですが、知事の政治資金管理団体の令和4年分の収支報告書を拝見いたしますと、寄附では、少ない方で5,000円、多い方で150万円という記載もございまして、パーティー開催のほうでは、お一人で60万円を超える購入も見られたりします。

知事は多くの方から広くというような御発言もありましたので、その部分、報告書を見ますと、ここの御説明をもう一度いただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、河川の洪水対策でございますが、何より発生源対策をと思つての質問でございました。そして、濱田知事にも少しでも、またさらにいろんなことを考えていただく上で、ここで本県より先行して皆伐が進められ、数字自体も本県よりも全然多いんですけれども、熊本県の知事の言葉をお伝えしたいと思います。林業

との関係性を強調されての発言でございますので、以下熊本県知事の発言でございます。

森林・林業の関係者が行う植林や間伐などの森林管理は、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるだけでなく、洪水中に河川へ流れ込む土砂や流木の量を減らすためにも有効だ、そのため河川整備計画には、森林・林業の関係者との連携強化を盛り込むこととしていると述べられまして、実際にこの内容は、球磨川水系河川整備計画、県管理区間のところに盛り込まれております。

さらに、別の機会に皆伐に関してもこのようにおっしゃっております。土砂災害が増えている現状においては、昨今の気候変動による線状降水帯を伴う豪雨の増加がその要因の一つであると認識している、具体的には激しい豪雨により樹木の根が届かない土壌の深い層まで雨水が浸透することで大規模な崩壊が発生する、また所有者の管理が行き届かない森林や皆伐が増加していることも山地の崩壊を防ぐ機能の低下につながる、今後は崩壊の危険性から積極的に保全すべき場所を区分していく手法を検討し、森林所有者の理解を得ながら、林地保全に配慮しつつ、皆伐ではなく、部分的な伐採にとどめる択伐などの手法を推進し、災害に強い森づくりに取り組んでまいり、こういった発言をされました。

甚大な被害に見舞われた自治体のリーダーの御発言でございます。濱田知事のお考えもあろうとは思いますが、管仲随馬、御参考にいただければ幸いに思っております。

そして、私、林業に携わっておりましたので、いろんな方からお話をいただく中で、実際に皆伐をやっている人間から話を聞くと、僕たちは皆伐をやっている現場を見てほしくない、知られたくない、僕がここを切ったということを知られたくないと言います。逆に、おまえらは

いいだろうと、間伐をしていて、細い道を抜いて、見せたがるだろうと、そういうことを言ったんですね。僕はどきっとしまして、自分が施業した場所、皆伐をした場所を見せたがらないという、そういう状況の施策なんかが、これから——今1,600人ぐらいで林業施業者、県内で推移していますけれども——増えていくのかなと非常に危険な思いを感じましたので、そういうのもぜひ知っておいていただきたいと思います。

皆伐、作業道、それぞれに関して、今までの議事録、過去10年、20年ちょっと確認させていただいたんですけれども、かなり多くの会派の方からの質問が、議員からの質問がございました。その中でも明るい回答というのはなかなか見受けられなかったんですね。その中で、ちょっと古い話で、新生産システムをちょっと出させていただきましたけれども、やはり検証が必要と本当に思っております。

これからもバランスを取ってやっていかれるということなんですけれども、平成23年2月の定例会では、同じ吾川郡の選出の西岡議員のほうからも、企業誘致がならなかった場合どうするんだといった質問がありました。そのときの部長の答弁が、県外大型製材工場の誘致については、国の新生産システム推進対策事業により取り組んできたということで、林業分野の産業振興計画においては、今回の企業誘致の案件の成否は大きな影響があると、このようにおっしゃっているんですね。もう本当に大きなことだったと思います。

これ、今現状高知県がこれでランニングさせているという、この増産計画がずっと出されていますけれども、これがまず合っているのかという、川上から川下までしっかりこの計画を当時つくられたときの状況を思い出していただいて、今これでいいのかというのは、一度立ち止まって考える必要があると思っております。

その点、念を押しておきたいと思いますので、検証しないのか、ここはちょっともう一度知事に聞きたいと思います。

続きまして、放課後等デイサービスですけれども、計画で今足りないということですが、3年後にはゼロにするような計画も伺っていますので、そのとき質が決しておろそかにならないように要請をしておきます。

続いて、重度心身障害者医療費助成制度、まずこれ私相談いただいたとき、本当に驚いたんです。えっ、高知県やっていないのかと思いついて。こんな、障害者の中でも区別するんだと驚きました。これから始めるというような、情報収集から始めるというような御答弁いただきましたけれども、ぜひこれ今年度中に動いていただきたいと思います。

来年度にはその結果が反映されるようにお聞きしたいので、もう一度ここ、子ども・福祉政策部長に御答弁いただけますようお願いいたします。

以上で、2問目を終わります。

○知事（濱田省司君） 岡田竜平議員の再質問にお答えいたします。

まず、私自身の政治資金の件につきまして、令和4年度に多額の個人寄附があるではないかということでございます。

個人寄附に関しましても、1件5万円以上の寄附については、いただいた方の名前を報告し、公開するということになっておりますので、その規定に従いまして報告をさせていただいております。

令和4年前半に関しましては、それまでいわゆるコロナ禍もありまして、パーティーの開催もできないという中で、既に先行して私は私設秘書の雇用などもしているという、大変資金的に厳しい時期でございました。そうした中で、非常に熱心に御支持をいただく方々の中から、

法律上は1団体当たり150万円が寄附の上限でございますので、この寄附をいただけるという方がございましたので、これはありがたくお受けをさせていただいて、法に従って報告をさせていただいているというものでございます。

ただ、人数的には私手元にはございませんので正確な記憶はありませんけれども、それほど多い人数にはなっていないというふうに記憶しております。10人、20人、そういうレベルで最大150万円の方もおられたというような水準ではないかというふうに思います。

実際、先ほど申し上げましたように、先般の令和4年の政治資金パーティーに関しましては、パーティー券を御購入いただいた方は、概数でございますが、1,000人とか1,200人といったオーダーでございますので、人数のオーダーからいいますと、多額の寄附をいただく場合がございますし、それは公開をいたしておりますけれども、人数的にはかなり限られた方でありまして、公開されておりますので、何かその御寄附に関してその方との関係で、特に行政執行に関しまして疑念があるというようなお話が仮にあれば、そうした御批判はしっかり受け止めて、説明を果たさないといけないというふうに思っておりますが、それは公開した中身を吟味いただいて、御質問いただければ考えてまいります。

それから、林業に関しましてでございます。

お話がございましたように、確かに皆伐に関しましては、皆伐の直後は、雨水を放流させる効果でありましたり、土砂災害の防止をする効果、こういったものが著しく低下をするということであろうかと思っております。

そうしたこともございますので、本県ではいわゆる再生林推進プランを策定いたしまして、これまで4割程度でありました再生林の比率を7割までは当面引き上げようという形で努力をいたしまして、経済的な発展という部分と、環

境保全、防災などの公益的機能、この両立を図ってこうという努力をいたしております。

そうした意味を含めまして、産業振興計画に掲げております大きな方針について、必要な補強といいますか、見直しをしながら進めてまいっているところでありまして、今後もそうした経済と環境の両立、公益的機能の両立というところについては、しっかりと目を配ってまいりたいと思っております。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） 精神障害についても重度心身障害児・者の医療費の助成制度に加える点でございますけれども、既に精神障害者を対象としている他の都道府県におきましては、大体制度改正時に市町村との合意形成とか医療関係者とかからの意見をお聞きすることが多くなっております。その際には精神障害者保健福祉手帳の等級をどうするとか、医療の範囲とかの検討に加えて、市町村においては条例改正が必要となってまいりまして、一定の時間を要する場が多くなってございます。

そういうことを考えますと、今の段階でいつをめどにできるかということをおし上げるのはちょっと難しいかなと思っておりますけれども、今後情報収集をする際に、どういった点がちょっと困難な点があったのかとか、どういったことをしなければならなかったのかとか、そういった点について情報収集をして、お聞きをしていきたいというふうに考えております。

○28番（岡田竜平君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

重度心身障害者の分、もうすぐにでも、できることからすぐにというふうに要請をしておきたいと思っております。

今回、いろいろ質問もさせていただきましたけれども、知事は高知県を代表する執行権者でございますので、県民にとって必要と思われるものに対しては、迅速に具現化されることを県

民は望んでおります。

知事は自治省、総務省、そして地方自治体の職員もされてきたということも伺っておりますけれども、高知県、人口規模も66万人ならず、規模感は非常に変わってきて、そこでのニーズなんかも全然感覚的には違っていると思っております。そういった中で、ぜひ共感の姿勢というのをこれからもどんどん進めていただきます、もし共感がなければ無関心にもつながっていきますので、そういったところを御留意いただければと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漢君） 暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩



午後1時再開

○副議長（金岡佳時君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番西森美和議員。

（24番西森美和君登壇）

○24番（西森美和君） 公明党の西森美和でございます。議長のお許しをいただきましたので、公明党を代表して質問に立たさせていただきます。

まず初めに、災害対策の中でも災害ケースマネジメントについてお聞きをいたします。

本年の元日に発生した能登半島地震から半年がたとうとしております。今なお4,000人以上の避難者の方が御不自由な避難生活を送られております。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお心からお見舞いを申し上げます。

災害のたびに、災害関連死という言葉が聞くと、揺れや津波から助かった命をどうつないで

いくのかということに、その取組の重要性を痛感しております。能登半島地震でも、長引く避難生活による疲労やストレスなどにより起こる災害関連死に、少なくとも100人が認定される見込みであり、今後もさらに増える可能性があると言われております。発災後1週間以内に亡くなった人の割合は、東日本大震災では約18%、熊本地震では約24%、災害関連死の約8割が発災後3か月以内に亡くなっているとの調査結果があります。災害のショックや慣れない避難生活、将来に対する不安は計り知れないものがあると思います。

災害関連死を知るきっかけになったのは、阪神・淡路大震災ですが、助かった命、助けられた命をつなぐための災害ケースマネジメントについて、本県の取組をお聞きいたします。災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、被災者の自立、生活再建が進むようにマネジメントをする取組のことです。

先駆的な事例として挙げられるのが仙台市の被災者生活再建プログラムであります。東日本大震災の翌年、仙台市では仮設住宅に最大1万2,009世帯が入居いたしました。その8割に当たる9,838世帯が、その後民間の賃貸マンションなどの、みなし仮設に身を寄せられるなど、広域に点在されることになりました。そこで、仙台市では被災者の生活状況を知るため、訪問による被災者生活再建プログラムを策定し、住まいの復興を伴走型で支援した取組を始めました。これが仙台モデルと言われるものであります。

また、平成28年の鳥取中部地震では、発災後1年半が経過をしても家屋の修繕が進まない世帯が多く残っていたことなどから、県が条例に関連規定を創設し、専門の支援チームを設けるなど、関係団体と連携した県主導による個別訪問や相談支援体制を行ったことも先進事例の一

つであります。

能登半島地震の復旧・復興に向けて有識者でつくる県のアドバイザーボード委員を務める大阪公立大学大学院の菅野拓准教授は、災害ケースマネジメントは自治体が民間団体や社会福祉協議会、弁護士などと連携して一人一人のニーズをつかみ適切な支援につなげることであり、医療や福祉など日常のサービスが非常時にも役立つよう制度設計することが重要だと指摘をされております。

一方、国は、令和5年5月の防災基本計画の見直しにおいて、災害ケースマネジメントの位置づけを明確化いたしました。災害ケースマネジメント実施の手引きには、都道府県の役割として、平時の都道府県の取組が明記をされております。例えば、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームの編成や、一般避難所への派遣は都道府県の役割であるとされております。また、災害ケースマネジメントの実施をするための市町村向けの研修や人材育成の実施も、都道府県が担っていかなくてはなりません。

本県でも、本年4月に災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向けの手引を作成し、県、市町村、関係民間団体が一体的に取り組んでいくことを目指しております。

被災者を伴走型で支援する災害ケースマネジメントの県内自治体への普及を目指し、本県では、高知県地域防災計画にどのように位置づけられるのか、濱田知事にお伺いをいたします。

市町村の3月定例会でも、災害ケースマネジメントに関する質問があったようですが、市町村も手探り状態で前向きとは言えない答弁もあったようです。今後、県内自治体への情報提供が重要になるかと思っております。

市町村向けの手引の作成を踏まえ、現在市町村からはどのような問合せや課題が示されてい

るのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

あわせて、今後の取組スケジュールや、県の役割である研修をはじめとする人材育成の実施について危機管理部長にお伺いをいたします。

一方、デジタル技術の活用が求められています。災害ケースマネジメントでは、個別訪問等で収集した被災者の情報の管理や共有を効率的、効果的に行うことが重要であるためです。

災害ケースマネジメントの実施に係るデジタル技術の活用についてのお考えを危機管理部長にお伺いいたします。

次に、倒壊家屋の公費解体についてお伺いをいたします。

石川県の災害復旧では、倒壊した家屋を所有者に代わって行政が解体撤去する公費解体が遅々として進まない状況が課題となっております。公費解体の条件は、市町村が発行する罹災証明書において半壊または全壊と認定された建物であり、能登半島地震では、推計2万2,499棟のうち、6月17日時点で解体が完了したのは3.2%に当たる712棟。国や石川県は来年10月の作業完了を目指し取組を加速させております。

公費解体の手順は、被災者が市町村の窓口で申請し、市町村が発注する業者が解体作業を行います。手続が難航している背景には、家屋の解体に向けて所有者全員の同意が必要であるのに対し、相続の際に名義変更ができていないなどの理由で複数の所有者がいる場合、全員の同意を得るのに時間がかかっていたり、広域避難した被災者に自治体からの情報が届いていない、交通手段を失って窓口に行けないなどの事情があり、今後被災者に寄り添った対応が求められています。

こういった現状を踏まえ、5月28日、環境省と法務省から、建物の機能が明らかに失われた場合、所有者全員の同意がなくても、自治体の判断で解体できるとの通知が被災自治体に出さ

れました。大規模火災があった輪島朝市の264棟全てが滅失として登記手続が完了いたしました。

また、6月5日に通知をされました自治体向けの公費解体・撤去マニュアル改訂版、第5版になりますが、ここでは滅失登記していない倒壊家屋でも、建物が失われたと自治体が判断すれば解体撤去ができるようにしたほか、解体工事を行う際に隣地を使う場合、通常は隣地の所有者や使用者への事前の通知が必要ですが、連絡が取れない場合は事後の通知を認めることや、複数の所有者がいる場合は、本来は全員に事前通知が必要であるけれども、使用者の一人から同意を得られればよいということも明記をされました。

一方で、半壊でも同様の支援策を求める声があるなど、今後課題を整理する必要がありますが、一定の要件を満たせば、自費解体でも後から市町村が費用を補助する費用償還や、所有者不明建物管理制度などもあることから、制度の周知も急がれております。道路の寸断や高齢者の影響も大きいと言われている能登半島地震の教訓は、どれも南海トラフ巨大地震の発生後の高知県にとっても重い課題であります。

特に、公費解体の進捗は、被災者の生活再建に直結するため、体制強化に向けた取組が必要であると思います。林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、被災者支援システムの導入についてお伺いをいたします。

現在、県内15市町村に導入されている被災者支援システムを高知県にも導入し、迅速な被災者支援を行える体制を整備することを求めて質問をさせていただきます。5月29日の参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会において、公明党の山本香苗参議院議員が、災害発生時に罹災証明書の発行や仮設住宅の申込みなど、行政業務を円滑に行える被災者

支援システムを自治体の情報システムの標準として推奨することを求めたことに対して、古賀内閣府副大臣は、被災者の支援の迅速化、効率化に向け整備を後押ししたいと答弁されました。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の真ただ中で、西宮市の職員の手によってつくられたシステムです。罹災証明書の発行に時間がかかり、被災者の長蛇の列ができる中、必要に迫られて開発されたシステムであります。その後、地方公共団体情報システム機構、J-LISに管理が引き継がれ、総務省から地方公共団体に無償で提供されるとともに、被災者支援システム全国サポートセンターで全国の自治体の支援が行われております。現在、災害の教訓を積み上げ、必要な機能が追加、充実し、バージョン10となっております。

罹災証明書の発行に必要な被災者台帳を中心として、避難所関連システム、仮設住宅管理システム、倒壊家屋管理システム、犠牲者・遺族管理システムなど総合的に運用できる機能が組み込まれております。また、広域避難や1.5次、2次避難にも柔軟に対応できるものです。さらに、被災者支援システムの最新版であるプレミアムバージョンでは、クラウド型と併せてオフラインで使えるローカル版も対応していることから、能登半島地震と同様のネット回線の寸断が発生した場合にも、柔軟に対応できる体制に進化しております。

被災者支援システムが民間の被災者支援のためのシステムと根本的に違うところは、市町村の持つ住民基本台帳につながっているところがあります。石川県では、被害家屋の調査に県が主導し、市町村にタブレットを貸与いたしました。石川県にも被災者支援システムを導入している市町村がありましたが、県はそうではなかったため、このタブレットには、罹災証明を発行するために必要な市町村の被災者台帳が関連づ

けられているものではありませんでした。

被災者支援システムの場合、被災家屋の調査ではなく、被災世帯の被害調査と位置づけられます。これはどのような違いがあるかといいますと、家屋を中心とする被災家屋の調査では、例えばアパートが全壊した場合、所有者の被害状況の情報となり、そこに住んでおられる住民の皆様は罹災証明書の発行にはつながらないという根本的な課題があります。家屋で見ると、人で見ると、この入り口の違いが罹災証明書の発行のスピードに関わってくるため、家屋の調査票には、住民基本台帳につながっていることが何より重要ではないかと思っております。石川県がタブレットを貸与、準備するにしても、市町村の被災者支援システムを生かすように工夫があれば、罹災証明書の発行も迅速に行われたと考えられます。

さらに、高知県での被災者支援システムの導入を強く求めるのは、県と市町村が共通の情報システムを整備しておくことが迅速な被災者支援につながると考えるからであります。先ほども述べました災害ケースマネジメントにおいても、県の役割である避難所への災害派遣福祉チームの編成を考えたとき、現在非常時に県の災害対策本部に届く情報は、データではなく、市町村からのファクスや電話での情報となっているのではないのでしょうか。現状ではどんなリスクを抱えている方なのか、どんな支援が必要なのかという避難者の特性を市町村と共有するすべがありません。

事前に市町村との協定を結んでおくことが必要になりますが、同じシステムを導入しておくことで、県は各市町村のデータを見に行くことが可能になります。市町村がSOSを出せなかったとしても、県が独自に判断して動くことも可能になってまいります。災害時において、市町村からの要請を待たずに、国や県が支援を行え

る体制を準備しておくことが大事であるということ、国における議論でも明らかなおりであります。

そこで、濱田知事にお伺いをいたします。被災者支援システムについてどのような認識を持たれているのか、これまでの被災地での活用事例を踏まえて、その評価について御所見をお伺いいたします。

被災者支援システムの本県での導入について濱田知事のお考えをお聞きいたします。

次に、医療救護所体制の周知についてお伺いをいたします。

平成28年の熊本地震では、多くの医療機関が被災し機能不全に陥りました。このため、DMATやJMATなどの医療チームが派遣され、避難所への巡回診療や救護所の設置運営が行われました。また、平成30年の西日本豪雨でも、多くの避難所で医療ニーズが高まったため、医療機関や行政、民間団体が連携し、避難所への巡回診療や救護所の設置が行われております。

医療救護所とは、災害時に応急手当てを中心とした医療救護活動を行う場のことであります。発災後、市町村では、一人でも多くの住民の皆様様の命を守るため、災害医療の最前線として医療救護所を開設するとしております。どの地域に救護所を開設するかなどは、地域の被害状況や負傷者の発生状況、医師、看護師などの医療体制の状況などを考慮し、それぞれの市町村の災害対策本部で決定をされます。

一方、高知県の災害時医療救護計画には、医療救護所に対して、医療救護所となっている医療機関もしくは医療機関以外の場所の医療救護所、そして避難所が医療救護所となる場合について初動態勢を示しております。

このように、県や市の計画はそう定められておりますが、住民目線で言うと、発災後どこに医療救護所が開設、運営されるのか、どこの救

護病院が機能しているのか、それが最も欲しい情報ではなからうかと思えます。被災の状況によって変わるとはいえ、大まかなイメージが共有できているとは言えない現状ではないでしょうか。

例えば、地域外からの避難者も含めて、多くの被災者が想定される高知市では、現在自主防災組織の皆様をはじめ、関係団体によって指定避難所の開設、運営のマニュアルの作成が進んでおります。また、指定避難所ではなく、地域の公民館や自宅で生活をする住民を想定して、自助・共助で何ができるのかを考える中で、懸案になっていることの一つが負傷者に対する対応であります。

高知市などでは、地域の救護病院が機能することを前提に、指定避難所での救護所の設置はないとしておりますが、負傷者数に応じて避難所での対応も出てこないとは限りません。また、地域の拠点である避難所に、救護病院や救護所の情報はどのように伝えられるのか、また避難所に避難していない情報弱者と言われる高齢者等にはどう届くのか、地域を面的な視点で考えれば考えるほど、平時から災害後の医療救護体制を県民の皆様がイメージしやすいように広報、周知していくことが大事なのではないかと考えます。特に、自主防災組織の皆様をはじめとした各種団体の皆様へのアナウンスは重要であると思えます。

そこで、災害時において負傷者等を受け入れることとなる医療救護所などの設置場所について、県民の皆様が平時からどのように周知を図っているのかお聞きをするとともに、発災後については医療救護所などの開設・運営状況等についてどのように情報提供が行われるのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

県立高校における避難所運営と学校の再開についてお聞きをいたします。

避難所の開設等は市町村が行う自治事務であります。県の施設が市町村の避難所に指定される場合、開設と運営については県と市町村との間で情報共有を行うことが大事であると思えます。特に懸念しているのが、県立学校に住民の皆様が避難されてきた場合の対応についてであります。これまでの大震災の教訓では、学校現場が避難所になった場合、学校の先生方が避難所の運営に従事し、学校の再開が遅れてしまったということが挙げられます。保護者の生活再建や子供たちの教育、心のケアのために、一日も早い学校の再開を目指していかなくてはなりません。

また、学校は地域の拠点であり、学校の再開によって被災者の皆様が勇気づけられた被災地の事例は多くあります。現在、小中学校を避難所に指定する県内の基礎自治体では、住民の皆様のお力もお借りしながら、先生方が学校関係者でなくてはできない仕事に専念してもらえるように、訓練を重ねていこうとしているところです。

能登半島地震のように、受験を間近に控えたときに起こることもあります。先生方が生徒の安否確認に回りながら状況を把握すること、一日も早く再開すること、タブレットなどを活用して学習環境を整えていくことが、どんな環境にあっても子供たちの学びを支えるために重要であると思えます。

まず、県内広域に住んでいる生徒の迅速な安否確認の体制について教育長にお伺いをいたします。

また、市町村の指定避難所になっている県立学校において、運営に関する市町村との協議はどのように進捗されているのか、教育長にお伺いをいたします。

発災後、県立学校が避難所になった場合の学校再開に向けての課題についてどのように整理

をされているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、災害時におけるヘリコプターの民間機の積極的な活用についてお伺いをいたします。

山岳地が多く、道路が寸断されやすい日本は、災害時の救援救助活動において、ヘリコプターの機動力を生かすことが非常に重要であるということは、能登半島地震でも感じたところであります。地形的にもインフラの整備状況においても共通点の多い高知県では、自衛隊とともに民間機の活用を積極的に行う体制を整えていく必要があると思えます。

これまで、被災地でのヘリコプターの民間機の活用事例では、中山間地域や離島などから負傷者の搬送や食料、医療品、生活必需品などの物資輸送、被災状況の調査やインフラ復興のための調査活動への参画が挙げられており、その貢献は大変大きいものがあります。一方、さらなる活用に向けて課題も明らかになってまいりました。それは、災害対策本部と民間事業者との間で情報共有が十分に行われていないこと、民間ヘリコプターの運航費用が高額で十分な数を確保できなかったこと、また国や都道府県が開催する訓練にヘリコプターの民間事業者への参加要請ができていないということなどであり

ます。救助と物資輸送を円滑に進めていくために、国や県、民間事業者の役割を明確にしながら、民間ヘリコプターの運航管理に関する運用マニュアルの作成や運航体制の整備、官民の情報共有の在り方、費用負担、燃料の補給体制の整備、無線周波数や通信フォーマットの整理など、そういった課題を踏まえた災害時の民間ヘリコプターの活用に向けて、関係機関でのさらなる協議を求めていきたいと思えます。

そこで、ヘリコプターの民間機の活用について、以下お聞きをいたします。能登半島での教

訓を踏まえ、災害時におけるヘリコプターの民間機の積極的な活用について危機管理部長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

高知県においても、災害対策本部に民間と自衛隊双方の連絡員を配置し、人命救助と物資搬送の役割分担を明確にしながら、調整する体制づくりを平時から整えていくことが重要であると考えますが、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、ヘリの民間事業者が県の訓練に参加することとなった際には、災害時に官民一体となって機動力を発揮するためにも、訓練で得た課題を検討するための体制づくりが重要であると考えますが、危機管理部長のお考えをお伺いいたします。

次に、ドクターヘリ等による救急搬送についてお伺いをいたします。

先日、ドクターヘリと防災ヘリについて現地調査を行ってまいりました。現地に行ったとき、ちょうど防災ヘリの訓練が行われておりまして、市町村からの消防職員、エースと言われるそういった隊員の皆様から現地での救助の様子や、また課題についても教えていただきました。また、医療センターに配備されているドクターヘリについては、医療センターのセンター長自らが積極的に搭乗されながら救命に携わっておられました。

ドクターヘリの担架に横たわったとき、頭元にはドクターが、そして左手には看護師が、爆音の中で負傷された方が不安にならないように、ドクター中心にチームとなって助けられている姿を目の当たりにいたしまして、本当に頭が下がりました。ドクターヘリに乗る医療関係者には、まず患者さんの心細さや不安、どのように感じるかを知るために、まずは担架に乗ることからだと言われた、そのセンター長の真剣なお顔を拝しながら、御説明を聞いて大変よく分か

りましたとお答えをしましたが、分かりましたと軽々にお答えできるような御苦勞ではないと反省をしたこともありました。本当にドクターヘリ、そして防災ヘリに関わってくださっている関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年度のドクターヘリの要請件数は740件、そのうち現場搬送や病院間搬送等、応需件数は587件になっております。また、防災ヘリについては、平成10年の高知豪雨での出動や平成16年の台風15号の際に大川村で孤立した小学生149名の救出のほか、広島市土砂災害や熊本地震、九州北部豪雨等、被災地でも大変活躍をされてきました。平成17年には高知医療センターが開設され、ドクターヘリの運用も開始をされて、負傷者の手当てを行う医師がヘリコプターに搭乗し応急処置を行うなど、御活躍をいただいております。平成8年度から令和5年度までの28年間の実績は5,059件の出動、救助人数は923名、搬送人数は2,578名となっており、防災ヘリの運航によっても多くの命が救われております。

ドクターヘリに関しては、近年、愛知県、青森県、新潟県、千葉県、静岡県、長野県、兵庫県など2機目の配備をする動きもあるように聞いております。高知県は、東西に長く広い県土を有している地形的条件の中で、医師不足など限られた医療資源を有効に活用しながら、県民の皆様の命を守る救急医療の体制づくりに努めてまいりました。今後は、南海トラフ巨大地震への対策を見据えて、様々な検討も必要であろうかと思っております。

ドクターヘリの近年の出動件数を見ますと、平成28年の806件の受諾件数をトップに、令和3年度まで、749件、661件、588件、626件、631件という状況となっております。けれど、この件数は、お一人お一人の人生がかかっているのだと思うと、数であって、数ではないという

感じもいたします。

2機目の配備を検討した都道府県では、いずれも医師のファーストタッチをいかに早く行うかということを重視しており、30分圏内であるかどうか、重複したときの対応がどうかということが議論の中心になっております。高知県全体、特に幡多圏域における救急搬送体制を考えたとき、例えば宿毛市の沖の島では、島の外の病院に救急搬送する手段として、チャーター船やドクターヘリを活用しておりますが、救急搬送に要する時間に着目することが重要ではないかと思えます。

また、共同・分担運航によって潜在していたニーズの高さが分かって、2機目を配備したケースもあります。青森県では青森県医療審議会での運航実績に係る検証、評価をした結果、2機体制での運用に至りました。青森県では、平成20年に改定した青森県保健医療計画にドクターヘリの整備促進を掲げ、救命率の向上を図るために八戸市立市民病院を暫定的にドクターヘリ運航基地病院として運航を始めました。その後、県全体でより効果的なドクターヘリの運航を行うために、平成23年4月1日から県立中央病院と八戸市立市民病院との共同・分担運航を開始いたしました。この共同・分担運航の開始により、出動要件件数が増加をいたしました。特に、県立中央病院に近い津軽地域からの大幅な要請が増加したことなどを踏まえまして、青森県医療審議会において2機体制での運用が望ましいとの結論が出されました。

そこで、高知県全体におけるドクターヘリの救急搬送の実態とその課題について、どのような分析がなされ、今後の体制強化を検討されているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

また、ヘリコプターの柔軟な運航を促進するためには、離着陸場所の確保が必要であります。また、災害時におけるヘリ離着陸場の確保の取組

について危機管理部長にお伺いをいたします。

現在のヘリの運航に当たっては、現地の天候の確認が大変重要であるため、ドクターヘリや防災ヘリの飛行の視点から、以前から高所カメラの整備への要望があったと思えます。

令和6年度には、県防災行政無線の中継地に高所カメラを配備することになっており、北川村、大豊町、佐川町、仁淀川町、土佐清水市の5か所に約4,000万円をかけて整備をする予定であります。この高所カメラの整備による効果と今後のスケジュールについて危機管理部長にお伺いをいたします。

豪雨対策について、今回はタイムライン防災についてお聞きをいたします。

これまで煩雑で分かりにくいと指摘をされてまいりました気象に関する防災情報が見直されようとしております。令和元年から導入された5段階の警戒レベルについて、レベル3では高齢者等の避難を促し、レベル4では危険な場所に住む人の全員避難を促すなど、住民の皆様のお取べき行動が示されております。また、災害の現象も、洪水や大雨による浸水、土砂災害、高潮の4つに区分をされております。しかし、この4つの災害現象によりましても、危険情報、警戒情報、特別警報という表現は統一をされておらず、同じ名称でも危険度を知らせるレベルが異なるなど、大変複雑な情報となっております。

専門家などによる国の防災気象情報に関する検討会において、住民の皆様への分かりやすい情報発信に向けての検討が進められてきました。先月、防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けての報告書がまとまりました。今回の見直し案では、危険度を示すレベルと災害の現象名と警戒度がそれぞれ統一された表現で整理をされ、危険度レベルごとに、注意報、警報、危険警報、特別警報と区分をされております。気象

庁と国交省は、再来年の春頃に運用開始を目指して法改正等の準備を進める予定であります。

防災情報の分かりやすさが進められる中で、昨今局所的な豪雨や線状降水帯の発生の確率も高まる中、県や市町村におけるタイムライン防災の策定について、以下お聞きをしたいと思っております。タイムライン防災とは、住民の皆様の命を守ることを目的として、地域の防災機関や様々な主体が、どのタイミングでどのような行動を誰が行うのかの3つの要素を協議し、防災行動計画として位置づけていくものであります。

先日、平成29年から進められているおおさかタイムライン防災プロジェクトを学んでまいりました。大阪府では、このプロジェクトを広域タイムライン、市町村タイムライン、コミュニティタイムラインの3つのレベルで作成し、運用しております。

広域タイムラインの対象となるのは寝屋川流域などの複数の市町村にまたがる比較的大きな流域で、行政機関を加え、ライフラインの事業者や鉄道事業者など多くの防災機関が防災行動を記載されることになっております。市町村タイムラインでは、各市町村の部署ごとの防災行動が記載され、大阪府はタイムラインの策定の手引やタイムライン策定DVDを活用して、市町村の策定を支援しております。また、コミュニティタイムラインでは、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載しております。それぞれに先行して取り組むリーディングプロジェクトに着手し、府全域に広げる取組を展開しておられました。そこで、大規模地震に比べて台風などは進行の予測ができるため、住民の避難行動におけるタイムラインや行政のタイムラインの作成が進んでおります。

県内の市町村への台風や豪雨のタイムラインの作成についてのお考えを土木部長にお伺いいたします。

次に、四万十市新食肉センターの整備についてお伺いをいたします。

高知市の食肉センターが苦渋の決断で廃止となったため、高知県が全面的にバックアップをする一方で、四万十市食肉センターは、国の補助金を活用できなくなる等の紆余曲折を経ながらも、周辺自治体と協議をしながら、存続を目指して取り組んでこられました。これまでの県議会での議論でもあったように、どちらも高知県にとって重要な施設であり、本県の産業振興や雇用の維持、県全体の畜産振興や県民の皆様の食の確保等という観点からも、関係市町村の皆様と丁寧な協議をしながら進めていただくことを求めるものであります。

知事は2月議会におきまして、四万十市の食肉センターについて、でき得る限りの支援をしたい、また高知市の新食肉センターの事例を参考に協議すると答弁をされました。その後、本年5月に商工農林水産委員会の委員に対して、総事業費約62億9,583万円から排水処理分の関係事業者負担や、四万十市単独負担を除いた約61億4,972万円を負担対象額とするという案が示されました。

一方で、四万十市の令和6年3月議会では、県には総事業費の最低50%以上の負担をお願いしているとの答弁がありますが、この相違点について農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、高知市の新食肉センターに関しては、頭数割の負担が標準財政規模の1%を超える市町村については人口割の負担額を県が負担し、県は結果として約51.3%を負担しております。四万十市新食肉センターにおいても、同様の負担軽減措置が必要ではないかと考えます。

県や周辺自治体が参加をされました四万十市新食肉センター整備検討会ではどのような意見が出されたのか、農業振興部長にお伺いをいた

します。

また、この県負担の財源として、高知競馬の配当金を活用する方法もあろうかと考えますが、総務部長にお考えをお聞きいたします。

最後に、脳脊髄液漏出症についてお伺いをいたします。

この脳脊髄液漏出症とは、県民の皆様が一番耳なじみがある病名としては脳脊髄液減少症と呼ばれております。けれど、学術的には脳脊髄液漏出症と言うということが分かりましたので、今回はこの名前で統一をして、質問をさせていただきたいと思っております。脳脊髄液漏出症とは、交通事故やスポーツなどで体に強い衝撃を受けたとき、脳と脊髄を覆う硬膜から髄液が漏れ、頭痛や目まい、倦怠感などを引き起こす病気です。この脳脊髄液漏出症に効果的な治療であるブラッドパッチ療法に係る診療報酬の改定が今年度行われました。

先日、全国でも先進的な取組で知られている尾道市立市民病院を訪問させていただき、ブラッドパッチ療法の現状や課題について学んでまいりました。中でも、不登校の子供たちに占める脳脊髄液漏出症の割合の多さに大変驚かされました。「脳脊髄液漏出症診療の今」として開催された学術集会の冊子を拝見してみますと、小児期における脳脊髄液漏出症の特徴について、こうありました。脳脊髄液漏出症は、若年者に多い疾患であり、小児例も多く経験する。しかし、その症状は起立性調節障害と類似する点も多く、本疾患の診断までには至らない場合もある。脳脊髄液漏出症と新たに診断された児童のうち全体の65%に当たる児童が、起立性調節障害との診断であるとして、そのまま治療を継続していたということでもあります。この脳脊髄液漏出症に対する治療により約86%が効果を示し、19例のうち17例は学校に登校するまでに改善したとあります。

ここで私がとても大事だと感じたのは、本人も保護者も、大きな衝撃を受けるようなスポーツや交通事故には遭っていないので、この脳脊髄液漏出症を疑ってはいないということでもあります。しかし、子供はちょっとした衝撃で発症する可能性があるそうで、先生は原因が何であるかは重要ではなく、現状脳脊髄液が漏出しているということが大事であり、適切な治療につなげることが何よりも急がれるとおっしゃっていただきました。このパーセンテージを高知県にも当てはめてみますと、本県の体調不良児や不登校児童にも、脳脊髄液漏出症は発症しているケースもあるのではないかと推察するものであります。

倦怠感や頭痛、朝起きれない、それは度々怠け病のように誤解される場合があります。理解してもらえないということほど、つらいことはないのです。けれど、私たちにとっても、とても身近な病気であると私は思います。児童生徒本人にも、そして保護者にも、こういった症状について、脳脊髄液漏出症の可能性があるということを知っていただくことが大事ではないでしょうか。

その観点から教育長にお伺いをいたします。現在、学校でのスポーツ外傷等があった場合、その後続く倦怠感などがなく、丁寧に対応していただいていると思います。学校におけるスポーツ外傷等に伴う脳脊髄液漏出症の疑いのある事例の発生状況についてお聞きをするとともに、脳脊髄液漏出症について教職員にどのように周知をされているのか、お伺いをいたします。

次に、健康政策部長にお伺いをいたします。現在、かかりつけの病院で診断をされ、脳脊髄液漏出症の疑いがある場合には、高知大学医学部の専門医師につないでいただいていると思いますが、その現状についてお聞きをいたします。

県民の方々にこの病気を広く知っていただく

ため、高知大学医学部や、全国で先進的に取り組んでおられる脳脊髄液漏出症の専門医の方にお集まりをいただき、シンポジウムなどを開催することを提案したいと思いますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西森美和議員の御質問にお答えをいたします。

まず、災害ケースマネジメントを高知県の地域防災計画にどのように位置づけるかというお尋ねがございました。

被災者を伴走型で支援いたします災害ケースマネジメントの推進につきまして、本県におきましては、地域防災計画よりも先行して現在進行中の第5期南海トラフ地震対策行動計画に位置づけをいたしました。令和4年度から具体的な取組を始め、御紹介もいただきましたように、令和6年、本年の3月に市町村向けの手引を完成いたしまして、この4月に公表したところがあります。一方、国では、東日本大震災などにおきます被災者支援への実績を踏まえまして、令和5年度に防災基本計画へ位置づけが行われました。

これを受けまして、本県の地域防災計画におきましては、本年度中に位置づけをしたいということで考えております。具体的には大きく3点ですが、1点目は被災者支援の仕組みの整備に努めるということ、2つ目はいわゆる周知でありまして、被災者が容易に支援制度を知ることができるよう環境の整備に努めること、そして3つ目は市町村向けの手引を活用しながら市町村の取組を支援していくこと、こういったことを県の地域防災計画でも位置づけたいというふうに考えております。

さらに、令和7年度からの次期、第6期目の南海トラフ地震対策行動計画におきましては、

具体的な取組、そして目標を定めて推進をしていきたいと考えております。

次に、いわゆる被災者支援システムの認識、評価についてお尋ねがありました。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合には、市町村におきましては、避難所の運営、住家の被害認定、罹災証明書の発行など、多岐にわたります大量の被災者支援業務を遂行する必要が生じるわけでありまして。

御紹介もいただきましたように、被災者支援システムは、こうした業務に関するデータの一元管理が可能となりまして、住民基本台帳の情報など様々なデータを活用することで、業務の効率化が図られることになるという効果があると考えます。その結果、罹災証明書のスムーズな発行などが可能となりまして、被災者にとりましても生活再建の迅速化につながるといったメリットがあるものと考えます。また、能登半島地震で使われましたシステムにおきましては、住家被害の認定調査、あるいは罹災証明書の発行がスムーズに行われたということございまして、自治体の職員が効率的に業務を遂行できる助けとなったというふうに考えます。これらのことから、被災者支援システムは大変有用なものであると評価をいたしております。

一方、被災者支援システムは議員からお話がありました地方公共団体情報システム機構のほか、民間企業が開発したものも使われているということでございまして、このどちらを導入するかは自治体ごとに判断が分かれているというのが現状であります。このため、全国知事会におきましては、国に対しまして、国が主導してこのシステムの全国統一化を図るべきだという要望をいたしているところでございます。

最後に、この被災者支援システムの高知県の導入についてお尋ねがございました。

この被災者支援業務を担いますのは、一義的

には市町村となります。したがって、本県では市町村に対してこのシステムの導入を呼びかけてまいりました。その結果、御紹介もありましたが、現在では高知市あるいは南国市など、15の市町村が既にシステムを導入いたしております。市町村の数で言いますと15であります、県内の人口の8割程度がこれでカバーされているということでございまして、比較的小規模な市町村で導入が進んでいないという状況であります。

こうした中で、県がシステムを導入するというふうにいたしますと、先行県の例などを見ますと、受益者になります市町村が一定の費用負担をしていただくというのが一般的な扱いということでございますので、それを考えますと、県としてシステムを導入しようとする場合も、まずは市町村の意向の確認をすることが不可欠だと考えます。

能登半島地震のケースでは、石川県が以前の豪雨災害をきっかけにしてあらかじめ導入していたシステムを、被災の市町が活用したというふうにお聞きをしております。改めて石川県に導入の課題、事情なども伺いましたところ、コスト面の課題もございますけれども、このシステムの効果を最大限に発揮するためには全市町村の加入が必要であると、例えば具体的には大規模災害時に全県で統一しておきますと、市町村間の応援が非常にスムーズにできると、そういうのがメリットといたしますと、こういったメリットは全市町村に加入をしていただくということでないと生じないと、そういう意味でございまして。

また、全国の都道府県の状況を確認しますと、都道府県レベルでシステムを導入しているのは、この石川県を含め10府県というのが現状だというような状況でございまして。

こうした状況を踏まえ、県によるシス

テム導入につきましては、今後県内の市町村の意向でありますとか、コスト面など他府県での運用上の課題も確認をしながら、その必要性あるいは費用対効果についてしっかりと見極めた上で判断をしたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) まず、災害ケースマネジメントに関する市町村からの問合せの状況と、今後の取組スケジュールや人材育成についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

県では、被災者一人一人に寄り添った支援が行えるように、災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向けの手引を作成し、本年4月に公表したところでございます。その後、県が主催する市町村の危機管理・防災担当者会や要配慮者対策担当者会に加えて、県内の市町村を訪問した際には手引の説明をさせていただきました。

こうした機会を通じて、市町村の一部からは、何から取り組めばよいのか分からないといった御意見をいただいているところです。災害ケースマネジメントは、全国的にもまだ新しい取組ということでございます。こうした御意見に対しては、県から市町村への周知や説明を引き続き行っていくことが必要だと考えております。

そのため、これまで多くの災害で被災者支援に携わってこられた弁護士を講師に招き、市町村職員を対象とした研修会を8月に開催することとしております。この中では、知識や理解を深めていただけるよう、基本的な概要の説明に加えて、災害時に何をすべきか参加者で実際に考えてみるワークショップを行いたいと考えています。また、研修会の終了後にはアンケートを行うことにしており、参加者の理解度や研修の効果に加えて、今後行ってもらいたい研修内

容についても把握することにしていきます。

今後も引き続き、市町村のニーズに応じた研修会の開催を通じて、市町村職員の理解度が高まるよう人材育成に取り組んでまいります。

次に、災害ケースマネジメントでのデジタル技術の活用についてお尋ねがございました。

災害ケースマネジメントでは、まずは被災者への個別訪問や相談の受付によって、一人一人の被災状況や生活状況の課題を把握することになります。その上で、被災者の課題に応じて、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、解決に向けて継続的に被災者を支援することで、自立や生活再建を進めていくこととなります。

こうしたプロセスを行うためには、収集した被災者の情報を関係者間での確に共有できるかが特に重要となります。デジタル技術の活用は、これを最も効率的に行うことができる手段だと考えられます。過去には、議員のお話にもありましたように、東日本大震災を受けた仙台市において、各部署で個別に管理していた被災者の情報を集約し共有するシステムを構築して活用した事例がございます。

また、国では、市町村が行う被災者支援業務の迅速化と効率化のため、地方公共団体を支援するシステムを開発し、令和4年度から運用を行っています。こうした国の動きも踏まえた上で、災害ケースマネジメントでのデジタル技術の活用に当たっては、この災害ケースマネジメントがまだちょっと新しい状況でもございますことから、今後市町村の意向も確認していきながら、見極めていきたいと考えております。

次に、災害時における民間ヘリコプターの活用についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生いたしますと、土砂災害などに伴う道路の寸断により孤立集落が各地で発生することが想定されます。このような場合には、被害情報の収集や物資輸送、人員搬送

においてヘリコプターの活用が有効だと考えています。このため県では、災害時における民間ヘリの活用に向けて、昨年度民間事業者との協定を締結し、この結果、県内で最大4機のヘリが活動できるようになりました。しかしながら、能登半島地震において孤立集落の被災者搬送にヘリが活躍した状況を踏まえたと、活動できるヘリの数をさらに増やすことが必要だと考えられます。

このため、今後も他の自治体が協定を締結している事業者を把握した上で順次アプローチし、協定先を増やしていくなど、民間ヘリの積極的な活用に取り組んでまいります。

次に、民間ヘリの活動を調整する体制づくりと、訓練後の検討体制づくりについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

災害時におけるヘリの運用調整は、多くのヘリが飛行する中で、安全確保や効率的な活動を行うために大変重要です。このため、県の災害対策本部内に設置する応急救助機関受援調整所で行うこととしております。

この調整所では、消防、警察、自衛隊などの応急救助機関が参集し、活動する地域や内容について協議することとなりますので、それぞれの役割を明確にしておくことが必要となります。このため、関係機関で構成する応急救助機関連絡会を定期的開催し、それぞれの役割を取り決めた県の受援計画の見直しを行っています。また、県の総合防災訓練では、自衛隊や消防防災航空隊などのヘリが参加し、受援調整所を設置した上で訓練を実施しています。

今後は、こうした連絡会や訓練に民間ヘリの事業者にも参加いただきたいと思います。また、民間事業者が訓練に参加いただけた際には、これまでになかった課題を解決することも重要となりますので、これを検討する場づくり

にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時におけるヘリコプター離着陸場の確保の取組についてお尋ねがございました。

県では南海トラフ地震に備えて、県内の大きな公園やグラウンドなどヘリが離着陸場に使える場所として、県内各地で確保に取り組んでまいりました。確保に当たっては、安全なヘリ運航のため、前提条件として平坦地の確保、ヘリが進入する角度の確保、電線や建物等の支障物の有無といった確認が必要です。このため、消防防災航空隊やドクターヘリなどのヘリ運航機関に、候補地が条件に合致しているかを場所ごとに状況や利用実績を確認してもらい、適否を判断します。

こうした取組により、現在までに県内で確保している場所は538か所となっており、各機関や市町村と情報共有も行っています。しかしながら、能登半島地震の教訓を踏まえますと、さらに確保していく必要があると考えられますので、整備主体となる市町村に対して、新たな候補地がないかを秋頃までに調査することとしています。

県としましては、この調査結果を基に、市町村と協議を重ねながら、できる限り離着陸場の確保に取り組んでいけるよう努めてまいります。

最後に、高所カメラの整備による効果と今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

ヘリコプターを安全かつ的確に飛行させるためには、離陸前に飛行ルート上の天候を把握することが重要となります。このため、現在消防防災航空隊では、民間が配信している映像や飛行先の消防本部から聞き取った天候情報をあらかじめ確認した上で飛行ルートを設定し、離陸をしている状況です。こうした対応をしている現状においては、飛行ルート上の雲や霧をあらかじめ十分に把握できないことがあります。このため、飛行途中で視界不良になるおそれが生

じた場合には、引き返すこともございます。

このような事態を予防するため、県内の天候がより広く確認できる高所カメラを県内5か所の山頂部に整備することにしたところでございます。この高所カメラは、山頂から周囲を360度見渡すことができますし、リアルタイムで映像を消防防災航空隊、高知医療センターに配信できるようになります。この映像を確認することで、飛行の判断がよりの確になり、ヘリが途中で引き返すリスクも少なくなります。

今後の整備スケジュールに当たっては、本年7月に詳細設計が完了し、9月に整備工事を発注した後、来年3月には完成をする予定でございます。整備後は、より安全で的確な飛行が確保できるよう、高所カメラを最大限に活用してまいります。

(林業振興・環境部長西村光寿君登壇)

○林業振興・環境部長（西村光寿君） 公費解体の体制強化に向けた取組についてのお尋ねがございました。

被災地における倒壊家屋などの公費解体は、その後の復旧・復興や被災者の生活再建を早期に実現するために重要な取組です。被災状況に応じて、こうした公費解体を円滑に進めていくには、市町村におきまして申請の受付などの業務や、その体制について事前に検討し、整理しておく必要がございます。

このため、本県では、令和4年度から市町村担当者を対象としました公費解体制度に関する研修会を開催しております。加えて、公費解体の窓口業務を支援してきた団体との災害時の協力協定を締結するなど、市町村を支援する取組を進めてきたところでございます。

こうした中、本年1月に発生しました能登半島地震では、多くの家屋が倒壊し、大量の解体が見込まれる状況となりましたことから、国におきまして公費解体・撤去マニュアルが策定さ

れました。このマニュアルは、能登半島地震での公費解体に際し、現地で明らかになった課題を踏まえ、申請書類の合理化や滅失登記の活用など、順次見直しが行われているところがございます。

県としましても、今回の地震での教訓を踏まえた南海トラフ地震対策の強化を進めることとしております。公費解体につきましては、制度への理解を深めていただくための研修会などの様々な機会を捉えまして、国のマニュアルを市町村に周知してまいります。また、その中で今後明らかになる今回の地震の課題や困り事、その対応事例といった最新の知見の紹介などを通じまして、公費解体の受付や処理体制の一層の強化が図られますよう市町村を支援してまいります。

(健康政策部長中嶋真琴君登壇)

○健康政策部長(中嶋真琴君) まず、平時と発災時の医療救護所などに関する情報提供についてお尋ねがございました。

大規模な災害が発生すると、市町村の災害対策本部が医療救護所の設置や救護病院に対応を指示し、医療救護活動が開始されます。災害時のこうした医療情報については、平時は各市町村において、設置を予定している医療救護所などの設置場所をホームページを中心に情報発信しているほか、災害訓練などを通じて住民の皆様に周知しております。

また、発災後については、実際の救護所などの運営状況について、各市町村のホームページのほか、SNSや防災行政無線による呼びかけを行うなど、あらゆる手段を活用した広報を予定しております。あわせて、県としましても県の保健医療調整本部などからホームページやマスメディアを通じて、リアルタイムで医療救護に関する情報発信を行っていくこととしております。

引き続き、県民の皆様が災害時に混乱することがないように、市町村と連携し、医療救護体制の情報発信を強化してまいります。

次に、ドクターヘリの救急搬送の実態とその課題、また体制強化に向けた検討についてお尋ねがございました。

本県におけるドクターヘリの運航状況は、年間600件程度で推移しており、広い県土と中山間地域を抱える本県にとって不可欠な医療資源でございます。一方で、近年はドクターヘリの出動件数に該当するのかが判断が難しい患者について、取りあえず出動を要請する、いわゆるオーバートリージの減少や、道路網の整備が進んだことにより出動件数は以前よりは減少しております。また、ヘリの出動要請が重複した場合の対応として、消防防災ヘリや県警ヘリによる対応のほか、昨年度香川県が加わった四国4県の相互応援協定に基づき、県境の地域への対応も一層強化され、体制が充実してきております。

課題としましては、お話にもありました、到達時間のかかる遠方地域への運航が、近隣の救急病院の積極的な受入れにより減少はしているものの、年間数件あること、また南海トラフ地震発生時の圧倒的な搬送ニーズへの対応が挙げられます。こうした状況を踏まえ、今後県の救急医療協議会などの場で消防や医療機関の皆様の御意見もお聞きしながら、必要な救急搬送体制の在り方を検討してまいります。

次に、脳脊髄液漏出症が疑われた患者の高知大学医学部への紹介状況についてお尋ねがございました。

県内で脳脊髄液漏出症に対する硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が実施可能な医療機関は高知大学医学部附属病院のみとなっており、県内で発症が疑われた患者は、おおむね高知大学に紹介されているとお聞きしております。

これまでの高知大学におけるブラッドパッチ療法の実績は、平成24年から本年5月までの間、52人となっております。年代別で見ますと、20代から40代までは30人と全体の6割を占め、10代以下は4人となっております。原因別では、外傷によるものが27人と半数を占め、その内訳としましては、交通事故が11人、打撲が10人、転倒、転落が6人となっております。毎年、数人程度の患者に治療が実施されておりますが、高知大学の医師からは、軽微な外傷の場合には、脳脊髄液漏出症を疑われずにいる患者が一定程度存在するのではないかとの意見もお聞きしております。

県では、これまで医師や学校関係者などを対象とした研修会や、医療機関へのパンフレット配布により、脳脊髄液漏出症に関する周知を行ってきたところでございます。今後は、高知大学の医師の御意見も踏まえ、大学や医師会と連携し、医療関係者に対し脳脊髄液漏出症の診断や治療に関するさらなる情報提供を行い、専門医師への紹介にしっかりとつながるよう取り組んでまいります。

最後に、県民の皆様には脳脊髄液漏出症を広く知っていただくためのシンポジウム等の開催についてお尋ねがございました。

現在、県では、脳脊髄液漏出症の症状や原因、診療可能な医療機関に関する情報を県のホームページなどを通じて広報しているほか、福祉保健所や健康対策課を窓口として、県民の皆様からの相談をお受けしております。

しかしながら、今以上に県民の皆様には脳脊髄液漏出症について理解いただき、適切な受診につなげていく必要があると考えております。このため、これまでの啓発等に加え、御提案のあったシンポジウム形式も含め、高知大学や医師会、教育委員会とも連携して実効性のある啓発方法を検討してまいります。

(教育長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、県立学校の安否確認の体制についてお尋ねがございました。

県立学校では、災害発生時に児童生徒の命を守るため、教職員が取るべき対応や手順をまとめました危機管理マニュアルを学校ごとに作成しております。これらのマニュアルでは、夜間、休日に大規模地震が発生した際の安否確認について、電話やインターネットなどの通信機器が利用できるのであればそれらを利用して行うこと、利用できない場合は家庭訪問を行うことや校門付近に連絡用の掲示板を設置することなど、考えられる様々な方法を取るよう各学校で整理をしております。

4月17日の夜間に発生しました豊後水道地震において、震度6弱を記録した宿毛市にある宿毛高等学校と宿毛工業高等学校では、インターネットが利用できる状況であったことから、平時に学校と家庭の連絡に使用しておりますスマートフォン用アプリを活用し、安否に関する情報収集を行いました。これにより一定割合の生徒は深夜のうちに安否を確認でき、残りの生徒も翌18日中に電話連絡や登校確認を行い、全員の安否を確認しております。

県教育委員会としましては、今回の事例を基に、スマートフォンアプリの活用など有効な安否確認の手だてについて各県立学校に情報提供を行い、マニュアルへの反映やアプリを活用した安否確認訓練の実施などを促進してまいります。さらに、通信機器が使用できない場合の安否確認の方法についても、他県の取組などの情報収集を進め、充実させていきたいと考えております。

次に、避難所運営に関する市町村との協議の進捗状況についてお尋ねがございました。

大規模災害発生時に避難所として学校施設を使用することについては、現在36の県立学校に

において市町村との協定を締結しております。また、避難所運営の主体となる市町村においては、避難所開設・運営の手順を示した避難所運営マニュアルを策定しており、各県立学校にも共有されております。加えまして、県立学校では避難所の開設、運営への学校の関わり方の詳細をまとめました避難所対応マニュアルを策定しており、市町村の取組に即座に協力できるよう備えております。

こうしたマニュアルを基に、定期的に市町村と合同訓練や避難所開設の手順の確認など行われている学校がある一方で、訓練や手順の確認が十分に行われず、まだ備蓄物資などの確認にとどまる地域もあるなど、市町村によって協議の進捗にばらつきがあるのが現状です。

県教育委員会としましては、県の危機管理部とも連携しながら、いずれの県立学校と市町村においても、実際の災害対応を想定した協議が具体的かつ定期的に行われるよう、市町村に働きかけてまいります。

次に、県立学校が避難所になった場合の学校再開に向けての課題についてお尋ねがございました。

大規模災害時には、多くの学校が避難所となり、教職員がその開設や運営に携わることになるものと想定されます。このため、初期の段階では学校施設を知悉した教職員が避難者の受入れ等への対応を行う一方、学校再開に向けては教職員の避難所運営への関与を減らし、教育活動に専念できる環境を整えることが課題となるものと考えられます。また、施設の大規模な被害も考えられる中で、教室として使用可能なスペースや教材、教具を確保することも必要です。さらに、被災した生徒への心のケアや、住宅が被災したことで遠方の親戚宅などへと避難した生徒への対応も課題となります。そのほかにも、多くの課題に直面することが想定されますが、

これらの課題に同時並行で対応しなければならないことが一番の難しさであります。

こうした大規模災害時の課題について、可能な限り具体的な対応や手順等を事前に定め、関係機関と共有、確認しておくことは大変重要な取組であると認識しております。とりわけ避難所の運営については、早期に自治会やボランティア等による運営へ移行するために必要な手順、役割分担をあらかじめ学校と市町村との間で十分な確認、協議を行っておく必要がございます。この点、教育委員会としましても、各学校や市町村あるいは関係機関に働きかけてまいります。

また、教室や教材、教具などの確保については、近隣の被害の少ない学校と共有することなどを各学校の再開計画で整理しておくとともに、いざというときには県教育委員会が、学校と連絡を取り合いながら、必要となる設備などを早期に確保できるよう支援してまいります。

学校の再開に向けた課題については、今後も継続して石川県等被災地の情報収集を行い、整理した上で、各学校の再開計画の見直しなどにつなげてまいります。

最後に、学校での脳脊髄液漏出症の疑いのある事例の発生状況と教職員への周知についてお尋ねがございました。

令和4年度からの2年間で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となった脳脊髄液漏出症の件数は、中国、四国9県において10件程度ございましたが、本県では0件となっております。ただ、本県ではこのような事例の発生が全くなかったのか、あるいはこの病気自体に対する理解が進んでいないために報告数として上がっていないのか、この点は明らかではありません。

いずれにしましても、各学校、各教職員の正しい理解が必要であると考えます。このため、県教育委員会では、毎年公立学校全ての養護教

論を対象とした研修において、同疾患について周知を行っております。具体的には、全国ではこの疾患への無理解により十分な対応が取られない事例があること、スポーツ外傷等の後に起立性頭痛などの症状を呈する脳脊髄液漏出症が起り得ること、症状が確認された場合は医療機関の受診を促すなど早期に適切な対応を取る必要があることなどについて説明をしております。この研修会は、今後も毎年継続して実施したいと考えております。

そして、さらに学校長も含めて、全ての教職員に学校における事故の防止と事故後の適切な対応についての理解が深まるよう、研修や参考資料の送付などを通して通知をまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 市町村における台風や豪雨のタイムラインの策定についてお尋ねがございました。

県では、土木事務所単位で豪雨に強い地域づくり推進会議を設置し、市町村等と連携して地域の取組方針を作成し、減災対策の取組を進めております。取組方針には、市町村が行うソフト対策として、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの見直しを行うことなどが盛り込まれております。

現在使用している防災マニュアル等を補完するタイムラインを新たに策定することは、時間軸を明確にできることから、災害対応業務の迅速かつ確実な実施につながると考えられます。そのため、豪雨に強い地域づくり推進会議におきまして、市町村の防災マニュアルの課題等をお伺いしながら、タイムラインの策定について協議してまいりたいと考えております。

(農業振興部長松村晃充君登壇)

○農業振興部長(松村晃充君) まず、四万十市新食肉センターの負担対象額について、四万十市議会での市の答弁と県議会商工農林水産委員

会への報告との相違点についてお尋ねがございました。

四万十市の新食肉センターの整備につきまして、これまで県では、四万十市と共に令和3年12月に新食肉センター整備推進協議会を設置し、基本設計の実施など施設整備の実現に向けて取り組んでまいりました。

そうした中、基本設計において、昨年10月に当初の想定を大きく上回るおよそ75億円の概算事業費が示され、整備の実現が危ぶまれたことから、以降四万十市と共に複数の建設業者からの聞き取り調査、いわゆるサウンディング調査の実施や設計内容の見直しを行うなど、本年5月まで事業費の圧縮に向けて取り組んでまいりました。お話にありました四万十市の令和6年3月議会での、県には総事業費の最低50%以上の負担をお願いしているとの市の答弁は、こうした事業費削減の取組を行っている過程でなされたものと受け止めております。

その後、本年5月に概算総事業費がおおよそ63億円まで縮減できる見込みが立ったため、市と協議しながら、県及び関係市町村が負担すべき事業費の精査に取り組みました。その結果、排水処理施設は、同じ敷地の中で事業を行う民間事業者も共同で利用するため、負担割合に応じた負担を事業者に求める、また新センターの完成後に行う旧施設の解体撤去工事費は、施設の稼働に直接関わるものではないことから、高知市センターの例と同様に、施設の所有者である四万十市が単独で負担することとし、概算総事業費からこれらを除いた額を県及び関係市町村の負担対象額とする案が本年6月6日の第2回四万十市新食肉センター整備検討会に先立ち、事前に四万十市から県に示されました。この四万十市の案などにつきまして、本年5月に県議会商工農林水産委員会の委員の皆様へ報告を行ったものでございます。

次に、四万十市新食肉センター整備検討会においてどのような意見があったのか、お尋ねがございました。

本年6月6日に開催された第2回の検討会におきまして、先ほど御説明いたしました概算の総事業費や、県及び関係市町村の負担対象額と負担割合の案が四万十市から示されました。この案に対しまして、出席をした市町村から特に異論のお声はございませんでした。

一方、宿毛市長から県に対して、高知市センターの整備では、頭数割の負担額が標準財政規模の1%を超える市町村については県が一定の追加支援を行っていることから、四万十市新食肉センターについても同様の支援をお願いしたいとの意見をいただいたところでございます。

これを受けまして、現在高知市センターの事例を参考に、追加の支援の在り方について検討を行っているところであり、来月、7月11日に開催される予定の第3回整備検討会にお示しできるように、関係市町村等と協議、調整を行ってまいります。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) 四万十市新食肉センターの整備に係る県負担の財源として、高知競馬からの配当金を活用することについてお尋ねがございました。

競馬法において、地方競馬の収益は畜産の振興のみならず、社会福祉の増進や教育文化の発展などの施策の財源に充てるよう努めることとされております。このため、自主財源が乏しく財源不足が続く本県においては、多くの自治体と同様に高知競馬からの利益配当金を一般財源として活用しており、今後も県勢浮揚に向けた幅広い施策の財源とさせていただきたいと考えております。

議員から御指摘のありました四万十市新食肉センターへの支援の財源につきましては、事務

事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなどして、必要となる財源をしっかりと確保できるよう努めてまいります。

○24番(西森美和君) 様々御答弁をいただきました。

まず、脳脊髄液漏出症について、教育長のほうから、学校現場でも養護教諭の皆さんにも勉強会を持ったり、周知をしっかりとやっていたいているけれど、案件として上がったのは0件だったと。様々なスポーツなどで外傷があったりとか、ゼロということはなかなかないと思うんですけど、それがゼロである実態というのが——恐らくもう現場では周知もしていただいて、お声がけもしていただいていると思うんですけど、なお子供たちのそういう症状を見逃すことがないように、しっかり対応していただきたいと思います。ゼロということはないように私は思います。

やはり不登校の問題と絡めるということが、学校現場としては今の状況ではなかなか難しいことも一定理解できるんです。文科省のほうからこういう事案に対してはということで一定の通知があれば対応ができると思うんですけど、そのことも含めて今回健康政策部長のほうから、広く周知もしていただけるということ、それからかかりつけのお医者さんからそういう疑いがあった場合には、専門医につなげていただくということも対応していただくと思うので、この2点が大事だと思います。

医師会とか専門性を持っていらっしゃる方が御理解いただいて対応してくださるということ、広く県民の皆さんに知っていただく、そこには学校の保護者も児童たちも、もちろん含まれていくと思いますので。そのシンポジウムの開催の在り方は、大きな会場に集まっていたくというよりも、ネットで参加ができるようなもの、とにかくたくさんの方にこのことを知っ

ていただけるようなものを継続して取り組んでいただける、このことが大事ではないかと思えますので、大変前向きな御答弁をいただき、感謝申し上げます。

あと、この脳脊髄液漏出症の中で、先ほども少し紹介しましたが、2つの専門医の報告が上がっていきまして、この病院にまず来るということは、いろいろ起立性調節障害の疑いがある、いろんなところでなかなか治らないということから来られた方だから、ちょっと数が多いのかもしれないけれども、その脳脊髄液漏出症とは診断されていない方が、ここで初めて分かって、ちゃんと治療したら、学校の復帰率が70から80%と、そういう数値が具体的にあるということも大事な情報ではないかと思えます。

また、国のほうから予算をもらって2023年度から3年間の予定で、子供たちの脳脊髄液漏出症のことを研究しているという報告もありまして、子供たちのこの脳脊髄液漏出症が大人とはちょっと違うものが、異なるものを含んでいるという、そんな報告もありますので、こういったエビデンスがしっかり整えられたら、また取組もしやすいと思えますので、しっかり学校現場ではその間対応をお願いしていきたいと思えます。

次に、被災者支援システムについてであります。知事のほうから御指摘があったように、やっぱり国のほうで標準化していくことが私も大事だと思います。民間であろうとJ-LISがやっているものであろうと、やっぱり、県が違う、市町村も違う、国もまちまちという形になると――被災者の支援をしていくときには、やっぱり市町村の住基台帳につながった、被災者を人として見ていく、そこにいろんな関連づけた、避難所の運営であったり、仮設住宅であったり、広域避難であったり、家屋の調査であったりとか、連動していく総合的なシステムであるので。

やっぱり国で一つの方向性を示していただくということが、先日の参院の地方創生デジタル社会形成特別委員会でも、標準として推奨してもらいたいということに対して、副大臣がそういう御答弁もされておりますので、それも参考にさせていただきたいと思えます。

先ほど、市町村に被災者支援システムを導入するかどうかというのは、一定のコストもかかるので、やはり市町村が判断されることだというお話がありました。いずれにしても、どんなシステムでもお金がかかると思えます。ただ、知事も御承知のとおり、この被災者支援システムは、もともと総務省のほうから無償でオープンソースで配布をされていたものなので、同じ民間のものに比べてとしても圧倒的に廉価であります。その上で行政の職員がつくったものでもあるので、一番職員の皆さんが欲しいシステムが全部この中に入っているということもメリットではないかと思えますので、いろいろあるシステムの中から、今高知県にとって、高知県内の自治体にとって何が一番効果があるのかということをしっかり検討していただいて、結論を出していただいたほうが私もいいと思えます。

ただ、各市町村は必ず被災者支援のためのシステムは、いずれであれ導入することが大事であると思えますので、技術的な助言等よろしくお願いをしたいと思います。

そして、先ほど四万十市の新食肉センターについて御答弁をいただきました。宿毛市のほうからもその負担の割合を少し高めてもらいたいというか、高知市に準ずる形でとおっしゃっていただいて、前向きに答弁をいただいたと受け止めました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、全質問を終わります。(拍手)

○副議長(金岡佳時君) 暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩



午後3時再開

○議長（加藤渚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番久保博道議員。

（7番久保博道君登壇）

○7番（久保博道君） 自民党会派の久保博道でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

私は、7年前の平成29年9月の定例会で四国の新幹線のことを取り上げ、現在の基本計画路線から早期に整備計画路線に格上げする必要性や、整備促進のための新たな財源の確保について御質問や御提案をしたところです。

毎年夏には四国新幹線整備促進期成会が東京で開催をされておりまして、会長には四国経済連合会会長、副会長には4県知事らが就いており、四国選出の国会議員の先生方も御出席をされています。そして、本県の経済団体であります土佐経済同友会にも四国新幹線導入促進委員会が発足して様々な活動をされており、私も入会をさせていただいているところであります。

私が言うまでもなく、四国の新幹線は、四国の将来の地域づくりに必要不可欠なインフラであることはもとより、関西、九州など既存の新幹線ネットワークとの接続によって、西日本における広域交流圏の形成や、近い将来発生が懸念されます南海トラフ地震などの大規模災害への対応や、新たな感染症リスクを低減させる地方分散型の国土形成などに大きく貢献をすることを考えます。

そして、最近では国策として観光振興を進め、

インバウンドによる訪日の旅行客をはじめ国内外の観光客が急増しており、大都市圏から地方まで広域にわたる高速交通体系の実現が求められているところであります。

そこで、まず四国の新幹線の持つポテンシャルと意義について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、新幹線に並行する在来線についてお聞きをします。このことについては、多くの方が御心配をされているところであります。平成21年に決定をされた国の整備新幹線の整備に関する基本方針の中で、在来線につきましてはJRから原則経営分離することが定められておりますが、実際既に開業している整備新幹線においても、在来線をJRが継続して運行している区間があるとお聞きをしています。

四国の新幹線構想は、平成23年に四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会が取りまとめた四国の鉄道活性化への提言の中で、新幹線を導入することで四国の鉄道の競争力を強化し、在来線を支えていくという考え方の下、取組が始まったものであります。そのため、平成26年の基礎調査では、並行在来線については新幹線が開業するため特急列車は廃止するものの、在来線の普通列車は全てJR四国が運行することを前提に評価や試算を行っています。換言しましたら、新幹線を整備した場合は、新幹線によって在来線を支えていける収益が生み出されることとなっているわけです。

ただ、御存じのように、人口減少が急速に進んでいることもあり、改めて既存の在来線の存続について総合企画部長の御所見をお聞きいたします。

四国の新幹線を実現すると、開業して大いにぎわっている九州新幹線や北陸新幹線の各地を見るまでもなく、様々な波及効果が期待をされます。例えば、インバウンドを含めた観光客

の大幅な増加、産業分野でのビジネスエリアと時間距離の拡大、そして都市機能や地域防災力の向上等が考えられます。少しまだ気が早いのかも分かりませんが、その効果を最大限に享受するには、基本計画路線から整備計画路線に格上げを目指す今から、新幹線の本県への乗り入れをにらんだハード・ソフト両面からまちづくりプランが必要だと思いますが、総合企画部長の御所見をお聞きいたします。

ある人に言わせれば、これからは日本全体が急激な人口減少に向かう上に、オンラインでの仕事の普及や建設資材の高騰、そして一度新幹線の建設をすれば、メンテナンス費用が未来永劫必要となってくる。現在でも関西方面とは飛行機や高速道路でつながっているのに、新幹線ができたとしても、その結果、飛行機の便数が減るだけではないか。それなのに、新幹線が本当に必要なのかとの御意見もお聞きをします。このことについて知事の御所見をお聞きいたします。

さて、国は、昨年の骨太の方針2023において、新幹線の基本計画路線について初めて取り上げ、地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行うこととしました。そして、先日21日に閣議決定をされました骨太の方針2024においては、地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行うと、一歩踏み込んだ記述となっています。北陸新幹線が敦賀まで本年3月に開通し、北海道新幹線等の整備計画路線の完成時期が視野に入りつつある現在、国の新幹線の基本計画路線に対する姿勢が明らかに変わってきたのではないかと感じます。

そこで、骨太の方針2023及び骨太の方針2024における基本計画路線に関する記述を受けて、知事は国の姿勢をどのように受け止めているのか、お聞きをいたします。

1973年に四国の新幹線が基本計画路線に策定

されてから、もう既に50年以上たつ中、骨太の方針に記載された基本計画路線をもう一段上のステップに進めていただきたいと思います。それには、県議会の本会議場におきまして、最近では我々自民党会派の下村議員、今城議員、加藤議員も言われましたように、まずは基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けた法定調査を実施することが必要だと考えます。

そして、法定調査の実現に向けては、インバウンドをはじめとする観光振興を図る上からも、広域交通体系の実現に向けた岡山での山陽新幹線及び基本計画路線の中国横断新幹線との連携が大きなポイントになるのではないかと思います。知事の御所見をお聞きいたします。

さて、平成26年に四国経済連合会を中心に、四国4県とJR四国で実施をしました四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査を先日改めて読んでみると、高知と近畿間の鉄道、高速バス、航空機を合わせた旅客流動が1.4倍になることや、四国の新幹線の沿線人口は、他の既存の整備新幹線の沿線人口に決して劣らないことを再確認いたしました。

また、費用対便益でありますBバイCが最も高い1.03のケースの岡山－高知と徳島－高松－松山の十字の形に交わる新幹線の場合において、その前提条件の社会的割引率、いわゆる長期金利は、鉄道プロジェクトの評価マニュアルにのっとり、4%を採用しているとのことでした。

前回、私が平成29年の定例会で四国の新幹線を取り上げたときの長期金利はほぼゼロでした。BバイCはもっと高い数値になることが容易にそんなことから推計されたことから、当時の担当部長にこのことを御質問すると、BバイCは2.53になるとの御答弁を本会議場でいただきました。現在の長期金利は少し上昇しましたが、まだ約1%前後ですので、BバイCは同様に1.0を大きく上回ると考えます。

また、一方で新幹線のような大規模な投資を必要とするインフラにおいて、四国の新幹線でも基礎調査によりますと、フル規格で約1兆6,000億円の事業費を要します。そんなことから、税金を投入する公共事業として国民の理解を得るには、四国の身の丈に合った新幹線であることが求められ、事業費を可能な限り削減する必要があります。そして、そのことが四国の新幹線の早期の着工や完成にもつながると思います。

新幹線の高度な交通管理を考慮したとき、私は大量輸送よりも速達性を確保した単線で整備し、擦れ違ふところだけを複線にする構造も実現可能だと考えます。

このことにつきまして、平成29年度から国土交通省で幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査が行われ、単線による整備の場合、トンネル区間、橋梁区間、高架区間で、一定程度の費用の抑制が見込まれるとのことでした。四国の新幹線の場合、急峻な地形や地質を考えたとき、トンネルや橋梁区間が必然的に多くなりますので、建設費用が一定圧縮されると思います。そして、単線にすることによりBバイCも一層高くなると考えます。

調査もしていない段階ですが、四国の新幹線においては、単線による整備を検討してもよいのではないかと思います。このことについて知事の御所見をお聞きいたします。

そして、何よりも重要なことは新幹線整備のための財源です。新幹線整備の令和6年度の国費は約800億円であり、事業費は2,275億円です。これらの現在の財源スキームを前提とした場合、北陸新幹線の敦賀―新大阪間の整備時期にもよりますが、四国の新幹線が着工できるのは最速で、北海道新幹線が札幌まで開通予定の2030年以降となります。そして、その後の工事期間を経て、四国新幹線の開通は早くも2040年代前半になると予想されます。

一方、リニア中央新幹線は、品川―名古屋間でいろいろ問題はありますが、大阪乗り入れは最速で前倒しの2037年には開通の予定と現在なっています。その結果、大阪は一層高速交通の一大結節拠点となりますので、この2037年に間に合わすべく、四国の新幹線を整備することが求められます。

では、間に合わすのにどうすれば四国の新幹線が実現できるのかと考えたとき、やはりポイントは財源です。現在の低金利の財政投融資を上手に活用すべきではないかと私は思います。2016年と2017年には、2年間で3兆円の低金利の財政投融資が未来への投資を実現する経済対策としてリニア中央新幹線に投入されていますし、合わせて8,279億円が3路線の整備新幹線の加速化のためにも投入をされています。そして、もう一つ、低金利を考えたときに、地方の新幹線整備の場合、建設国債を私は発行してもよいのではないかと思います。プライマリーバランスの問題は残りますが、そうでなければ地方の場合、財源が不足して新幹線の整備が進みません。

四国の場合も含めて、新幹線が実現すれば、インバウンドを含めて国内外の観光やビジネスで景気を刺激して税収を増やすことから、建設国債を発行しても私は理屈が通ると思います。新幹線の設備自体はもちろん国の資産ですので、低金利の建設国債で資金を調達して整備することも理にかなっていると思います。そして、それらを南海トラフ地震などの大規模災害対応や、地方分散型の国土形成の観点から、国土強靱化基本計画に基づき活用してもよいのではないかと考えます。

そこで、新幹線整備の財源については、JR各社への貸付料の徴収期間の延長と併せて、財政投融資による資金調達や建設国債を発行しても、私は国民の理解を得ることができるのでは

ないか、またそれらを骨太の方針2024において本年度策定に取りかかる方針が示されました国土強靱化実施中期計画に必要な予算として確保した上で、活用してもよいのではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、一方で今後四国の新幹線の整備促進を図るには、四国4県の知事や経済界、また四国選出の国会議員の先生方のみならず、住民お一人お一人の新幹線に対する理解や機運の醸成が必要になると思います。お隣の香川県では、住民に近い基礎自治体のみで組織する香川県市町長四国新幹線整備促進期成会が本年2月に組織され、鉄道が整備されていない島嶼部も含めた全市町が加入しているとお聞きをしています。

そこで、本県においても四国新幹線の整備促進に向けて、県内の行政と民間が連携した仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、このことについて総合企画部長の御所見をお聞きいたします。

この項目の最後です。新幹線の基本計画路線の事業化に対する国のスタンスは、現在進められている整備新幹線の完成にめどが立った時点で検討するとのことであり、昨年度と本年度の骨太の方針に基本計画路線について記述がなされましたが、残念ながら現時点ではまだ事業化について明確に前向きとは言えない状況にあります。

このような状況を打開するには、まず四国4県の官民が一つになって基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて知恵を出し合うことが大切だと思います。そのとき一つの大きなポイントは、前述しました国策としてのインバウンドをはじめとする国内外の観光振興であり、そのために必要な高速交通体系の整備だと考えます。そこで、四国の新幹線と山陽新幹線及び基本計画路線の中国横断新幹線との連携が鍵になってくるのではないかと思います。

莫大な事業費を要する新幹線の整備には、私が申すまでもなく、財源論や技術論、また政治的な協調や綱引きまで様々なことが絡み合ってきます。今後、四国の新幹線の早期実現に向けてどのような戦略で進めるおつもりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、浦戸湾のしゅんせつについてお聞きをします。

御承知のとおり、浦戸湾には東から国分川、舟入川、下田川、西からは久万川、江ノ口川、鏡川、新川川の主要7河川に加えて、竹島川等の幾つかの中小の河川が流れ込んでいます。このため、台風や豪雨等の大雨による河川からの出水により土砂が港内に流れ込み、これまでも港内が埋塞する被害を受けています。特に、98豪雨では国分川水系より多くの土砂が流入して、その結果、北タナスカ周辺の航路や泊地が埋塞して、航行する船舶の船底をこする事態にもなっていたとお聞きをしています。

そして、浦戸湾がこのような立地条件であることに加えて、最近では地球温暖化の影響による異常気象によって豪雨等が再々発生することから、常に河川からの流入土砂に対して、航路や泊地の維持しゅんせつを強いられる状況にあると考えます。そのようなことから、複数の民間の専用バース管理者も、流入する土砂による泊地等の埋塞により企業活動に支障が生じないように、必要に応じて再々独自にしゅんせつをしているとお聞きをしています。

そこで、高知港の港湾管理者である県では、これまでどの程度の頻度で公共水域をしゅんせつしてきたのか、今後のしゅんせつ計画と併せて土木部長にお聞きをします。

次に、現在のしゅんせつ土砂の処理方法についてお聞きします。現在は、まずしゅんせつ作業船によってしゅんせつを行い、それを一旦高知新港等の仮置場に陸揚げをして水切り後、ダ

ンプトラック等によって適切な処理場まで陸送して埋め立てるのが最も普通のやり方だとお聞きをしています。しかし、ここに来て、しゅんせつ後の水切り及び固化処理のための仮置場が不足してきていることもあって、過去に実績があり、現在も須崎港で行われています、しゅんせつ土砂の海洋での処理についても改めて検討をなされているとお聞きをしています。

そこで、まずしゅんせつ後に陸揚げをして仮置場で水抜きを行い、処理場まで運搬をして処理する場合と、海洋投入により処理する場合の経費の比較について、運搬距離によっても違うと思いますが、平均距離の場合において、土木部長にお聞きをいたします。

ただ、現状を見たとき、過去において行われていたこのしゅんせつ土砂の海洋投入は現在行われておりません。そして、このことにつきましては、平成16年に改正をされ、平成19年に施行された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が関係しており、海洋投入は原則禁止で、厳格な条件の下でのみ許可をすとお聞きをしています。

そこで、しゅんせつ土砂を海洋で処理をするとなると、環境面を含めて様々な影響が想像できますので、海洋汚染等防止法に基づいて必要な調査を厳格に行った上で、可能であれば海洋で処理をするほうが、中長期で見れば調査費用は一定額要するとはいえ、仮置場に陸揚げをして水切りを行い処理場まで陸送して埋め立てるよりも事業費の大幅な削減につながると思いますが、このことについて土木部長にお聞きをいたします。

そして、これまでは行政の行う航路や泊地の公共水域のしゅんせつと、複数の民間の行う専用バースの水域のしゅんせつは、それぞれ管理者ごとに独自に行われてきたところであり、しかし、民間の専用バースについて言えば、本

県の地場産業の振興に大いに関係のある石灰石などの鉱産物の搬入、搬出に必要なバースのしゅんせつであり、公費を投入することはできないとはいえ、適正なアロケーションを行った上で、海洋投入に必要な海洋汚染等防止法に基づく調査を合同で行ったり、しゅんせつをする作業船の利用に向けて配船の効率化や同時期にしゅんせつを行うことにより、港湾管理者と専用バース管理者の双方に工程の短縮や諸経費の節減のメリットがあると思いますが、このことについて土木部長にお聞きをいたします。

次に、障害をお持ちの患者さんの歯科診療についてお聞きをします。

私は平成29年の定例会においてこのことについて取り上げたところですが、先日も総合あんしんセンター内にあります歯科保健センターで、障害をお持ちの患者さんの治療を知り合いの歯科医師にお願いをして立ち会わせていただきました。そのことを踏まえて、障害のある患者さんへの歯科診療の課題について改めて御質問及び御提案をしたいと思います。

私が言うまでもなく、歯科医師は歯の診療や口腔健康管理、医師と連携した全身疾患への対策などにより、患者さんの生涯にわたる歯と口の健康づくりを進めています。中でも障害をお持ちの方や要介護者の患者さんにおいては、必要な歯科保健サービスや歯科診療が患者さん本人に認識されにくく、歯科疾患が重症化しやすいという課題があります。

そんなことから、障害をお持ちの患者さんに対する歯科治療は、専門歯科医師の対応が必要であり、本県では、平成9年度から歯科保健センターで、また平成17年度からは歯科保健センター幡多分室でも専門治療を実施しています。それぞれの専門治療を開始してから患者さんの数はずっと増えており、コロナ時は患者数を制限したこともあって減少していたとのことですが

が、ここに来てまた増加をしているとのことです。

そして、先日歯科保健センターでお聞きしたことは、軽度の発達障害の患者さんの対応が増えているとのことでした。軽度の発達障害や精神疾患等の場合は1人で来院をされることも多く、歯科医師からの説明や、それに対する患者さんの理解が難しく、治療方法の選定に対する意思決定にも苦慮することが多々あり、現在の制度に当てはまらない障害者のサポート体制が必要ではないかということでありました。

そこで、軽度の発達障害等の方も含めて、障害のある患者さんの歯科診療に対するニーズをどのように認識しているのか、その上で対応をどのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

また、障害者に対応する歯科医療の構造は、一次医療は地域の一般歯科、二次医療は歯科保健センター、三次医療は大学病院等であり、患者数もピラミッド型を理想としていますが、高知県では二次医療の歯科保健センターに受診の患者が集中しているちょうちん型の形態となっております。

そして、このことについて前回の定例会で取り上げ、当時の地域福祉部長からは、県内における障害者歯科の状況を見たとき、残念ながら地域の一般歯科での診療が広がっていない状況であり、歯科医療技術者養成研修を歯科医師会と連携して引き続き実施することで、障害特性に対応した知識や技術を持っている歯科医師や歯科衛生士を増やしていく必要があるとの御答弁をいただいたところであります。

それから7年がたちましたが、その後の歯科医療技術者養成研修を受講した歯科医師、歯科衛生士の人数の推移や、一次医療を担う一般歯科の数、また地域の一般歯科と歯科保健センターとの連携状況はいかがでしょうか、子ども・福

祉政策部長にお聞きをいたします。

また、一方このことに関連をしまして、現状の歯科保健センターは、高知県歯科医師会の会員である歯科医師の協力により運営をしています。そして、歯科保健センターにおいて一定の研修を受講した歯科医師や歯科衛生士を専門に指導できる立場の常勤の歯科医師がいて、二次医療機関としての役割が一層充実を考えると考えます。

愛媛県をはじめ障害者の歯科診療の先進地の多くの都道府県においては、既に常勤の専門指導の歯科医師や歯科衛生士が配置されているとお聞きをしています。日本一の健康長寿県構想を掲げて、県民の誰もが住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる本県を目指すためにも、地域の一般歯科への一層の後方支援や連携体制の構築に向けて、専門指導のできる常勤の歯科医師が配置された歯科保健センターが必要だと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、障害をお持ちの患者さんの受入れ体制について、令和4年度に高知県歯科医師会が地域の一般歯科医師に対してアンケート調査を実施しています。このアンケートによると、地域の一般歯科医師が障害をお持ちの患者さんを受け入れるには、1、バックアップ体制を含めた歯科保健センター等との連携、2、専門の研修会の充実、3、医師も含めた患者の相互の医療情報等が必要であるとの結果が出ています。

一方で、別のアンケート調査では、診療室が2階以上にありエレベーターのない設備の問題があったり、歯科医院によっては入り口がバリアフリーでも障害者用のトイレを設置していない場合があり、バリアフリーの改修に対する補助等があれば障害者診療に対して協力度ももっと上がるのではないかと意見もあります。そして、一方では、地域の一般歯科医師の障害者

診療のモチベーションを上げるためには、何らかの評価制度の設定も考えられるのではないかと御提案もあります。

そこで、地域の一般歯科医師において、障害のある患者さんの受入れ増加を目指して、施設面等のハード面への支援やソフト面での取組の必要性について子ども・福祉政策部長の御所見をお聞きいたします。

次に、一般的な歯科治療においては、局所の痛みは局所麻酔薬の使用で抑えられますが、歯の治療時の長時間の不動の体勢は健常者の我々でも苦痛です。そして、歯科治療のときのウィーンという機械音の恐怖感は多くの患者が持つ率直な気持ちであり、障害をお持ちの患者さんにとっての多大な精神的ストレスは容易に想像ができます。

一方で、治療する側の歯科医師にとりましても、特に障害者を対象とした場合、抜歯や長時間の歯科治療を局所麻酔下で行うことは困難であることが多く、事前の検査も十分にできないこともあるとのこと。一方、欧米では安全な治療と患者のストレス軽減の観点から、小児や障害者を対象とした全身麻酔下の歯科治療は、一般的な治療として普及をしているとお聞きをしています。

そこで、高知県では、従来の治療方法では困難な障害者に対して、歯科保健センターにおいて令和4年度から全身麻酔法による日帰りの治療を開始しており、先日も付添いの家族の方々と御一緒に、その様子を見せていただいたところですが、患者さんも付添いの方々も緊張感の中にもどこか安心した表情をされていました。

残念ながら、我が国においては保険制度の問題や全身麻酔を受けられる施設の問題などで、その普及が遅れているところですが、本県の歯科保健センターの全身麻酔下での日帰りの歯科治療は、すばらしい取組だと感銘を受けました。

そこで、このような全国に誇れる本県の全身麻酔下での歯科保健センターの日帰りの歯科治療についてどのような見解をお持ちなのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをします。

また、この全身麻酔下での日帰り歯科治療は、原則として隔週で実施しており、自閉症、知的障害、長時間の不動困難者などの患者の方が対象で、合併症もなく安全に治療できており、本人並びに御家族をはじめ関係者にも大変好評であるとお聞きをしています。

歯科保健センターでの全身麻酔下での歯科治療の特徴としては、まずは高知大学の麻酔科教授の専門医師が、患者の術前の検査並びに本人や家族への説明、インフォームド・コンセントを事前に十分に時間をかけて実施します。その上で治療の本番では、麻酔科の専門医師が全身麻酔を担当する一方、麻酔導入から術中、さらには回復室での患者さんの状態を看護師が2名体制で把握することにより、口腔外科の歯科麻酔の研修済みの歯科医師や歯科衛生士は本来の歯の治療に集中することが可能となり、安全で質の高い治療を提供できています。

日本一の健康長寿県構想を掲げる本県において、多様性の時代に障害をお持ちの患者さんの治療はさらに一般化する必要があると考えます。そのためにも、歯科保健センターにおける全身麻酔下での歯科治療に要する人件費や器材の点検、購入については、これからも安定した予算の確保は必要だと考えますが、このことについて子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

次に、国の史跡に指定をされています武市瑞山先生の旧宅についてお聞きをします。

今年の3月末に高知新聞の「声 ひろば」に掲載をされていたので、読まれた方もいらっしゃると思います。現在、その旧宅の母屋は7年ほど前から誰も住んでいなく、雨戸を閉め切った状態となっています。現在の所有者は武市家

の子孫ではないとのことですが、所有者の親族が母屋と同じ敷地内の離れの建物にお住まいでして、所有者が時々母屋に行っては雨戸を開けて風を通していているとのことです。

そして、先日所有者の方に直接御案内をいただきまして母屋に入り、各部屋部屋の中を見せていただきました。長年にわたり閉め切ったままで十分に風も通せていなかったこともあり、雨戸やふすまの開け閉めも難しく、壁や畳の傷みもあちこちに見受けられました。そして、敷地を囲むしっくいのはりはところどころ崩れ落ちており、庭にある築山の池も枯れた草や木々が覆いかぶさり浮かんでいました。

一方、この旧宅に近接して、吹井地区の皆さんが中心となって建設をされ、運営しています瑞山記念館があります。私はこの瑞山記念館の運営に関わっており、毎年5月の墓前祭や記念館の運営について用事のあるときは再々お伺いをさせていただいております。

その際、隣にある瑞山先生の旧宅のことがいつも気になりながらも、一般の方がお住まいということで、敷地の中に入ったことのなかった旧宅に、先日初めて御案内をいただいたというわけであります。そして、前述のような状況を見たとき、国の史跡として位置づけがある上に、坂本龍馬をはじめ多くの幕末の志士の生家が失われている中で、武市瑞山先生の旧宅が現在まで残されてきたことは大変貴重であり、何とか保存や活用はできないかということに思い至りました。

母屋をはじめ旧宅について、このまま放置しておけば間違いなく、それほど遠くないうちに朽ちてしまうと思います。瑞山先生の没後160年近くたった今でも、特に県外から瑞山先生の遺徳をしのび、また愛妻家であった富夫人とのエピソードを思い、ほぼ毎日のように瑞山記念館を訪ねたり、瑞山先生と富夫人が並んで眠って

いるお墓参りをされる老若男女がいます。

そこで、国の史跡に指定をされている武市瑞山先生の旧宅について、現在の所有者も前向きなことから、高知市とも連携をしながら保存、活用ができないか、文化生活部長にお聞きをいたします。

最後に、浦戸城址についてお聞きします。

県立坂本龍馬記念館の北隣に、緑の木々に囲まれた小高い丘があり、入り口には浦戸城天守跡と掘った大きな石碑があります。少し階段を上がると、そこには小さなほこらがあり、かつては浦戸城が建っていたことが分かる案内板が設置されています。

浦戸城の築城当時は360度の眺望ができていたと考えますが、現在は四方を樹木に囲まれており、太平洋をはじめ浦戸湾も残念ながら全く見えない状況であります。また、浦戸城は天守跡とともに石垣や石積み等が高知市の史跡に指定をされていますが、現在残っていますのは、詰東部、東南部の石垣、石塁のみとなっています。そして、山内一豊の入国と高知城築城に伴い、浦戸城の三重天守は三の丸のやぐらとなったとのことでもあります。

そんなことから、隣接する坂本龍馬記念館の入館者も、そこに郷士の身分である坂本龍馬につながる旧領主の長宗我部元親の居城が存在したことをほとんど知らない状況であります。また、元来桂浜の魅力は雄大な自然と中世からの歴史が織りなす壮大なロマンであると考えますが、現在の浦戸城址は、前述しましたように樹木に覆われて展望が全く利かない残念な状況となっています。

郷士の身分で長宗我部元親と関係のある県立坂本龍馬記念館や再建の議論がされ始めています国民宿舎とも連携する形で、本来の浦戸城と同じ高さのランドタワーがあれば、インバウンドをはじめ国内外の新たな観光スポットになり

得ると考えます。

そこで、潮の香りや波の音を五感で感じることでできる望楼の長宗我部元親やぐらを、土佐の特産品である木材を使い、丸太組みで建造してはどうかと考えますが、史跡指定をしています高知市との連携も踏まえて、観光振興スポーツ部長の御所見をお聞きいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、四国の新幹線の持つポテンシャルと意義についてお尋ねがありました。

現在、新幹線は北海道から九州まで全国33都道府県に行き渡りまして、全国的には基礎的な交通インフラとなっております。そうした中、四国は全国の各ブロックで唯一、新幹線の空白地帯となっております、その恩恵を受けていない状況です。

将来、四国に新幹線が整備されますと、四国の主要駅であります高知、徳島、高松、松山のそれぞれの駅間の移動がほぼ1時間以内で可能となります。また、3時間で到達可能なエリアは、西は福岡、東は名古屋までとなり、そのエリアの人口は現在の500万人から3,800万人へと7.6倍に飛躍的に増加をいたします。

そうしたことから、まず観光振興の面で本県をはじめ四国を訪れる観光客の大幅な増加が期待されますほか、様々なビジネスチャンスが拡大するという事も見込めます。さらに、県民の暮らしの面では、旅行に行ける範囲が広がる、県外にお住まいの方が帰省しやすくなるといった形で利便性が大きく向上いたします。

このほか、新幹線は災害に強い高規格の構造となっており、災害発生時におきます支援物資、応援人員の大量輸送などが可能となるなど、災害対応力の強化が図られます。これらの効果によりまして、地域全体として四国の魅力が高ま

り、移住者の増加、企業の誘致などにつながることも期待できるところであります。

このように高いポテンシャルを有します四国の新幹線を整備することの意義は大変大きいと考えておりまして、四国全体の活性化に必要不可欠なものというふうに考えております。

次に、四国新幹線の必要性についてお尋ねがございました。

先ほどお答えいたしましたように、四国に新幹線が整備されますと、観光面での交流人口の大幅な増加、ビジネスチャンスの拡大、県民の暮らしの利便性の向上、災害対応力の強化、こういった大きな効果が見込まれます。

一方で、今後人口減少が見込まれる中で、運行開始後の採算性や費用対効果について心配する声がありますことは私も承知をいたしております。この点につきましては、平成26年に実施いたしました基礎調査では、当時見込まれた人口減少を考慮しても、いわゆるBバイCは1.03となっているということは御紹介があったとおりでありまして、この数字でありましても効果がコストを上回るということとなっております。

また、最近開通をいたしております北陸新幹線のケースを見ましても、確かに航空機やバスの利用者は減少しておりますけれども、首都圏からの交流人口全体を見ますと、開業前後で比べまして約1.4倍と大幅に増加をしており、地域の活性化に大きく貢献しているものと考えています。

こうしたことから、今後四国が他の地域と同じスタートラインに立って地域の活性化を図っていくためには、新幹線はなくてはならない社会インフラであるというふうに考えます。

次に、いわゆる骨太の方針におけます基本計画路線に関する記述を受けまして、国の姿勢をどのように受け止めているかというお尋ねがありました。

御紹介がありましたように、骨太の方針におきましては、表現は違いますけれども、基本計画路線の今後の取扱いにつきまして2年連続で言及をされております。これは、現在事業が進められております北海道、北陸、九州の3路線に続きまして、四国を含みます基本計画路線の整備を前進させるということを意識しているものと受け止めております。

こうした国の姿勢の変化は、四国の官民が一体となりまして、政策提言や要望活動、機運の醸成に取り組んできた成果の表れと考えております。この機を逃すことなく、何としても四国の新幹線の整備計画への格上げにつなげていくためには、まずはその前提となる法定調査を実施していただくことが必要ということは御指摘のとおりであります。

そのためには、経済団体や市町村、そして県民の皆さんも巻き込みながら、地域の熱い思いを盛り上げて、国に届けていくということが何としても必要だと考えます。このため、今月開催いたしました四国知事会におきまして、新たに署名活動の取組も始めたところであります。

今後も、国会議員の先生方のお力添えもいただきながら、より一層四国全体で一致団結をいたしまして、四国の新幹線の整備計画の格上げに向けて取り組んでまいります。

次に、山陽新幹線及び中国横断新幹線——これは山陰方面に向けますいわゆる伯備新幹線でございますが——との連携についてのお尋ねがございました。

四国の新幹線の法定調査を早期に実現いたしますためには、これまで以上に整備効果を国に訴えていくことがポイントとなります。これまで四国の新幹線の整備効果につきましては、山陽新幹線や北陸新幹線など、既存または整備中の新幹線との連携を前提にいたしました経済効

果、あるいは時間の短縮効果をお示しして国に訴えてまいりました。

お話のように、四国と同じ基本計画路線であります中国横断新幹線も整備をされますと、ともに整備効果が高まることは間違いないと考えます。例えば御指摘ありましたようなインバウンドでは、高知空港から入国し山陰地方まで周遊するといった新たなルートも見込まれるということなど、四国にとどまらず西日本全体への大きな経済効果が発生をいたします。

従来の説明に加えまして、こうした他の基本計画路線との相乗効果は、四国の新幹線の整備の妥当性についての説得力を増す有効な材料になると考えます。このため、今後四国新幹線整備促進期成会などでこうした新たな視点での整備効果を訴えかけることにつきまして提案をしております。

次に、単線によります四国の新幹線の整備についてお尋ねがございました。

新幹線の早期の実現のためには、お話がありましたように単線で整備をすることによりまして、事業コストを削減するという発想も大変重要だと考えております。お尋ねございました単線による整備につきましては、国において平成29年度から令和3年度にかけて調査が行われました。この国の調査では、仮想の路線を想定いたしまして、単線で整備した場合のコストの削減効果や時間短縮効果に与える影響、さらには運行面での課題の整理などがされています。

その調査結果によりますと、例えば路線全体の7割を単線にするという場合、整備コストの削減が約10%可能である、ただ一方で時間短縮効果のほうは約20%下がるということで、利便性も低下をすると、こういった試算の結果が報告をされております。また、運行面では、単線専用の安全運行に必要なシステムの開発が新たに必要、また列車の行き違いの設備の配置も必

要だということになりまして、こうした面では、新たな負担が生じるというデメリットないしは課題も報告をされております。

今後こうした調査結果を参考にいたしまして、コスト削減効果と利便性のバランスを考慮し、四国の他の3県の考えもお聞きをしながら、整備方法に関する本県としての考え方をまとめてまいりたいと考えます。

次に、新幹線整備の財源についてお尋ねがありました。

新幹線の整備に当たりましては、これまでは国の公共事業予算に加えまして、御指摘ありましたようなJR各社への貸付料の徴収期間の延長、財政投融资の活用などの方法により事業が進めてられました。

一方で公共事業関係予算は、これも御指摘ございましたように、近年おおむね同水準で抑制をされてきております。このことの大きな要因は、この整備新幹線関連予算は当初予算のみの措置となっております、国全体として補正予算が組まれて、防災あるいは経済対策のための予算が追加されるというようなときにも、この新幹線の予算の追加を行ってこなかったということがあるということでございます。

今後、四国新幹線の整備を早期に実現していくためには、国の公共事業予算本体の拡充を図っていくということが、今大変重要なタイミングにあるということだと思っております。と申しますのは、これはお尋ねがございました国土強靱化実施中期計画を新たに策定するという重要な局面に来ているわけございまして、この計画に新幹線の整備を対象として位置づけるということは、ただいま申し上げました防災関係の予算の別枠での措置というところが道が開かれていくという意味で、大変大きな意義があると考えます。

このため、国におきましては、新幹線の整備

につきまして、ぜひとも次の中期実施計画に対象事業として盛り込んでいただき、整備の加速化を図っていただきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、以上を総括いたしまして、四国の新幹線の早期実現に向けた戦略はどうかとお尋ねがございました。

やや繰り返しになる部分がございますが、お尋ねでございますので、お話をさせていただければと思います。この戦略、第1にやはり財源の確保ということだと思えます。この四国などの基本計画路線の整備に向けた国のスタンスにつきましては、昨年来の骨太の方針においては、一歩前進と受け止めてはおりますが、実際の事業化に向けた予算計上という局面になりますと、御指摘ありましたように、まずは現在進行中の整備計画路線の完成を図るのが先決だという国の考え方は変わっていないという印象を受けております。

その背景には、ただいま申し上げましたように、新幹線整備に係る公共事業予算が長年にわたって、ほぼ同水準で抑えられてきているという事情があると考えます。したがって、基本計画路線の事業化の決定につなげていくためには、何よりも新幹線整備に係ります公共事業予算の増額が必要だと思えます。そのためには、新幹線が大規模災害時におけます代替輸送ルートとして、防災面で高い機能を有すると、こういうことにつきましてしっかりと理論武装し、国土強靱化に係ります中期実施計画に位置づけていただくと、このことが不可欠だと思えます。

あわせて、四国4県の今後の負担軽減に向けた布石も打たなければならないと考えています。具体的には、事業費に係る地元負担、そしてお話のございました並行在来線の取扱い、こういった論点につきまして、四国4県の实情に即した見直しを図る必要があるのではないかと

という問題意識を持っております。このために、国の関与の度合いを高めた新しい整備スキームを制度化するという方向に向けて、四国4県などで具体的な案の検討も行いまして、国等に対して提言をしていくということも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

そして、第2に全国各地で四国新幹線整備を応援してもらえる仲間、味方を増やすということだと思います。この点は、四国と同様に基本計画路線から整備計画路線への格上げを目指しております、お話もありました伯備新幹線あるいは東九州新幹線、こういった沿線各県といかに連携を図っていくか、こう戦略を練る必要があると考えます。

また、これも御指摘ございましたが、四国新幹線の開通時には、新大阪駅がリニア中央新幹線や北陸新幹線との結節点となるということが見込まれますので、関西の自治体との連携ということも検討の課題だと考えます。さらに、四国へのアクセスルートが走ります岡山県につきましても、経費負担などをお願いすることになるということもございますので、この点についての理解、協力をいただくことが不可欠だというふうに考えております。

そして、最後に当然のことでございますけれども、地元四国の熱い思いを国にしっかりと届けていくということが何よりも重要だと考えます。昨年度、徳島県が岡山ルートを四国4県が一体になって進めるというふうに表明をされましたことで、四国の足並みが具体論でそろいまして、整備促進の機運が今飛躍的に高まっているところであります。こうした勢いをさらに大きなものとするために、4県一体となった署名活動も始めました。この署名活動を核といたしまして、官民を挙げて四国全体で取り組み、この盛り上がった四国の熱意を国会議員の先生方のお力添えもいただきながら、国にしっかりと

伝えてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総合企画部長松岡孝和君登壇)

○総合企画部長(松岡孝和君) まず、既存の在来線の存続についてお尋ねがありました。

お話にありましたように、そもそも四国の新幹線構想は、新幹線を整備することにより四国の鉄道の競争力を強化し、在来線を支えていくという考えの下、取組が始まったものであり、平成26年の基礎調査では在来線は全てJR四国が運行することを前提に試算を行い、新幹線によって在来線を支えていける収益が生み出されるという結果となっております。この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に公表した将来推計人口を基に需要予測がされており、一定人口減少も加味された試算となっております。これらを踏まえますと、県としては、既存の在来線は引き続きJR四国に運行をいただけるものと考えております。

他方で、当時の想定を上回る人口減少が進んでいますが、県では人口減少への対応を県政の最重要課題として位置づけ、対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略を本年3月に策定したところであります。今後、戦略を強力に進め、持続可能な人口構造への転換を図っていくことで、鉄道事業の継続性がより高まりますよう取り組んでまいります。

次に、新幹線の本県の乗り入れをにらんだハード・ソフト両面からのまちづくりプランについてお尋ねがございました。

四国の新幹線の運行ルートや駅の位置は、今後建設主体となる鉄道・運輸機構が計画を立て、最終的には国の認可を経て決定されていくこととなります。これまでの例によりますと、最終決定に向けて地元から様々な要望や提案が行われているところであります。

今後、本県でも同様の対応を行っていくこと

となりますが、そうした要望や提案を行っていくためには、どのようなまちづくりを行っていくかなどについて、あらかじめ検討を深めておく必要があると考えます。早い段階から検討を深めておくことは、要望、提案に説得力をもたらしますし、また、整備に遅れることなくまちづくりを進めていくことで、新幹線の整備効果を最大限引き出すことができることとなります。そして、何より機運の醸成につながり、国への強力なアピールにもなります。

このため、まずは県内全市町村と経済団体が参加する高知県鉄道高速化促進期成同盟会において、先行事例の情報共有を図っていくことで、まちづくりについての検討などを深めていただくよう取り組んでまいります。

最後に、四国の新幹線の整備促進に向けた行政と民間が連携した仕組みづくりについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、四国の新幹線の整備を促進するためには、県内の行政と民間が連携し、県民の皆さんの新幹線に対する理解の促進や、機運の醸成を図ることが大変重要と考えております。このため、本県におきましては、先ほどお話ししましたように、県内全市町村と経済団体が参加する高知県鉄道高速化促進期成同盟会を平成28年5月に設立したところ です。

同盟会では、四国の新幹線の実現に向けたシンポジウムを開催したほか、例年開催される四国新幹線整備促進期成会の東京大会に会員が参加するといった活動を行っております。加えて、パンフレットを県民の皆さんに配布するほか、今年度は署名活動も実施しているところです。

今後は、先ほどお答えしましたように、先行事例の情報共有を図っていくことで、まちづくりについての検討などを深めていただけるよう取り組んでもまいります。今後も官民で連携し、

四国の新幹線の理解の促進と機運の醸成に努めてまいります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) まず、浦戸湾のしゅんせつの実施状況についてお尋ねがございました。

県が管理する浦戸湾の公共水域におきましては、多くの河川が流入していることから、豪雨による異常出水時などには土砂埋塞が発生し、船舶の航行に支障を来しております。そのため、異常出水後の埋塞につきましては災害復旧事業で、それ以外の機能回復のための維持しゅんせつにつきましては、毎年度県単独事業により実施してまいりました。本年度は、タナスカ地区でしゅんせつを実施し、来年度以降も引き続き、弘化台地区など優先度の高い地区からしゅんせつを実施してまいります。

次に、しゅんせつ土の陸上処理と海洋処理との経費の比較と、海洋処理に関する見解につきましてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

しゅんせつ土を陸揚げし、処分場で処理する場合の費用を1立方メートル当たりで試算したところ、平均的な運搬距離で27キロメートルとなり、その費用は約2万4,000円となります。一方で、海洋処理の場合は、船舶の航行に支障を来さない10キロメートル程度沖への運搬となり、その費用は約1万5,000円となります。このように海洋処理のほうが9,000円ほど安価となりますが、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律では海洋への土砂投入を原則禁止しているため、本県では陸上での処理を行ってまいりました。

しかしながら、近年しゅんせつ土の仮置場や処理場所が不足しており、大規模なしゅんせつをする場合には、陸上での処理だけでは対応できなくなるおそれがあります。陸上での処理が

できない場合に海洋処理が認められる事例もありますため、本年度から海洋汚染等防止法の許可を得るために必要な調査を行ってまいります。

最後に、港湾管理者と民間の専用バース管理者が同時期にしゅんせつを行うことのメリットについてお尋ねがございました。

公共水域と民間の専用水域が隣接する場所で同時期にしゅんせつを行った場合、作業の効率化による工期の短縮や作業船の費用をはじめとする経費の削減など多くのメリットが考えられます。そのため、しゅんせつ箇所や土量などの情報を民間事業者と共有し、連携をより深めてまいりたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) まず、障害のある人の歯科診療に対するニーズと、その対応についてお尋ねがございました。

歯科保健センターでは、一般の歯科医院等では診療が困難な重度の障害のある方に対して、通常より手厚い人員体制の下で障害特性に配慮した診療技術、口腔衛生の観点から歯科診療を提供しています。現在、歯科保健センターでは1日平均23人、幡多分室では1日平均14人が診察を行っており、令和5年度は延べ2,413人が受診しています。

議員のお話にありましたように、近年は発達障害の方の受診が増えてきており、その中には地域の歯科医院で対応が可能な方もいるとお聞きをしております。このように地域の歯科医院で対応が可能な方を歯科保健センターで受け入れる状態が続いていきますと、歯科保健センターの本来の役割が果たせなくなるということが懸念されるところです。

このため、まずは地域の歯科医院で障害のある人の診療を受け入れ、地域の歯科医院で受診が困難な方を歯科保健センターで受け入れることが重要となってまいります。県としましては、

こうした障害者歯科診療ネットワークの構築を目指して、まずは地域で障害のある方の診療ができる歯科医療技術者の養成に取り組んでいるところです。

加えて、歯科保健センターと地域の歯科医院の役割の違いを広く周知することで、障害のある人やその御家族が、その障害の状態に応じて対応できる歯科医療機関を適切に選択できるよう取り組んでまいります。

次に、歯科医療技術者養成研修の受講者数の推移、一次医療を担う一般歯科診療の数、一般歯科と歯科保健センターとの連携についてお尋ねがございました。

まず、歯科医療技術者養成研修の受講者数については、研修を開始した平成25年度は、歯科医師、歯科衛生士ともに18人で、その後、年によって増減はあるものの、最も参加者が多かった令和5年度は歯科医師が48人、歯科衛生士が35人で徐々に増加をしております。

また、障害のある方を受け入れる歯科医院の数は、令和4年度に歯科医師会が実施したアンケートによれば92か所となっております。一般歯科と歯科保健センターとの連携につきましては、一旦センターで患者を受け入れた後に、一般歯科での対応が可能となった場合などは、地域の歯科医院での治療に円滑に移行できるよう、治療の状況と障害特性を双方で共有するなど連携を図っているところです。

今後も、地域の歯科医院での受入れにつながるよう、養成研修と併せて、歯科保健センターでの診療の様子を実際に学んでもらうための現場実習により、引き続き歯科保健センターと地域の歯科医院との連携を推進してまいります。

次に、専門指導のできる常勤歯科医師の歯科保健センターへの配置の必要性についてお尋ねがございました。

令和4年度に高知県歯科医師会が会員の歯科

医院に行ったアンケートでは、障害者を受け入れるためには、相談や紹介のできる専門機関との連携体制の拡充が必要という回答が最多となっています。このため、地域の一般歯科での受入れを拡大していくためには、今後歯科保健センターに地域の一般歯科からの相談対応や、専門的な指導を行う機能を持たせることが必要であると考えています。

一方、現在の歯科保健センターでは、常勤の歯科医師を雇用して地域の歯科医院へ専門指導を行う体制となっております。このため、今後センターの相談・指導の充実強化に向けましては、常勤の歯科医師の雇用といったことも含めまして、歯科医師会と協議をしております。

次に、地域の歯科医院での障害のある方の受入れ増加に向けたハード・ソフト面での取組の必要性についてお尋ねがございました。

まず、ハード面では、地域の歯科医院の中にはエレベーターや障害者用トイレが設置されていないところがある、それが障害のある人が利用する上での物理的な障壁となっていることはお聞きをしております。こうした地域の歯科医院に対する施設面の支援については、単に施設整備の支援をするといったものではなく、障害のある人の歯科診療体制をどう確立していくのかという総合的な視点で考えていく必要があります。このため県としては、まず地域における障害者歯科診療の拠点であります歯科保健センターの施設や診療体制の整備を支援することで、地域の歯科医院で対応が困難な方を歯科保健センターで受け入れて治療を行うことを推進しております。

一方で、地域の歯科医院において障害のある人の受入れを拡大していくためには、どのようなニーズがあるのかを確認しながら、歯科医師会と共に検討をしております。

次に、ソフト面の取組では、障害のある人や

その御家族の歯科診療に関する相談に対応できる歯科医院を公表することで、地域の歯科医院での診療につなげていくといったことが考えられます。この取組を展開していきますためには、地域の歯科医師の理解と協力が不可欠なため、多くの歯科医院に賛同いただけるような仕組みや公表の仕方について、歯科医師会の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

最後に、歯科保健センターにおける全身麻酔下での日帰りの歯科治療についての見解と、その歯科治療に係る予算の確保についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

歯科保健センターでは、障害特性に配慮しても、重度の知的障害などのため治療の際の音に過敏に反応し体が動いてしまうなど、安全に治療が実施できない患者に対して、専任の麻酔科医と機器を確保し、令和4年度から全身麻酔による歯科治療を行っています。現在は全身麻酔下での治療を月2回設けており、令和5年度末までに39件の治療を実施しております。

全身麻酔下での治療は、患者は意識がなく痛みを感じない状態で治療を受けられるため、より安全で精度の高い治療を日帰りで行えるのが特徴です。このことは、これまで治療が困難だった重度の障害のある方々の身体的・精神的負担の軽減や、付き添われる御家族の負担軽減につながり、大変意義がある取組と思っております。

今後も、歯科保健センターでの全身麻酔下での治療を引き続き行ってまいりたいと考えており、必要となる人件費や機器の保守経費について予算の確保に努めてまいります。

(文化生活部長池上香君登壇)

○文化生活部長（池上香君） 武市瑞山先生の旧宅の保存、活用についてお尋ねがございました。

武市瑞山先生の旧宅は、隣接する武市家の墓と併せて昭和11年に国の史跡指定を受けており、

幕末の志士の生家として現在も残る歴史的に貴重な本県の文化財の一つであると認識しています。

県では、これまでも旧宅の母屋の保存修理に対して、国の補助と併せて継ぎ足し補助を行ったほか、離れの応急修繕に対する県単独の財政支援を実施するなど、所有者や史跡の管理団体である高知市の取組を支援してまいりました。しかしながら、旧宅の現状を見ますと、議員のお話にありましたとおり、各所で老朽化が進み、早急な対策が必要な状況となっています。

高知市においてもこうした状況を把握しており、現在史跡の保存に向けた応急修繕をはじめ、保存修理や公開活用の在り方について検討を行っているとお聞きしています。

県としましては、今後も文化庁との連絡調整を行いながら、史跡保存のための助言や国庫補助事業の活用に係る支援などを実施することで、武市瑞山先生の業績とともに、その生家が次の時代に引き継がれるよう、旧宅の保存、活用に向けて高知市と十分に連携を図ってまいります。

(観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇)

○観光振興スポーツ部長(小西繁雄君) 浦戸城址についてお尋ねがございました。

浦戸城天守跡がある桂浜は、周辺に雪隠寺、若宮八幡宮など長宗我部元親に関する歴史資源も多く、戦国期の土佐における激動の歴史が感じられる県内有数の観光地です。また、幕末に活躍した坂本龍馬をはじめとする郷土階級が長宗我部家臣にルーツを持つという歴史的なつながりも、このエリアを語っていく上で重要なポイントだと思います。

浦戸城址に関する県のこれまでの取組としましては、県立坂本龍馬記念館における浦戸城と長宗我部氏を紹介する常設コーナーの設置や、県内の城跡を巡る周遊キャンペーンなどを通じた浦戸城の魅力の発信を行ってまいりました。

議員からお話のありましたやぐらの建造につきましては、一定の面積確保、安全対策、文化財保護の観点など様々な課題も想定されますことから、慎重に検討していく必要があると考えています。

県としましては、浦戸城天守跡を文化財に指定している高知市に対しまして、長宗我部氏にまつわる歴史資源を活用したさらなる磨き上げについて投げかけを行い、桂浜観光のポテンシャルを高めていきたいと考えています。

○7番(久保博道君) それぞれに大変御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。2問はありません。

ただ、四国新幹線について少し私の思い、そしてまた先ほど知事からも大変前向きな御答弁をいただいたことについて、少しお話をさせていただきたいと思います。

やはり骨太の方針、昨年度、そして今年度、今まで記述のなかった基本計画路線について記載が出てきたというのが、これが何よりもやはり一番大きい変化だと思います。そして、先ほど知事もおっしゃいましたように、やはり私は3点、先ほどの知事のお言葉を聞きながら思いましたのは、1つは、今まであまり出てこなかった中国横断新幹線、ここの連携、まさに島根県ですとか鳥取県等との日本海側と我々高知県の太平洋岸、この連携というのが随分とこれから法定調査に向けて効果が出てくるのではないかとこのように思うところであります。

そして、2つ目は、先ほど知事もおっしゃいましたように、やはりこれまでは当初予算だけだったのを、まさに経済対策等もありますので、補正に向けて要望していきますし、国土強靱化の関係で、これもその方向に行くんじゃないかなというふうに思いますので、これも例えば政策提言なんかでぜひ御要望していただきたい。

そして、3点目は、やはり今年度、令和6年

度に策定に取りかかります国土強靱化の実施中期計画、この中に新幹線のことについて盛り込んでいただいて、法律の下にこれが着々と進んでいきますように担保される取組、これをやはり政策提言の中で御要望していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(加藤漠君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時16分散会

令和6年6月28日（金曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 竹内健造君
- 2番 戸田宗崇君
- 3番 上治堂司君
- 4番 桑鶴太朗君
- 5番 土森正一君
- 6番 榎尾絢子君
- 7番 久保博道君
- 8番 上田貢太郎君
- 9番 今城誠司君
- 10番 金岡佳時君
- 11番 下村勝幸君
- 12番 田中徹君
- 13番 土居央君
- 14番 横山文人君
- 15番 西内隆純君
- 16番 加藤漢君
- 17番 弘田兼一君
- 18番 明神健夫君
- 19番 三石文隆君
- 20番 畠中拓馬君
- 21番 依光美代子君
- 22番 大石宗君
- 23番 武石利彦君
- 24番 西森美和君
- 25番 寺内憲資君
- 26番 西森雅和君
- 27番 樋口秀洋君
- 28番 岡田竜平君
- 29番 田所裕介君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 坂本茂雄君
- 32番 はた愛君
- 33番 細木良君
- 34番 岡田芳秀君
- 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 井上浩之君
- 総合企画部長 松岡孝和君
- 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
- 総務部長 清水敦君
- 危機管理部長 三浦謙一君
- 健康政策部長 中嶋真琴君
- 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
- 文化生活部長 池上香君
- 産業振興推進部長 合田和穂君
- 商工労働部長 岡田忠明君
- 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
- 農業振興部長 松村晃充君
- 林業振興・環境部長 西村光寿君
- 水産振興部長 濱田美和子君
- 土木部長 荻野宏之君
- 会計管理者 田村敬子君
- 公営企業局長 澤田昌宏君
- 教育長 長岡幹泰君
- 人事委員長 門田純一君
- 人事委員会会長 笹岡浩君
- 公安委員長 刈谷敏久君
- 警察本部長 高清水善弘君
- 代表監査委員 五百藏誠一君
- 監査委員局長 岡林秀典君

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君
主 査 宮崎由妃君



議事日程(第4号)

令和6年6月28日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

第9号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

第10号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀬トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第11号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

報第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長(加藤漠君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(加藤漠君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」から第11号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで並びに報第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」、以上13件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

17番弘田兼一議員。

(17番弘田兼一君登壇)

○17番(弘田兼一君) 自由民主党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさ

させていただきます。

久しぶりの登壇となります。これまで登壇された議員の皆様と重なる部分があるかと思いますが、知事をはじめ執行部の皆様、御答弁よろしく願いいたします。

まず、災害対応についてお伺いをいたします。

今年の1月1日16時10分に能登半島地震が発生しました。私たちの暮らす日本は、度々地震や台風など自然災害に見舞われます。私の中で強烈な記憶として残っている地震は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災と平成23年3月11日の日本国内観測史上最大と言われている東日本大震災です。

阪神・淡路大震災では、強い揺れによる建物の倒壊と大規模な火災発生により大きな被害が出ました。東日本大震災では、強い揺れの後、大津波が全てをのみ込み破壊し、大災害となりました。今年の1月1日に発生した能登半島地震では、揺れによる建物の倒壊、火災、津波が発生しました。また、道路の構造物そのものの崩壊があり、被災者の病院への搬送や救援物資の輸送、道路啓開のための重機の搬送に支障が生じました。

高知県も南海トラフ地震が発生し、大きな被害が想定されます。南海トラフ地震は震源が陸地に近く、直下型に近い揺れと大きな津波が起こる可能性が大であると言われております。これまで、県は県民の命を守るため、津波からの避難タワーや避難路、家屋の倒壊を防ぐための耐震補強、避難計画の策定などハード対策、ソフト対策を市町村と共に進めてきました。

今回の能登半島地震では、高規格道路の構造物そのものが崩壊しました。南海トラフ地震ではあらゆることを想定し、そのときに備える必要があると考えますが、知事の心構えをお伺いいたします。

高規格道路は命の道と言われています。東日

本大震災のときは、無傷の高規格道路が被災地の近くまで延びていたため、何とか早い段階で復旧要員や支援物資を被災地に送り込むことができました。今回の能登半島地震では、高規格道路構造物の盛土部分が崩落するという事態が発生しました。そのため道路啓開が遅れ、被災後、支援物資の配送、ボランティアの受入れなどに混乱が生じました。

高知県東部地域は国道55号1本しかありません。能登半島の状況と似ています。南海トラフ地震が発生すれば、国道55号は津波により60か所が被害を受けると想定されています。発災直後、初動の遅れは人の命に関わります。このため道路啓開の取組が非常に重要です。その際に先頭に立って啓開を行うのが地元の建設事業者になります。

そこで、道路啓開について県内の建設事業者との体制づくりや、発災時に備えた訓練状況について土木部長にお伺いをいたします。

また、高知県の海岸沿いが壊滅状況になったとき、室戸市や土佐清水市は命の道空白地帯になります。海岸が隆起し、港が使えない場合も想定されます。特に救助を行う自衛隊などについてどのようなルートで支援を受けるのか、あらかじめ受援計画を立てておかなければなりません。

現在どのような計画を立てているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

5月13日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会主催の令和6年度道路整備促進高知県大会が開催されました。私も高知県議会自民党の道路調査会長としてお招きをいただきました。道全協こうちの池田会長の開会挨拶の中で、奈半利室戸道路が必要という発言がありました。

私は平成23年9月定例会で、県議会議員として初めて質問をさせていただいたとき、命の道について次のように述べています。

室戸市には西山台地や崎山台地など海岸段丘に農道が走っております。その農道をつなげ、奈半利町あるいは北川村の高規格道路のインターにつなげる道路を造ることによって、55号とは別の命の道を作ることができます。今現在そこにあるインフラを工夫し活用すれば、新たな命の道を作ることにもできます。かつてシビルミニマムという言葉が盛んに使われた時期があります。市民が最低限持つインフラとか権利とかいうことに使われていました。県民にとって2つの命の道を持つということは、まさにシビルミニマムということではないでしょうか。

当時、私は室戸市民の命を守るため、奈半利インターから室戸市の中心地まで55号とは別の道路が必要と考え、このような質問をしました。

池田会長の言われる奈半利室戸道路は、高規格道路の一部ということで、台地を通るイメージで話をされています。まさに国道55号とは別の命の道です。

能登半島地震では、道路網の寸断により孤立地域が発生し、人の救助や支援物資を届けることに時間がかかりました。南海トラフ地震が発生すれば、室戸市や土佐清水市では道路の寸断により孤立するおそれがあります。

地域の住民の命を守るためにも、奈半利室戸道路や幡多西南地域道路が必要であるし、命の道の空白地帯をなくさなければならないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

先ほども述べましたが、私も初登壇時、シビルミニマムという言葉を使い、市民が最低限持つことのできるインフラとか権利とかという意味で、2つの命の道を持つということは大切ということをお伺いいただきました。

現在、四国8の字のような高規格道路の事業に着手する際には、費用対効果、BバイCが1.0を超えていることが要件となっています。費用対効果、BバイCの考え方のみでインフラ整備

を進めようとする、私たちの暮らすような過疎地域はいつまでたってもその恩恵に浴することができません。

県民の命と財産を守るためのインフラ整備を進めるためにも、シビルミニマムの考え方は大切であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

これまで県と県内市町村は、東日本大震災を教訓として、必ず来る南海トラフ地震への備えを強力に進めてきましたし、これからも進めていく必要があります。そのための財源として、国の緊急防災・減災事業債制度があります。この制度は緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業で、充当率100%、元利償還金の70%が地方交付税で措置されるという、地方にとっては大変ありがたいものとなっています。

事業期間は令和7年度までで、起債事業の内容は、1つ目は大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備、2つ目は大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築、3つ目は浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設、4つ目が消防広域化事業等、5つ目は地域防災計画に定められた公共施設等の耐震化となっています。

能登半島地震の被害を見ても、高知県はまだまだ整備を進めなければなりません。しかしながら、県下の市町村の財政力は脆弱であり、市町村単独で防災事業を進めることができません。

南海トラフ地震に対する備えとしての防災・減災を強力に進めていくためにも、国の緊急防災・減災事業債制度の延長が必要であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

3月15日、ロバート・D・エルドリッジさんと南海トラフ地震対策で意見交換を行いました。エルドリッジさんは東日本大震災発生時、在日米軍海兵隊の次長という職にあり、米軍のトモ

ダチ作戦に深く関わりました。私は、仙台空港の早期復興に米軍海兵隊が貢献したことぐらいしか知らなかったのが、大変勉強になりました。

エルドリッジさんは、トモダチ作戦を進めていく上で、スタート時点では誰に話を聞けばよいのか誰に話をすればよいのか混乱した、また海兵隊としてすぐにできる支援活動はたくさんあるのに依頼がないのでできない、もどかしかった。時間とともに自衛隊や地方自治体とスムーズな意思疎通を図れるようになり作戦を遂行することができた、この経験は今後の活動に生かせると思うと話をされました。

これは、2つの問題を示していると思います。1つは、非常時の指揮系統を確保しておくことの大切さ、もう一つは、ふだんから相手の力量を知っておくことの大切さです。

まず、非常時の指揮系統についてですが、平時でも組織を動かす上で指揮系統はしっかりしていなければならないと思います。南海トラフ地震発生時のような非常時は指揮系統が大変混乱すると思います。平時でも、国、県、市町村や関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら様々な施策を展開しています。

平時から、非常時の関係団体それぞれの役割を想定しておくことが大変重要だし、混乱に対応するために、誰が決定しどのように伝えていくかを想定し、関係機関で共有することが大切と考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ふだんから相手の力量を知っておくことの大切さについてです。南海トラフ地震が発生した場合など、非常時には国、県、市町村だけでなく、あらゆる機関が協力しなければなりません。人の命を救うためには医療関係団体との連携が必要です。土木建設業関係団体とは、重機を使った道路啓開など復旧の第1段階からの連携が必要です。自衛隊や米軍海兵隊には自

己完結能力があり、どのような場面でも対応できる能力があります。

エルドリッジさんは、ふだんからのお付き合いが大切と話をされていました。私もそのように思います。私自身、様々な団体から総会や勉強会への案内があれば、なるべく出席をさせていただき、顔の見える間柄になろうと努力しています。

国、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、自衛隊など関係の団体がどのような役割を果たすことができるのかを把握し、防災・減災計画を立てていると思います。この中でも特に自衛隊など応急救助を行う機関について、平時から相手の力量を知っておくためにどのような取組をされているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、ジェンダーについてお伺いをいたします。

最近、ジェンダーに関する報道などで、少し違うと思うことがあります。5月14日、危機管理文化厚生委員会の出先調査で、こうち男女共同参画センターソーレに行きました。ソーレ・スコープという情報紙のDV防止啓発講演会「加害者がとられる「男らしさの病」とは」の記述内容に違和感を覚えました。

加害者性は男女とも持っている、加害者性は男らしさのキーワード、男らしさと男尊女卑依存症社会、日本は男尊女卑依存症社会である。自分の痛みに鈍感なジェンダーが男性であり、自分の痛みを感じないように生きているからこそ、他者の痛みを感じることができない。これは男優位社会にある男らしさの教育の中で脈々と受け継がれたことではないだろうか。男尊女卑は日本社会の根底にある価値観なのだと書いてありました。

タイトルに「男らしさの病」とあるように、まるで男らしさが悪いことのように感じてしま

います。男尊女卑の価値観が最初にインストールされるのは家庭であるとも述べています。やっぱり違和感を持ってしまいます。

私は、子供の頃に父親に、男は年下の者に暴力は振るうたらいかん、女の子には優しくせんといかんと言われました。どういった場面で言われたのか忘れましたが、言われたことだけは覚えています。

私は、男らしさとか女らしさは悪いものではないと思っています。自分の言い分を通すために暴力を振るったり暴言を吐いたりする人、DVの加害者は男らしいとは言いません。女々しく小心者だと思います。女性へのDVや子供への虐待、弱者に暴力を振るったり暴言を吐いたりすることはいけないことだし、私は妻や子供に対する暴力、暴言は人として恥ずかしいことだと思っています。そのようなことをする人は信用できないし、軽蔑に値します。

男は強くあれと言われますが、この強さは力が強いとか暴力で相手を打ち負かす、そういったことではありません。強さとは自分を律することができること、相手のことを思いやる心を持つことだと思います。私は、男らしさも女らしさも、人としての優しさを心に持っていることだと思っています。

この世界は動物も植物も男と女で構成されています。男であること、女であることを認識し、お互いに尊重する社会を築くべきであると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

ジェンダーフリーの推進が叫ばれ、性的マイノリティーに対する配慮が必要ということで様々な施策が進められています。その施策の中には、何か変だなと思うようなこともあります。

先日、高知県出身のノンフィクション作家、門田隆将さんと話す機会があり、いろいろな話をしました。その中で門田さんから、最近の東京の公衆トイレ事情の話をお聞きいたしました。

最近の東京の公衆トイレは、男子用とその他に分かれており、女子用がない、トランス女性に配慮しているとのこと。知り合いのお父さんが娘と公園に遊びに行き、娘がトイレに行ったとき、危ないのでトイレの入り口で見張っていたとのこと。笑えない話です。

女性スペースを守る諸団体と有志の連絡会が「女性スペースを守る法律を」という冊子を発刊されています。このような問題の議論の材料としてほしいそうです。目次の中に、性は多様だが性別は2つという項目がありました。そのとおりだと思います。

東京の女子用がない公衆トイレは、性的マイノリティーへの差別を恐れていることだと推察します。当然、人種や思想、性別等で人を差別してはいけません。東京の公衆トイレの件は、差別と区別を混同している事例だと思います。公衆トイレについても女性用部分を広くするなら納得できるのですが、なくすというのには私は理解できません。

行政施策を進めるためには、差別はよくありませんが、区別は必要です。特に、男と女に関わる事柄では、差別と区別をよく理解した上で進めていくべきと考えますが、子ども・福祉政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域振興についてお伺いをいたします。

6月2日、読売新聞に地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、岩本さんの取組の記事が載っていました。岩本さんは東京都出身、大学卒業後、ソニーで人材育成に従事、2006年に退社し、島根県海士町に移住した。2016年、教育魅力化による地方創生プロジェクトで日本財団の特別ソーシャルイノベーター最優秀賞を受賞、文科省中央教育審議会委員を務めていると紹介されています。

その記事の見出しで、「高校の「魅力化」地域を救う」、「少子化で進む統廃合。なくなれば、若

年層の流出が加速」、「多様な文化に出会う「地域留学」。主体的に踏み出す力身につく」とありました。岩本氏は、島根県の離島にある県立隠岐島前高校に県外から越境留学する島留学を導入して、廃校の危機から救った実績があるとのことです。

県内の高校のほとんどが定員割れをしています。私が暮らす室戸市では、生まれてくる子供が50人前後の状況が続いています。室戸高校の存続を危ぶむ有志が集い、室戸市外から生徒を呼ぶという女子硬式野球の取組をスタートさせたのが11年前です。以来、広島県、愛媛県、和歌山県、岩手県など野球の好きな女の子が室戸高校に集まってきてくれました。その子供たちが、クラブ活動はもちろんのこと、生徒会の中心になっての活動や、国公立大学への進学など地元の子供たちにもよい影響を与えています。

現実問題として、高知県は少子化がまだまだ続くと思います。高等学校は地域の活力の源です。高校の存続が地域の存続に直結すると言われています。

県内の高校には、それぞれの特色があります。県外からの子供を迎え入れ、その魅力に磨きをかけることが、高校の活性化のみならず、地域の活性化へつなぐことができると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

6月2日、自民党高知県連主催のふるさと対話集会を東洋町と室戸市で、農業、漁業、商業関係者やIターンで地域に根づいた方など、様々な分野から御参加をいただきまして開催いたしました。当日は、自民党に対するお叱り、中山間で暮らす中での悩みや、それぞれの立場で困ったこと、こうしてほしいと思うことなど活発な意見が出ました。その一部を取り上げたいと思います。

東洋町では、特定地域づくり事業制度についての要望が出ました。この制度を活用して県下

で初めて特定地域づくり事業、バツゲン協同組合をスタートさせたのが東洋町でした。

令和4年6月の質問で私は次のように取り上げました。この事業は過疎地域の労働者派遣事業にとどまらず移住者と地域をつなぐ事業を展開できること、また後継者・事業継承対策にもなるのではないかと感じましたし、全国一律のものではなく、地域の特色を踏まえた組合をつくっていく必要があるのではないかと感じました。この事業は、過疎地域の人手不足、人材不足や後継ぎの問題解決の決め手となり得る事業だと思います。成功させなければなりません。県からの人的・金銭的支援が必要だと思いますが、中山間振興・交通部長の御所見をお伺いいたしますと質問しています。

この制度は、中山間地域、過疎地で地域を支える事業の切り札になると考えますが、組合からの職員の派遣については、組合が所在する市町村の区域内に限られているのが現状であり、区域外である隣接自治体への派遣や、県境をまたぐ派遣は認められておりません。今後、県下でも多くの組合ができると思いますが、小規模な自治体の場合には事業者が少なく、組合員の確保に苦慮することも予想されます。

このため、自治体の枠組みを超え、地域での生活圏域を対象に派遣ができるよう取組を進めていく必要があると考えますが、人口減少・中山間担当理事の御所見をお伺いいたします。

室戸市でも東洋町でも移住に関する多くの発言がありました。東洋町ではIターン移住された若い女性2名の方が発言されました。

まず、甲浦集落活動センターなぎの商品開発部に属し菓子パンの製造・販売を始めた方は、移住した当初は地域に溶け込めず悩んだ時期もあったが、集落活動センターの活動に参加し、なぎでの商品開発の担当になって、今は地域に溶け込んでいる、地元の中学校で栽培したサツ

マイモを購入し、菓子パンやお菓子里に加工して販売していると話をされました。彼女が作った菓子パンを私も購入し食べてみました。おいしかったし、地域振興の種として希望を感じました。集落活動センターが地域での起業に一役買っている好事例だと思います。

私は平成30年9月議会で、集落活動センターを外貨を稼ぐ経済活動に結びつけてもらいたいとの思いで、集落活動センターに取り組む地域住民が、地域内外の人材も活用しながら経済活動を拡充する際、それを後押しするような支援の必要性についてを担当部長にお伺いいたしました。東洋町の集落活動センターなぎでの取組も、今後新たな商品開発や県内外への販売拡大といった経済活動に発展していく可能性を感じました。

このような集落活動センターでの小さな取組を継続、拡大させ、経済活動をより充実させていくことが大切だと考えますが、どのような支援をされているのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

Iターンされた女性で、仕事と子育ての両立に苦労したとの話もありました。通常は子供を保育所に預けて仕事に行っているのですが全く問題はないが、子供が病気になったときに大変だったとのこと。Iターンだから子供を預けることのできる親、親戚がいないし、病後児保育を受けてくれる施設がないので子供を預けることもできない、病後児保育受入れ可能な施設が欲しいとのことでした。

現状では、病後児保育に対応できる施設は高知市など中心部にしかありません。私は、子供は地域で育てるという意味から、ファミリー・サポート・センターの活用はできないだろうかと考えました。

ファミリー・サポート・センターとは、仕事や家庭の都合などで託児や送迎など子育ての手

助けを受けたい人、依頼会員と、子育てのお手伝いを行いたい人、援助会員が会員登録し、会員間で子育ての助け合いをする有償ボランティア組織です。Iターンなどの移住、仕事での転勤で子育ての大変な時期にファミリー・サポート・センターのような有償ボランティア組織を活用することによって、子育ての大変さを少しでも軽減できます。子供を育てやすい地域とすることは人口減対策ともなります。

この制度を県下全体に広めていく必要があると思いますが、県下のファミリー・サポート・センターの状況と今後の展開について、子ども福祉政策部長にお伺いいたします。

室戸市では、定置網の組合から、Iターンなど移住者を積極的に受け入れている側からの問題提起がありました。まず、住むところが問題となります。適当な住居がない場合、移住の話そのものが壊れることがあるそうです。県も市も空き家の活用には力を入れていますが、一軒家では広過ぎて独身者や単身者は寂しく感じるとのことでした。

また、別の定置網関係者から、室戸にも使われなくなった県職員住宅、教職員住宅があるが活用できないかとの声も上がりました。私は、移住者の住居について、最初は地域に慣れるまでの間学生寮のような住居で暮らし、その後家族を呼び寄せたり結婚したり大きな家が必要となったとき、空き家を活用したらよいのではないかと考えていました。県職員住宅、教職員住宅は単身者にとってちょうどよい広さではないかと考えます。

地域の活性化、人口減少対策の一環として活用できれば、税金の有効活用にもなると思います。市町村と共にこの活用を考えるべきと思いますが、総務部長と教育長にお伺いいたします。

このような話もありました。室戸市でナガレコがあまり捕れなくなった、捕れても痩せてい

ておいしくない、イギスがなくなったせいではないかと思うがその理由を調べてほしい、理由が分かったら元のように捕れるように対策を立ててほしいということです。室戸市ではテングサのことをイギスといいます。室戸岬の東側、三津、椎名、高岡はたくさんおいしいナガレコが捕れる場所です。3年ほど前からテングサがなくなってきたという話とともに、ナガレコも捕れなくなってきました。室戸では、4月1日にナガレコ漁が解禁されれば、バーベキューや煮物にしたり、炊き込みにしたり様々な料理をおいしくいただく文化があります。このままではその食文化がなくなってしまう。

テングサやナガレコが少なくなった原因は判明しているのか、そうでなければ、その原因を究明し、対策を講じるべきではないかと思いますが、水産振興部長にお伺いいたします。

私たちの暮らす地域は人口が減り続けています。地域の活力を取り戻すためには人口を増やさなければなりません。しかし、現実には人口は減り続けています。人口減少対策として、若者が働く場所をつくる、子供を産み育てる環境をつくり出す、移住を進めるなど総力で対策を進めなければなりません。そのためには最低限のインフラが必要だと思えます。私自身、県議となつて入院可能な医療施設の再建、室戸高校の存続、大敷の存続、圃場整備の導入、雨天練習場の整備など多くのことに取り組んできました。知事をはじめ執行部の皆様にはこれまで御迷惑をおかけいたしましたし、御協力もいただきました。この場を借りまして御礼を申し上げます。

私が今心配しているのは、漁港の市場施設の老朽化により定置漁そのものができなくなるのではないかということです。漁港は、漁師が地上に水揚げをし、魚を仲買人が買い、トラックで都会に運ぶという一連の流れの中でお金を生み出し、地域が潤います。市場がなくなれば、

その地域の活力が一気に失われます。港の施設は公共が造る、市場は漁協が造るといったルールに縛られずに、地域の存続のためにも県が働きかけて、市町村、漁協、地元の漁師、仲買人等と存続に向けて公設民営ができないか、財源は何かあるかなどの協議をすべきと考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

6月8日の高知新聞で、高知では未確認だった珍しい魚、アカホシキツネベラが室戸沖で発見され、高知大生3人が県内初記録として論文で発表し、土佐清水の足摺海洋館に展示されている、室戸市佐喜浜町の漁師、松尾拓哉さんの協力で生物調査を実施との記事が出ていました。

私は、令和3年12月の定例会で松尾さんのことも取り上げています。私はキンメダイが生きて泳いでいるところや、オオグソクムシが動いているところを松尾君の水槽で初めて見ました。彼は室戸の深海で捕れた魚を海洋深層水で畜養し、それを様々な水族館に卸すという活動をしております。私は事業として成り立つと思っております。そして、私は松尾君が室戸市活性化のキーマンの一人と考えています。

県は、地域活性化のため地域産業振興監の下、地域支援企画員を県下それぞれの地域に配置し、情報の収集や活性化の支援などに頑張っておられます。

県の役割は地域振興のために県職員を育てるだけでなく、地域の人材も見つけ、育てていくことが大切と考えますが、知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。よろしく願いいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、南海トラフ地震に対する心構えについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震によりまして、県内でおびた

だしい数の犠牲者が発生し、経済社会が迅速に回復できないと、そういった致命的な被害を受ける事態は絶対に避けなければなりません。地震対策といたしましては、あらゆる事態を想定し、考え抜いて、包括的な取組となるように徹底をしていくということが重要であります。

そのため、本県におきましては、地震発生後に揺れや津波などによって何が起こるか、時系列で多岐にわたる被災シナリオをあらかじめ想定しております。それらを基にどのような対策が必要であるかを、抜け漏れがないように徹底的に検討いたしました南海トラフ地震対策行動計画を定めております。この計画の推進に当たりましては、PDCAを徹底しながら、東日本大震災、熊本地震などの教訓も踏まえまして、計画をバージョンアップさせて取組を進めてまいりました。

このたびの能登半島地震での被害は、半島部の過疎地と同様の事情にあります中山間地域を多く抱えている本県にとりまして、決して人ごとではありません。このため、来年度からの第6期行動計画の策定に向けましては、能登半島地震の教訓を最大限に生かしまして、対策全般の強化を図る考えであります。

その中でも特に事前の備えが重要だと考えます。県民の皆さんお一人お一人に、自助によりまして事前にお備えをいただくということ、そして社会全体としてインフラ整備なども進めて、スピード感を持って災害に強いまちづくりを全力で進めてまいる考えであります。

次に、いわゆる命の道の空白地帯をなくすことについてお尋ねがございました。

本県東西の半島地域は幹線道路が少なく、豪雨や越波による通行止めがしばしば発生いたします上に、南海トラフ地震発生時には津波による道路の寸断も想定をされております。

こうした中、令和3年に国におきまして今後

の四国の道路の在り方を示しました四国地域新広域道路交通計画が策定をされました。この計画では、高規格道路の役割が期待されるものの、調査にまだ着手をしていない構想段階の路線として、奈半利室戸道路や幡多西南地域道路が位置づけられております。

能登半島地震では、御指摘ありましたように、半島という地域特性に加えまして、沿岸部や山間部を走ります幹線道路が被災をいたしましたことで、孤立集落が多数発生し、救助活動あるいは支援物資の輸送などにも支障を来しました。また、交通が寸断されましたことで、その後のライフラインの復旧にも影響を与えました。

こうした状況は、沿岸部、山間部を多く有します本県にとって、決して人ごとではありません。南海トラフ地震が発生をしますと、同様に起こり得る事態であります。そうしたことから、幹線道路の少ない本県東西の半島地域だからこそ、災害に強い高規格道路が必要であるとの思いを強くいたしました。

このため、県内の8の字ネットワークが全線事業化となりましたこの機会を捉えまして、先月にはこの構想路線の早期具体化に向けた調査に着手をするよう、直接国に訴えてまいりました。今後も8の字ネットワークの一日も早い全線開通を目指しますとともに、この2つの構想路線が早期に具体化されますように、沿線自治体とも連携をいたしまして、国に対して精力的に働きかけてまいります。

次に、道路整備におきますいわゆるシビルミニマムの考え方についてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたとおり、高規格道路のような大規模事業に着手いたしますためには、いわゆるBバイC、費用対効果が1.0を超えなければなりません。もっとも、道路事業のBバイCは交通量に大きく左右されますので、人口の少ない地方部では低くなる傾向にあります。

現在、本県では人口減少対策や中山間地域の活性化に全力で取り組んでおります。そうした取組を進める上でも、時間的ハンディを取り除き、地域の競争力を高めます高規格道路などは欠かすことのできない重要なインフラであります。

また、能登半島地震の被災状況を踏まえますと、過疎化が進む地域の住民が大規模災害に遭っても安心して暮らしていけると、そうしたインフラは確保される必要があります。私といたしましても、県民の皆さんの命と暮らしを守るための最低限のインフラ整備、いわゆるシビルミニマムの考え方は大切でありまして、こうした要素が事業採択の評価に加味されるべきものというふうに考えております。

県といたしましても、先ほどお答えいたしました構想路線の検討が進んだ段階で、このシビルミニマムの考え方が導入されますように、国に対して働きかけてまいる考えであります。

次に、緊急防災・減災事業債制度の延長の必要性についてお尋ねがございました。

お尋ねのありました緊急防災・減災事業債は、単独事業として行います防災・減災事業を対象といたしまして、平成23年度から創設されております。特に、財政基盤の脆弱な市町村が事業を進めるために、大変手厚い財政支援制度となっております。本県でも、例えば津波避難タワーの整備、大規模災害時に拠点となる庁舎の高台移転など、防災基盤の整備にこれまで活用してまいっております。

能登半島地震を踏まえますと、県内各地での事前復興をにらんだまちづくりは、まだまだ道半ばでありまして、今後さらに取組を進める上で欠かせない財源となっております。しかしながら、この制度が令和7年度をもって期限を迎えますことから、国において制度の延長をしていただくことがぜひとも必要だと考えておりま

す。

このため、今年度早々に防災担当大臣に対しまして、私自身が制度の存続について提言をいたしました。今月上旬には南海トラフ地震対策に関係いたします10県知事会議の代表世話人という立場で同様の提言も行ったところでございます。今後も引き続き、この緊急防災・減災事業債制度の延長につきまして、全国知事会などとも連携をいたしまして、大いに訴えてまいります。

次に、いわゆるジェンダーの問題に関しまして、男であること、女であることを認識し、お互いに尊重する社会を築くということにつきましてお尋ねがございました。

男性と女性の間には、生物学的に見てもおのずと違いがあります。例えば、体力面、体格面において男女間で違いがあるというのは一般的な傾向だと考えます。

しかしながら、一方で男らしさ、女らしさを過度に強調いたしますと、性別による役割の固定化につながりまして、男性にとっても女性にとっても、ハラスメントあるいは生きづらさといったことの要因になりかねないという面がございます。

したがって、例えば家庭や職場において、男女がその違いを認めながらも、男だから女だからということではなく、一人の個人としてお互いを尊重し支え合うこと、そしてそれによって性別に関わりなく個性と能力を発揮できる、そうした環境をつくっていくことが重要だと考えます。

例えば、一般的には体力面あるいは体格面の差を反映して、男は力仕事、女は裁縫や料理といった分担の意識が伝統的な考え方であったかというふうに思いますけれども、女性でも力持ちの方はおられますし、男性でも手先が器用で手芸が得意、あるいは料理がお好きという方は

おられます。したがって、男だからこう、女だからこうということではなくて、一人一人としてどういう仕事を分担したいのかということをお互いに話し合っ決めていくといった方向性が、今の時代は求められているのではないかと考えています。

こうした家庭や職場での努力を積み重ねることで、県民の皆さんの誰もが個性を尊重され、自らの自由な選択によって希望する人生が送れる、そうした暮らしやすい高知県づくりにつながっていくものと考えております。

県におきましても、こうした観点から、こうした男女共同参画プランに沿って、職場や地域に出向いての意識啓発講座の開催、あるいはSNSを活用した県民への幅広い情報発信などに今後も取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、地域の人材を見つけ育てていくことにつきましてお尋ねがございました。

県の経済が力強く成長を続けていくためには、あらゆる産業分野におきまして創意工夫を凝らし、新たな価値を生み出す産業を創造していくことが重要であります。

お話のありました室戸市での取組は、水産資源に新たな価値を見いだした先進的な事例でありまして、今後の地域活性化の核となり得る大変有意義なものであると考えています。また、こうした新たなことに挑戦する人材を県内各地域で数多く掘り起こし、その成長を支援していかねばならないという思いを改めて強くしております。

このため、これまで以上に地域の動きにアンテナを張り巡らしまして、人材の掘り起こしに努めますとともに、そうした人材を土佐まるごとビジネスアカデミーなどの学びの場に誘導してまいりたいと考えています。

加えて、雇用の創出や所得の向上につながり

ます取組につきましては、地域アクションプランに位置づけまして、課題解決に向けた専門家の派遣、あるいは施設整備への財政支援などで後押しをしてまいりたいと考えています。

また、こうした取組を進めるに当たりましては、地域のことをよく熟知されております市町村の果たす役割が大変重要となります。このため、今後とも市町村との連携・協調の下で、地域で新しい挑戦をする人材を積極的に支援し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(土木部長荻野宏之君登壇)

○土木部長(荻野宏之君) 道路啓開における建設事業者との体制づくりや訓練状況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生時には、津波や斜面崩壊などにより多くの箇所道路の通行ができなくなると想定されており、救助活動や支援物資の受入れを迅速に行うためには、道路の早期啓開が必要となります。

本県では、地域防災計画などに位置づけられた防災拠点を結ぶ路線を啓開ルートとして定め、啓開作業を行う建設事業者をあらかじめ割り当てた高知県道路啓開計画を策定しております。また、発災時の作業を迅速かつ確実に実施するため、国や高知県建設業協会などと道路啓開に関する協定を締結しております。さらに、通信手段が全て途絶するような厳しい状況も想定されますため、道路管理者の指示を待たずとも建設事業者が自主的に啓開作業に着手する体制を構築しております。

訓練につきましては、毎年想定される条件やシナリオを変えながら、建設業協会の全12支部で情報伝達訓練を実施しているほか、実際に瓦礫撤去などの啓開作業を行う実動訓練も行っております。

今後も地域防災計画をはじめとする各種関連計画の変更など、状況の変化に応じて道路啓開計画を見直すとともに、訓練を繰り返し行うことで道路啓開の実効性を高めてまいります。

(危機管理部長三浦謙一君登壇)

○危機管理部長(三浦謙一君) まず、南海トラフ地震に備えてどのような受援計画を立てているのか、お尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際は、国が被災地に応援部隊を送り、県はその部隊を受け入れることとなりますので、お互いが連携できるようにそれぞれが計画を立てています。

まず、国では、平成27年に南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定しています。この中で、応援部隊の活動規模や緊急輸送ルート、防災拠点などとともに、自衛隊、消防や警察といった応援部隊が被災地へ進出する方法についても定めています。また、被災地には、道路や港を使うことが困難な場合、空からはヘリコプターで、海からは砂浜を使ってLCACと呼ばれるエアクッション型揚陸艇で進出することになっています。

進出する場所としては、例えば東部地域では、空からは室戸広域公園と市町村の防災ヘリポート、海からは東洋町の白浜海岸と安田町の安田川河口部が位置づけられています。幡多地域においては、空からは土佐清水市総合公園と宿毛市総合運動公園が、海からは土佐清水市の大岐海岸が位置づけられています。

こうした計画を踏まえまして、県では、平成28年に応急救助機関受援計画を策定しています。この中で応援部隊を受け入れる拠点や活動内容の調整に必要な事項を定めています。また、室戸広域公園をはじめ県内7か所を受入れ拠点として定めた上で、応援部隊の活動を災害対策支部が支援することとしております。

このように、国においても、県においても、

応援部隊が陸路を利用することが困難な状態にあっても、複数の方法で対応できるように計画を立てているところでございます。

次に、非常時の指揮系統を関係機関で共有することについてお尋ねがございました。

大規模災害が発生した際には、応急救助機関が集まり協議をする場として、県の災害対策本部内に応急救助機関受援調整所を設置することになります。ここでの調整に当たっては、各機関がそれぞれの立場で協議して決定することとしております。また、調整所で決定した各機関が活動すべき内容を被災現場の部隊の責任者に伝えた上で、指揮を執っていただくこととなります。

一方、県では先ほど申しあげました応急救助機関受援計画において、あらかじめ各機関が活動する地域や活動内容を時系列で定めております。このため、協議においても混乱なく意思決定をして、各機関で共有することができるものと考えております。

このような意思決定や情報の共有については、これまでも訓練を通じて確認をしてきておりますが、今後も引き続き訓練を繰り返すことで、より実効性を高めてまいりたいと考えております。

最後に、自衛隊などの応急救助機関の力量を平時から知っておくための取組についてお尋ねがございました。

災害対策活動を円滑に実施するためには、自衛隊や警察、消防などの機関が有する資機材や人員体制といった力量を平時からお互いに知っておくことは重要だと考えています。このため県では、大規模災害を想定した総合防災訓練や災害対策本部訓練などに応急救助機関の参加を求め、訓練を通じて各機関が相互に力量を確認しております。

こうした訓練に加えて、自衛隊や警察、消防

などで構成する応急救助機関連絡会の代表者会や担当者会を定期的に開催し、所有する資機材や活動実績を各機関で情報共有しています。

一方で、人事異動などにより代表者もしくは担当者の交代があったり、各機関の資機材の更新もございますことから、継続的な情報共有を通じてお互いを知り、顔の見える関係を築いていくことも重要だと考えています。このため県としては、大規模災害の発生時に的確に連携して対応できるよう、引き続き訓練や連絡会を開催し、各機関が相互に力量を把握できるよう取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君） まず、男女に関わる差別と区別についてのお尋ねがございました。

差別については、日本国憲法の第14条第1項において法の下での平等が定められており、性別により差別されないこととなっております。また、憲法で保障されている法の下での平等は、各人の違いを考慮に入れて、それに応じてひとしく扱う相対的平等であるとされております。相対的平等においては、例えば性別によって取扱いに違いがあっても、社会通念から見て合理的な理由があれば、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされています。

具体的にどのような場合に平等違反となるかどうかは、様々な観点から検討が必要なために、一義的に判断することは難しい面もありますが、こうした法の下での平等を理解しておくことは重要であると考えます。行政施策を進めていく上では、今後ともこうした正しい理解を持ちながら適切に対応してまいります。

次に、ファミリー・サポート・センターの状況と今後の展開についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、ファミリー・サポート・センターは、子供の保育所への送り迎えや

一時預かりなど、子育てを地域で助け合う市町村を実施主体とした相互援助の仕組みです。県では、市町村を支援するため、運営費に対する助成のほか、子育てを支援する援助会員の養成などに取り組んでおり、現在14市町に設置され、本年度中に新たに室戸市でも設置される予定です。

子育て中の家庭の中でも、特にIターンやJターンの移住者など、身近に親や親戚がいない場合は、子育てに不安を抱えやすいため、地域の方が子育てをサポートしてくれるファミリー・サポート・センターの役割は大変重要であると考えております。

他方、病児・病後児に対応できるセンターについては、実施をする条件に医療機関との連携体制の整備が求められているなど、県内で広く実施する上での課題があり、14市町のうちで3市町での実施にとどまっています。

このため、今後は仕事と子育ての両立といった子育て家庭の負担軽減につながるファミリー・サポート・センターの県内での普及拡大や、病児・病後児対応などの機能充実に向けて、市町村の取組をさらに後押ししてまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長（長岡幹泰君） まず、高校の魅力の磨き上げと地域の活性化についてお尋ねがございました。

高等学校において魅力化を図り、県外からの生徒を受け入れることは、地元の生徒にとっても多様な考え方や価値観に触れることになり、社会性や主体性、学びへの意欲の向上が図られ、高等学校の活性化につながるものであります。

また、県外生徒の中には、地域の資源や自然をフィールドとした学習を進めることを志向する生徒もおり、そうした生徒と地域住民の方々との交流や学習の機会がつけられることは、地域の活性化にも資するものと考えます。

本県では、現在県外から生徒を募集している県立高等学校が12校ございます。これらの学校の取組を広く全国にPRするため、本年度から、こうち留学と銘打ち、ユーチューブによる動画配信や県外会場で学校説明会を開催しているところでもあります。

一方、県外からの生徒募集を推進していくためには、県教育委員会や学校だけの取組では限界があり、生徒が居住する地元市町村の協力が必要不可欠でございます。

先日、議員からもお話にございました岩本悠氏を本県にお招きし、高校の魅力化に関する御講演をいただきました。その中でも、地域留学は高校だけでなく、地域、市町村も自分事として捉え、学校、地域、市町村が協働して取組を進めていくことが重要だと述べられております。県教育委員会としましても、高等学校と市町村との連携・協働をより一層進め、県外からの生徒募集や高等学校の魅力化に取り組んでまいります。

次に、教職員住宅の地域活性化等への活用についてお尋ねがございました。

県教育委員会が所管する教職員住宅について空室がある場合、これを移住者用住宅として活用することは、地域の人口減少対策にも資する有効な取組だと考えております。

このため、知事部局が策定した要領に基づきまして、平成20年度から教職員住宅についても市町村が行う定住促進事業等の移住者用住宅としての活用を進めており、本年度は須崎市と本山町に計3戸をお貸ししております。今後とも市町村から相談がございましたら、連携を取りながら積極的に対応してまいりたいと考えております。

(人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(中村剛君) まず、特定地域づくり事業協同組合の自治体の枠組み

を超えた区域への職員派遣についてお尋ねがございました。

特定地域づくり事業の制度は、単なる労働力の確保にとどまらず、地域内での起業や事業承継など、産業や地域活動の担い手の育成にもつながる取組であり、中山間地域にとって大変有効な制度であると考えております。

本県では、東洋町と馬路村で組合が設立されており、これまでに12名の移住者が職員として従事し、その後地元で就業された方も含め10名が地域内に定住されております。現在、これらの取組を好事例として、県内の複数の市町村において地域の担い手対策、移住対策として、組合設立の検討が加速しているという状況でございます。

組合の設立に当たりましては、派遣先事業者を一定数確保することが必要であり、小規模な自治体の中には生活圏域が一体となっている隣接市町村との連携、これを検討されている地域もございます。

一方で、議員御指摘のように、現在は制度上、生活圏域が一体であったとしても、区域外である隣接の自治体への職員派遣は認められておりません。中山間地域の実情を踏まえれば、見直しを検討いただくべき課題と考えております。

このため、この5月には本県をはじめ42道府県の知事により新たに設立されました特定地域づくり事業推進全国協議会を通じて、自治体の枠組みを超えた区域外の事業者への派遣が可能となるよう、国に対して要望を行いました。引き続き、今後の国の制度改正に向けた動向を注視しながら、必要に応じてさらなる提言を行ってまいります。

次に、集落活動センターの経済活動に対する支援についてお尋ねがございました。

一昨日立ち上がりました集落活動センター奥物部を加えまして、県内67か所となりました集

落活動センターでは、生活を支える取組だけでなく、特産品の製造・販売などの経済的な活動も幅広く展開されております。センターが経済活動により外貨を稼ぎ、その取組を継続、拡大させていくことは、住民の所得の向上や新たな雇用の創出など、地域全体の活性化にもつながる大変重要な取組であると考えております。

このため、県では、それぞれのセンターが行う経済活動に応じて集落活動センター推進アドバイザーを派遣し、事業計画の作成や事業実施に際し顕在化した課題に対するフォローアップなど、各フェーズに応じたきめ細かな支援を行うとともに、必要となる厨房などの設備整備、調理器具等の購入に対する補助も行っております。加えまして、こうした取組により開発された商品の販売機会を創出するため、AGRI COLLETTOでのセンターの特産品販売コーナーの常設や、とさのさとでの物販・交流イベントの開催など、販売拡大に向けた支援も行っております。

こうしたセンターの経済活動をより充実させるため、先月特産品の販売に関する意向調査を実施しましたところ、センターからは新商品を開発したい、県内外にも販路を拡大したいといった意欲ある意見が多く寄せられました。今後は、こうした声を踏まえ、産業振興推進部とも連携し、外商の基本やノウハウを学ぶセミナーへの参加や、売れる商品づくりに向けた専門家による伴走支援、さらには本県の外商拠点である東京銀座や大阪梅田のアンテナショップでの取扱いにもつながるよう、しっかりとサポートしてまいります。

(総務部長清水敦君登壇)

○総務部長(清水敦君) 職員住宅の地域活性化等への活用についてお尋ねがございました。

知事部局が所管している職員住宅につきましては、資産の有効活用の観点から、本来の用途に支障がない範囲で市町村等にも活用していた

だいております。

中でも、移住者の住まいとしての活用は、地域の人口減少対策の一環として重要であると考えております。そのため県といたしましては、定住・移住体験事業等に関する県職員住宅の利用要領というものを策定し、市町村と連携して移住者用の住まいとしての活用を進めているところでありまして、現在高知市、室戸市、いの町の3市町に計13戸をお貸ししております。今後とも、県職員住宅が所在する市町村の皆様との連携を密に行い、県職員住宅の有効活用を図ってまいります。

(水産振興部長濱田美和子君登壇)

○水産振興部長(濱田美和子君) まず、テングサやナガレコの減少原因の究明と対策についてお尋ねがありました。

平成27年以降、室戸地区におけるテングサとナガレコの漁獲量は、ともに急激に減少しています。このうち、ナガレコの減少は主要な餌であるテングサが減少していることによるものと考えられます。テングサの減少は、水温の上昇や栄養分の不足などが影響しているのではないかと考えていますが、現時点では原因の究明には至っていません。

全国の産地においてもテングサが減少傾向にあり、気象変動や黒潮の大蛇行の影響、ウニによる食害などが原因ではないかとの報告もありますが、本県と同様に原因は特定されておらず、有効な対策は講じられていない状況です。

テングサとナガレコは、室戸地区をはじめ本県の食文化に欠かすことのできない大切な海の幸です。他県での取組状況や国などの研究機関の専門家の意見をお聞きしながら、テングサとナガレコが減少している原因の究明と対策の検討を行ってまいります。

次に、県の働きかけにより、市場の整備に向けた協議を行うことについてお尋ねがございま

した。

産地市場は、地域の漁業を持続させ、漁業者が安心して生産活動を行うための重要な施設であると認識しています。しかしながら、県内の多くの市場は老朽化しており、特に室戸地域の市場は早急な対策が必要な状況となっています。

新たな市場整備に当たっては、令和3年度に施行された改正食品衛生法により、競り売りスペースを完全に閉鎖する必要があるなど、高度な衛生基準が求められており、多額の費用が見込まれます。一方で、室戸地域の主要な産地市場の開設者である高知県漁業協同組合の経営状況は、漁業者の減少などにより厳しさを増しており、新たな施設整備は大きな課題となっています。

漁業者が減少する中、将来にわたり産地市場を存続させていくためには、市場の集約など、今後の市場の在り方を幅広く検討することが求められます。そのためには、高知県漁協が主体となって、地域の漁業者や仲買人、地元自治体など関係者との協議の場を設定することが必要です。この協議の中で、公設民営を含む運営方法や、整備に係る財源などについても議論を重ねるべきであると考えています。

県としましては、こうした協議の場が速やかに設けられるよう関係者に強く働きかけ、老朽化した市場施設への対策が早急に講じられるよう、高知県漁協の取組を後押ししてまいります。

○17番（弘田兼一君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。第2問は、いたしません。

ジェンダーの質問の中で、私が父にこう言われたという話をしました。何でそういった話をするかといえば、やっぱり私も人格とかそういったものを人が形成するに当たって、家庭が一番大切じゃないかなという思いがあります。私の父は、私が大学4年のとき、今から45年前に亡

くなりました。いろんな話を、私の父は漁師でしたので、いつも家にいたわけじゃなくて、帰ってきたらいろんな話をしました。

最後に話をしたのは大学4年のときですから、おやじ、仕事が決まったよと、県庁に通ったという話をおやじにさせてもらいました。そのとき私のおやじがこう言いました。兼一、仕事は人の嫌がるものを進んでやれと。それから、もう一つ言われたのは、にこにこしてやれと、嫌がった顔をするなど、人はおまえを見ているから、そういったことでやれというふうに私は言われました。私の父は本当に普通のおじさんで、徳のある人でも何でもありませんけれど、そういったことを、45年前の話ですけれど、私は覚えていますが、そのとおりにしてはできていないんですけれど、そのようにせんといかんかなというふうに思いながら仕事もしてきたし、今の自分があると思っています。

ジェンダーの中で、男尊女卑の価値が最初にインストールされるのが家庭であるというふうなのがでていましたけれど、それも事実かもしれないんですけれど、やっぱり私は違和感を覚えます。家庭は、親は子供のことを立派に育てたい、幸せに育ててもらいたいと、そのようなことで一生懸命家庭でいろんなことを教えていきます。厳しいことも言います。優しいことも、厳しくも育てていきます。そういった中で家庭があるわけですので、県もいろんな施策をやっておられるんですが、そういったところも勘案していただいて、施策を進めていただくことをお願いいたしまして、私からの一切の質問いたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漢君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午後1時再開

○議長（加藤渚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

19番三石文隆議員。

（19番三石文隆君登壇）

○19番（三石文隆君） お許しをいただきましたので、まず初めに、知事のこれからの姿勢や思いについてお尋ねいたします。

2期目を迎えた濱田知事は、県勢の一層の浮揚に向けて、人口減少の克服をはじめ関西圏との経済連携の本格化など、1期目の成果を生かしつつ、真正面から挑戦されています。また、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった時代の潮流を先取りし、各施策を抜本強化しておられます。

さらに、当選後には桑名高知市長といち早く面会をするなど、県と高知市の連携を加速化されています。本年度の人事異動において2年ぶりに高知市との人事交流を行ったことも、意義あるものと考えます。本県の課題克服のためには、人口の半分を占める高知市と一体となった取組が不可欠であります。

今後、県知事と高知市長による定期的なトップ対談の実施など、県と高知市が新たな関係性を築いていくことを望みますが、今後の方向性について知事にお伺いいたします。

次に、人口減少対策において欠かせない重要なこととして、高知県の県民性について質問いたします。先日、中学校教員時代の教え子から、能登半島地震で被災した輪島市に炊き出しに行ってきたという報告を受けました。居酒屋を自営している教え子は、理解者、協力者を募り、申込みや食材の調達に奔走し、スムーズにいかないこともあったようですが、被災者を支援す

るのだという強い信念の下、実現までこぎ着けています。また、事前に輪島市から、避難所には高齢者が多いという情報を得た彼は、提供する食事の塩分量を控えるため何度も試作を繰り返したそうです。

当日、用意していた100食の牛丼、みそ汁、ブント、芋けんぴは飛ぶようになくなったとのことであります。帰り際に、しんどそうな方が、わざわざ立ち上がってお礼の拍手をしてくれたときには、喜びと感動で涙が止まらず、こちらが勇気や元気をもらったと話しておりました。

彼の行動から、私は真心と慈悲の心を持ち、世のため、人のために尽くすことの尊さを教えられました。そんな教え子を誇りに思うと同時に、その人生の1ページに関われたことは、教師冥利に尽きるものだと喜びが込み上げてきました。こんな、教え子のように情の深い高知県民ばかりなら、移住してみたいと思う人も増えることでしょう。

知事は、本県の人口減少対策のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略を策定されましたが、口を開けば不平不満を言う、人の悪口を言う、誰かのせいにする、そんな高知県民であっては、誰も高知に残りたいとは思いません。たとえ県外に出たとしても、サケが生まれた川へ帰ってくるという母川回帰など望めません。

知事が思い描く高知県民のあるべき姿とはどのようなものか、お尋ねいたします。

次に、県庁の職場環境について質問いたします。

総務省が実施した令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の結果が、令和5年12月に公表されました。地方公共団体の職員のメンタルヘルス不調による長期休務者は全国で4万4,764人、対前年5,367人増ということが明らかになっています。要因は様々あると思いま

すが、本県の県庁職員においても不調者数の傾向を懸念するところであります。

近年、様々な企業のリーダーが、よい職場環境をつくるために、哲学者の森信三氏の言葉、「時を守り、場を清め、礼を正す」を用いて、整理整頓、挨拶や返事をしっかり行うことなどを奨励しているという話を聞きます。私も、令和4年9月議会で、江戸しぐさの一つである、擦れ違うときに互いにさりげなく目で挨拶し合うなど、相手に対する思いやりの行動を県庁職員から実施してはどうかと提案してきました。小事は大事を生むという言葉があるように、小さなことであっても取組を続けることが肝要であります。

県庁職員一人一人が、心身ともに健康で、その能力を十分発揮できるようにするためには、メンタルヘルス不調に対して、その予防から再発防止までの各段階に応じて、計画的かつ継続的に対応することが求められます。

メンタルヘルス不調による長期休務者の推移や対策を副知事にお尋ねいたします。

また、職員の中には、県民からの電話対応に苦慮するケースもあると聞きます。接遇研修なども受けているとは思いますが、電話は相手の表情やしぐさを見ることができないため、誤解が生じやすく、勘違いや聞き間違いによって、言った、言わないのトラブルに発展することがあります。

既に民間企業においては、トラブル防止のみならず、電話対応での聞き逃し防止、オペレーターの品質向上などのために通話録音機能が活用されています。また、愛媛県庁では、数年前から電話対応に係る品質、県民サービスの向上及び業務の効率化を目的に、本庁舎代表電話、各課の代表電話などの通話録音を実施しています。さらに、令和6年4月からは、松山市立小中学校・幼稚園においても、電話機の通話録音

を始めたそうです。

本県においても、県民サービスの向上や業務の効率化のため、各課の代表電話などの電話機に通話録音装置を設置してはどうかと考えますが、総合企画部長の御所見をお伺いいたします。

次に、担い手の育成について質問いたします。

県は、県経済を持続的な成長につなげるため、各産業分野の構造転換や新たな価値の創出を図る、第5期産業振興計画を令和6年度からスタートさせました。この戦略の一つに、産業人材育成や担い手の確保などを進める、人材起点型戦略が位置づけられています。

新しい産業を創造するためには、次代を担う人たちに、自ら課題を見つけ、課題に向かってチャレンジしたり、他者との協力によって解決策を探求したりする力をつけていくことが大切であります。現在、教育分野において、起業家精神や起業家的資質・能力を有する人材を育成するため、起業体験活動を実施する取組が広がっています。本県でも、数年前から起業体験推進事業を通じて、日頃接する機会の少ない起業家との交流や、起業体験プログラムなどを実施しています。

将来の各産業の担い手育成のためには教育委員会との連携は不可欠であると考えますが、第5期産業振興計画においてどのように教育委員会との連携を図っていくのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

次に、人口減少対策について質問いたします。

県は、県政の最重要課題である人口減少への対応に向けて、市町村それぞれの実情に応じて、定住・移住の促進、子育て支援といった一連の人口減少対策を進めるための、人口減少対策総合交付金を創設されました。現在、各市町村ではこれを活用した抜本的な人口減少対策に着手しているものと考えます。ただ、この施策の主体は、あくまでも市町村であります。県が事業

主体になるわけではないため、ともすれば市町村に対するリーダーシップが取れないことが憂慮されます。

市町村それぞれの描いた計画が県の求める成果につながるよう、市町村をどのようにリードし、どのようにして実効性あるものに高めていくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

将来を担う若者が地域地域で魅力ある仕事に就き、生き生きと住み続けられるようにするため、また県外から高知を選んでもらうために、子育てしやすい高知をつくることは重要な鍵を握っています。今、県内の各市町村では、子供の給食費無料、医療費助成、さらに進学時に必要な制服やかばんなどの購入費支給など、サービスの提供に余念がありません。しかし、私は教育そのものをよくすることによって、教育定住や教育移住を考える人がいると確信をしております。

その成功例の一つが、高知市の中山間地域にある高知市立義務教育学校、土佐山学舎であります。この学校は、英語教育や地域を題材とした探究学習を基盤に、学力向上、人間性の形成や社会への貢献を促す実践を重ねています。そうしたことが認められ、令和4年度に第53回博報賞、文部科学大臣賞を受賞されました。現在、全国各地から視察が絶えない学校となっています。さらに、ここ数年、土佐山学舎に入学させたいという思いから、土佐山地域に移住する人が増えてきているとのことでもあります。

この成功事例は、とりわけ中山間地域の県立高等学校に参考になるのではないのでしょうか。生徒数が少ないため高等学校の維持・発展という点では深刻な問題ですが、子供たちの個性を伸ばし地域社会と関わる教育ができる点においては有利に働きます。中山間地域の高等学校は地方創生の核となるものであると言えますが、

肝腎の市町村が、県立学校の存続は県教育委員会のすることだと傍観しては、無責任極まりないというもの。今回の予算を活用し、中山間地域の市町村には、教育移住や高等学校の維持・発展にも大いに取り組んでいただきたいと考えます。

教育移住などに関する人口減少対策総合交付金の活用状況について人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

ここ数年、生徒数の減少に伴って、本県の県立高等学校の入試において、募集人員を下回る定員割れが続いている学校があります。今後の生徒数の推移を勘案しながら、定員を減らしていくべきであると考えますが、教育長にお尋ねいたします。

また、それと同時に、入試制度も改革していくべきではないでしょうか。例えば、岩手県は各高校の魅力化、特色化を一層進めるため、また生徒一人一人の適切な進路選択のために、学校ごとに選抜方法を変えるなど、改革を行うこととしています。入試改革に着手することは、本県の子供たちの学びがいかにあるべきか、また本県ではどのような子供を育てるかといった教育の根幹を議論することにもつながります。

県立高等学校の魅力化と、思い切った入試制度改革を一体的に進めるべきと考えますが、取組状況や今後の計画などについて教育長にお伺いいたします。

次に、親育ちについて質問いたします。

私が高知市内のいわゆる教育困難校に籍を置いていた当時、たばこ、シンナー、万引きなど問題行動が多発しており、警察に補導された生徒に多く接してきました。ほとんどの親は心配して飛んできて、我が子を抱きしめたり叱ったりしていました。ところが、何度連絡をしても自己都合ばかりを主張し、一度も迎えに来ない、そんな親もいました。親の背を見て子は育つと

言われるように、親は自らの行動を律し、子供に恥ずかしくないような行動をすることが大切であります。

教育基本法第10条第1項にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と示されています。基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、親やその他の保護者との触れ合いは重要な役割を果たしています。親の教育力の向上が、日本や高知県の未来に大きな影響を与えると一言しても過言ではありません。

県教育委員会では、何年間も親育ち支援事業を行っていますが、本事業の成果、課題をどのように捉えているのか、また今後の展開について教育長にお伺いいたします。

次に、家庭教育の充実について質問いたします。令和5年4月施行のこども基本法の基本方針の一つに、子育ては、家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子供も、家庭と同様の環境が確保されることと示されました。家庭は全ての教育の出発点であります。かつては、親同士や地域の人々のつながりによって、子供たちを地域の子供として見守り、育てるなど、地域において家庭教育を支える仕組みや環境がありました。昨今、核家族化、少子化などにより、こうした地縁的なつながりや人との関係が希薄化するなど、家庭を取り巻く状況が大きく変化しています。

現在、県ではこども基本法に基づき、こども計画を策定しています。このこども計画の重要な柱として、家庭教育の支援の充実を盛り込むべきであり、それを各市町村に範として示すべ

きであると考えますが、進捗状況と併せて子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

次に、教育の好循環について質問いたします。小中学校とともに全国トップの学力を維持している秋田県。私は、秋田の学力を支えているのは、半世紀以上にわたる幼児教育や家庭教育の取組が結実したものであると考えています。

本県でも、令和4年度から香南市において保幼小中連携モデル地域実践研究事業を実施しています。この事業は、まさに人づくりに資するもの、教育の好循環を生むものであると期待するところではありますが、現状について教育長にお伺いいたします。

次に、伝統技術等の伝承について質問いたします。

近年、性別や世代を超えた刀剣ブームが社会現象となっており、日本刀に注目が集まっています。日本刀は平安時代中期から作られ、数百年にわたって高度な技術と熟練した職人の手によって受け継がれてきました。日本刀と日本人との関係は古く、私たちが現代社会において日常会話で使っている表現の中にも、刀に由来する数々の言い回しがあります。例えば、せつぱ詰まる、目抜き通り、しのぎを削る、つばぜり合い、身から出たさび、とんちんかんなど枚挙にいとまがありません。それだけ日本人の生活の中に刀というものが身近な存在であったと言えます。

また、日本刀は戦場での重要な武器だけでなく、文化や歴史、技術、そして精神的な象徴であるといった理由から大切にされてきました。私も、日本刀はその刀身の線や曲線、刃文、鍛錬技術、さらには、つかやさやの装飾に至るまで、美しい工芸品としての価値を持っていると感じています。加えて、日本刀は鉄の芸術と言われ、世界的に高く評価されている美術工芸品であります。

四万十市に、佐竹勝則氏という刀匠がおられます。この方は、近年では数少ない備前伝の追求者で、その熟練された技術は佐竹丁子と称され、全国から注目されている存在であります。しかし、この伝統的な技術を引き継ぐ人がおらず、後継者問題が危機的状況にあるといいます。

県では、平成8年度以来、土佐の匠の認定を行っておられます。令和5年度段階で33の職種において129名の方が認定されました。認定された方々が、御努力により第一級の技術を習得されたこと、そして県内産業の基盤を支え、その振興に貢献されていることに心から敬意を表します。

昨年度の土佐の匠の認定式の様子を写真で拝見しましたが、会場に国旗、県旗を掲揚する、知事もしくは副知事にも出席していただくなど、もっと盛大に祝うべきであると考えますが、商工労働部長、どうか。

各地域において古くから伝承されてきた伝統工芸などの技術の保護、振興、普及の取組状況について商工労働部長にお伺いいたします。

また、県では令和3年度から20年間を目途として、高知県史の編さんを実施しています。伝統的な技能は文化や歴史の一部であり、失われることで貴重な遺産も失われる可能性があります。工芸技術などの無形文化財を次の世代へ確実に引き継ぐためにも、動画で残すなど、一刻も早く調査に取り組むべきであると考えます。

無形文化財に関する高知県史の編さん状況について文化生活部長にお伺いいたします。

次に、令和6年3月に策定された第3期教育大綱、第4期教育振興基本計画について質問いたします。

今回の改訂において、県は、第1期から掲げてきた2つの目指す人間像に加えて、多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人を掲げられました。3つ目を加えたことにつ

いては、社会の多様性が進む中、障害の有無や年齢、性別、文化的・言語的背景、家庭環境、地域事情などにかかわらず、全ての人が互いを尊重し、支え合って共に生きていく、ウェルビーイングな社会の実現を目指すことを意識したものであると理解しています。

とはいうものの、多様な個性や生き方が認められるからといって、何でも許される世の中になってはいけません。国家、社会の一員であるという帰属意識、つまりある集団に属している、自分がその一員であるという意識、感覚を持つこと、これが失われてしまえば集団や社会が成立しなくなります。どのように時代が変化しようとも、教育基本法の第1条、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という目的を見失ってははいけません。

国家及び社会の形成者である国民の育成に期することが、不易に当たるものであります。現に、令和5年6月に政府が閣議決定した教育振興基本計画において、「教育基本法の理念・目的・目標・機会均等の実現を目指すことは、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である」と明記されております。

県は、第3期教育大綱、第4期教育振興基本計画の基本理念を変更するに当たって、どのような議論をされたのか、また変更した意図について教育長にお伺いいたします。

本県の教育分野全般にも行政上責任を持つ立場にある知事に、私は教育大綱が策定されるたびに、その決意を伺ってきました。今回の教育大綱をどのような思いで策定されたのか、知事にお伺いいたします。

次に、教員の働き方改革の推進について質問いたします。

令和6年5月に中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」のまとめが示されました。世間では、教職調整額の引上げが話題になっていますが、私が愕然としたのは、教師が教師でなければできないことに集中できるようにするという観点から、平成31年に整理された3分類、14の取組が徹底できていないことであります。

この3分類の1つ目の、基本的には学校以外が担うべき業務について、例えば登下校に関する対応がありますが、地域や保護者の理解が得られないため、削減が難しいという結果になっています。2つ目の、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務については、例えば調査・統計等への回答等がありますが、これも進んでいません。ですから、現場の声を聞いてくださいなどと言われて、教育委員会が安易に調査することなどは厳に控えるべきであります。

3つ目の、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務について、例えば授業準備があります。教員からは、負担感が強いものの、やりがいや重要性は高いという結果が出ています。にもかかわらず、行き過ぎた授業時数削減が学校側に強いられております。

そもそも授業時数は、学校教育法施行規則で規定されています。最低授業時数と誤解されがちではありますが、それは昭和33年頃のことです。昭和43年改定以降は標準授業時数とされ、各学校や地域の実情に応じて柔軟に調整されるものと規定されております。

私も教員でしたから、授業の実態はよく理解しております。実際に授業をしてみると、議論が白熱して予定をオーバーしたりしてしまうこともあります。トラブルがあれば、授業を中断してでも問題解決に当たることもあります。だ

からこそ、学校現場は余裕を持たせて計画をして、教師も子供も多少のゆとりを持って学習に臨んできたのであります。仮に、予定の授業時間数に到達したから授業はしませんと言うような学校があれば、保護者や地域住民から不信感を抱かれること、間違いありません。

文部科学省は現場を知らないまま、机上の空論で語っているとしか思えません。大事なことはカリキュラムマネジメントの充実に努めること、県教育委員会もきちんとそのことを伝えるべきであります。

行き過ぎた授業時数削減は避けるべきであると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

今回、中央教育審議会から対応策の例も示されました。それを参考に、高知県も学校ばかりに改革をさせるのではなく、地域、保護者、警察、民間企業など広く働きかけることに力を入れるべきであります。

教員の働き方改革について、地域や保護者への理解促進にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、若年教員のサポート体制について質問いたします。県教育委員会は、本年度から若年教員のメンタルヘルス対策を強化するため、新たに心理士等の専門職相談員を配置し、学校訪問、面談による相談対応を行うとしております。私は、若年教員の中でも、特に県外出身の新卒新採教員に細心の注意を払うべきであると考えます。専門職がいまだに決定していないとのことでありますが、年度初めの大切なこの時期に、何の対策もせず、手をこまねいているとすれば、看過できません。

若年教員の悩みを聞き取り、適切な指導や支援につなげるようなサポート体制が構築されているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、部活動ガイドラインについて質問いた

します。令和6年3月に高知県部活動ガイドラインが改定されました。これによると、ここ10年間で生徒数は大幅に減少しているものの、部活動数はあまり減っていない現状にあります。学校現場からは、生徒数の減少に伴って教員数も減少している、限界に達している部活動があるが学校側が整理するとなれば反発が予想されるという声が聞こえてきます。

市町村教育委員会がリードして部活動を整理することが必要であると考えますが、現状について教育長にお伺いいたします。

次に、国旗・国歌について質問いたします。

私は、本年4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震の被害状況を知るため、4月30日に宿毛市、愛媛県愛南町などを回ってきました。宇和島市では、南予文化会館の天井が崩れ落ちたという話をお聞きしました。被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

その道中で、宇和島市、そして松野町の小学校に国旗が掲揚されているのを目にしました。愛媛県が国旗の常時掲揚をしていることは以前から知っていましたが、今回驚いたのは、宇和島市の小学校で、国旗のみならず、校旗も掲揚されていたこと、さらに松野町の小学校では、国旗、町旗、校旗が掲揚されていたことであります。それぞれの学校が何に基づいて教育をしているのか、どこに属しているのか、どういう学校であるのかを表明するために、国旗をはじめとする、市町村旗、校旗を常時掲揚することは極めて大切なことであります。

高知県内においては、県立高等学校では既に国旗、県旗、校旗を常時掲揚しています。また、本年度の総務委員会の出先調査で訪問をした香美市の中学校でも、3つの旗を常時掲揚していました。

市町村立の学校も、国旗はもとより、市町村旗や校旗も常時掲揚するよう、市町村教育委員

会に働きかけてはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、私立学校の国旗・国歌について質問いたします。私立学校は建学の精神に基づく独自性や自主性が認められておりますが、私立学校も公の性質を有するものであると教育基本法第6条に規定されております。だからこそ、国や県から補助金が交付されているのだと考えます。

令和5年度、県内の各私立学校に対して、国、県から補助金がどれだけ交付されたのか、文化生活部長にお伺いいたします。

学習指導要領は、全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために国家が定める教育課程の基準であり、私立学校もこれを基にして教えなければなりません。学習指導要領の特別活動の中に、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものと規定されているのですから、遵守しなければなりません。

私立学校の令和5年度の卒業式、令和6年度の入学式において国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況について文化生活部長にお伺いいたします。

昔から、人の言うことを無視して自分勝手に振る舞うさまを傍若無人と言いますが、身勝手な判断で国旗掲揚、国歌斉唱を否定し続ける、土佐中・土佐高等学校の行動こそ、傍若無人。教育に携わる者としてあるまじき行為であります。恥を知るべきであります。

前回の質問以来、未実施の土佐中・高等学校に、どのように働きかけをしてきたのか、また学校からの応答状況について文化生活部長にお伺いいたします。

私は、令和5年6月議会で、未実施の私立学校に対して、文化生活スポーツ部だけでなく、ぜひとも県庁全体で課題意識を共有して、解決に向けて取り組んでいただきたいと要請させて

いただきました。

昨年度までの文化生活スポーツ部長の意向を引き継ぎ、本年度になってからも県庁全体で課題共有を図られているのか、図られているとすれば、その具体的な内容や、県庁の幹部からどういった意見が出ていたのか、文化生活部長にお伺いいたします。

平成28年6月議会で当時の文化生活部長から、県は私立学校に対して教育に関する指導の権限は持っていないことになっており、要請という形にならざるを得ないとの答弁がありました。私立学校に対して県は要請しかできないとすれば、一体誰が指導の権限を有しているのでしょうか。

何度要請しても改善が図られないとすれば、未実施の学校に対する要請の仕方を抜本的に見直して取り組む必要があると考えますが、今後この課題にどのように取り組んでいくのか、文化生活部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、県と高知市間の新たな関係性についてお尋ねがありました。

県勢の浮揚を成し遂げるためには、あらゆる分野において県都である高知市との連携が不可欠になります。このため、これまでも県・市連携会議を定期的に開催いたしまして、県市の意思疎通を図りながら、例えば観光振興、南海トラフ地震対策など様々な課題に共に取り組んでまいりました。例えば、高知医療センターやオーテピア図書館の整備、本議会でも予算案を提案いたしております動物愛護センターの整備などは、県市連携の象徴的な成果、事業ではないかというふうに考えております。

本年度からは、県市連携を強化するため、人

的な交流を抜本的に強化いたしました。具体的には、新たに県市の副部長級の職員をそれぞれの要所に据えます人事交流を実施いたしましたほか、高知市の有識者会議に県幹部を委員として参加させております。

また、県政の最重要課題であります人口減少問題の対応に当たっては、より一層市町村との連携が重要になります。特に、県人口の約半数を抱えます高知市とは、実務面でよりきめ細かく意思疎通をしていくことが重要と考えております。

このため、先月には人口減少対策をテーマといたしまして、県市の部長級による情報交換会を実施して、人口ビジョンの見直しや交付金の活用策などについて率直な意見交換を行いました。こうした取組を通じまして、県市の職員同士の交流もより深まりつつあるというふうに実感をしてしております。

この夏に予定をしております県・市連携会議におきましては、県市がベクトルを合わせ、人口減少対策あるいは南海トラフ地震対策にしっかりと取り組むことを確認したいと思っております。あわせて、例えば消防や水道の広域化といった積年の課題についても議題に取り上げまして、具体的に前に進めるために、実効性の高い内容にしたいというふうに考えております。さらに、今後は、夏に行います県・市連携会議のフォローアップを行うという意味で、予算編成過程のしかるべき時期にトップ対談を実施するというところも検討いたしているところであります。

引き続き、県市の交流をより一層深めますことで、県市共通の課題の解決に向けまして、しっかりと連携を深めていきたいと考えております。

次に、高知県民のあるべき姿についてお尋ねがございました。

元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実

現していくために、私自身が思い描いております高知県民像は、大きく3つあります。

1つ目は、温かい心を持ち、お互いに支え合う県民です。四国山地と海に囲まれました高知県においでいただく方々は、古来たまたま立ち寄るというわけではなく、わざわざお越しをいただくお客様でした。このため、高知県民は県外からお越しの方々を人懐っこく、そして温かくお迎えしてきた文化があります。また、本県は、県民みんなが一つの大家族という高知家のプロモーションで言われますように、困ったときには地域でお互いに支え合う、思いやりと情の厚さを備えてきたというふうに思っております。

2つ目は、自由を愛し、多様性を尊重する県民であります。本県は自由民権運動の発祥の地でありまして、県詞である「自由は土佐の山間より」は、自由を愛し、多様な価値観を認める県民性を表しているというふうに考えます。また、高知県の県民性として、反骨精神が旺盛で進取の気性に富むとも言われます。これは、少数意見を尊重し、そして多様性に寛容な、そうした風土を育んでいるのではないかとというふうに思っています。

一方で、一部には男は仕事、女は家庭といった考え方が根強く残っている部分がありますけれども、元来、自由を愛し、多様な価値観を尊重するのが高知县人であります。必ずやこうした固定的な役割分担意識を乗り越えられるというふうに確信をしております。そして、性別や年齢にかかわらず、相手を一人の人間として受け入れ、個性を尊重する、そうした社会を築いていくことができるというふうに思います。

こうした社会を高知県がいち早く実現していくことで、多くの若者、特に女性が、たとえ一度は都会の自由な空気を吸った後でも、いずれ高知を選んでくれるようになるのではないかと

期待をいたしているところであります。

3つ目は、諦めず、挑戦する県民であります。高知県民は新しいもの好きで、まあ何とかありますろうという楽天的な性格だとも言われます。また、いごっそうやはちきんに象徴されますように、自分の信念にこだわり、頑固さを持つ人も少なくありません。高知県民のこうした性格が、何度失敗しても新しいことに挑戦し続ける力を与えてくれるというふうに思います。

高知県は今、人口減少問題、南海トラフ地震対策といった大きな課題に直面をしております。私は、県民の皆さんと心をつなげて、決して諦めず、こうした難局を共に乗り越えていきたいというふうに考えております。

最後に、今回の教育大綱をどのような思いで策定したのかとのお尋ねがございました。

私は、県政運営の基本姿勢として、共感と前進を掲げております。今回の第3期教育大綱を策定するに当たりまして、これを重視いたしました。具体的には、本県の教育を県民の皆さんから共感いただけるものとするために、昨年度次世代総合教育会議を初めて開催いたしまして、高校生から学校や教育の在り方への意見をお聞きいたしました。また、各地で県民の皆さんとの対話を重ねる中で、教育に対する御意見を数多く伺ってまいりました。

そうした中では、特に一人一人の興味、関心や目標などに応じて柔軟な学習ができるようにしてほしいといった声や、自分たちができる社会貢献を自分たち自身で考え、それを実施できる学校が理想であるといった声を若い世代からいただいたところであります。

このような声も踏まえて、今回の教育大綱では目指す人間像の一つといたしまして、多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人を新たに追加いたしました。

そして、これに向けた基本目標の一つに、豊

かな心の育成と多様性・包摂性を尊重する教育の推進を掲げております。この中では、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性、道徳性、社会性を育むことにも、私の思いを込めたところであります。

さらに、こうした基本目標を実現するための具体的な施策のレベルにおきましては、1人1台端末などを活用した個別最適な学び、他者と協力する協働的な学びの充実を図ることといたしております。また、子供たちが社会における課題を自ら探究し、解決・提案する学習、さらに規範意識・郷土への愛着などを育む道徳教育・ふるさと教育なども推進をしていくことを盛り込んでおります。あわせて、県政の最重要課題である人口減少対策を前進させるためにも、地域の産業や企業への理解を育むキャリア教育、県外から留学生を受け入れる取組などにも意を用いたところであります。

そして、これらの基本目標や施策などの進捗状況や成果を県民の皆さんにお示しするために、それぞれの成果の測定指標あるいは数値目標を設定いたしましたところであります。

私は、元気で豊かな、そしてあったかい高知を実現するためには、本県の教育が県内外の人々にとって魅力的なものとなるということが極めて重要であると考えます。魅力的な教育を推進し、それが県民の皆さんなどに広く行き届きますように、今回の教育大綱に掲げた施策の着実な実行に向けまして、県の教育委員会と共に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) メンタルヘルスの不調による職員の長期病休者の推移とその対策についてお尋ねがありました。

知事部局における、メンタルヘルスの不調によって1か月以上の休暇を取得した長期病休者

の数は、平成30年度の56人から令和になって減少し始め、令和3年度は44人にまで減少いたしました。しかし、その後は増加に転じ、令和5年度は73人、全職員数の2.1%となっております。

最近の特徴といたしましては、特に入庁3年以内の若手職員の長期病休者が増加をしております。また、中堅・ベテラン職員の再発による長期病休も依然として多い状況にあります。

若手職員に関しましては、周囲に相談できずに一人で抱え込みがちであることや、コロナ禍によりまして人とのつながりが薄くなっていたことなども影響しているのではないかと考えられます。このため、これまで行ってまいりました産業医と保健師による採用2年目の職員全員との面談に加えまして、今年度から先輩職員が職場内での不安や悩みなどの相談に日常的に応じる、新規採用職員をサポートするメンター制度を導入したところでございます。

また、再発をできるだけ抑えるために、職場復帰支援プログラムといたしまして、復帰前に職場環境を調整した上で、段階的に勤務時間を延長し、無理なく仕事に慣れていく仕組みを設けまして、職員に活用されております。このプログラムを医療機関でのデイケアなどと連携させることによりまして、よりスムーズな復帰につなげる取組も始めたところでございます。

さらに、風通しがよくストレスの少ない、働きやすい職場環境をつくるため、本県独自の職場ドックの取組を全庁で進めております。職員一人一人が参加し、自分たちで職場環境の改善を行うこの取組は、職場でのコミュニケーションを円滑にし、メンタルヘルス対策としても有効でありますことから、さらに充実をしてまいりたいと考えております。

メンタルヘルスの不調による長期病休者が一人でも減り、職員みんなが生き生きとやりがいを持って働くことができるように、こうした取

組の効果もしっかり検証しながら、様々な対策に取り組んでまいります。

(総合企画部長松岡孝和君登壇)

○総合企画部長(松岡孝和君) 各課の代表電話などに通話録音装置を設置することについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、通話録音装置の活用は、電話対応の質の向上のみならず、聞き間違いなどのトラブルの回避につながるといったメリットがあると考えます。

しかしながら、現在代表電話など一部では活用しておりますものの、当部を含め全庁的に見ますと十分に活用されていない状況にあります。通話の録音は、電話機にICレコーダーを外付けで接続することにより簡易に活用が可能ですが、全庁的にその活用方法が十分に知られていないことがその原因であります。

このため、総務部と協議を行い、ICレコーダーの接続マニュアルを作成し、各所属に設置を促していくことといたしました。こうした取組と併せまして、今後も県民サービスや電話対応の質の向上に取り組んでいく必要がありますことから、職員研修の実施などについても引き続き各部局と連携して取り組んでまいります。

(産業振興推進部長合田和穂君登壇)

○産業振興推進部長(合田和穂君) 産業の担い手育成のための教育委員会との連携についてお尋ねがございました。

高知県の産業を今後も持続的に発展させていくためには、本県の子供たちに将来担い手として本県産業を支え、盛り上げてもらうことが大変重要だと考えます。そして、これは県内への若者の定着につながります。

こうしたことの実現に向けては、議員のお話にありましたように、教育委員会との連携が不可欠と考えます。そのため、従前から各産業分野のキャリア教育に関わる取組を取りまとめ、

教育委員会を通じて学校現場に提供し、各学校の年間計画に反映していただいているところであります。

これまでも、例えば商工業分野では、企業見学やインターンシップのほか、高校生が県内企業の社員に働きがいなどを取材するインタビューシップなどを実施しております。また、1次産業分野や土木建設業分野では、出前講座や職業体験などに取り組んでおります。さらに、本県で起業を考えてもらうきっかけとして、起業家との交流や起業体験ワークショップといった取組も行っております。

また、本年度スタートした第5期産業振興計画においては、これまでの取組をさらに充実させるとともに、新たな取組として、工業高校の女子高校生と県内企業で活躍する女性エンジニアとが交流するイベントなども計画しております。加えて、本年度教育委員会が行う中学生のキャリア教育副読本「みらいスイッチ」の改訂に当たりましては、各産業部局が連携して協力することとしています。

今後とも、より多くの子供たちに将来本県のような産業分野で活躍してもらうことを目指して、教育委員会としっかり連携し、取り組んでまいります。

(人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇)

○人口減少・中山間担当理事(中村剛君) まず、人口減少対策について、市町村をどのようにリードしていくのかとお尋ねがございました。

人口減少対策総合交付金は、それぞれの市町村が地域の実情を踏まえた上で、創意工夫を凝らした取組に活用することを基本としておりますが、議員御指摘のように、その取組が県と方向性を同じくしているか、成果につながる道筋が的確であるかなどについて、県がしっかりとリーダーシップを発揮しながらサポートすることが重要となります。このため、市町村の事業

計画の策定に当たっては、担当課と産業振興推進地域本部が市町村と緊密に連携を図りながら、実効性を高めるための支援を行っております。

先般計画が承認された、ある市町村の具体例で申しますと、市町村から素案を受け取った後、担当課が首長や市町村担当者を訪問、あるいは県庁にお越しいただくなどして、2か月にわたり5回の協議を重ねた上で最終的な計画策定に至りました。そして、その際には、データ分析から事例やアイデアの提供、さらには地域のニーズに応じた事業案の磨き上げまで、計画づくりの各段階において、より効果の高い計画となるよう支援を行ったところでございます。

今後も、多くの市町村から交付金の活用希望が上がってくるが見込まれておりますが、県がしっかりとリードしながら、より効果的に活用していただけるよう取り組んでまいります。

さらに、こうした伴走支援に加えまして、今後は県が特に力を入れるべきと考える事業を政策パッケージとして提案し、成果につなげていきたいと考えております。例えば、中山間地域においては、結婚の希望を持ちながらも未婚の若者が多いことが、若年人口の増加に向けた大きな課題となっております。そのような方々が結婚の希望をかなえ、また出産や子育てに希望を持っていただくためには、県と市町村が協働して、出会いから結婚に至るまでのきめ細かな支援を行い、あわせて共働き・共育での推進により、全ての人が家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを行うことが重要となります。このため、こうした多層的な取組をパッケージとして市町村に提案し、推奨することにより、中山間地域の若者の希望をかなえ、婚姻数や出生数の増加につなげていきたいと考えています。

今後も、市町村と率直な対話を重ねながら、地域のニーズや課題を共有した上で、県がリーダーシップを発揮しながら、市町村と一体となっ

て若年人口の増加に取り組んでまいります。

次に、教育移住などに関する人口減少対策総合交付金の活用状況についてお尋ねがございました。

教育移住の取組については、例えば梶原町では、中学校と高等学校が連携し、地元中学校から地元高校への進学率を高め、あわせて高校の部活動や伝統文化継承活動の充実、大学進学実績の向上などに取り組むことで、町内外からの入学者の確保に成果を上げております。また、四万十町では、四万十高校が県外から生徒を募集する地域みらい留学に参画し、地域と連携した探究学習や特色ある部活動などの魅力化を推進することにより、生徒数の確保や地域の活性化を図っているところでございます。こうした教育移住の取組は、若年人口の増加に加え、地元の方が地域への誇りや愛着を持つことにもつながる、大変意義ある取組であると考えます。

今年3月に策定した中山間地域再興ビジョンでも、若者の増加を新たな柱に位置づけ、その10年後の目指す姿の一つに、多くの子供たちが地元で学びながら地域と関わり、郷土への誇りと愛着を育むことを掲げました。また、その実現に向けた主要なアクションプランとして、高等学校の魅力化や遠隔教育の推進などに取り組むこととしております。

一方、教育移住に関する人口減少対策総合交付金の活用状況は、現時点では東洋町が行う親子を対象とした山村留学の体験事業の実施1件にとどまっておりますが、複数の市町村から、地元高校が参画する地域みらい留学のさらなる充実に向けまして、受入れ施設の整備や在学中の住居費などの生活支援、また県外の生徒へのPRに交付金を活用したいといった前向きな声をお聞きしております。

引き続き、県と市町村が一体となって、各学校の取組と連動した移住施策を展開することが

できますよう、教育移住における本交付金の活用について積極的に提案を行ってまいります。

(教育長長岡幹泰君登壇)

○教育長(長岡幹泰君) まず、県立高等学校の入学定員の削減についてお尋ねがございました。

県立高等学校全日制の入学定員につきましては、高等学校が所在している地域の子供たちを受け入れられるだけの定員を維持することを基本として、これまでの高等学校の再編等により直近10年間で320人分を減じております。しかし、その間、中学校の卒業生数は1,200人以上減少しており、令和6年3月の入学者選抜では、全日制31校72科のうち、30校56科が定員割れとなっております。

また、将来推計では、中学校の卒業生数は令和14年までにさらに1,000人程度減少する見込みで、今後現状の入学定員数を維持することは困難であり、定員の削減は避けられないものと考えております。

入学定員数を検討する際には、その地域の生徒数の将来推計や近年の生徒の志願傾向、また地域の高等学校に対する考えなども配慮しなければなりません。あわせて、現在これからの高等学校の在り方についての検討を進めているところであり、それぞれの学校の特色なども考慮し、各高等学校の定員を分析、判断していきたいと考えております。

次に、県立高等学校の魅力化と入試制度改革の取組状況や今後の計画についてお尋ねがございました。

高等学校の魅力化、特色化は、中学生一人一人にとって、進学したい学校を選択する大きな決定要因となるものであります。少子化がますます進む中で、今後全ての高等学校で、中学生が入学したい、通いたいと思えるような魅力化、特色化の取組を一層強化していかなければなりません。

また、現在は全ての県立高等学校がほぼ同様の選抜方法で入試を実施しておりますが、各学校の魅力、特色に応じた入試制度への見直しも求められるところであります。具体的には、今後それぞれの学校独自の経営方針や教育活動に魅力を感じた中学生に一人でも多く入学してもらうためにも、生徒の資質や能力などをより多面的、総合的に評価できる入試制度を検討する必要があると考えております。

県教育委員会では、第三者委員会による県立高等学校の在り方検討委員会を設置し、高等学校の魅力化、特色化のほか、入試制度の在り方についても、委員の皆様方から具体的な意見をいただいているところであります。この在り方検討委員会での意見等を参考に、県立高等学校再編振興計画の次期計画も踏まえた上で、新しい入試制度を検討してまいります。

次に、親育ち支援事業のこれまでの成果と課題、また今後の展開についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、子供の心身の調和の取れた発達には、保護者との温かな触れ合いが極めて重要であります。このため県教育委員会では、保護者の子育て力を高めることを目的に、平成21年度から親育ち支援に取り組んでおります。具体的には、乳幼児の保護者を対象とした、子供への関わり方や基本的な生活習慣などについての研修を行ってまいりました。

こうした保護者向け研修の実施回数及び参加者数は年々増加し、コロナ前の平成30年度には年間117回、延べ3,186名の参加がございました。その後、コロナの影響により減少してまいりましたが、昨年度は79回、延べ1,769名の参加と、回復傾向にございます。また、各園独自の親育ち支援年間研修計画の作成にも取り組み、令和5年度の作成率は、県全体で取組を始めた平成30年度の38.7%から倍増し、77.3%となって

おります。

ただ、こうした保護者研修への参加者数はまだ十分とは言えず、特に研修への参加が難しい保護者へのアプローチが課題として残っております。そこで、親子の関わりについての啓発を行うため、子供との関わり方について記したクリアファイルを就学前の全保護者に配付し、また子育てに役立つコツを解説した動画の配信も行っております。

今後は、乳幼児期の教育の大切さについての理解を図るリーフレットも作成し、未就園児の家庭も含めて全ての保護者に広く啓発を行い、親育ちを支援してまいります。

次に、保幼小中連携モデル地域実践研究事業の現状についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、令和4年度から保・幼・小・中の一貫した教育、保育を推進することにより人づくりを進める、保幼小中連携モデル地域実践研究事業に香南市を指定し、実践研究を行っております。香南市では、園、学校、そして保護者、地域が、コミュニケーション能力、規範意識、自尊感情の3つの力の育成を掲げ、保・幼・小・中15年間で目指す子供の姿を明確にした取組を進めております。具体的には、4つの中学校区それぞれにおいて、全校種を貫く研究テーマを設定した合同研修会や授業研究を実施し、また清掃活動や防災訓練等の行事を通じて、子供と地域の方々との関わり合いを深めております。

その結果、令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、自分にはよいところがある、地域や社会をよくするために何かしてみたいの肯定的な回答が、県や全国の平均を上回る状態となっております。また、令和4年度における小中学校の各1年生の新規不登校児童生徒数が前年度より16%減少するなど、校種間の円滑な接続による効果が見られて

おります。

今後は、連携する園、学校合同の学校運営協議会を設定することなどを通して、さらに多くの保護者、地域の方々を巻き込んだ取組へと発展させていきます。あわせて、市町村教育長等が集まる研修会などの機会を捉えて、香南市の成果や仕組みを他の市町村にも広げてまいります。

次に、第3期教育大綱、第4期教育振興基本計画の基本理念についてお尋ねがございました。

今回の教育大綱、教育振興基本計画の策定に当たっては、昨年度知事と教育委員会で構成される総合教育会議において協議を深めてまいりました。また、その過程で様々な分野の有識者の方々との意見交換、そして若年、中堅の教職員や高校生、大学生といった方々との対話も重ねてきたところであります。

そうした中で、多様性や包摂性に注目することの重要性が社会においてより求められていること、あるいは子供たち一人一人の興味、関心や、目指すキャリアの方向性、学習の進捗状況、そしてそれぞれの背景、特性等の多様さに対応した教育、支援が必要であるといった趣旨の御意見をいただきました。こうしたことなども踏まえて、今般新しい目指す人間像を加えることに至ったところであります。

一方で、第1期から掲げる基本理念の、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人については、これまでどおり引き継いでおります。これは、議員御指摘のとおり、教育によって個人が自立し、また社会のつくり手となることを目指すことは、変わることがない不易のものであり、これからの時代においても共通し、むしろ一層重要な、目指す人間像の根本をなすものであると考えたためであります。

新たなものを加えた3つの人間像は、総合的に目指すことが重要であると大綱等においても明示しております。今後も、教育基本法の理念等もしっかりと踏まえながら、3つの目指す人間像を総合的に実現すべく、知事とも連携し、本県の教育大綱等に掲げられた政策等を着実に実行してまいります。

次に、授業時数の削減についてお尋ねがございました。

県教育委員会としましては、いわゆる働き方改革も含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現であると考えております。急速に変わっていく社会の情勢や、子供たちを取り巻く環境変化などに対応するためにも、教師は教職生涯を通じて新しい知識、技能等を学び続け、その資質能力の向上を図り、子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たすことが重要です。

そのような役割を果たすことを目指して、働き方改革等により創出した時間を活用することが必要であり、働き方改革の本来の趣旨をしっかりと捉えて、各取組を進めていく必要があると考えます。今般御質問いただいております標準授業時数に係る対応についても、まさにこの考えの下に実施をされるべきものと考えております。

まず、国からは、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成、実施している学校がある場合、指導体制に見合ったものとするなど、適切に改善を行う必要があることが示されております。それを受け、県教育委員会としても、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校については、点検し、計画を見直すことを助言したところであります。

いずれも、国、県ともに改善を促しているのは、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編

成している場合であり、単に授業時数の削減をすることを学校に求めているわけではございません。先ほど申し上げましたような教師としての役割を果たす上でも、また全ての子供たちによりよい教育を実現する上でも、適切な授業時数の設定が行われることが必要であります。

今後とも、授業時数の設定も含めて、教育課程の編成については、教師としての役割や、子供たちに必要な時間を提供するという学校教育の目的もしっかりと踏まえながら、適切な形で実施ができるよう、市町村教育委員会や学校にその趣旨を広げていきたいと考えております。

次に、教員の働き方改革に対する地域や保護者への理解促進の取組についてお尋ねがございました。

教員の本来業務である子供と向き合う時間を確保していくためには、学校や教師が担うべき業務を精査し、業務の適正化に取り組んでいくことが重要となります。これを実現するためには、教員の働き方改革に対する地域や保護者の御理解と、学校以外が担うべき業務への御協力が必要不可欠となります。こうしたことから、これまで小中学校PTA連合会の会合などで働き方改革への協力をお願いするといった取組を行ってまいりました。

また、学校運営に地域や保護者の方が参画し、連携・協働により教育活動の充実を図るコミュニティ・スクールの設置を進めており、そこで教員の負担軽減につながる取組も提案、企画されております。具体的には、地域学校協働本部などによる登下校の見守りや、校内清掃などの環境整備といった支援が継続的に学校で行われるようになっております。そのほか、学校閉校日や最終退校時刻を設定するなど、保護者の御理解を得ながら教員の働き方改革を進めております。

今後、働き方改革の取組状況や、地域の方々

が参画した働き方改革の好事例を取りまとめ、それぞれのPTA連合会等において紹介するなど、地域や保護者の方々の理解、協力につながるよう取り組んでまいります。

次に、若年教員の悩みを聞き取り、適切な指導や支援につなげるためのサポート体制の構築についてお尋ねがございました。

近年、特に若年教職員の精神疾患による早期退職や病気休職が多くなっており、若年者の不安や悩みを聞き取り、適切な指導や支援につなげる必要があると考えております。

このため、令和元年度から若年教員グループに先輩教員がつき、メンタル面のサポートを行うメンター制を取ってきております。また、本年度から新たに、小学校において初任者が学級担任を受け持った際に、授業づくりや人間関係等の相談を受けたり、代わりに授業を受け持つなどのフォローを行うサポート教員を19名配置しております。初任者からは、安心して教員としてのキャリアをスタートすることができたという声も聞いております。

加えまして、本年度から新たに心理の専門職を採用し、学校訪問などによる相談対応を行うことを予定しております。昨年度末から2度にわたり募集を行ってきたものの応募がなく、まだ採用ができておりませんが、県の心理士会をはじめ関係団体等にも人材の紹介を依頼しており、さらに広く募集を行うなど、一日も早く適任者を採用できるよう努めてまいります。

なお、市町村教育長や県立学校長に対しては、県外出身者の生活面でのサポートや、新規採用者のメンタル面のケアなどを依頼しております。また、県教育委員会事務局職員が全ての新規採用者との個別面談等を通じて悩みを聞き、適宜必要なアドバイスをする取組を進めております。

県教育委員会といたしましては、引き続き庁内関係課で構成する働き方改革推進プロジェク

トチームにおいて、若年教員のメンタル対策の進捗状況を確認するとともに、アンケート等により検証を行いながら、さらに効果的なものとなるよう取組を進めてまいります。

次に、市町村教育委員会の学校部活動への関与についてお尋ねがございました。

少子化の影響で生徒と教員の数が減る中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは大変難しくなっております。このことを背景として、国が部活動の地域連携、地域移行の方針を打ち出した令和4年度以降、県内でも部活動改革の取組が進みつつあります。

多くの市町村では、国の動向を踏まえ、市町村教育委員会がリードし、学校、PTA、地域のスポーツ団体等の関係者で構成する会議において、生徒や保護者の意見も聞きながら、それぞれの市町村や学校に応じた部活動の在り方などが協議されております。こうした議論の結果、県内では昨年度から本年度にかけて複数校による拠点校部活動や地域クラブ活動の数が徐々に増えるなど、具体的な進捗が見られるところでもあります。

一方で、部活動改革の取組は緒に就いたばかりであり、このような検討がまだまだ進んでおらず、対応に困惑している学校があることも承知をしております。県教育委員会としましては、市町村教育委員会が部活動改革をリードするよう、市町村訪問や会議への参加などを通して助言や支援を行ってまいります。

最後に、国旗や市町村旗、校旗の常時掲揚についてお尋ねがございました。

教育基本法には教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」ということを挙げております。また、これからのグローバル社会においては、子供たちが

我が国や郷土の伝統や文化、歴史についての知識と誇りを持ち、県内外や世界の中でこれを自信を持って語れるように育てていくことが重要であると考えます。

そのためにも、自らが生まれ育った地域や、我が国の歴史や伝統文化等を多角的な視点で眺め、理解する学びが必要であります。そうした学びの中で、我が国と郷土への愛着や誇りを育てていくものと考えます。

このため、第3期教育大綱でも、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人を目指す人間像の一つに挙げた上で、学習指導要領等に基づき、国旗・国歌についての理解を深め、これを尊重する態度を養う学習や、地域に根差した道徳教育やふるさと教育などを推進してきているところであります。

そのような中で、国旗のみならず、自らが生まれ育つ市町村の市町村旗や所属する学校の校旗について児童生徒の理解を深め、これを尊重する態度を養うことは、我が国や郷土の伝統や文化、歴史についての知識と誇りを持つことを目指した学習を進める上で、一定効果があるものと考えております。

そして、議員のお話にもございましたように、常時掲揚するなど日頃から国旗や市町村旗、校旗に接し、親しむ環境をつくることは、それらについて理解を深め、尊重する態度を養うに当たって有効であるとも考えております。

現在、全ての県立学校では、国旗、県旗、校旗を常時掲揚しております。市町村立学校につきましては、国旗、市町村旗、校旗の常時掲揚などの取組については、市町村教育委員会等において適切に判断、実施されるものであります。ただ、これまで国旗の常時掲揚についてお伝えをしてきたのと同様、今後市町村教育長の皆様方に対して、機会を捉えまして、本日の答弁内

容等も含めて本議会での答弁内容につきましてはお伝えをしていきたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇)

○子ども・福祉政策部長(西森裕哉君) こども計画への家庭教育の支援の記載と計画策定の進捗についてお尋ねがありました。

お話にございましたように、こども基本法第10条において、都道府県はこども大綱を勘案し、また市町村はこども大綱や県のこども計画を勘案して、それぞれこども計画を策定することが努力義務とされています。

こども大綱には、子供施策に関する重要な事項として子育て当事者への支援があり、取組項目の一つに家庭教育支援が位置づけられています。県としましても、保護者が家庭において子供の基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うこと、またそのために家庭教育の支援を行うことは重要であり、基本であると認識をしております。このため、こども計画には家庭教育支援の大切さをしっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

現在、県では外部有識者による検討会を立ち上げて議論を重ねており、パブリックコメント等の意見を踏まえ、今年度内に計画を策定することとしております。県計画の策定後は、広く県民の皆様にお知らせいたしますとともに、市町村のこども計画の策定支援を行いまして、県全体の子供施策の充実に向けてしっかりと取り組んでまいります。

(商工労働部長岡田忠明君登壇)

○商工労働部長(岡田忠明君) まず、土佐の匠の認定式についてお尋ねがございました。

土佐の匠は、県内産業における熟練技能者など様々な分野の優れた技能者を認定する本県独自の制度として平成8年度に創設し、これまでに土佐打ち刃物やサンゴ加工など数多くの方々を認定しています。土佐の匠の中には、認定を

きっかけにさらなる研さんに励み、卓越した技能者を国が表彰する、いわゆる現代の名工になられ、全国トップレベルの活躍をされている方々もおられます。

こうしたことから、本年度以降の認定式典では、議員の御指摘のとおり式典会場に国旗、県旗を掲揚するとともに、知事または副知事から証書を授与させていただくことで、今まで以上に厳粛かつ盛大に開催し、認定された方々がさらにレベルアップを目指していこうと思っただけのような式典となるように取り組みます。

次に、伝統工芸などの技術の保護、振興、普及の取組状況についてお尋ねがございました。

古くから伝承されてきた各地域の伝統工芸などの技術や技能を保護し、それらを振興、普及することは、技術の伝承のみならず、各産業のレベルアップにもつながるなど、大変重要なことだと認識しております。

伝統工芸は、国が指定する土佐和紙と土佐打ち刃物の2品目に加え、県が認定する土佐硯、土佐古代塗など11品目を対象に、平成26年度に創設した県の技術者承継制度を活用して、後継者の育成に取り組んでいます。この承継制度では、これまでに土佐和紙、土佐打ち刃物、土佐硯の技術者について、合計17名が長期研修を修了し、うち15名がその産業に従事しています。また、土佐打ち刃物では、香美市や土佐刃物連合協同組合と共に令和元年に鍛冶屋創生塾を設立するなど、地元市町村や業界団体とも連携し、後継者の育成に取り組んでいます。

こうした技術者が作り出した伝統的工芸品などの振興や普及に向けては、本県の技術力を国内外に情報発信する、ものづくり総合技術展での実物の展示をはじめ、令和4年度に作成した工芸品などを紹介するデジタルパンフレットを県のホームページなどで公開しています。さらに、高知市の日曜市への出店などにより、県内

外からの観光客にも積極的にPRしているところ です。

また、これからの時代を担う子供たちに対しては、先ほどお答えしました土佐の匠など優れた技能をお持ちの方々を地域の小中学校などに派遣し、物づくりの楽しさや魅力をリアルに伝える取組も行っています。

今後も、市町村や業界団体などと連携しながら、本県の伝統工芸などの技術や技能の保護、振興、普及に向けてしっかりと取り組みます。

(文化生活部長池上香君登壇)

○文化生活部長(池上香君) まず、無形文化財に関する高知県史の編さん状況についてお尋ねがございました。

県内にこれまで伝え残されてきた、刀剣の製作をはじめとする伝統工芸の技術は、本県の大切な無形の文化的財産であり、その技術を将来へ伝承することは、伝統工芸の保護につながるだけでなく、その歴史的な背景や特徴を理解することにより県民の皆様の郷土への誇りと愛着を育むことにもつながるものと考えています。

令和3年度から開始しました高知県史の編さんにおいては、これまでに各時代や分野ごとに、有識者の方々に構成する6つの専門部会を設置し、地域で守り残されてきた貴重な歴史や民俗に関する資料の調査を精力的に進めているところ です。また、来年度には新たに文化財部会を設置し、県内の様々な有形、無形の文化財の調査に着手する予定です。

こうした調査の実施に当たっては、高知県史編さん基本方針に沿って、できる限り動画や写真といったデジタルデータの形で資料を収集、保存することとしています。例えば、民俗の分野では、県内各地の祭礼調査の際に、地域の方から聞き取りを行うとともに、実際の祭礼の様子を動画や写真で記録しています。

議員のお話にありましたとおり、伝統的な工

芸技術などにつきましては、後継者不足といった課題があり、その調査が急がれるものと認識しています。今後、こうした無形の文化財の調査に当たりましては、各専門部会の委員の皆様のお意見もお聞きしながら、動画などのデジタルデータとして資料を収集、保存することで、将来的にはデジタルアーカイブとして公開するといったことも含め、貴重な技術や技能を次の世代に継承できるよう取り組んでまいります。

次に、令和5年度に県内の各私立学校に対して交付された補助金の額についてお尋ねがございました。

私立学校を設置している学校法人単位で、国からの補助金の額と県からの補助金の額を、法人の設立順にお答えいたします。

高知小・中・高等学校、国180万円余り、県5億200万円余り。土佐中・高等学校、国220万円余り、県5億4,100万円余り。土佐女子中・高等学校、県3億2,500万円余り。清和女子中・高等学校、県1億1,400万円余り。高知学芸中・高等学校、国280万円余り、県5億1,100万円余り。高知中央高等学校、県3億1,600万円余り。明德義塾中・高等学校、県3億7,100万円余り。土佐塾中・高等学校、国300万円余り、県4億1,600万円余り。太平洋学園高等学校、国70万円余り、県1億5,200万円余り。とさ自由学校、国70万円余り、県3,200万円余り。以上、10法人、18校の合計では、国1,100万円余り、県32億8,400万円余りとなっています。

次に、私立学校の令和5年度の卒業式、令和6年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況についてお尋ねがございました。

県内18の私立小・中・高等学校のうち、令和5年度の卒業式において、式場内での国旗掲揚、国歌斉唱のいずれも実施されなかった学校は、土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校でした。また、同じく令和6年度の入学式において

実施されなかった学校も、土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校でした。

次に、土佐中・高等学校への働きかけと、学校からの応答状況についてお尋ねがございました。

昨年の6月議会で三石議員の御質問にお答えいたしました以降、土佐中・高等学校に対しまして、前部長や私がこれまでに合わせて5回の学校訪問を行い、理事長や校長に対し、学習指導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施について重ねて要請を行ってまいりました。

まず、昨年8月、前部長が学校を訪問し、6月議会での答弁内容を説明するとともに、改めて実施の要請を行いました。校長からは、引き続き検討していく、校長に就任したばかりであり、1年間は様子を見させていただきたい旨のお話がございました。

また、昨年11月、前部長が訪問し、検討状況の確認と要請を行いました。校長からは、12月の理事会で話題として取り上げるとのお話がございました。

さらに、今年に入り、2月に前部長が訪問し、重ねての要請を行うとともに、12月の理事会での状況をお聞きしました。校長からは、12月の理事会で話題として取り上げたが、様々な意見が出た、今後も意見交換を続けていくといったお話がございました。

令和6年度に入りまして、4月には私が訪問し、昨年度の卒業式、今年度の入学式における実施状況や、就任から1年が経過した校長のお考えについてお聞きするとともに、実施の要請を行いました。校長からは、これまでと考え方は変わっていない、まだ機が熟しておらず、理事からも変えていくという意見は出ていない旨のお話がございました。

また、5月下旬に私が訪問し、理事長、校長

に対し、学習指導要領に沿って入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱を実施していただくよう再度要請を行いました。校長からは、理念は理解しているが様々な意見がある、引き続き検討を続けていく旨のお話がありました。

次に、県庁全体での課題意識の共有についてお尋ねがございました。

入学式、卒業式に国旗掲揚、国歌斉唱を実施していない私立学校に係る県庁全体での課題意識の共有については、昨年度前部長が庁議の場で詳細を説明しています。今年度に入り、庁議メンバーの多くが入れ替わったことから、6月の庁議において、再度私から学習指導要領の性質、学校教育における国旗・国歌の位置づけ、未実施校への対応状況などについて共有いたしました。

具体的には、学習指導要領は全国どの地域のどの学校においても一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準であり、法規としての性質を有するものとされていること、学校教育における国旗と国歌に関する指導は、児童生徒が我が国の国旗と国歌の意義を理解し、諸外国の国旗と国歌を含め、これらを尊重する態度を身につけることができるよう、学習指導要領に基づいて実施されるものであること、小・中・高等学校の学習指導要領の特別活動では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする定められており、各学校においては、公立、私立にかかわらず、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において国旗の掲揚や国歌の斉唱が指導されるべきものであること、入学式や卒業式は学校行事の中でも重要な意味を持つ儀式的行事であり、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるようにすることとされてお

り、こうした行事の中で、国旗を前にして、きちんとした態度で国歌を斉唱するという基本的なマナーを実践する場を確保することが求められていること、入学式や卒業式は国旗・国歌の大切さを教える貴重な機会であり、特定の学校の児童生徒のみがこの貴重な機会を享受することができないことは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではないこと、こうしたことを踏まえ、未実施校である土佐中・高等学校と清和女子中・高等学校には、学習指導要領に基づく生徒への適切な教育指導という観点から、国旗掲揚、国歌斉唱を実施していただくよう、継続して粘り強く要請を行っていることについて共有いたしました。

今回は、私からの説明のみにとどまりましたが、今後も機会を捉えて、全庁で課題意識を共有し、議論がなされるよう努めてまいります。

最後に、未実施の学校に対する今後の取組についてお尋ねがございました。

国旗掲揚、国歌斉唱を実施していない私立学校に対しましては、これまでも部長や担当課長が学校訪問を重ね、入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施について要請を続けてきたところです。これに対して、土佐中・高等学校からは、伝統として行ってきたやり方があり、これを変えて実施するという結論には至っていないなどの御説明があり、現在も実施されておりません。

こうした状況を踏まえ、先月中旬、担当職員が文部科学省を訪問し、県議会での質問や答弁の内容をお示ししながら、学校訪問の状況など、これまでの県の取組について御説明した上で、学習指導要領の法規性等について直接国の見解を確認してまいりました。

具体的には、県から、これまで入学式、卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱を実施していない私立学校に対して、学習指導要領は法規としての

性質を有するものであること、これは公立、私立を問わず適用されるものであり、私立学校においても学習指導要領に基づき、入学式、卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が指導されるべきであること、特定の学校の生徒のみがこうした機会を享受できないことは、教育の機会均等の観点からも望ましいものではないことなどについて説明し、学習指導要領に基づく適切な教育指導を行っていただくよう長年要請しているものの、実施に至っていない状況を御説明しました。その上で、学習指導要領の法規性についての国の見解をお聞かせいただきました。

文部科学省からは、学習指導要領の法規性については、平成11年7月に当時の文部大臣が、国旗及び国歌に関する特別委員会において、学習指導要領は学校教育法等の委任に基づき教育課程の基準として定められているもので、法規としての性質を有していること、国立、公立、私立全ての学校において適用されるものであることと答弁しているとおりでであるとの御説明をいただきました。

訪問した職員からは、学習指導要領にのっとった指導が行われていない私立学校があるという本県の実情を御認識いただき、このことに対して、適正な状態ではないとのお話があったと報告を受けています。

県としましては、改めて確認した国の見解なども踏まえ、未実施の学校に対して、今後も、学習指導要領は法規としての性質を有しており、私立学校にも適用されることや、教育の機会均等の観点からも実施が必要であることなどについて御説明し、何より生徒への適切な教育指導という面から、入学式、卒業式における国旗掲揚、国歌斉唱を実施していただくよう、引き続き粘り強く要請を重ねてまいります。

○19番（三石文隆君） それぞれ丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

特に、国旗・国歌未実施の土佐中・高等学校の課題について、県が文部科学省を直接訪問されて、これまでの県議会での状況を説明するとともに、直接学習指導要領の法規性に関する文部科学省の見解が確認できたと、こういう答弁をいただきました。

この文部科学省とのやり取りを土佐中・高等学校に報告すべきであると、私はそう思います。土佐中・高等学校に既に報告をされているならば、学校側からどのような応答があったのか、文化生活部長にお伺いをいたします。

先ほど、認定式の会場には、国旗、県旗を掲揚すべきであるという話をさせていただきました。式典のしつらえをする際に国旗掲揚に気づかない、そういうことがあれば、そういうことはこれ、教育の問題ですよ。そういう経験をされていないのではないかと私は思うんですね。そんな形で卒業していく土佐中・高等学校の生徒たちが哀れでなりません。そういう気がしてなりませんですね。学習指導要領に書かれているにもかかわらず、あえて実施しない土佐中・高等学校の傍若無人な振る舞い、このまま放置をしておくことはできません。

今回、文科省にもこのことを認識していただいたことは、大きな一歩であります。今後未実施の土佐中・高等学校の国旗・国歌の課題に、文科省との連携も含めてどのように取り組んでいくのか、改めて文化生活部長の御所見というものを伺いたしたい。2問です。

○文化生活部長（池上香君） 三石議員の再質問にお答えをいたします。

まず、文部科学省訪問後の土佐中・高等学校への報告と応答状況についてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、先月中旬に文部科学省を訪問した後、先月下旬に土佐中・高等学校を私が訪問いたしました。その際、学習指導要領における国旗・国歌の取扱いに関する資料

と、過去3年間の県議会における会議録を理事長と校長にお渡しをし、国旗掲揚、国歌斉唱の実施について改めて要請を行いますとともに、文部科学省を訪問し、学習指導要領の法規性などについて国の見解を直接確認してきた旨をお伝えいたしました。

校長からは、理念は理解している、法を守るようガバナンスをしないとイケないが、様々な意見があり、現状を変えるという判断には至っていない、引き続き検討を続けていくという旨のお話がありました。

次に、文部科学省との連携も含めた今後の取組につきましては、今回文部科学省に本県の実情を御認識いただきましたことから、引き続き適切な対応方法などについて御助言いただくとともに、学校に対しては、こうした助言も踏まえながら、学習指導要領に基づき、入学式、卒業式における国旗の掲揚と国歌の斉唱を実施していただくよう粘り強く要請を重ねてまいります。

○19番（三石文隆君） ありがとうございます。

何度も言いますがね、国旗・国歌というのは、どんな国でも大切に扱われているものですよ。国家にとって、なくてはならないもので、繰り返しになりますけれども、国旗・国歌の問題は、国際人を育むという視点からも、ぜひ県庁全体で課題意識を共有していただき、文部科学省からの助言を仰ぎながら、解決に向けて取り組んでいただきたい。今後とも土佐中・高等学校に対して強く働きかけをしていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤渚君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（加藤渚君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第11号まで並びに報第1号及び報第2号、以上13件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末223ページに掲載〕



請願の付託

○議長（加藤渚君） 御報告いたします。

請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

本請願は、請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末226ページに掲載〕



○議長（加藤渚君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日から7月4日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月5日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月5日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時52分散会

令和6年7月5日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 竹内健造君
 2番 戸田宗崇君
 3番 上治堂司君
 4番 桑鶴太朗君
 5番 土森正一君
 6番 榎尾絢子君
 7番 久保博道君
 8番 上田貢太郎君
 9番 今城誠司君
 10番 金岡佳時君
 11番 下村勝幸君
 12番 田中徹君
 13番 土居央君
 14番 横山文人君
 15番 西内隆純君
 16番 加藤漢君
 17番 弘田兼一君
 18番 明神健夫君
 19番 三石文隆君
 20番 畠中拓馬君
 21番 依光美代子君
 22番 大石宗君
 23番 武石利彦君
 24番 西森美和君
 25番 寺内憲資君
 26番 西森雅和君
 27番 樋口秀洋君
 28番 岡田竜平君
 29番 田所裕介君
 30番 橋本敏男君
 31番 坂本茂雄君
 32番 はた愛君
 33番 細木良君
 34番 岡田芳秀君
 35番 岡本和也君

36番 中根佐知君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 濱田省司君
 副知事 井上浩之君
 総合企画部長 松岡孝和君
 理事（人口減少・中山間担当） 中村剛君
 健康政策部長 中嶋真琴君
 子ども・福祉政策部長 西森裕哉君
 文化生活部長 池上香君
 産業振興推進部長 合田和穂君
 商工労働部長 岡田忠明君
 観光振興スポーツ部長 小西繁雄君
 農業振興部長 松村晃充君
 林業振興・環境部長 西村光寿君
 水産振興部長 濱田美和子君
 土木部長 荻野宏之君
 会計管理者 田村敬子君
 公営企業局長 澤田昌宏君
 教育長 長岡幹泰君
 人事委員長 門田純一君
 人事委員会会長 笹岡浩君
 人事務局長 刈谷敏久君
 公安委員長 高清水善弘君
 警察本部長 五百藏誠一君
 代表監査委員 岡林秀典君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島勝海君
事務局次長 梅森実君
議事課長 飯田志保君
政策調査課長 溝渕松男君
議事課長補佐 松岡宏尚君
主 幹 大川美千子君



議事日程(第5号)

令和6年7月5日午前10時開議

第1

- 第1号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第3号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第4号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

第10号 国道494号社会資本整備総合交付金(野瀧トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第11号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

報第1号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

請第1号 地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について

修正動議

議発第2号 第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

追加

第12号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案

第13号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案

追加

議発第3号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案

議発第4号 防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書議案

追加

議発第5号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案

追加

議発第6号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書議案

追加

議発第7号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書議案

追加

議発第8号 下水道の維持管理・更新における
ウォーターPPP導入に向けての
丁寧な対応を求める意見書議案

追加

議発第9号 企業団体献金禁止など、政治資金
規正法の抜本的な改正を求める意
見書議案

議発第10号 政治資金の高い透明性の確保を求
める意見書議案

追加

議発第11号 改定地方自治法における自治体へ
の指示権を濫用行使しないことを
求める意見書議案

追加

議発第12号 学校給食費無償化の早期実現を求
める意見書議案

第2 特別委員会設置の件

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（加藤漠君） これより本日の会議を開き
ます。



諸般の報告

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

知事から、清水総務部長並びに三浦危機管理
部長が病気のため本日の会議を欠席させたい旨
届出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があ
り、一覧表としてお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末261ページ〕
に掲載



委員長報告

○議長（加藤漠君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第11号まで並びに報第
1号及び報第2号並びに請第1号、以上14件の
議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

西森雅和危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機
管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につい
て、その審査の経過並びに結果を御報告いたし
ます。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案につい
ては、修正案が提出され、採決の結果、賛成少
数で否決されました。引き続き、原案につい
て採決の結果、全会一致をもって可決すべきもの
と決しました。続いて、第2号議案、第6号議
案、第11号議案、以上3件については全会一致
をもって、いずれも可決すべきものと決しまし
た。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」
のうち、動物愛護推進事業費について、執行部
から、高知市と共同で運営する動物愛護センター
の整備に係る建物の基本設計及び用地の造成設
計を行うための経費であるとの説明がありまし
た。施設の主な機能として、動物の適正飼育な
どの啓発の拠点、収容動物の譲渡推進の拠点の
2つを想定している。運営形態については県と

高知市が共同設置し運営する直営方式を想定しているが、飼育部門については委託の継続を含め今後検討していくこととしているとの説明がありました。

委員から、飼養環境の改善として治療室を設置することとなっているが、獣医師については何名体制とするのか、また役割はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、獣医師の体制についてはまだ固まっていないが、現有体制で臨むことを考えている。役割としての治療については、緊急的な処置などを行うこととし、本格的な治療が必要な場合は民間の動物病院に依頼することを想定しているとの答弁がありました。

複数の委員から、運営形態について直営方式とはどのようなものか、夜間まで治療が必要な場合などの対応は可能かとの質疑がありました。執行部からは、現在民間事業者へ委託している動物の飼い方相談や譲渡の手続等について、県と高知市の職員が対応することで、愛護に関する業務をワンストップでできるようにするものである。夜間などに継続観察が必要な動物を保護した場合には、民間に対応をお願いする想定であるとの答弁がありました。

複数の委員から、殺処分ゼロについての考え方、収容頭数が定数を超えた場合どのように対応するのかとの質疑がありました。執行部からは、殺処分については、環境省の指標でカテゴリー2に分類される、施設の収容頭数が少ないことによる殺処分をゼロにするという考え方である。収容頭数が定数を超えた場合の対応としては、安楽殺も選択肢に入るが、そうならないように譲渡ボランティアを増やすことや不妊、去勢をしてもらいやすい環境の整備等の取組を強化していくとの答弁がありました。

委員から、動物愛護センターの設置については、これまで様々な問題に対応しながら現在に

至っている。新たな施設に対する県民の方々の期待も大きいですが、県と高知市が計画している施設機能とのギャップが生じないように、関係機関との調整も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、行政とボランティア団体との意見交換会を行っており、その中で御意見もいただきながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、私学支援費について、執行部から、教育環境の充実や学校の魅力化などのプロジェクトを支援するため、ふるさと母校応援制度を創設し、1プロジェクト当たり50万円から200万円の範囲で定額補助するものであり、財源としてクラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用することとしているとの説明がありました。

委員から、プロジェクトの上限を200万円に設定した根拠は何かとの質疑がありました。執行部からは、これまでの本県のクラウドファンディングの実績や他県の事例などから実現可能な額として設定しているとの答弁がありました。

委員から、クラウドファンディングのシステムについて、2,200万円を集めるために事業者へ手数料として581万円を支払うことは非効率であり、このシステムを教育活動に取り入れることは教育予算の在り方としていかがなものか。プロジェクト案で例示している備品や図書の実充など、学校において最低限必要なものは、本来県の予算として確保すべきものではないかとの意見がありました。執行部からは、事業者へ依頼をすることで、クラウドファンディングのページ作成や広報戦略の助言等、専任の担当者のサポートが受けられる。また、当該事業は、教育環境の充実、学校の魅力化など、ふだんなかなか手が届きにくい部分について、学校で経費を

負担することなく実施できることなどのメリットがあるとの答弁がありました。

委員から、クラウドファンディングを実施する際には、学校において専任の職員を配置する必要があるが、今の多忙な学校現場の中で、事務負担を考えると再考の必要があるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、学校の手挙げ方式の事業であるため、実施を強制しているものではないとの答弁がありました。

別の委員から、1校につき幾つプロジェクトの申請が可能か、目標金額を超えて寄附があった場合の取扱いはどうなるのかとの質疑がありました。執行部からは、類似プロジェクトの乱立防止や達成できないプロジェクトの抑制の観点から1学校法人につき5つまでとする。目標金額を超えて集まった寄附金については全て学校にお渡しするが、実施計画に記載された内容に沿って寄附金を使用していただく必要があるとの答弁がありました。

次に、健康政策部の報告事項についてであります。

周産期医療提供体制の検討状況について、執行部から、昨年度秋以降の医師の急減や、来年度に向けての退職等によるさらなる医師の減少も懸念されることから、危機感を持って本年度集中的に議論を行うために、周産期医療のあり方検討会を設置した。主な協議事項は、現状の周産期医療体制についてと将来を見据えた周産期医療体制についてであり、これまで3回の会議を開催したとの報告がありました。また、今後も月1回程度の頻度で開催していき、議論を深め、年末までに今後の周産期医療の在り方について、一定の方向性を決定することとしているとの説明がありました。

委員から、分娩の取扱いを休止または制限した病院の助産師について、ほかの病院での活躍も念頭にあるのかとの質問がありました。執行

部からは、分娩を休止した病院の助産師に、適宜助産師を募集している医療機関の情報提供を行っているとの答弁がありました。

委員から、人口減少、少子化という大きな問題の中で、命に関わる出産に対する医師不足が起きている事態を全国的な課題として捉えたときに、県から国へ医師育成の問題も含めて提案を行う必要があるのではないかとの質問がありました。執行部からは、出産数が少なくなり人口も少なくなっている地域では、一定の集約化は産科医療の安全という観点から必要であるが、それを補う仕組みを同時につくっていかねば過疎化は進んでいく。安全な周産期医療の実現と併せて、地域の妊婦の気持ちも考え、支援の在り方などについて地方の意見を積極的に述べていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（加藤 漢君） 久保博道商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長久保博道君登壇）

○商工農林水産委員長（久保博道君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、請願についてであります。

「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」であります。

執行部から参考説明として、カーボンニュートラルの実現を目指していく中で、原子力発電への依存度を低減するためには、再生可能エネ

ルギーの主力電源化を進めていくことが重要だと考えているが、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた様々な課題の解決には一定期間を要することが見込まれているため、電力の安定供給の重要性を考えると、当面の間は原子力発電も活用せざるを得ないものと考えている。原子力発電の稼働に当たっては、安全に絶対はないという認識の下、四国電力に対して、万全の安全対策を講じていただくよう求めているとの説明がありました。

委員から、本年4月に中央構造線を含む南海トラフ地震の想定エリアで地震が発生する中、県は伊方発電所の地震に対する危険性や、プルサーマル発電の危険性を認識しているのかとの質疑がありました。執行部からは、県では地震やプルサーマル発電のリスクにしっかり備えていくことが重要だと考えている。事故が起きた場合の危険性は認識しており、伊方発電所の再稼働に際しては、四国電力と何度も勉強会を行い、安全性を確認してきたとの答弁がありました。

別の委員から、四国の状況として、自然エネルギーのみで電力の安定的な供給ができるのかとの質疑がありました。執行部からは、太陽光発電や風力発電は常に発電しているものではなく、現状では安定性に欠けるとの答弁がありました。

別の委員から、能登半島地震により志賀原子力発電所にも影響があったと聞くが、安全確保のため四国電力にどのような対応を求めているのかとの質疑がありました。執行部からは、能登半島地震については、原子力規制委員会で1年程度かけて検証していくと聞いているので、新たな対策が必要との知見が出てきた際には、県としてもしっかりと四国電力に対応を求めているとの答弁がありました。

別の委員から、再生可能エネルギーによる電

力の安定的な供給が不十分である現段階においては、電力の安定的供給、経済的影響、将来の技術的進歩といった観点から、即時の運転停止には反対であるとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

林業振興・環境部についてであります。

希少植物等保全対策検討委員会の概要について、執行部から、四国カルスト県立自然公園施設の再整備に関して、当該自然公園における希少植物の保全や取り巻く環境を踏まえた今後の取組を検討するために検討委員会を設置し、昨年6月から検討を行ってきた。今年度の検討委員会では、探勝路利用上の安全対策、植生回復調査等、利用者アンケートの実施、火入れ、草原の保全に関する取組などを協議しているとの説明がありました。

委員から、探勝路ができたことによる希少植物への影響について、どのように外来種を防ぎ希少植物を保全していくのかとの質問がありました。執行部からは、外来種の侵入に備えモニタリング調査を実施しており、また火入れや草刈りにより希少種が生えてくる環境が整うという検討委員会での意見もあったので、津野町と共に維持・保全の取組を検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、多くの人が探勝路を利用することによって、環境へのリスクが高まった場合には、中止や廃止を考えているのかとの質問がありました。執行部からは、探勝路があることによって再び希少植物が失われることがないかモニタリング調査を続け、検討委員会で検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、探勝路により動物の生態系への影響は生じていないのかとの質問がありました。執行部からは、動物への影響については、県道四国カルスト公園縦断線渋滞対策検討委員会において、工事による希少動物への影響はないと

報告があり、検討委員会でもその旨を報告したとの答弁がありました。

さらに、委員から、草原の保全のためにも火入れはしなければならないので、消防団や津野町と連携して早急に取り組んでいただきたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君） 土森正一産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長土森正一君登壇）

○産業振興土木委員長（土森正一君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第10号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

土木部についてであります。

第10号「国道494号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」について、執行部から、当初の想定より地質が脆弱であったため、掘削断面の安定を図るための工法を変更することなどに伴う契約金額の増額と、あわせて完成期限を変更しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、今回の変更契約を締結した後も、新たな変更契約の締結は想定されているかとの質疑がありました。執行部からは、今回の延長後の工期での完成が難しいことが見込まれるため、9月議会において繰越明許費の予算を計上する予定であり、また、トンネルを掘削している中で、今後も工法などの変更による変更契約を見込んでおり、金額によっては12月議会に議

案を提出することとなるとの答弁がありました。

さらに、委員から、変更内容についてはどういったものが想定されているのかとの質疑がありました。執行部からは、トンネルの掘削の断面の変更による支保工の変更や、労務費の上昇などに伴う単価の見直しなどが主になるとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君） 三石文隆総務委員長。

（総務委員長三石文隆君登壇）

○総務委員長（三石文隆君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案については採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。続いて、第3号議案から第5号議案、第7号議案から第9号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、全日制高等学校運営費について、執行部から、高知の将来を担う児童生徒を応援することを目的として、県立学校が実施する教育環境の充実や、学校の魅力化に資するプロジェクトに対して、ふるさと納税での寄附を募る高知県プロジェクト型ふるさと母校応援事業を実施するものである。計6プロジェクト程度の提案を見込んでおり、各学校の事業計画を審査承認後、クラウドファンディングを行い、目標額達

成後にプロジェクトを実施するものであるとの説明がありました。

委員から、今回クラウドファンディングで事業を実施することのだが、県内の公教育を充実させるためには県の教育予算を増やすことが基本ではないか。学校の魅力をアピールすることはよいと思う一方で、学校による格差が生じないか懸念されるがどうかとの質問がありました。執行部からは、教育予算についてはしっかりと要望していく。学校による格差については、各学校でどのようなプロジェクトを検討し発信していくかを教育委員会としても支援していくとの答弁がありました。

別の委員から、この事業で成功事例をつくってもらい、ほかの学校へ横展開ができればと思う。プロジェクトの企画が大事であるが、高校魅力化コーディネーターと本事業との関わりはどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、本事業は高校魅力化コーディネーターがいる学校に限ってはいないが、コーディネーターがいる学校では、コーディネーターの企画力も生かした計画にしていただければと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、総合企画部についてであります。

とさでん交通の令和5年度決算等について、執行部から、コロナの5類移行による観光客等の人流回復や経費削減等により純損益は5年ぶりの黒字決算となっている。営業損益は赤字ではあるが昨年度と比較して改善しており、経費削減といった経営努力の効果が出てきている。県としても、経営安定に向けて沿線市町と連携するほか、運転士確保にも、とさでん交通と連携して取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、とさでん交通の努力が見える決算となっている。一方で、運転士不足に対する処遇改善の課題についてはどう考えているかとの

質問がありました。執行部からは、処遇改善については、バス事業等の赤字が大きいことから、バスの運行に係るキロ当たりの補助を引き上げて、赤字部分の圧縮ができるよう支援を強化している。また、運転士確保に向け、今年度は県外から移住して就職される場合に係る引っ越し費用の支援も実施しているとの答弁がありました。

委員から、公共交通をどうしていくかについて、10年、20年先を見据えた議論をしていってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、住民の足を守り、まちづくりにどう生かしていくかについて、沿線の市町も関わって議論していくことが大切だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、これまでも市町とは予算の確保等の協議を行ってきたが、路線の再編計画なども踏まえて今後の在り方等についても議論していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域では、不採算ということで既にバスの便がなくなっているところもある。中山間地域も含めた公共交通をどうしていくのか、しっかりと議論をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、総務部についてであります。

指定管理施設の利用料金見直しの検討状況について、執行部から、近年の物価高騰や賃金上昇の影響により指定管理施設の支出が増加しており、職員の処遇改善をしながら安定的に施設を運営していくため、利用料金の見直しによる収入確保を検討している。個々の指定管理者と協議を行って料金を決定し、9月議会で条例改正の議案を提出したいと考えているとの説明がありました。

委員から、利用料金が値上げされることでの入場者減などの影響についてはどのように検討しているかとの質問がありました。執行部から

は、なるべく利用者の負担感が大きくならないような料金設定をしていきたい。また、料金に見合うサービスが提供できるよう、施設の魅力化について指定管理者と連携して取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、指定管理施設を持続していくためには職員の処遇改善も必要である。利用料金の見直しや施設の魅力化と併せて、処遇改善についてもしっかりと議論をしてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



修正動議、提出者の説明（議発第2号）

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対し、塚地佐智議員ほか5名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたします。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末227ページに掲載〕

○議長（加藤漠君） ただいま御報告いたしました第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する修正案を、本案と併せて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君） 日本共産党の細木良です。

私は、今議会に計上されています議発第2号「第1号令和6年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」について、提案理由説明を行います。

教育環境の充実や魅力ある学校にしていく取組は大いに賛同するものです。問題点は、その原資がふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングが適当であるのかということです。

今回、県が提案しているクラウドファンディングは寄附型です。実現したい計画を掲げ、目標金額を設定して募金を呼びかけるものですが、ふるさと納税のような返礼品はなく、また全国的に取組が急増していることから、目標額の達成はハードルが高くなっていると言われております。様々苦勞して取り組んでも目標額に達しなければ、全て支援者に返金することになります。

また、目標額の達成には、必要金額の20.9%という高額の手数料を加えた額の支援金を集めなくてはなりません。最低手数料は消費税込みで22万円となり、県が示す最少の50万円のプロジェクトでは、72万円を集めなくてはなりません。子供たちが手数料ビジネスに動員されているとの指摘もあります。

各学校から出された夢のある取組を進めること、学校ごとの課題解決に取り組むことは大いに応援したいと思います。それならば、一般会計経常経費の予算として組むべきです。決算カードで見ると、県の教育費は2010年代半ば、県財政の24%に迫る規模でしたが、2022年度は19.0%まで低下し、金額で建設事業費を除いても36億円減少しています。少子化、人口減に直面しているからこそ、教育の充実に力を注ぐべきです。50万円から200万円で解決できるならば経常経費の予算を組むべきです。

今、県の教育行政最大の課題の一つは教員不足です。教職現場の苛酷な勤務実態が明らかになる下で、先生になる夢を諦める、また実際に体験し離脱する若者が増えていることです。そうした現場に、魅力を伝えるためのデザイン、キャッチコピー、映像を活用したウェブページの制作など、新たな業務を持ち込むことにもなります。また、目標が達成できなかった場合、落胆する子供たちへのフォローも必要です。子供たちの成長を支えるとともに、不登校、いじめなどの対応すべき課題が山積みする教育現場

に、こうした新たなプロジェクトを持ち込むべきではありません。

教育の充実をクラウドファンディングに頼るやり方は、公共の概念を掘り崩す危険性も持っています。昨年、豊富な展示物で多くの国民を魅了する国立科学博物館が、コロナ禍での来場者減に光熱費や資材の高騰が重なり財政が逼迫しているため、クラウドファンディングを始めたことが話題になりました。この背景には、運営費について公費収入に頼らず自己収入の確保に努めよという国の方針がありました。公的施設も自己責任で運営せよという流れと軌を一にするものではないかと強く危惧します。

今後、教育充実への声が、自ら資金調達せよという声にからめ捕られ、その結果、あの学校では幾らの資金を獲得したなどと、学校や教員の資金獲得能力が競わされ、一段と学校が疲弊していくことに結びつくことになるのではないのでしょうか、大いに危惧するものです。

クラウドファンディング導入が学校運営にどのような負の影響を与えることになるのか、どのような検討をされたのかも示されていません。この取組は第4期高知県教育振興基本計画にも入っていませんし、県のホームページで確認した範囲では教育委員会でも議題となっていない。

以上、教育現場に新たな負担をもたらすとともに、公教育に自己責任論と分断をもたらすクラウドファンディング導入は到底承服しかねます。県の教育予算の一層の充実を求め、修正案の提案理由説明といたします。(拍手)



討 論

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案並びに請願に

ついては、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」の請願に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

31番坂本茂雄議員。

(31番坂本茂雄君登壇)

○31番(坂本茂雄君) ただいま議題となりました請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」、紹介議員の一人として賛成の立場で討論させていただきます。

今年1月1日16時10分、能登半島の珠洲市を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。そして、今回の地震で観測された最大震度7及び地表面での最大加速度2,828ガルは、震央から約60キロ離れた志賀町富来の地震計で志賀原発から11キロに位置するところでした。その結果、志賀原発では変圧器と外部送電線など多くの損傷が報告されました。

そして、4月17日23時14分には、震度6弱を記録した豊後水道の地震で、四国電力伊方原発3号機は発電機の出力が2%低下し、典型的な半島部の原発であり、伊方は大丈夫かと思わざるを得ませんでした。

そのような状況の中で、今回の地震が来る前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願書が提出されたのは、伊方原発と隣接する本県民にとっては当然の行動だと思います。

しかし、所管の商工農林水産委員会の請願審査の質疑では、執行部も、地震が起きて原発が停止したり核燃料が漏えいしたら、当然危険性があるのが原発だと認識していると答弁してい

るにもかかわらず、反対する議員からは、請願に対して理解は示すものだが、安定供給、経済性、技術の進歩の点からいっても、原発の役割の重要性は大きいとの理由で、地震が来る前の停止を求めることに反対の意思を表明されました。

そこで、まず安定供給、経済性、技術の進歩の前提である安全な稼働が伊方原発3号機には期待できないことについて指摘させていただきます。

請願理由にもあるように、伊方原発3号機は、地上300メートルの高さまで爆発した福島第一原発3号機と同じプルサーマル発電を行っていること自体が、ほかの原発よりも安全性が低く、災害リスクを伴っているということです。従来の原子炉で使うウラン燃料と、伊方原発3号機で使うウランとプルトニウムを混合したMOX燃料では、危険性が大きく違います。それは、従来からの原発がウラン燃料用に設計されているのに、経済性を優先して改造コストを省いて、原子炉の構造は変えず、製造費の高いMOX燃料集合体の数は抑え、MOX燃料のプルトニウム含有率をできるだけ大きくし、一度に燃やせるプルトニウム量を多くして、MOX燃料の製造、輸送、貯蔵等の工数を減らし、コストを抑え、手間も減らすというような変則的な使い方、数々の危険性を生んでいるのです。

プルトニウムはウランと比べて核分裂しやすく、その分制御棒の利きが悪くなり、また核分裂時に発生する中性子の数は、プルトニウムのほうがウランより多く、その分反応が進み、ここでも制御の難しさが生じることとなります。

燃料製造も困難、作った後の燃料特性も悪化し、安全余裕を低下させ、事故のきっかけを増やし、放出する放射性物質のアルファ線で15万倍、中性子線で1万倍、ガンマ線で20倍となるもので、事故が起きたときの危険性は通常の原

発とは比較にならない危険な原発が伊方で稼働しているのです。

安全という前提が維持できない中、伊方原発3号機の使用済みの核燃料の再処理とMOX燃料の加工を委託してきたフランスやイギリスで、設備の更新や改修、工場閉鎖などによって伊方原発3号機のプルサーマル発電は、運転状況や燃料の運用によって変動の可能性があるものの、今年7月には中断する見通しだということです。これで伊方原発3号機は安全に安定供給されているのかということでもあります。

そして、止めることのできない地震などの自然災害が頻発化、凶暴化することによって、その安全性が奪われつつあるにもかかわらず、福島原発事故に続く原発災害の被災地にならなければ止めることはできないのかと問わざるを得ません。

能登半島地震では、複数の活断層の連動による大地震の発生によって、原発の安全性を直撃する問題が幾つも明らかになり、事故時の監視システムとしてのモニタリングポストが機能しなかったことや、避難道路の崩落も起き、地震による原発事故が起きれば、ひとたまりもないことが改めて明らかになりました。

国の原子力災害対策指針は、原発から5から30キロ圏内は住民などが比較的容易に取ることができる対策として、屋内退避を掲げていますが、今回の能登半島地震では屋内退避ができない場合が存在することも明らかになりました。まさに、能登半島地震でも想定外の活断層の連動があり、地震はいつどこで起きるか分からないのに、原子力事業者は分からないことを、ないことにしてきたのです。

改めて問題視される半島からの避難について、龍谷大学の島堅一教授は、原発が立地するのは半島やへき地が多い、政府が指針で立地周辺が低人口地帯であることを求めたからだ、エネ

ルギー政策で、インフラが不十分で逃げにくい場所を選び、差別的にリスクを押しつけてきたと、原子力政策の構造的な問題を指摘しています。

震源地の珠洲市に原発の建設計画が持ち上がったのは1975年のことで、長い長い反対運動の結果、2003年12月に計画が断念されました。今回の地震で計画予定地だった高屋地区ではほとんどの住宅が倒壊し、陸路、海路ともに通行不能となりました。もしここに原発があったら福島原発と同じ事故が起きていたのではと言われています。

福島原発事故の際に爆発で飛び散った放射性物質のストロンチウムが、福島原発から250キロ離れた横浜のビルの屋上まで飛散していたことがありましたが、高知県は伊方原発から250キロ圏内にすっぽり入ります。私たちもそうなるまで、南海トラフ地震と中央構造線断層帯地震の危険性を抱えた伊方原発を稼働させ続けるのでしょうか。このような事態が起きたときに、請願に反対される皆さんは、想定外だったと言えるのでしょうか。

さらに、稼働停止に反対される皆様が理由とされる経済性と技術の進歩も破綻していると思われまます。世界全体で原子力設備が老朽化し、廃炉が進む一方、新設は建設費高騰と遅延により遅々として進んでいません。また、再稼働についても、運転延長が認められた高浜1、2号機、美浜3号機や伊方原発でも、1キロワットアワー当たりで高くなっていると思われまます。

一方、再生可能エネルギーは飛躍的に拡大し、コストも急激に下がり、今や最も安いエネルギーとなっています。2023年末に行われたCOP28では、2030年までという短期間に世界全体の再エネの設備容量を3倍増にするという国際合意が圧倒的多数で合意されたほどでした。

世界が再エネ、特に太陽光発電と風力発電の

急拡大へと加速しているのに対して、日本で停滞しているのは、電力の安定供給のためという原発回帰の方針によって政府が妨害しているために、再エネ抑制の動きが強まっているからにはかなりません。本気で脱炭素社会を目指し、脱原発依存を図るのなら、送電網の整備と蓄電機能を拡充し、地域地域で再生可能エネルギーの自立を目指してこそ、災害時にも早期の復旧・復興につながるものだと考えまます。

地震は止められないが原発は止められる。危険な伊方原発3号機は、地震が来る前に運転を停止させてほしい、そして、県民の不安を払拭してほしいとの思いに答えていただくよう、議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)



採 決

○議長(加藤 渚君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する塚地佐智議員ほか5名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めまます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 渚君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めまます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 渚君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案から第11号議案まで、以上10件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 渚君) 全員起立であります。よって、以上10件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 渚君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

これより請願の採決に入ります。

請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 渚君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第12号—第13号)

○議長(加藤 渚君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を

書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末229ページに掲載〕

○議長(加藤 渚君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第12号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」及び第13号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤 渚君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濱田知事。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第12号議案は、高知県収用委員会委員の稲田知江子氏と鶴岡香代氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、稲田知江子氏を再任いたしますとともに、新たに藤田美津子氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

次に、第13号議案は、高知県収用委員会予備委員の森下幸彦氏の任期が今月16日をもって満了いたしますため、新たに中澤純夫氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤 渚君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、

質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第12号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、稲田知江子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、稲田知江子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、藤田美津子氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、藤田美津子氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第13号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第3号—議発第4号 意見書議案)

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号、議発第4号 巻末230～
232ページに掲載〕

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案」及び議発第4号「防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書議案」及び議発第4号「防災・減災、国土強靱化対策の強化を求める意見書議案」、以上2件を一括採決いたします。

以上2件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第5号 意見書議案）

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。
議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第5号 卷末235ページに掲載〕

○議長（加藤漠君） お諮りいたします。
ただいま御報告いたしました議発第5号「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
よって、さよう決しました。
これより採決に入ります。

議発第5号「地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。
議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 卷末238ページに掲載〕

○議長（加藤漠君） お諮りいたします。
ただいま御報告いたしました議発第6号「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。
よって、さよう決しました。
これより採決に入ります。

議発第6号「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第7号 意見書議案）

○議長（加藤渚君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第7号 巻末240ページに掲載〕

○議長（加藤渚君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第7号「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤渚君） 起立多数であります。よっ

て、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、採決（議発第8号 意見書議案）

○議長（加藤渚君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第8号 巻末243ページに掲載〕

○議長（加藤渚君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第8号「下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤渚君） 起立多数であります。よっ

て、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

議案の上程、討論、採決（議発第9号—議発第10

号 意見書議案)

○議長（加藤渚君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第9号、議発第10号 巻末246～
249ページに掲載〕

○議長（加藤渚君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書議案」及び議発第10号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君） 日本共産党のはた愛でございます。私は、ただいま議題となりました議発第9号「企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書議案」に賛成、議発第10号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案」に反対の立場から討論をいた

します。

議発第10号は、今回の政治資金規正法の改定をもって、再発防止策が盛り込まれたとの評価をしていますが、特に今回の政治資金・裏金問題の発端となった政治資金パーティーについては、対価支払い者の氏名等の公開基準額の引下げにとどまりました。公開基準額を20万円から5万円に変更したところで、回数を分けて購入すれば、購入者が公開されないことには変わりはありません。今回の改定政治資金規正法の再発防止策は、企業・団体献金の裏金化を根本的に防ぐものとは言えない中身となっています。

少なくとも再発防止というなら、企業・団体献金の抜け道と指摘をされる政治資金パーティーの禁止、企業・団体献金禁止そのものが必要ですが、多くの野党が一致して求めたにもかかわらず、改定には盛り込まれませんでした。何より自民党派閥によるパーティー券販売のキックバックである裏金が何に使われたのか、どのような経過で続けられたのか、真相究明は全く行われておらず、国民への説明を果たしていません。真相究明に背を向けたままで法改正を可決した自民、公明両党に真に政治資金の透明性を確保しようとの意図は毛頭ないことは明らかです。

改定政治資金規正法の問題点は、再発防止に意味をなさないことだけにとどまりません。むしろ政治資金の透明性そのものを後退させる改悪がなされています。これまで脱法的に続けられ、自民党をはじめとする一部政党が党幹部に支出し、使途を公開してこなかった政策活動費を合法化し、使途公開は10年後で構わないと決めました。さらに、党幹部でなくても、国会議員、予定候補者であれば支出できるとしたことは、明らかな改悪です。二階派トップの二階俊博氏が幹事長を務めていた約5年間で手にした政策活動費は約50億円に上り、その使途は全額

不明という状況です。

2022年の政治資金収支報告書によると、自民党は党幹部15人に約14億1,630万円の支出をしています。そのうち最も多かった9億7,150万円の政策活動費を受け取った茂木敏充自民党幹事長は、具体的な法規制がないことを背景に、我が党の政策活動費は党に代わって党勢拡大や政策立案、調査研究のために従来より党役職者の職責に応じて支出されている、関連法令にのっとり適正に処理されていると、脱法的な実態を認めつつ、使途の非公開を正当化しています。

取材に答えた自民党幹事長室は、収支報告書の記載事項以上の内容は憲法で保障されている政治活動の自由に鑑み従来より回答は差し控えていると公開を否定しています。今回の政治資金規正法の改定は、領収書など使途の公開を10年後とするなど、明らかに実効性のないものであり、不透明な政策活動費の実態にお墨つきを与えるものです。

さらに問題なのは、政治資金規正法の要旨の作成・公表義務規定を削除したことです。収支報告書そのものは3年たつと削除されるため、政治資金の実態を過去に遡って確認することができなくなるという重大な問題であり、高い透明性の確保とは真逆の中身です。そもそも、国民の不断の監視と批判の下に置くとした規正法の基本理念を貫き、収支報告書の公開は拡大していくことこそ必要です。国民、県民もこの改定政治資金規正法が抜け穴だらけで、実効性を欠くものだと見抜いています。

地元新聞の調査では、政治資金規正法に対して回答者の9割が否定的な評価だったと報道されています。この点について県民からは、何らかの見返りを期待してパーティー券を購入しているのは明らか、政策がゆがめられると思う、パーティー券購入者の名前の公開基準の引下げも、政策活動費の10年後の公開も場当たりので、

国民が望む法改正とは程遠いと厳しい指摘をしています。

議発第9号は、企業・団体献金の禁止、政策活動費の即刻廃止、政治資金パーティーの全面禁止の3点を求めています。議発第10号が言うように、国民の政治に対する信頼回復と政治資金の高い透明性の確保を進めるためには、この3点を含めた政治資金規正法の抜本的な改正が不可欠です。実効性のある法改正を求めないのであれば、高知県議会も、国民、県民から信頼を失うことにもなりかねません。

抜本的な法改正を求める議発第9号への同僚各位の賛同を心からお願いいたしまして、討論といたします。(拍手)

○議長(加藤 漠君) 26番西森雅和議員。

(26番西森雅和君登壇)

○26番(西森雅和君) 私は、ただいま議題となりました議発第10号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案」につきまして、賛成する立場から討論を行います。

改正政治資金規正法が6月19日可決、成立し、26日に公布されました。改めてその内容と経緯について述べさせていただきます。

今回の改正政治資金規正法には4つの大きなポイントがありました。1つ目は、私ども公明党として一丁目一番地として捉えていた代表者の監督責任の強化、さらには罰則の強化、いわゆる連座制の強化であります。今回の改正法では、その具体的な手続が明示されました。まず、会計帳簿等に関し、代表者、議員ということになりますけれども、代表者による確認の義務づけが明記されています。あわせて、会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明の義務づけも条文に明記されております。そして、代表者が会計責任者から説明を受けた上で、収支報告書の確認をしたことを示す確認書の提出の義務づけも今回の法律に明記されました。

その上で、会計責任者が収支の不記載や虚偽記載で処罰を受けた場合、例えば確認が十分でなかったり、監督をしていなかったり、またこの確認書を提出していない場合、政治家本人に罰金刑が科され、公民権が停止となる内容となっています。当然現職であれば失職します。今回の連座制の強化によって、これまで政治倫理審査会などで連発されてきた、私は知らなかったとか、トカゲの尻尾切りを一切許さないということになります。

さて、実はこの連座制については公明党は2009年、民主党政権時代に同様の法案を国会に提出していました。しかし、当時の与党第1党だった民主党などはなかなか審議に応じず、審議未了、廃案となりました。立憲民主党は、今回の連座制の強化を「なんちゃって連座制」などと言っていますが、そもそも立憲民主党には今回の改正内容を批判する資格はないということ強く言っておきたい。

2つ目は、政治資金パーティー券の公開基準の20万円超から5万円超への引下げであります。今回、自民党、公明党の実務者会議において、この政治資金パーティー券の公開基準の引下げについて、自民党は今後の検討項目としていました。しかし、今回のパーティー券の公開基準、20万円超について、いわゆる不正の温床になっているということで、公明党は5万円超への引下げの提案をしてきました。この5万円超という金額は公職選挙法の寄附行為の公開基準と同じ金額であり、これに合わせるというものであります。

こうした中、自公の実務者会議で議論を重ね、5月9日、自公の取りまとめにおいて、公開基準を引き下げるという方向性が明記されました。しかし、具体的な額については折り合わず、法案の共同提出ということにはならず、5月17日、自民党はパーティー券の公開基準を10万円超と

した改正案を衆議院に単独で提出しました。

その後、マスコミなどにおいて、公明党が自民党案に譲歩するといった報道が多くなされましたが、公明党は一步も引きませんでした。その結果、5月31日、岸田首相の判断により5万円超の金額が提示され、修正案に5万円超が明記されました。

3点目が、政策活動費の使い道の公開であります。政策活動費は、政党が議員に支給する政治資金であります。自民党会派の所属議員がパーティー券収入のキックバックを政治資金収支報告書に記載していない口実として政策活動費を挙げたことで、その在り方が焦点となりました。

2022年の収支報告書によると、政策活動費として自民党は14億1,600万円余り、立憲民主党は1億2,000万円、日本維新の会など各党も支出しています。公明党はこれまで一切支出していません。公明党は使い道が明らかにされていない政策活動費がブラックボックスになっていると考え、使途公開の必要性を訴え続けました。これにつきましても当初自民党案は、今後の検討項目ということになっていましたが、自公で何度も議論を重ねる中で、今回の改正内容に盛り込むこととなりました。

具体的な内容としては、政党から政策活動費の支払いを受けた議員は、その支出に係る項目、金額、年月を報告し、収支報告書に記載を義務づけることになりました。これにより政策活動費の透明性は確実に高まるものとなります。

4点目が、独立性を確保した第三者機関の設置であります。これにつきましても、当初の自民党案には記載がありませんでした。それを5月9日の自公取りまとめにおいて設置の検討ということが明記され、さらには5月31日の岸田首相と山口代表との党首会談を受けた再修正案では、設置するものと明記をしました。

また、この第三者機関の設置時期については

明記をされていませんでした。この件につきましては、参議院の審議において公明党として、総理より法改正の施行期日である令和8年1月1日を目指すとの答弁を引き出しています。

以上、連座制の強化、パーティー券の公開基準の5万円超への引下げ、政策活動費の使い道の公開、第三者機関の設置が今回の改正政治資金規正法の大きなポイントであります。そのほか、公明党の提案によって盛り込まれた改正内容としては、パーティー券の支払いを口座振込に限定、外部の監査の強化、収支報告のオンライン提出の義務づけ、個人寄附者の個人情報・プライバシーの保護などがあります。

以上、さきの国会において成立した改正政治資金規正法の内容と経緯について述べさせていただきました。

野党は、今回の政治資金規正法の改正はざる法などと言っていますが、具体的に何がざる法なのか、どこがざる法なのか。批判だけを繰り返す、これが野党の実態であります。批判を繰り返すだけでは、政治資金の透明性を確保することはできません。

公明党は今年1月、政治資金の収支と支出をより明確にする透明性の確保と、罰則の強化を柱とする公明党政治改革ビジョンを他党に先駆けてつくり、信頼される政治を目指し、政治資金規正法の改正に真剣に取り組んでまいりました。

また、公明党は6月20日、各党に先駆けて改正政治資金規正法の実施推進プロジェクトチームを設置し、年内をめどに第三者機関の組織構成や権限などの制度設計をはじめ、検討項目となっているものについて具体的な方向性を出すこととしております。公明党は、これからも責任ある政党として役割をしっかりと果たしてまいります。

今回、改正された政治資金規正法の遵守、同

法の附則で求められた事項の早期実現など政治資金の高い透明性の確保を求める意見書が、自民党の地方議会である高知県議会自民党から出されたことを大いに評価するものであります。よって、議発第10号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案」について賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(加藤 漢君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第9号「企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漢君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第10号「政治資金の高い透明性の確保を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤 漢君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第11号 意見書議案)

○議長(加藤 漢君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第11号 巻末251ページに掲載〕

○議長（加藤渚君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤渚君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番土居央議員。

（13番土居央君登壇）

○13番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました議発第11号「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案」について、反対の立場で討論をいたします。

まず、今回の改正地方自治法の立法事実はないとの指摘は適切ではありません。法改正の基となった第33次地方制度調査会の答申では、以下の指摘がされています。

引用いたしますが、新型コロナウイルス感染症対応においては、当時の感染症法の規定では想定されない事態に直面し、例えばダイヤモンド・プリンセス号船内で多数のコロナ患者が発生した際には、入院する患者の移送について都

道府県の区域を越えた対応が必要となり、国が調整の役割を果たした。また、同年、患者数の大幅な増加に伴い保健所設置市区単位では病床の効果的な利用が困難となった際に、国の要請により都道府県に都道府県入院調整本部が設けられたなど、感染症法上の役割分担にかかわらず、事実上、国や都道府県が一定の役割を担わざるを得ない事態に至った。新型インフル特措法に基づいて使用制限を要請する施設の範囲や、営業時間の短縮を要請する時間帯について、国と都道府県との間で調整が難航した事例もあり、一体となって対応できる仕組みの必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、その都度、新型インフル特措法、感染症法について必要な改正が行われてきた。しかしながら、こうした困難な事態を招いたという事実は、地方自治法を含め、現行法制による国と地方公共団体の関係における国の役割、都道府県と保健所設置市区との関係における都道府県の役割が、大規模な災害、感染症の蔓延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に備える個別の関係法が想定しない事態に対し、十分に対応していなかったことを示すものと評価しなければならないというものです。

さらに、自然災害への対応に関しても、平成25年台風26号や平成27年9月関東・東北豪雨は、災害対策基本法における非常災害には至らない災害であった。しかしながら、住宅地での土砂災害の発生や河川堤防の決壊による市街地の水没などが発生し、効果的に災害対策に当たる観点から、国と地方公共団体との緊密な連絡調整の下、災害応急対策が実施された。その後、令和3年の災害対策基本法の改正により、このような災害が特定災害と位置づけられ、政府対策本部の設置、国から地方公共団体への指示の規定が盛り込まれた。これは、当時の災害対策基本法の規定で想定された、非常災害に至らない

ものの、特定の地域に集中的に発生し、人の生命・身体に急迫の危険を生じさせるような災害については、災害応急対策をよりの確かつ迅速に行うため、国と地方公共団体とが緊密に連携し、一体となって対応する必要があったことを示すものであった。当該法改正が行われるまでは、上記の新型コロナ対応と同様の課題があったとすることができるとしています。

その上で答申では、個別法はこれまで発生した災害や感染症の蔓延などの事態や、その対応に当たり生じた課題等を踏まえて、備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定を設けており、その見直しも重ねられている。しかしながら、今般の新型コロナ対応や、近年の自然災害の発生状況は、個別法において想定されていなかった事態が生じ得ること、そうした事態であっても国と地方が連携し、総力を挙げて取り組む必要があることを、改めて認識させるものであったと指摘をしています。こうした答申の内容を踏まえて今回の改正案が立案されています。

高知県政においても、前尾崎県政以降、危機管理においては、想定外を想定することを踏まえての対応策とその体制づくりを基本としてきたことは、全庁、全議員の共通認識であったと考えます。このたびの立法は、過去の対応を踏まえ個別法の見直しは重ねられている上で、今後も個別法において想定されていない事態は生じ得るものであり、その場合には、国、地方間の責任の所在が不明確となるため、個別法が改正されるまでの間に行われる国から地方への関与について、法律上のルールを明確化する必要があるということが立法事実であると考えます。

次に、上下主従の関係の一部復活という指摘に関してです。本改正は、国の責任において指示すべきものは地方との情報共有、コミュニケーションを確保し、限定的な要件、適正な手続を経て指示として行われるようにするものである

など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国の地方への働きかけについて、法律上のルールを整備するものであり、国が果たすべき責任を明確化する意義があると考えます。

国と地方の関係の基本原則にのっとり、国と地方を通じた的確、迅速な国民の保護を可能とするため、地方分権一括法で構築された国と地方の関係の基本原則の下で、現行の国と地方公共団体の関係に関する規定と明確に区分した特例を規定するものであり、国と地方の対等・協力の関係を変容させるものではなく、地方分権の流れに逆行するものでもありません。ましてや、上下主従の関係を復活させるものでもないと考えます。

さらに、自治体との事前調整及び国会の事後検証の義務化に関してです。先ほども申しましたとおり、国と地方の間で十分な情報共有、コミュニケーションを図ることが事態への対応を実効的なものとすると考えます。このような前提に立ちながらも、例えば当該事態における被害の状況、拡大のスピードなどによっては、極めて速やかな対応が求められる場合も考えられるところです。地方制度調査会でも、事態は多様かつ複雑であり、協議の主体を含め、特定の手続を必ず取るようにというのは難しい場面もあるのではないかとといった議論があり、これを踏まえ努力義務としたものと聞いています。

また、衆議院における修正により、補充的な指示が行使された場合の国会報告が盛り込まれております。国会における適切な検証と個別法の制定や改正に関する議論につなげていくことを目指しているものと承知をしています。

さらに、改正法が成立するに当たって、生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告するとともに、国会報告の内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するもの

となるようにすること、また当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体の関係者の意見を聞いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずることなどを求める附帯決議も行われております。自治体との事前調整や国会の事後検証を行い、適切な指示の行使となるような仕組みが既に盛り込まれているところであります。

以上の点から、議発第11号「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案」は適切ではなく、同僚議員各位には意見書に反対の立場に御賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(加藤渚君) 28番岡田竜平議員。

(28番岡田竜平君登壇)

○28番(岡田竜平君) 県民の会の岡田竜平でございます。ただいま議題となりました議発第11号「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案」に県民の会を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず申し上げたいのは、地方分権推進法第4条には、国と地方公共団体との役割分担が明記をされていること、さらに改定された自治法においても、国が補充的な指示をした場合であっても、その範囲を超えて地域住民の安全を守るという自治体の責任が国に移るものではないとの見解が述べられております。

それらのことから私が理解いたしますのは、指示権行使の必要性ではなく、国は財政的支援をしっかりと行い、地方は用途を決定しその責任を負う、この点の明確化こそ地方分権には必要な考え方ということでございます。

このたびの改定のきっかけといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策などに際して、地方自治、

地方分権が施策の円滑、効果的な実施の支障となっているといった指摘が、国、地方の関係者のみならず、報道や学術関係者においても見受けられました。その後、国と地方の新たな役割分担について地方制度調査会で検討され、地方自治法改正案が国会に提出されたと承知をしております。

しかしながら、コロナ禍にあったような混乱を回避することを目的とした指示権の追加であれば、それは大きな間違いと言えます。コロナ禍における感染拡大を防ぐ自治体の対応では、現状を冷静に把握、分析し、感染拡大を着実に抑えている知事もいれば、信憑性の低い情報に困惑する知事、ほかにも国の指示待ちをし忠実に従う知事もおり、日本の地方自治、民主主義に禍根を残しかねない状況となっていたのもまた事実であります。

そこには、国から法的根拠のない要請もあり、全国全ての小・中・高校、特別支援学校への臨時休校要請もその一つでございました。休校でありましたら、本来、教育委員会の判断により方針の決定、もしくは例外的に教育長単独による決定がなされるわけでございます。しかしながら、このときほとんどの自治体は国からの要請に従っており、言い換えれば指示待ちとなってしまったことは、大いに今後に生かされる教訓となったわけでございますが、だからといって、曖昧な要件を前提とした指示権の行使にはつながるものではございません。

今年1月1日の能登半島地震では、学校が避難所として継続して使用されるなどの理由により、輪島市、珠洲市、能登町の希望いたしました400名の中学生が白山市と金沢市に集団的避難をし、教育が受けられる環境が整えられたわけでございますが、この場合も当然国からの要請や指示ではなく、市町教育委員会から集団的避難の打診を受けた石川県教育委員会の対応で

あったわけであり、有事の際、地域の実情を把握した上での冷静な自主的対応だったと理解しております。

有事、平時を問わず、国、地方に必要なのは、やはり具体的かつ正確な情報でございます。例えば、災害時の情報の取扱いにおいては、危険箇所及び避難等の情報や避難場所の状況が、その後の気象予測を踏まえて迅速、的確に入ってくる現場の体制が大事なのでございます。さらに、既に策定されております諸計画の実効性への指摘もあり、そういった点を高い危機意識の下、地方自治体の責任において確認しておくことこそ重要であります。

そして、自治体が有事の際に指示待ちとなってしまう要因といたしまして、専門的な知識の乏しさから来るものもあると推察できます。有事においては、現場の状況と併せて必要とされるのが専門的な知識でございます。例えば、高知県におきましても、産学官、それ以外との連携が実行されており、地方の決定事項において必要な各分野の地域に根差した専門家に不足はございません。このことは、都道府県によっても大きな違いはなく、平時よりの専門家集団の形成と、自治体との連携こそ重要と言え、国に求められておりますのは、まずは大きな枠組みまでを示すことと言えます。

かつては機関委任事務という概念があり、自治体に対する国の包括的指揮監督権が認められておりました。しかしながら、実際にこの権限が行使されることはございませんでしたが、その権限の牽制力による地方の萎縮が指摘をされておりました。そして、地方分権改革により、平成12年の地方分権一括法における国の関与等の見直しとして、機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止がなされ、制度上は国の関与の権限が縮小され、自治体の主体性が期待されることとなったわけでございます。

このような経過をたどったにもかかわらず、このたび国は国民の安全に重大な影響を及ぼす事態として想定しない事態を想定した法改定を行ったことは理解されるはずがなく、対等・協力の関係から上下主従の関係の一部復活と言えるわけでございます。

さらに、このたびの法改定には、その必要性や正当性を根拠づける立法事実がございません。法律を制定するのであれば、その目的と手段を基礎づける社会的な事実が必要であり、法律の成立を支えるとともに、その存続をも支えるものが立法事実でございます。しかしながら、このたびの法改定により付け足された指示権には、個別法で想定しない事態とはどういう事態なのか明らかでなく、結果、基礎づける社会的な事実が存在しません。

そして、本来は国会で決めるべきことが、閣議決定により各大臣が自治体に指示できるようになり、このままでは時の政権が恣意的な行使をする危険性があり、自治体側からも分権逆行の批判が高まっております。

地方自治体は、地方自治において地域の状況を丁寧にしんしゃく、そしてその具現化を図ることが求められているのは言うまでもございません。しかしながら、今般改定されました地方自治法におきまして、自治体に対します国の指示権の拡大は、地方分権一括法の施行で期待されました地方の自主性、自立性から遠ざかるものになったと考えております。

行政において、指示は当然命令ではございませんが、助言や勧告とは違い、自治体にとって極めて重い意味を持っており、このような強引に制定された法律が理解されるはずもなく、指示権の濫用行使には大いに警戒すべき状況と言え、自治体との事前調整を欠くことは当然許されません。そして、自治事務に対する国の不当な介入を誘発するおそれも指摘されており、自

自治体が積極的に住民に寄り添う施策を行う以前に、国の指示待ちとなり、地域の活力をそぐおそれもあり、国会の事後検証は必須と言えます。

地方自治法の運用に当たっては、拡大解釈により地方分権改革の本来の目的と逆行した指示権の濫用はあってはならず、このままでは地方自治制度の根幹を揺るがしかねず、指示権の濫用行使をしないためには、先ほど申しました自治体との事前調整及び国会の事後検証を義務化する必要が生じております。

そこで、最後になりますが、各都道府県を代表する執行権者でありますそれぞれの知事には、日頃より住民の声を敏感に感じながら、有事の際には冷静な陣頭指揮を執り、住民自治において地方から国を動かすといった気概に期待をいたしまして、本意見書の賛成討論といたします。

何とぞ先輩・同僚議員の皆様にも御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(加藤漠君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第11号「改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第12号 意見書議案)

○議長(加藤漠君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第12号 巻末254ページに掲載〕

○議長(加藤漠君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第12号「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

25番寺内憲資議員。

(25番寺内憲資君登壇)

○25番(寺内憲資君) 私は、ただいま議題となりました議発第12号「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案」につきまして、反対する立場から討論を行います。

今回の意見書は、学校給食費の無償化を全国一律に早期に実現するよう求めるものであります。確かに学校給食が無償化になると、自治体にとってはありがたい話であります。各自治体において、自主財源や地方創生臨時交付金を活用した学校給食の無償化が全国的に広がりを見せていることも承知しています。

しかしながら、現段階で国によって学校給食費の無償化を全国一律に実現しようとした場合、

課題も多くあります。現在、学校給食は学校給食法に基づき、小中学校や特別支援学校、定時制高校において、学校設置者に給食実施の努力義務が課されています。そして、学校給食の食材費は保護者が負担することとなっており、人件費、施設・設備費などは学校設置者が負担することとなっています。経済的困窮家庭の学校給食費については、生活保護や就学援助制度により基本的に無償となっています。

こうした中、文科省では学校給食の実施状況を明らかにし、今後の学校給食及び食に関する指導充実のための施策の企画立案に必要な基礎データを得るために、隔年で学校給食実施状況等調査を実施しています。

また、昨年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針では、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食費の実施調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとされてきました。こうしたことを踏まえ、学校給食費の調査を実施し、先月12日にその結果を取りまとめ、公表しています。

それによりますと、学校数ベースの完全給食の実施状況は、小学校98.8%、中学校89.8%、特別支援学校88.9%、夜間定時制高校51.4%となっています。そして、学校の種別では、国立の実施率は、小学校98.5%、中学校20.6%、私立学校の実施率は、小学校43.4%、中学校8.2%となっています。公立学校における完全給食を実施していない主な理由としては、小中学校ともに、ほかの施設で給食が提供されているというのが最も多くなっています。

在籍児童生徒数ベースの実施状況を見ますと、公立学校では、小学校99.9%、中学校97.8%、特別支援学校94.7%となっています。ただし、喫食数ベースでは、小学校99.6%、中学校89.2%、特別支援学校88.9%であります。

今回の調査で、給食を実施している学校においても、約28万5,000人が給食の提供を受けていないということが明らかになっています。これは、重度のアレルギーなどにより弁当を持参している児童生徒が存在するほか、不登校などで喫食しない児童生徒がいること、また一部の自治体で中学校を中心に選択制の学校給食を実施しているため、給食を希望しない生徒がいるためであります。こうした児童生徒の無償化をどのように進めるのか、課題であります。

そして、公立学校の学校給食費の状況を見ますと、完全給食の給食費、これは実際に保護者が支払った額ではなく食材費に相当する金額であります。月額平均で小学校4,688円、中学校が5,367円、夜間定時制学校が5,344円となっています。また、都道府県間における給食費額を見ますと、小学校が3,933円から5,314円、中学校が4,493円から6,282円と1.4倍弱の開きがあります。このような差がある中での無償化をどのようにしていくのかも課題であります。

自治体における独自の学校給食費無償化の実施状況は、1,794自治体中775自治体において、何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施していますが、令和5年9月1日時点で無償化を実施している722自治体のうち547自治体で小中学生の全員を対象とし、145自治体において小中学校段階で支援要件を設けています。支援要件としては、多子世帯を要件としている場合が多くあります。

自治体として、無償化の実施に至った経緯及び目的を見ますと、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援といった現在児童生徒がいる家庭への支援が最も多く、次いで将来の子供の増加を期待した支援、いわゆる少子化対策が挙げられています。一方、食育の推進など教育の質の向上に直結する目的を挙げている自治体は少ない状況であります。

以上が文科省が調査を実施し、その結果を取りまとめ、公表したものであります。今回の文科省の調査結果で、学校給食実施校において重度のアレルギーなどにより弁当を持参している児童生徒が存在するほか、一部の自治体で中学校を中心に選択制を実施しており、給食の提供を受けていない児童生徒が28万5,000人いることや、学校給食費に1.4倍弱の開きがあることなどが明らかになり、今後さらなる丁寧な議論が必要であります。

こうした状況を見たとき、学校給食費の無償化を全国一律に早期に求めるということは時期尚早であると考えますし、国として調査結果をさらに精査し、課題を整理して対応する必要があると思います。

したがって、議発第12号「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案」には、今の段階では賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。(拍手)

○議長(加藤漠君) 35番岡本和也議員。

(35番岡本和也君登壇)

○35番(岡本和也君) 日本共産党の岡本和也です。私は、議発第12号「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

学校給食費無償化は、全ての子供が平等に栄養バランスの取れた学校給食を食べることができ、経済的な困難から子供の健康や学習機会が損なわれないようにすることを目的とする制度です。全国どこに暮らしていても全ての子供たちに質の高い給食を届け、よりよい教育環境を保障することが求められます。

給食の質の低下は、無償化が自治体の財政力で賄われている現状では確かに懸念点ですが、全国一律の制度として国が財源をしっかりと保障すれば起こり得ません。むしろ、給食への地元産食材の活用や有機食材の導入などを促進す

れば、地元の小規模農業、漁業、水産業、食品製造業などの振興にもつながり、各地域の特色を生かした質の高い給食の提供につながります。

不登校児への公平性については、現在不登校傾向の児童生徒はいつ学校に行けるか分からないが、食材は事前に確保する必要があるため、実際には登校できなくても学校給食費を負担しています。無償化はこの不公平を解消するものです。

また、急激な物価高騰の中、子育て世帯の教育費負担の軽減も急務です。子育て世帯の声を紹介します。物の値段が上がって本当に暮らしにくい、給料は思うように上がらない、子供たちにもお金がかかってしょうがない、何とかしてほしい。この声に政治が応え、子供たちが健やかに育つ環境づくり、教育費負担の軽減につながなければなりません。

この間、文部科学省が学校給食費無償化について調査を行いました。結果を見ると、公立小中学校の児童生徒全員の給食費を無償化している自治体が、2023年9月時点で全国の3割に当たる547自治体となり、前回2017年度の調査の76自治体から約7倍化していることが明らかになりました。また、支援要件を求めるなど、一部の児童生徒を対象として無償化を実施している自治体も含めると722自治体と約4割の実施率となり、学校給食費無償化が全国的な広がりを見せています。

このような文部科学省調査は、政府が異次元の少子化対策の基本方針として2023年6月に発表したこども未来戦略方針に基づくもので、岸田首相は、調査結果を基に小中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしていました。

今回の調査は、国の学校給食費無償化を検討する基礎的資料となるもので、全国で実施自治

体が広がっていることは、公平性を担保するためにも国による一律の制度化の必要性を示しているものと言えます。

このように全国で学校給食費の無償化が進み、政府でも議論になる背景には、参議院常任委員会調査室、特別調査室の資料によると、昨年4月に行われた統一地方選挙において、自民党のマニフェストで、理想の子供数を持たない主要因は経済的理由であり、経済的支援が重要であると、就学後支援の一つとして、小中学校の給食費の無償化を掲げたことをはじめ、ほぼ全ての主要政党が学校給食費無償化の必要性を認め、政策で掲げていることがあります。学校給食費無償化を進め、子供たちによりよい環境を提供することは、政治的な立場を超えた合意となっています。

このような動きに呼応するように、各自治体の議会でも学校給食費無償化を求める意見書の可決が広がっています。今年6月19日付高知新聞の記事には「給食無償化 意見書相次ぐ」との見出しで、学校給食費無償化に向けた全国市町村議会での動きについての記事が出ました。

中身を紹介します。財源などの問題で導入に踏み切れない自治体もあり、地域格差が生じていることから、国が主導して全国一律で無償化するよう求める意見が多いとされています。東京都東村山市議会は、自治体の財政だけに頼れば財政力による格差が生じると強調、岩手県議会は、新型コロナウイルス禍や物価高騰が市民の暮らしを直撃したと指摘し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため無償化を強く要望するとするなど、同様の意見書は北海道や岐阜県、兵庫県などでも可決されているとのことです。今後も全国的な広がりを踏まえれば、国も検討の加速を迫られることは間違いありません。

高知県は日本一出生数が少ない県となっています。高知県議会として、子供の教育環境を支

え、人口減対策ともなる学校給食費無償化の実現を国に求めることは、立場の違いを超えて合意できるものと考えます。

全国の動きに後れを取ることがないように、今議会において給食の質を保障した全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書案を全会一致で可決し、国に対して提出できますよう議員各位の賛同を求めまして、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(加藤漠君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第12号「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤漠君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



特別委員会の設置

○議長(加藤漠君) 日程第2、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。高知県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査検討を行うため、委員10名をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」を、高知県の人口減少対策についての調査検討を行うため、委員10名をもって構成する「人口減少対策調査特別委員会」を、それぞれ設置し、これらの事件を付託の上、この調査が終了するまで議会の閉会中も継続して調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(加藤漠君) 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、指名案のとおり、それぞれ選任することに決しました。

〔特別委員指名案 巻末257ページに掲載〕



継続審査の件

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末259ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること

に決しました。



○議長（加藤漠君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（加藤漠君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、令和6年度高知県一般会計補正予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出され、議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に對しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

開会に当たっても申し上げましたが、去る4月17日に豊後水道を震源とする最大震度6弱の地震が発生いたしました。執行部におかれましては、被災地への対応に引き続き万全を期していただくとともに、南海トラフ地震への備えを一段と加速化していただくようお願いを申し上げます。

目下の県政における最重要課題である人口減少対策につきまして、議会としても特別委員会を設置して調査検討を行っていくことといたしました。あわせて、今後の議員定数や選挙区の在り方を検討する特別委員会も設置されました。選任された委員の皆様には、精力的に調査検討

を進めていただきますようお願いを申し上げます。

梅雨が明ければ、いよいよ本格的な高知の夏が到来いたします。既に県内では連日猛暑日を記録するなど、今年も酷暑の兆しが見えております。皆様方におかれましては、どうか健康に御留意の上、県勢発展のためにますます御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和6年6月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和6年度一般会計補正予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ能登半島地震を踏まえた南海トラフ地震対策や、教育政策などに関して多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、元気で豊かな、そしてあったかい高知県の実現を目指し、全力で県政の運営に努めてまいります。

今年度は、私にとりまして県政運営2期目が実質的にスタートする年であり、はや3か月が経過をいたしました。この間、どっぴり高知旅キャンペーンの開始による観光振興や、今月末に開店をいたします大阪市梅田のアンテナショップを核とした関西戦略などを進めてまいりました。持ち直しの動きが続く県経済の回復軌道をより確かなものとするために、デジタル化、グリーン化、グローバル化など様々な取組を加速させることで、高知県の明るい未来を切

り開いてまいります。

人口減少問題の克服に向けましては、本年3月に策定をいたしました元気な未来創造戦略に基づき、県のあらゆる施策を総動員して、スピード感を持って取り組んでいるところであります。その中でも、若年人口、特に若い女性を中心とした県外への転出超過からの脱却が何よりも重要です。若者が高知に残りたい、あるいは高知に帰ってきたいと願っていただけますように、魅力ある仕事の創出、県内就職の促進に努めてまいります。

加えて、男性の育児休業取得促進などによりまして、子育てしやすい環境づくりや、固定的な性別役割分担意識の解消に向けました社会全体の意識改革を、県民運動として広げていきたいと考えております。そのために、徹底して若い世代の声に耳を傾けまして、若者人口の回復に向けた効果的なプロモーションをはじめ、新たな施策を順次展開してまいります。

また、このような未来を創造していくためには、その大前提として、安全・安心な高知の実現が不可欠であります。今回の能登半島地震の教訓も踏まえまして、災害に強い道路ネットワークの整備、水道施設の耐震化を加速いたしますとともに、復旧・復興作業や発災直後の応急活動に向けました事前の備えも進めてまいります。あわせて、実態調査の結果や専門家の知見などを踏まえまして、南海トラフ地震対策行動計画の見直しを行うなど、対策全般にわたり強化を図ってまいります。議員各位には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。議員各位におかれましては御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。



○議長（加藤漠君） これをもちまして、令和6
年6月高知県議会定例会を閉会いたします。
午後0時15分閉会